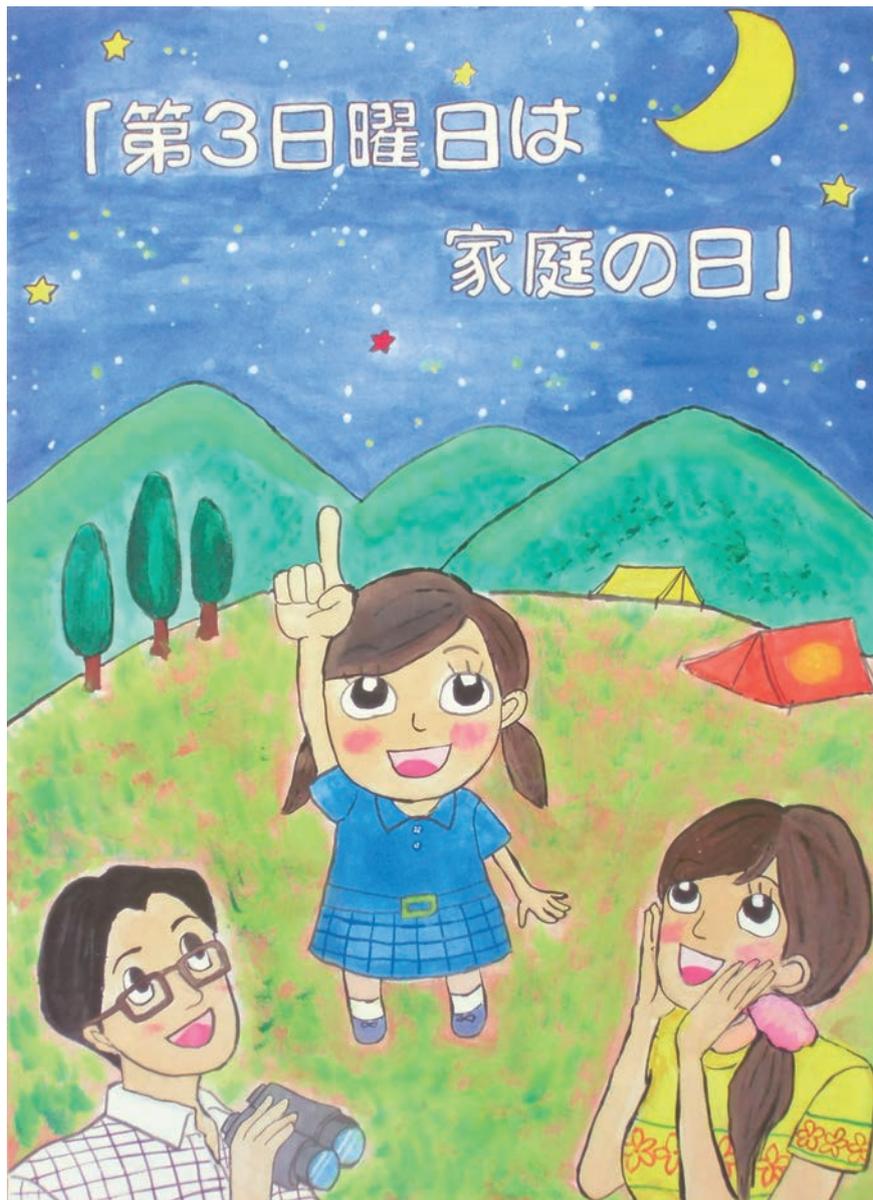


# 青森県子ども・若者白書

平成27年度版



青 森 県

表紙絵 平成 27 年度「家庭の日」作品募集  
 図画・ポスターの部 最優秀賞 作品  
 「満点の星空」  
 むつ市立第三田名部小学校 5年 沼澤 幸織彩

# はじめに

次代を担う子ども・若者が心身ともに健やかに成長することは、県民全ての願いです。そして、その実現のため、私たち大人は模範となり、その健全な育成に努める責務があります。

近年、少子化や核家族化の進行、地域力の低下、情報化社会の進展など、子ども・若者を取り巻く社会環境の急速な変化が子ども・若者の意識や行動に大きな影響を及ぼし、少年非行のほか、いじめや不登校、ニート、ひきこもり、インターネットやスマートフォンが介在する問題行動など憂慮すべき事態が多く見られ、子ども・若者を巡る問題はますます複雑化、多様化しています。

県では、県の基本計画である「青森県基本計画 未来を変える挑戦」において、「あおもりの未来をつくる人財の育成」を重要政策の一つに位置づけ、子どもたちの心身ともにたくましく健やかな成長を促進するとともに、青少年の健全育成を推進してきたところです。

「人財」の育成は、未来の青森県づくりの礎です。心豊かでたくましい子ども・若者の育成・支援に当たっては、教育、福祉、雇用など様々な分野での取組が必要であることから、県では、学校、家庭、地域社会及び関係機関等と連携して各種の施策を展開しています。

また、平成16年度から、子どもたちの豊かな心を育むための取組として、「命を大切に作る心を育む県民運動」を県民総ぐるみで展開するとともに、平成25年1月には、本県の未来を担う子ども・若者の成長と自立を社会全体で支援していくための指針として、子ども・若者育成支援推進法に基づく「青森県子ども・若者育成支援推進計画」を策定し、子ども・若者育成支援施策を推進しているところです。

本書は、これまで「青森の青少年」として作成してきたところですが、今回から「青森県子ども・若者白書」として、第1部は子ども・若者の現状と課題、第2部は子ども・若者育成支援施策の実施状況、第3部は本県の子ども・若者関連事業の概要について取りまとめています。青少年育成関係者はもとより、県民の皆様にも広く御活用いただき、本県の子ども・若者の育成・支援の一助になることを願っています。

最後に、本書の作成に当たり御協力いただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、本県の未来を担う子ども・若者が心豊かでたくましく育つよう、更なる御支援、御協力をお願いいたします。

平成28年3月

青森県環境生活部青少年・男女共同参画課



# 目 次

## 《第1部》子ども・若者の現状と課題

### 第1章 青少年の人口

- 1 青少年人口の現状と推移 ..... 1
- 2 年齢階層別（男女別）青少年人口 ..... 1
- 3 市町村別青少年人口 ..... 2

### 第2章 青少年の健康

- 1 児童生徒の体格 ..... 3
- 2 児童生徒の体力 ..... 3
- 3 食育の推進 ..... 10

### 第3章 青少年の教育

- 第1節 学校教育人口 ..... 13

#### 第2節 学校教育

- 1 学校概要 ..... 14
- 2 幼稚園 ..... 14
- 3 小学校 ..... 15
- 4 中学校 ..... 15
- 5 高等学校 ..... 16
- 6 特別支援学校 ..... 17
- 7 専修学校・各種学校 ..... 17
- 8 大学 ..... 18

#### 第3節 学校に係る諸問題

- 1 いじめ ..... 19
- 2 不登校 ..... 19
- 3 中途退学 ..... 20
- 4 暴力行為 ..... 21

#### 第4節 進路状況

- 1 中学校 ..... 22
- 2 高等学校 ..... 22

### 第4章 青少年の労働

- 第1節 産業別就労人口 ..... 24

#### 第2節 青少年の就業状況

- 1 新規学校卒業者の求人・就職状況 ..... 26
- 2 新規学校卒業者の求職動向 ..... 27
- 3 新規学校卒業者の初任給 ..... 28
- 4 新規学校卒業者の離職状況 ..... 28
- 5 完全失業率と有効求人倍率の状況 ..... 29
- 6 ニート・フリーターの状況 ..... 30
- 7 ひきこもりの状況 ..... 31

<b>第5章 安全と問題行動</b>	
第1節 青少年の安全	
1 青少年の死亡者数	32
2 青少年の交通事故	33
3 青少年の水難	35
第2節 犯罪や虐待による被害状況	
1 犯罪被害の状況	36
2 児童虐待の状況	36
第3節 少年非行の概況	
1 非行少年等の検挙・補導人員の年別推移	37
2 刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移	37
3 刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移	38
第4節 青少年の問題行動と対策	
1 薬物乱用	38
2 性逸脱行為	39
<b>第6章 青少年の意識</b>	
1 青少年の意識に関する調査について	41
2 結果概要	42
<b>第7章 青少年の健全育成</b>	
1 青森県青少年行政連絡会議	61
2 青森県青少年健全育成審議会	64
3 青森県青少年健全育成推進員	64
4 青少年の意識調査と青森県子ども・若者白書	65
<b>コラム 「インターネットとスマートフォン」</b>	
子ども・若者とネット・スマホ	66
インターネット・スマートフォンの適切な利用に向けて	70
青少年とインターネット、スマートフォン	74
<b>《第2部》 子ども・若者育成支援施策の実施状況</b>	
<b>第1章 子ども・若者育成支援施策の総合的な推進</b>	
第1節 国の動き	78
第2節 県における子ども・若者育成支援施策の総合的な推進	
1 青森県子ども・若者育成支援計画の策定	78
2 計画の進行管理	79
<b>第2章 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援</b>	
第1節 基礎能力である「知・徳・体」の育成	
1 命を大切にする心を育む環境づくりの推進	81
2 心と体の健やかな育成	82
3 確かな学力の向上	83
第2節 社会的・職業的自立に必要な能力の育成	
1 社会の変化に対応できる能力の育成	85
2 社会参加の推進	86
3 国際交流・国際理解教育の推進	93

4	職業的自立に向けた能力の育成と就労支援	105
<b>第3章</b>	<b>困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細やかな支援</b>	
第1節	ニート・フリーターに対する支援	
1	ニート・フリーターに対する就労支援	110
2	若者の職場適応と定着化、正規雇用化の推進	110
第2節	いじめ、不登校、高校中途退学等への対応	
1	いじめ、不登校、暴力行為への対策・支援	112
2	高校中途退学対策と中途退学者への支援	114
第3節	障害のある子ども・若者への支援	
1	身体・知的・精神障害のある子ども・若者への支援	114
2	発達障害のある子ども・若者への支援	122
第4節	ひきこもりの子ども・若者への支援	123
第5節	非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実	
1	警察	123
2	少年補導センター	125
3	家庭裁判所	125
4	少年鑑別所	127
5	保護観察所	128
第6節	困難を有する子ども・若者のための相談支援体制の強化	
1	関係機関等による相談支援体制の強化	131
2	県民理解の促進と民間支援団体の育成	132
<b>第4章</b>	<b>子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり</b>	
第1節	家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上の推進	
1	家庭の教育力向上のための支援の推進	133
2	家庭や地域との連携による学校づくりの推進	134
3	地域の教育力向上のための取組の推進	136
第2節	県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりの推進	
1	地域の人財育成と活動支援の充実	139
2	男女がともに子どもを育てる環境づくりの推進	152
第3節	子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化の推進	
1	社会環境浄化対策の推進	152
2	子ども・若者の被害防止・保護活動の推進	155
《第3部》	本県の子ども・若者関連事業の概要	157
《参 考》	青森県青少年健全育成条例	171



# 第1部

## 第1章 青少年の人口



## 第1章 青少年の人口

### 1 青少年人口の現状と推移

平成22年10月1日現在の国勢調査による県の総人口は1,373千人である。このうち、青少年人口（0～24歳）は295千人であり、総人口（年齢不詳を除く。）に占める割合は21.6%となっている。

本県の青少年人口の推移をみると、昭和35年まで総人口の半数以上を占めていた青少年人口は、昭和40年に初めて50%を割り、以後、年々その占める割合が減少している。

この現象は、言うまでもなく、近年の出生率の低下、平均寿命の延伸等に起因するが、加えて大学への進学や就職等による青少年の県外流出も大きな要因となっている。

第1-1-1表 本県の青少年人口の推移

(単位:千人、%)

区分 年次	青森県の総人口	青少年人口	総人口(年齢不詳を除く)に 占める青少年人口の割合	青少年人口 の指数
昭和10	967	577	59.7	100
15	1,000	588	58.8	102
25	1,283	762	59.4	132
30	1,383	792	57.3	137
35	1,427	761	53.3	132
40	1,417	698	49.3	121
45	1,428	655	45.9	114
50	1,469	610	41.5	106
55	1,524	583	38.3	101
60	1,524	540	35.4	94
平成2	1,483	479	32.3	83
7	1,482	443	29.9	77
12	1,476	397	26.9	69
17	1,437	347	24.2	60
22	1,373	295	21.6	51

資料:国勢調査

### 2 年齢階層別（男女別）青少年人口

平成22年国勢調査による本県の年齢階層別（男女別）青少年人口をみると、15～19歳が67,308人で最も多く、青少年人口全体の22.8%を占めている。

次いで、10～14歳の66,023人(22.4%)、5～9歳の57,358人(19.4%)、20～24歳の56,205人(19.0%)、0～4歳の48,461人(16.4%)の順となっており、これは出生率の低下及び青少年の県外流出が主因と思われる。

平成22年では、各世代とも平成17年よりも人口が少なくなっており、依然として出生率の低下が進行し、また、青少年の県外流出が続いている状況を見ることができる。

第1-1-2表 年齢別（男女別）青少年人口

(単位:人、%)

区 分	平成22年国勢調査				平成17年国勢調査			
	総数	年齢別 割合	男	女	総数	年齢別 割合	男	女
0～4歳	48,461	16.4	24,618	23,843	58,032	16.7	29,521	28,511
5～9歳	57,358	19.4	29,270	28,088	66,901	19.3	34,216	32,685
10～14歳	66,023	22.4	33,697	32,326	74,026	21.4	37,648	36,378
15～19歳	67,308	22.8	34,303	33,005	76,025	21.9	38,769	37,256
20～24歳	56,205	19.0	28,329	27,876	71,705	20.7	36,292	35,413
計	295,355		150,217	145,138	346,689		176,446	170,243

資料:国勢調査

### 3 市町村別青少年人口

平成22年国勢調査による本県の市町村別青少年人口をみると、市部では青森市が64,975人で最も多く、次いで、八戸市の53,555人、弘前市の42,079人となっており、市部における青少年人口の占める割合は22.2%である。

また、町村部で見ると、青少年人口の割合が高いのは、階上町、おいらせ町、六ヶ所村、藤崎町などで、低い町村は、今別町、外ヶ浜町、新郷村、佐井村などとなっている。

第1-1-3表 市町村別青少年人口

(単位:人、%)

市町村名	総人口			青少年人口(0~24歳)			青少年人口の占める割合	
	平成22年	平成17年	増減	平成22年	平成17年	増減	平成22年	平成17年
青森市	299,520	311,508	△ 3.8	64,975	75,833	△ 14.3	21.8	24.3
弘前市	183,473	189,043	△ 2.9	42,079	48,144	△ 12.6	23.2	25.5
八戸市	237,615	244,700	△ 2.9	53,555	61,390	△ 12.8	22.6	25.1
黒石市	36,132	38,455	△ 6.0	7,978	9,701	△ 17.8	22.1	25.2
五所川原市	58,421	62,181	△ 6.0	11,975	14,122	△ 15.2	20.5	22.7
十和田市	66,110	68,359	△ 3.3	14,906	17,160	△ 13.1	22.6	25.1
三沢市	41,258	42,425	△ 2.8	10,221	11,578	△ 11.7	24.9	27.3
むつ市	61,066	64,052	△ 4.7	12,655	14,776	△ 14.4	20.8	23.1
つがる市	37,243	40,091	△ 7.1	7,575	9,267	△ 18.3	20.3	23.1
平川市	33,764	35,336	△ 4.4	7,054	8,209	△ 14.1	20.9	23.2
市部計	1,054,602	1,096,150	△ 3.8	232,973	270,180	△ 13.8	22.2	24.7
平内町	12,361	13,483	△ 8.3	2,253	2,882	△ 21.8	18.2	21.4
今別町	3,217	3,816	△ 15.7	383	622	△ 38.4	11.9	16.3
蓬田村	3,271	3,405	△ 3.9	575	722	△ 20.4	17.6	21.2
外ヶ浜町	7,089	8,215	△ 13.7	975	1,405	△ 30.6	13.8	17.1
鱒ヶ沢町	11,449	12,662	△ 9.6	1,965	2,600	△ 24.4	17.2	20.5
深浦町	9,691	10,910	△ 11.2	1,512	2,042	△ 26.0	15.6	18.7
西目屋村	1,594	1,597	△ 0.2	252	293	△ 14.0	15.8	18.3
藤崎町	16,021	16,495	△ 2.9	3,425	3,908	△ 12.4	21.4	23.7
大鰐町	10,978	11,921	△ 7.9	1,897	2,352	△ 19.3	17.3	19.7
田舎館村	8,153	8,541	△ 4.5	1,634	1,912	△ 14.5	20.0	22.4
板柳町	15,227	16,222	△ 6.1	3,143	3,717	△ 15.4	20.6	22.9
鶴田町	14,270	15,218	△ 6.2	3,010	3,600	△ 16.4	21.1	23.7
中泊町	12,743	14,184	△ 10.2	2,230	3,000	△ 25.7	17.5	21.2
野辺地町	14,314	15,218	△ 5.9	2,708	3,311	△ 18.2	19.0	21.8
七戸町	16,759	18,471	△ 9.3	3,088	4,077	△ 24.3	18.4	22.1
六戸町	10,241	10,430	△ 1.8	2,030	2,295	△ 11.5	19.8	22.0
横浜町	4,881	5,097	△ 4.2	952	1,084	△ 12.2	19.5	21.3
東北町	19,106	20,016	△ 4.5	3,759	4,541	△ 17.2	19.7	22.7
六ヶ所村	11,095	11,401	△ 2.7	2,442	2,650	△ 7.8	22.1	23.5
おいらせ町	24,211	24,172	0.2	5,896	6,503	△ 9.3	24.4	26.9
大間町	6,340	6,212	2.1	1,341	1,498	△ 10.5	21.2	24.1
東通村	7,252	8,042	△ 9.8	1,384	1,888	△ 26.7	19.1	23.5
風間浦村	2,463	2,603	△ 5.4	396	522	△ 24.1	16.1	20.1
佐井村	2,422	2,843	△ 14.8	358	552	△ 35.1	14.8	19.4
三戸町	11,299	12,261	△ 7.8	2,042	2,477	△ 17.6	18.1	20.2
五戸町	18,712	20,138	△ 7.1	3,476	4,389	△ 20.8	18.6	21.8
田子町	6,175	6,883	△ 10.3	1,072	1,381	△ 22.4	17.4	20.1
南部町	19,853	21,552	△ 7.9	3,865	4,823	△ 19.9	19.5	22.4
階上町	14,699	15,356	△ 4.3	3,912	4,924	△ 20.6	26.7	32.1
新郷村	2,851	3,143	△ 9.3	407	539	△ 24.5	14.3	17.1
町村部	318,737	340,507	△ 6.4	62,382	76,509	△ 18.5	19.6	22.5
県計	1,373,339	1,436,657	△ 4.4	295,355	346,689	△ 14.8	21.6	24.1

(注)「青少年人口の占める割合」は、「青少年人口(0~24歳)」の「総人口(年齢不詳を除く)」に占める割合である。

資料:国勢調査

## 第2章 青少年の健康



## 第2章 青少年の健康

### 1 児童生徒の体格

県教育委員会で実施した「平成27年度青森県学校保健調査」による本県児童生徒の体格の平均値は、第1-2-1①表のとおりである。

#### (1) 全般的な傾向

身長、体重、座高とも、加齢に伴う発達傾向は、全国とほぼ同様であり、年齢層間の成長値（1年間の伸び）の変化を見ると、女子が男子に比べて早くピークをむかえている。

#### (2) 項目ごとの特徴

##### ア 身長

男子は全国平均との差では11歳の2.0cmが最も大きく、年間発育量は11歳から12歳が7.7cmと最も大きい値となっている。女子は全国平均との差では10歳の1.4cmが最も大きく、年間発育量も9歳から10歳が6.7cmと最も大きい値となっている。

##### イ 体重

男女とも全ての年齢層で全国平均を上回っている。男子は全国平均との差では12歳と13歳の2.5kgが最も大きく、年間発育量は11歳から12歳が5.9kgと最も大きい値となっている。女子は全国平均との差では12歳の2.0kgが最も大きく、年間発育量は10歳から11歳が5.0kgと最も大きい値となっている。

##### ウ 座高

男子は全国平均との差では11歳の1.3cmが最も大きく、年間発育量11歳から12歳と12歳から13歳が3.8cmと最も大きい値となっている。女子は全国平均との差では10歳と11歳の0.7cmが最も大きく、年間発育量は10歳から11歳の3.4cmと最も大きい値となっている。

### 2 児童生徒の体力

県教育委員会で実施した「平成27年度青森県体格、体力、ライフスタイル調査」による本県児童生徒の新体力テストの調査結果は、第1-2-1②表のとおりである。

#### (1) 全般的な傾向

新体力テストの得点換算表に基づき、各測定項目の平均値を得点化し、その合計をみると、平成15年度までは、男女とも全年齢層で全国平均を下回っている状況にあったが、平成16年度調査において初めて全国平均を上回る年齢層が現れ始めた。平成18年度調査では、男子が8年齢層（6歳から11歳、16歳、17歳）、女子は10年齢層（6歳から13歳、15歳から17歳）で全国平均を上回る結果となり、体力向上の兆しが見られていた。

今年度調査では、県の合計点の平均値では、平成26年度を上回る年齢層が男女とも多い結果となった。しかしながら、全国と比較すると、男子は全国平均を上回っている年齢層はなく、女子は1年齢層（6歳）のみが上回るという結果となった。また、各測定項目において全国平均を上回った年齢層の合計は、男子は18から13へ、女子も38から31へと減少する結果となった。このことから、青森県の体力合計点の平均値は少しずつ向上しているが、全国との差はまだ大きいといえる。

全般的にみると、男子では持久力、走力、瞬発力、投力は全国平均を下回る傾向がある。女子では筋力、筋持久力、敏捷性、持久力が全国平均を上回る年齢層が多いが、柔軟性、走力、瞬発力、投力が全国平均を下回る傾向にある。また、発達の段階や年齢層及び男女差によって各項目の合計点にばらつきが見られることから、バランスのとれた体力向上が図れるよう取り組んでいかなければならない。

(2) 測定項目ごとの状況（全国平均との比較）

ア 握力（筋力）

男子は調査対象である12の年齢層の内、3年齢層（6歳、12歳、13歳）で全国平均を上回り、女子は5年齢層（6歳、8歳、9歳、11歳、15歳）で全国平均を上回っている。

イ 上体起こし（筋持久力）

男子は3年齢層（15歳から17歳）で全国平均を上回り、女子は8年齢層（6歳から8歳、10歳、11歳、15歳から17歳）で全国平均を上回っている。

ウ 長座体前屈（柔軟性）

男子は3年齢層（15歳から17歳）で全国平均を上回り、女子は3年齢層（15歳から17歳）で全国平均を上回っている。

エ 反復横とび（敏捷性）

男子は3年齢層（6歳、7歳、16歳）で全国平均を上回っており、女子は8年齢層（6歳から10歳、15歳から17歳）で全国平均を上回っている。

オ 持久走（全身持久力） ※12歳以上は20mシャトルランとの選択

男女とも、12歳から17歳までの全年齢層で全国平均を下回っている。

カ 20mシャトルラン（全身持久力） ※11歳以下は必ず実施、12歳以上は持久走との選択

男子は1年齢層（6歳）で全国平均を上回っており、女子は6年齢層（6歳から11歳）で全国平均を上回っている。

キ 50m走（走力）

男女とも、6歳から17歳までの全年齢層で全国平均を下回っている。

ク 立ち幅とび（瞬発力）

男女とも、6歳から17歳までの全年齢層で全国平均を下回っている。

ケ ボール投げ（投力）

男子は全年齢層で全国平均を下回っており、女子では1年齢層（8歳）で全国平均を上回っている。

第1-2-1①表 性別、年齢別体格の青森県平均と全国平均

(単位：身長・座高 cm, 体重kg)

性別	区分	年齢	身長 (cm)				体重 (kg)				座高 (cm)				
			全国	青森県			全国	青森県			全国	青森県			
			平成27年度 平均値	① 平成27年度 平均値	② 平成26年度 平均値	年間発育量 ①-②	平成27年度 平均値	① 平成27年度 平均値	② 平成26年度 平均値	年間発育量 ①-②	平成27年度 平均値	① 平成27年度 平均値	② 平成26年度 平均値	年間発育量 ①-②	
男	小学校	6	116.5	116.7	117.1	-	21.3	21.8	21.9	-	64.8	65.0	65.0	-	
		7	122.5	122.7	123.2	5.6	23.9	24.5	24.8	2.6	67.6	67.8	68.0	2.8	
		8	128.1	128.7	128.8	5.5	26.9	28.0	28.4	3.2	70.2	70.5	70.6	2.5	
		9	133.5	134.5	134.4	5.7	30.4	31.7	32.3	3.3	72.6	73.1	73.0	2.5	
		10	138.9	140.7	140.1	6.3	34.0	35.9	36.0	3.6	74.9	75.9	75.4	2.9	
		11	145.2	147.2	146.4	7.1	38.2	40.5	40.5	4.5	77.7	79.1	78.4	3.7	
	中学校	12	152.6	154.1	153.8	7.7	43.9	46.4	46.3	5.9	81.4	82.2	82.1	3.8	
		13	159.8	161.0	161.0	7.2	48.8	51.3	51.3	5.0	85.1	85.9	85.9	3.8	
		14	165.1	166.2	166.1	5.2	53.9	56.1	56.3	4.8	88.2	89.0	88.8	3.1	
	高等学校	15	168.3	168.8	168.8	2.7	59.0	60.8	60.9	4.5	90.4	90.9	90.9	2.1	
		16	169.8	170.2	170.3	1.4	60.6	62.7	62.6	1.8	91.4	91.5	91.7	0.6	
		17	170.7	171.0	170.9	0.7	62.5	64.5	64.6	1.9	92.1	92.3	92.2	0.6	
	女	小学校	6	115.5	116.4	116.3	-	20.8	21.6	21.5	-	64.4	64.8	64.7	-
			7	121.5	122.3	122.6	6.0	23.4	24.2	24.4	2.7	67.2	67.6	67.7	2.9
			8	127.3	128.5	128.4	5.9	26.4	27.7	27.6	3.3	69.9	70.4	70.3	2.7
			9	133.4	134.7	134.8	6.3	29.7	31.4	31.5	3.8	72.7	73.2	73.3	2.9
			10	140.1	141.5	141.6	6.7	33.9	35.7	35.7	4.2	75.8	76.5	76.5	3.2
11			146.7	148.0	148.0	6.4	38.8	40.7	40.8	5.0	79.2	79.9	79.9	3.4	
中学校		12	151.8	152.8	152.8	4.8	43.6	45.6	45.8	4.8	82.1	82.7	82.9	2.8	
		13	154.9	155.5	155.2	2.7	47.3	49.2	48.9	3.4	83.9	84.4	84.3	1.5	
		14	156.5	156.6	156.9	1.4	49.9	51.4	51.8	2.5	84.9	85.3	85.3	1.0	
高等学校		15	157.1	157.3	157.3	0.4	51.5	53.1	53.1	1.3	85.5	85.9	85.9	0.6	
		16	157.6	157.6	157.8	0.3	52.6	53.8	53.7	0.7	85.7	86.1	85.9	0.2	
		17	157.9	158.0	158.0	0.2	53.0	54.1	53.9	0.4	85.9	85.8	85.9	-0.1	

全国…平成27年度学校保健統計調査による（調査の主管は、文部科学省生涯学習政策局）

県……平成26・27年度青森県学校保健調査による（調査の主管は、県教育庁スポーツ健康課）

第1-2-1②表 年齢別・運動能力テスト平均値及びT得点

(S D:標準偏差、T:全国平均を50とした県平均の得点)

(全国平均値は平成26年度文部科学省体力・運動能力調査報告書による)

男子

校種	学年	年齢	区分	握力 (kg)			上体起こし (回)			長座体前屈 (cm)			反復横とび (回)			持久走 (秒) (男子 1500m)		
				標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D
小学校	1年	6歳	全国	993	9.15	2.30	1121	11.60	5.06	1113	25.74	6.26	1099	27.18	5.07			
			県	4989	9.17	2.31	4977	11.60	5.74	4989	24.66	6.06	4974	27.88	5.11			
			T	50.09			50.00			48.27			51.38					
	2年	7歳	全国	1021	10.95	2.50	1127	14.10	5.49	1110	27.21	6.40	1108	31.31	6.18			
			県	4974	10.93	2.56	4974	13.90	5.84	4975	25.89	6.39	4968	31.36	6.33			
			T	49.92			49.64			47.94			50.08					
	3年	8歳	全国	999	13.00	2.89	1124	16.19	5.73	1120	29.47	6.70	1107	35.69	6.80			
			県	5030	12.63	2.86	5021	16.01	6.01	5022	28.24	7.08	5016	35.18	6.88			
			T	48.72			49.69			48.16			49.25					
	4年	9歳	全国	1029	14.80	3.22	1118	18.32	5.51	1117	30.82	7.15	1115	39.44	7.26			
			県	5000	14.53	3.31	4986	17.75	5.94	4987	29.66	7.07	4979	38.71	7.46			
			T	49.16			48.97			48.38			48.99					
	5年	10歳	全国	996	16.97	3.58	1116	20.24	5.79	1121	32.87	7.43	1119	42.88	7.11			
			県	5411	16.63	3.83	5403	19.92	6.03	5409	31.45	7.59	5393	42.10	7.31			
			T	49.05			49.45			48.09			48.90					
	6年	11歳	全国	1009	19.80	4.36	1119	22.05	5.80	1117	34.94	7.53	1119	46.15	7.30			
			県	5600	19.72	4.72	5612	21.76	5.86	5623	33.42	7.89	5604	45.28	7.31			
			T	49.82			49.50			47.98			48.81					
中学校	1年	12歳	全国	1296	24.58	6.20	1389	24.52	5.39	1394	40.31	8.83	1390	49.47	6.21	431	416.10	56.93
			県	5813	24.68	6.39	5784	23.64	6.08	5790	39.45	9.63	5778	48.39	7.38	2268	431.05	71.51
			T	50.16			48.37			49.03			48.26			47.37		
	2年	13歳	全国	1278	30.15	6.94	1395	28.44	5.67	1399	43.97	10.03	1381	53.06	6.19	439	370.82	42.24
			県	5970	30.29	7.09	5935	27.28	6.12	5954	43.72	10.31	5909	51.82	8.03	2241	403.86	74.55
			T	50.20			47.95			49.75			48.00			42.18		
	3年	14歳	全国	1281	35.38	7.24	1397	30.50	5.54	1401	47.05	10.07	1381	56.09	6.20	418	365.08	46.53
			県	5896	35.36	7.46	5850	29.55	6.22	5878	47.04	10.64	5814	54.31	8.06	2236	388.26	65.19
			T	49.97			48.29			49.99			47.13			45.02		
高等学校	1年	15歳	全国	1280	39.05	7.20	1422	29.89	5.87	1423	47.67	10.36	1399	55.75	6.76	483	374.54	49.63
			県	4342	38.54	6.84	4332	29.94	5.87	4321	48.00	10.74	4306	55.40	7.07	1971	393.44	67.59
			T	49.29			50.09			50.32			49.48			46.19		
	2年	16歳	全国	1253	41.08	7.42	1427	31.09	6.41	1425	49.11	10.98	1402	57.01	7.07	449	364.53	53.70
			県	4363	40.98	7.05	4336	31.48	6.05	4351	49.81	10.93	4328	57.20	6.85	1957	385.89	66.99
			T	49.87			50.61			50.64			50.27			46.02		
	3年	17歳	全国	1281	43.01	7.76	1427	32.51	6.40	1434	50.99	11.02	1397	58.50	7.01	470	355.85	50.56
			県	4495	42.70	7.55	4477	32.69	5.89	4476	51.45	10.63	4460	58.08	7.18	2099	386.25	71.15
			T	49.60			50.28			50.42			49.40			43.99		

男子

校種	学年	年齢	区分	20 m シャトルラン(回)			50 m 走 (秒)			立ち幅とび (cm)			ハンドボール投げ (m) (小学生はソフトボール投げ)			合計点 (点)		
				標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D
小学校	1	6	全国	1104	18.87	9.38	1104	11.52	0.99	1113	114.22	17.24	1111	8.65	3.21	910	30.38	6.10
			県	4978	19.08	9.82	4988	11.72	1.31	4982	110.09	17.87	4988	8.22	3.39	4947	29.78	6.56
			T	50.22			47.98			47.60			48.66			49.02		
	2	7	全国	1115	28.91	13.89	1071	10.58	0.79	1122	126.20	17.85	1117	12.13	4.63	929	37.95	6.56
			県	4962	28.41	13.74	4970	10.89	1.14	4973	121.80	18.94	4973	11.55	4.66	4945	36.48	7.46
			T	49.64			46.08			47.54			48.75			47.76		
	3	8	全国	1123	39.41	17.92	1098	10.02	0.82	1124	137.53	17.73	1118	16.43	5.88	934	44.76	7.39
			県	5015	36.89	16.31	5023	10.39	1.11	5023	131.60	19.43	5029	15.16	5.94	4980	42.53	8.09
			T	48.59			45.49			46.66			47.84			46.98		
	4	9	全国	1124	46.81	20.06	1085	9.56	0.73	1122	145.72	19.16	1118	20.21	7.07	949	50.27	7.75
			県	4987	45.27	18.84	4992	9.93	1.01	4985	140.24	20.06	5002	19.17	7.15	4935	47.98	8.60
			T	49.23			44.93			47.14			48.53			47.05		
	5	10	全国	1119	54.90	20.46	1104	9.21	0.73	1121	155.03	19.25	1116	23.65	7.91	948	55.62	8.00
			県	5384	53.65	21.34	5386	9.57	1.08	5396	149.90	21.28	5399	23.23	8.51	5335	53.50	9.19
			T	49.39			45.07			47.34			49.47			47.35		
	6	11	全国	1125	63.60	22.38	1095	8.85	0.73	1124	166.04	21.67	1111	27.89	8.87	950	61.45	8.30
			県	5572	62.59	22.55	5600	9.10	1.01	5611	160.37	22.95	5604	26.91	9.99	5486	59.33	9.58
			T	49.55			46.58			47.38			48.90			47.45		
中学校	1	12	全国	967	73.13	23.35	1366	8.42	0.74	1391	181.04	23.95	1388	18.68	4.78	1188	35.47	8.28
			県	4283	69.86	23.19	5761	8.59	0.97	5775	178.38	25.56	5778	17.30	4.85	5550	33.61	9.01
			T	48.60			47.70			48.89			47.11			47.75		
	2	13	全国	954	90.80	22.94	1370	7.78	0.59	1397	197.71	24.13	1400	21.49	5.26	1190	44.67	8.89
			県	4517	84.71	24.24	5870	7.98	0.90	5926	195.68	26.40	5886	20.36	5.41	5684	42.27	10.35
			T	47.35			46.61			49.16			47.85			47.30		
3	14	全国	966	97.69	21.44	1372	7.43	0.56	1395	212.37	22.37	1400	24.15	5.64	1193	51.60	9.13	
		県	4329	91.49	24.35	5774	7.57	0.83	5828	210.48	26.31	5827	23.04	5.68	5548	48.93	10.72	
		T	47.11			47.50			49.16			48.03			47.08			
高等学校	1	15	全国	920	87.96	26.24	1369	7.38	0.52	1407	218.83	22.14	1428	24.85	5.71	1168	52.24	9.49
			県	3352	86.77	24.20	4266	7.50	0.74	4303	214.95	25.99	4283	23.66	5.91	4163	50.42	10.10
			T	49.55			47.69			48.25			47.92			48.08		
	2	16	全国	957	93.66	28.25	1370	7.25	0.54	1402	224.63	23.31	1426	26.12	6.03	1139	55.71	10.34
			県	3320	92.62	25.76	4300	7.33	0.68	4321	224.18	25.04	4331	25.34	5.78	4187	54.69	10.16
			T	49.63			48.52			49.81			48.71			49.01		
3	17	全国	939	94.54	27.93	1379	7.14	0.53	1408	228.56	24.03	1433	27.25	6.48	1153	58.95	10.30	
		県	3429	93.70	26.08	4436	7.23	0.69	4457	227.33	25.32	4472	26.30	6.07	4339	56.90	10.56	
		T	49.70			48.30			49.49			48.53			48.01			

(S D:標準偏差、T:全国平均を50とした県平均の得点)

(全国平均値は平成26年度文部科学省体力・運動能力調査報告書による)

女子

校種	学年	年齢	区分	握力 (kg)			上体起こし (回)			長座体前屈 (cm)			反復横とび (回)			持久走 (秒) (女子 1000m)		
				標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D
小学校	1	6	全国	986	8.54	2.09	1125	10.99	5.01	1115	28.06	6.47	1097	26.58	4.30	/		
			県	4675	8.67	2.22	4673	11.11	5.47	4675	27.42	6.27	4667	27.26	4.84			
			T	50.62			50.24			49.01			51.58					
	2	7	全国	1024	10.37	2.35	1118	13.30	5.27	1113	29.98	6.36	1103	30.24	5.35	/		
			県	4825	10.27	2.39	4827	13.42	5.53	4829	29.23	6.33	4827	30.71	5.52			
			T	49.57			50.23			48.82			50.88					
	3	8	全国	993	11.90	2.54	1123	14.97	5.31	1120	32.56	6.87	1110	33.67	6.67	/		
			県	5073	12.03	2.69	5058	15.50	5.48	5067	31.48	6.65	5058	34.33	6.22			
			T	50.51			51.00			48.43			50.99					
	4	9	全国	1023	13.77	2.98	1108	17.44	5.05	1114	34.13	7.32	1120	37.51	6.58	/		
			県	4921	13.94	3.24	4914	17.34	5.48	4921	33.56	7.34	4914	37.65	6.73			
			T	50.57			49.80			49.22			50.21					
	5	10	全国	1009	16.78	3.78	1117	18.82	4.83	1115	37.59	7.42	1109	40.63	6.34	/		
			県	5267	16.49	3.88	5252	18.93	5.22	5258	35.84	7.51	5251	40.86	6.60			
			T	49.23			50.23			47.64			50.36					
	6	11	全国	991	19.42	4.06	1119	20.10	5.04	1119	40.32	8.00	1107	43.64	6.13	/		
			県	5437	19.56	4.24	5434	20.22	5.34	5437	38.00	8.42	5427	43.06	6.64			
			T	50.34			50.24			47.10			49.05					
中学校	1	12	全国	1275	21.95	4.41	1394	21.05	5.21	1398	43.68	9.09	1385	45.46	5.54	428	298.59	38.38
			県	5553	21.87	4.32	5522	20.63	5.52	5532	42.78	9.10	5492	44.75	6.23	2043	300.37	46.36
			T	49.82			49.19			49.01			48.72			49.54		
	2	13	全国	1285	24.37	4.69	1402	23.74	5.58	1396	46.58	9.53	1382	47.05	5.72	452	278.41	34.13
			県	5704	23.99	4.59	5663	22.79	5.90	5694	45.67	9.76	5636	45.98	6.78	2149	299.63	48.25
			T	49.19			48.30			49.05			48.13			43.78		
	3	14	全国	1253	25.53	4.41	1389	24.83	5.62	1402	48.41	9.70	1387	48.03	5.84	419	284.04	40.39
			県	5719	25.33	4.64	5684	23.92	6.06	5697	47.29	9.95	5624	46.60	6.75	2151	302.56	47.12
			T	49.55			48.38			48.85			47.55			45.41		
高等学校	1	15	全国	1273	25.85	4.68	1418	23.17	6.09	1419	47.09	10.01	1403	47.21	6.15	472	302.41	43.92
			県	4308	25.89	4.49	4289	23.74	5.70	4295	48.20	9.95	4281	47.47	6.11	1895	319.36	52.66
			T	50.09			50.94			51.11			50.42			46.14		
	2	16	全国	1248	26.98	5.01	1414	23.99	6.52	1405	47.66	9.88	1390	47.45	6.59	450	297.65	47.61
			県	4573	26.52	4.72	4545	24.32	6.05	4563	48.64	9.98	4532	47.77	6.23	1910	321.39	56.01
			T	49.08			50.51			50.99			50.49			45.01		
	3	17	全国	1253	27.45	5.01	1414	24.21	6.55	1405	48.87	10.04	1395	47.41	6.84	461	299.25	51.71
			県	4436	27.05	4.68	4418	24.71	5.99	4425	49.56	9.79	4396	47.78	6.38	1970	326.79	59.49
			T	49.20			50.76			50.69			50.54			44.67		

女子

校種	学年	年齢	区分	20 m シャトルラン(回)			50 m 走(秒)			立ち幅とび(cm)			ハンドボール投げ(m) (小学生はフットボール投げ)			合計点(点)		
				標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D	標本数	平均値	S D
小学校	1	6	全国	1068	15.03	5.81	1103	11.86	0.98	1121	106.26	16.11	1115	5.74	1.89	882	30.17	5.96
			県	4671	16.94	7.58	4676	11.90	1.21	4670	103.15	16.55	4677	5.69	2.03	4631	30.52	6.69
			T	53.29			49.59			48.07			49.74			50.59		
	2	7	全国	1100	22.70	9.29	1082	10.95	0.81	1118	118.38	16.56	1113	7.62	2.47	939	37.85	6.48
			県	4817	23.61	10.41	4829	11.09	1.07	4828	114.35	17.35	4830	7.52	2.60	4798	37.56	7.33
			T	50.98			48.27			47.57			49.60			49.55		
	3	8	全国	1113	28.95	13.08	1099	10.40	0.78	1120	128.22	17.55	1109	9.53	2.97	913	44.39	7.16
			県	5057	30.09	12.72	5066	10.58	1.07	5056	124.23	17.97	5065	9.64	3.46	5009	43.92	7.78
			T	50.87			47.69			47.73			50.37			49.34		
	4	9	全国	1123	36.98	15.59	1107	9.93	0.74	1122	137.37	18.36	1106	12.12	3.80	948	50.86	7.65
			県	4892	37.82	15.46	4909	10.11	0.98	4918	133.50	18.74	4917	11.82	4.27	4845	49.94	8.55
			T	50.54			47.57			47.89			49.21			48.80		
	5	10	全国	1114	43.95	16.28	1096	9.45	0.70	1124	147.94	19.06	1103	14.71	4.78	923	57.12	7.78
			県	5238	44.98	17.16	5253	9.69	0.89	5255	143.90	20.02	5255	14.36	5.24	5199	55.85	8.51
			T	50.63			46.57			47.88			49.27			48.37		
	6	11	全国	1123	50.44	17.99	1104	9.16	0.67	1121	157.32	20.08	1093	16.38	5.34	916	62.07	7.87
			県	5398	51.04	19.22	5426	9.32	0.89	5423	150.93	21.55	5444	16.27	6.25	5329	60.52	8.63
			T	50.33			47.61			46.82			49.79			48.03		
中学校	1	12	全国	965	53.40	18.99	1385	8.98	0.71	1402	165.03	21.73	1393	11.86	3.56	1178	45.40	10.09
			県	4113	52.88	18.96	5475	9.11	0.90	5497	160.71	22.12	5508	11.32	3.49	5265	43.81	10.16
			T	49.73			48.17			48.01			48.48			48.42		
	2	13	全国	942	61.89	20.12	1384	8.66	0.67	1395	170.71	21.65	1396	13.54	4.06	1196	51.44	10.21
			県	4205	56.91	20.05	5609	8.90	0.97	5658	165.44	23.28	5667	12.46	3.85	5443	48.32	11.13
			T	47.52			46.42			47.57			47.34			46.94		
	3	14	全国	983	60.66	20.19	1386	8.64	0.71	1393	174.79	22.59	1403	14.45	4.28	1187	53.99	10.43
			県	4120	57.06	19.49	5576	8.80	0.91	5650	168.12	23.80	5643	13.50	4.10	5310	50.77	11.42
			T	48.22			47.75			47.05			47.78			46.91		
高等学校	1	15	全国	935	51.87	20.86	1385	8.82	0.73	1413	170.65	23.61	1418	14.40	4.24	1184	51.46	11.03
			県	3337	51.53	17.67	4251	8.89	0.86	4282	168.11	23.51	4292	13.17	3.99	4174	50.35	10.89
			T	49.84			49.04			48.92			47.10			48.99		
	2	16	全国	947	53.48	22.14	1363	8.82	0.80	1407	170.96	24.50	1408	14.82	4.44	1154	52.73	11.94
			県	3449	52.37	19.76	4503	8.88	0.92	4533	170.32	23.35	4537	13.69	4.11	4428	51.56	11.34
			T	49.50			49.25			49.74			47.45			49.02		
3	17	全国	944	52.84	22.45	1373	8.82	0.85	1406	171.56	25.12	1408	15.17	4.64	1163	53.68	12.30	
		県	3424	51.24	19.69	4365	8.92	0.92	4403	170.11	23.36	4410	14.02	4.07	4296	52.07	11.46	
		T	49.29			48.82			49.42			47.52			48.69			

### 3 食育の推進

#### (1) 食育とは

食育とは、県民一人ひとりが、生涯をとおして健全な生活を実現して、健康を確保できるようにするため、食について考える習慣や食に感謝する心、食に関する様々な知識や、自らの食を選択する判断力を正しく身につける活動や学習等に取り組むことである。

#### (2) 本県の食育推進の仕組み

本県では、「食育基本法」(平成17年7月施行)に基づき、次のような仕組みで食育を推進している。

ア 「青森県食育推進会議」(平成18年6月1日設置)

本県の食育全体の進行管理を行う。

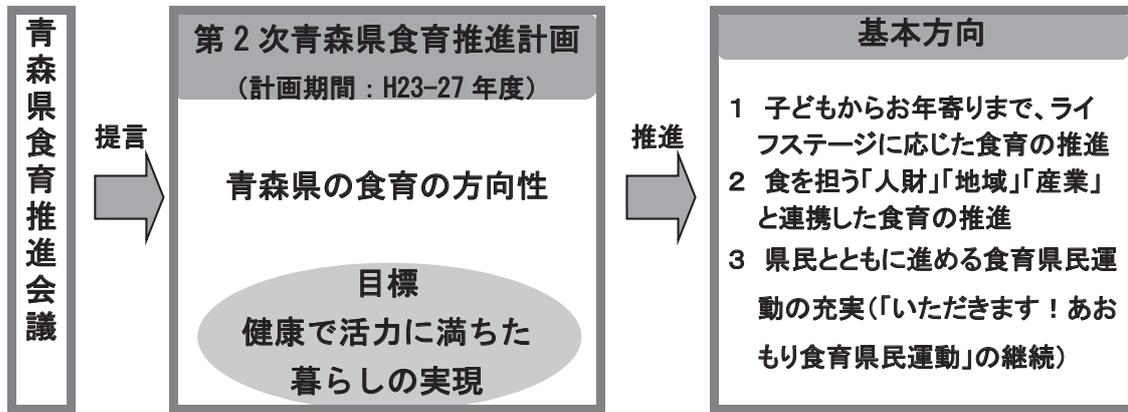
イ 「第2次青森県食育推進計画」(平成23年3月)

「青森県食育推進計画」(平成18年11月1日策定)に引き続き、本県の食育全体の方向性を示す。

ウ 「いただきます!あおもり食育県民運動」(食育月間:毎年6月と11月 食育の日:毎月19日)

県民、各種団体、事業者、県、市町村が協働で食育に取り組み、県民運動として展開する。

第1-2-1③図 本県の食育推進の仕組み



資料: 食の安全・安心推進課

第1-2-1④図 県と県民とが協働して進める食育

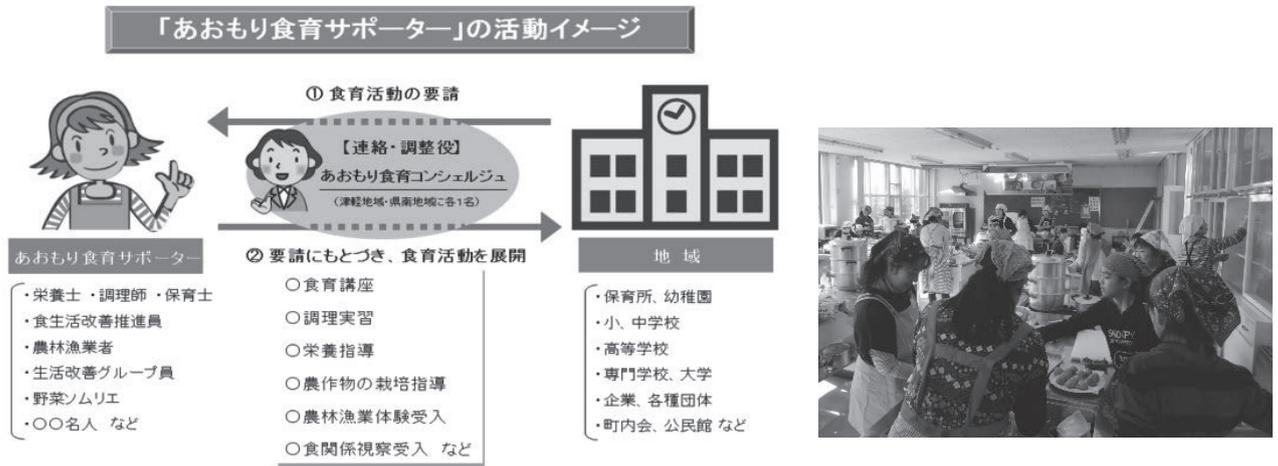


資料: 食の安全・安心推進課

### (3) 青少年を対象とした県の推進施策

#### ア 「あおり食育サポーター」による食育啓発活動の実施

県では、食育活動をとおして、子どもにとって望ましい食習慣の形成と、本県の豊かで良質な食文化への理解促進を図り、次代を担う子どもの健やかな成長に資するため、食に関する講話・寸劇、郷土料理などの調理実習や農林漁業体験等の指導者を「あおり食育サポーター」として登録し、地域の保育所・学校などの要請等により、食育活動を実施



#### イ 市町村・団体等が行う食育活動への支援

食育啓発イベント等の開催経費や、「食事バランスガイド」の普及に要する経費などを助成

### (4) 県教育委員会における食育の推進施策

子どもの朝食欠食や孤食、偏食などの食生活の乱れ、肥満傾向児の増加や過度のダイエットなど子どもたちの心身の健康に関わる問題は深刻かつ多様化している。また、食を大切にする心の希薄化や伝統食文化の衰退、食の安全に対する信頼の低下など子どもたちを巡る食に関わる課題も多岐にわたってきている。

県教育委員会では、学校教育指導の方針と重点に「食に関する指導の充実」を掲げ、子どもたちの生涯にわたる健康づくりの基礎を培うため、児童生徒が食に関する課題に対し、主体的に取り組めるよう学校教育活動全体を通して、学校・家庭・地域社会が一体となった食育の推進に努めており、次のような取組を行っている。

#### ア 栄養教諭の配置

県では、学校における食育を一層推進するため、平成19年度から計画的に栄養教諭を配置し、平成27年度現在、36名の栄養教諭を配置している。栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かし、小中学校等における「食に関する指導」の中核的な役割を担い、子どもたちの健康の保持増進や地域の食文化の理解などの指導を行っている。

#### <栄養教諭配置校> (36校)

(小学校) 青森市立三内西小学校、青森市立浪岡南小学校、青森市立筒井南小学校、青森市立新城中央小学校、平内町立小湊小学校、五所川原市立中央小学校、鶴田町立鶴田小学校、深浦町立深浦小学校、弘前市立西小学校、黒石市立追子野木小学校、平川市立小和森小学校、藤崎町立藤崎中央小学校、七戸町立天間西小学校、野辺地町立野辺地小学校、むつ市立大平小学校、東通村

立東通小学校、八戸市立青潮小学校、八戸市立城北小学校、八戸市立三条小学校、八戸市立市野沢小学校、三戸町立三戸小学校、五戸町立五戸小学校

〈中学校〉 青森市立三内中学校、外ヶ浜町立蟹田中学校、蓬田村立蓬田中学校、つがる市立木造中学校、板柳町立板柳中学校、弘前市立東中学校、十和田市立東中学校、三沢市立第二中学校、おいらせ町立下田中学校、むつ市立田名部中学校、むつ市立大畑中学校

〈県立学校〉 県立盲学校、県立弘前第一養護学校、県立八戸第一養護学校

#### イ 食育推進事業の実施

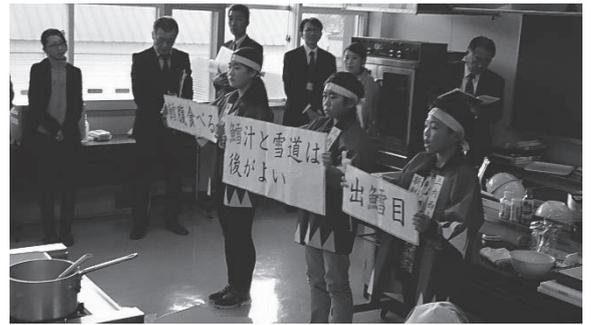
スーパー食育スクール事業（青森っ子健康サポート事業）

(ア) 指定校 （平成26・27年度）東通村立東通小学校

(イ) 内容 食育を通じた健康増進を中心テーマとし、児童の実態に合わせた栄養管理や学習を通して、食生活をはじめとする生活習慣の改善及び、肥満傾向児出現率の低下をめざす取組を実施。

#### ウ 青森県学校給食献立コンクールの実施

地場産物を活用して、児童生徒、栄養教諭・学校栄養職員及び学校給食調理員が連携し児童生徒が考案した学校給食献立で、郷土色豊かな学校給食献立コンクールを実施している。



## 第3章 青少年の教育



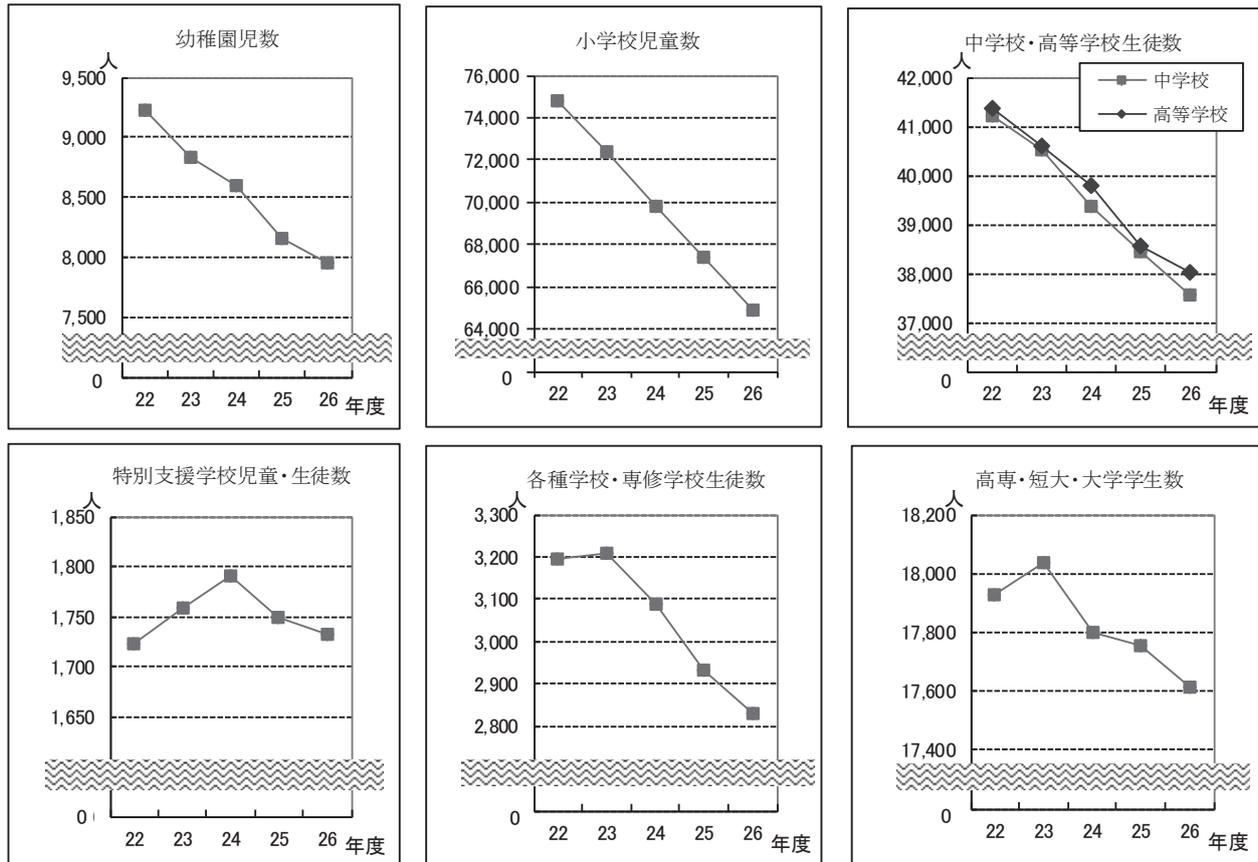
### 第3章 青少年の教育

#### 第1節 学校教育人口

県内の学校教育人口の推移を学校種別にみると、第3-1-1表のとおりである。

このうち、平成22年度から毎年度減少しているのは、幼稚園児数、小学校児童数、中学校・高等学校生徒数で、幼稚園児数は平成22年度9,228人から平成26年度7,946人と1,282人の減、小学校児童数は平成22年度74,754人から平成26年度64,876人と9,878人の減、中学校生徒数は平成22年度41,203人から平成26年度37,540人と3,663人の減、高等学校生徒数は平成22年度41,380人から平成26年度38,001人と3,379人の減となっている。

第3-1-1表 学校教育人口の5年間の推移



(単位：人)

年 度	22	23	24	25	26
幼稚園児数	9,228	8,835	8,602	8,150	7,946
小学校児童数	74,754	72,426	69,759	67,394	64,876
中学校生徒数	41,203	40,509	39,374	38,452	37,540
高等学校生徒数	41,380	40,606	39,777	38,570	38,001
特別支援学校児童・生徒数	1,722	1,759	1,790	1,749	1,733
各種学校・専修学校生徒数	3,195	3,209	3,086	2,931	2,828
高専・短大・大学学生数	17,927	18,039	17,802	17,754	17,614
計	189,409	185,383	180,190	175,000	170,538

(注) 高等学校生徒数とは、全日制・定時制課程の生徒数であり、通信制課程及び専攻科は含まない。  
また、高専・短大・大学学生数とは、学部学生数である。

資料：教育庁教育政策課「学校一覧」

## 第2節 学校教育

## 1 学校概要

平成26年5月1日現在における県内の学校数、学級数、幼児・児童・生徒又は学生の数等は、第3-2-1表のとおりである。

第3-2-1表 国・公・私立学校の概要

(平成26年5月1日現在)

学校種別、設置者別	学校数			学級数 (学級)	幼児・児童・ 生徒・学生数 (人)	本務 教員数 (人)	本務 職員数 (人)	
	計	本校 (人)	分校 (人)					
幼稚園	計	119	119	-	485	7,946	733	237
	国立	1	1	-	4	81	6	-
	公立	8	8	-	19	184	26	4
	私立	110	110	-	462	7,681	701	233
小学校	計	310	310	-	3,111	64,876	4,894	915
	国立	1	1	-	21	581	29	4
	市町村立	309	309	-	3,090	64,295	4,865	911
中学校	計	168	168	-	1,484	37,540	3,261	479
	国立	1	1	-	15	582	30	1
	県立	1	1	-	6	239	14	1
	市町村立	162	162	-	1,443	36,361	3,178	474
	私立	4	4	-	20	358	39	3
高等学校(全日制)	計	78	71	7	1,069	36,859	2,994	767
	県立	61	54	7	748	27,654	2,305	614
	私立	17	17	-	321	9,205	689	153
高等学校(定時制)	計	12	11	1	59	1,142	169	42
	県立	11	11	-	56	1,125	162	41
	市立	1	-	1	3	17	7	1
	独立校(再掲)	4	3	1	34	788	103	21
高等学校(通信制)	計	6	6	-	-	1,063	53	10
	県立	3	3	-	-	360	29	3
	私立	3	3	-	-	703	24	7
高等学校専攻科	計	5	5	-	-	265	-	-
	県立	2	2	-	-	99	-	-
	私立	3	3	-	-	166	-	-
特別支援学校	計	20	20	-	443	1,733	1,067	192
	国立	1	1	-	9	55	31	2
	県立	19	19	-	434	1,678	1,036	190
大学	計	11	11	-	-	15,022	1,208	-
	国立	1	1	-	-	6,100	587	-
	県立	1	1	-	-	933	91	-
	公立	1	1	-	-	1,315	37	-
	私立	8	8	-	-	6,674	493	-
短期大学	私立	5	5	-	-	1,731	147	-
高等専門学校	国立	1	1	-	-	861	63	-
専修学校	計	31	31	-	-	2,500	239	60
	公立	3	3	-	-	193	40	13
	私立	28	28	-	-	2,307	199	47
各種学校	私立	12	12	-	-	328	35	4

資料:教育庁教育政策課「学校一覧」

## 2 幼稚園

県内の幼稚園数は119園で、設置者別にみると、国立1園、公立8園、私立110園(学校法人立109園、宗教法人立1園)で、幼児数は7,946人となっている。

第3-2-2表 幼稚園数及び幼児数の推移

(単位:園、人)

区分	幼稚園数						幼児数					
	計	国立	公立	私立			計	国立	公立	私立		
				計	学校法人	宗教法人				計	学校法人	宗教法人
22年度	131	1	17	113	111	2	9,228	105	319	8,804	8,781	23
23年度	129	1	16	112	110	2	8,835	97	298	8,440	8,431	9
24年度	122	1	9	112	110	2	8,602	89	239	8,274	8,274	0
25年度	120	1	8	111	110	1	8,150	86	216	7,848	7,848	0
26年度	119	1	8	110	109	1	7,946	81	184	7,681	7,681	0

資料:教育庁教育政策課「学校一覧」

### 3 小学校

県内の小学校数は310校で、設置者別にみると、国立1校、市町村立309校で、児童数は64,876人となっている。

第3-2-3表 小学校数及び児童数の推移

(単位:校、人)

区分	学校数								児童数			
	計			国立	市町村立			私立	計	国立	市町村立	私立
	計	本校	分校	本校	計	本校	分校	本校				
22年度	347	347	-	1	346	346	-	-	74,754	628	74,126	-
23年度	333	333	-	1	332	332	-	-	72,426	630	71,796	-
24年度	323	323	-	1	322	322	-	-	69,759	608	69,151	-
25年度	316	316	-	1	315	315	-	-	67,394	602	66,792	-
26年度	310	310	-	1	309	309	-	-	64,876	581	64,295	-

資料:教育庁教育政策課「学校一覧」

### 4 中学校

県内の中学校数は168校で、設置者別にみると、国立1校、市町村立163校、私立4校で、生徒数は37,540人となっている。

第3-2-4表 中学校数及び生徒数の推移

(単位:校、人)

区分	学校数								生徒数			
	計			国立	市町村立			私立	計	国立	市町村立	私立
	計	本校	分校	本校	計	本校	分校	本校				
22年度	174	174	-	1	169	169	-	4	41,203	587	40,249	367
23年度	171	171	-	1	166	166	-	4	40,509	579	39,536	394
24年度	170	170	-	1	165	165	-	4	39,374	576	38,375	423
25年度	169	169	-	1	164	164	-	4	38,452	576	37,491	385
26年度	168	168	-	1	163	163	-	4	37,540	582	36,600	358

資料:教育庁教育政策課「学校一覧」

## 5 高等学校

県内の高等学校数は、課程別にみると、全日制課程を置く学校が78校（県立本校54校、県立校舎7校、私立本校17校）、定時制課程を置く学校が12校（県立本校11校、市立分校1校）で、通信制課程を置く学校が6校（県立本校3校、私立本校3校）となっている。

なお、全日制課程がなく定時制課程を置く学校は4校（県立本校3校、市立分校1校）で、うち市立分校は定時制課程のみを置く学校である。

また、全日制課程と定時制課程を併置している学校は8校（県立本校8校）、定時制課程と通信制課程を併置している学校は3校（県立本校3校）、全日制課程と通信制課程を併置している学校は3校（私立3校）となっている。

生徒数は、全日制課程36,859人、定時制課程1,142人、通信制課程1,063人で、全日制課程の生徒数を学科別に見ると、普通科が20,223人で最も多く、次いで工業科、商業科、総合学科の順となっている。

第3-2-5(1)表 高等学校数の推移

(単位:校)

区分	合計	全 日 制					定 時 制			通 信 制			専攻科		
		計	県 立		私立	計	県立	市立	計	県立	私立	計	県立	私立	
			計	本校											校舎
22年度	99 (12)	83	66	57	9	17	12 (9)	11 (9)	1	4 (3)	1	3 (3)	5	2	3
23年度	98 (12)	82	65	57	8	17	12 (9)	11 (9)	1	4 (3)	1	3 (3)	5	2	3
24年度	98 (12)	82	65	57	8	17	12 (9)	11 (9)	1	4 (3)	1	3 (3)	5	2	3
25年度	96 (11)	78	61	54	7	17	12 (8)	11 (8)	1	6 (3)	3	3 (3)	5	2	3
26年度	96 (11)	78	61	54	7	17	12 (8)	11 (8)	1	6 (3)	3	3 (3)	5	2	3

(注) ( )は、全日制課程との併置校で、内数である。

資料:教育庁教育政策課「学校一覧」

定時制・通信制の両課程を併置している学校が3校(県立)ある。

第3-2-5(2)表 高等学校生徒数の推移

(単位:人)

区分	合計	全 日 制 (県立+市町村立+私立)											定時制 (県立+市町村立+私立)	通信制 (県立+私立)	専攻科 (県立+私立)
		計	普通科	農業科	工業科	商業科	水産科	家庭科	看護科	情報科	その他	総合学科			
22年度	42,804	40,138	22,030	2,122	5,744	3,612	410	1,251	230	95	1,598	3,046	1,242	1,424	259
23年度	41,988	39,394	21,751	2,095	5,512	3,654	405	1,283	225	83	1,438	2,948	1,212	1,382	272
24年度	41,119	38,615	21,321	2,093	5,427	3,621	410	1,275	229	86	1,299	2,854	1,162	1,342	260
25年度	39,800	37,440	20,645	2,102	5,221	3,497	412	1,270	233	95	1,285	2,680	1,130	1,230	270
26年度	39,064	36,859	20,223	2,064	5,172	3,419	411	1,263	238	107	1,287	2,675	1,142	1,063	265

資料:教育庁教育政策課「学校一覧」

## 6 特別支援学校

県内の特別支援学校数は20校で、設置者別にみると、国立1校、県立19校で、幼児・児童・生徒数は1,733人（国立55人、県立1,678人）となっている。

第3-2-6表 特別支援学校の幼児・児童・生徒数の推移

(単位:校、人)

区分	学校数			幼児・児童・生徒数														
	計	国立	県立	計					国立					県立				
				計	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計	幼稚部	小学部	中学部	高等部
22年度	20	1	19	1,722	13	583	415	711	57	-	17	18	22	1,665	13	566	397	689
23年度	20	1	19	1,759	13	560	422	764	57	-	16	18	23	1,702	13	544	404	741
24年度	20	1	19	1,790	13	551	429	797	55	-	15	16	24	1,735	13	536	413	773
25年度	20	1	19	1,749	12	529	435	773	56	-	16	16	24	1,693	12	513	419	749
26年度	20	1	19	1,733	9	510	410	804	55	-	16	16	23	1,678	9	494	394	781

資料:教育庁教育政策課「学校一覧」

## 7 専修学校・各種学校

### (1) 専修学校

県内の専修学校数は31校で、設置者別にみると、公立3校、私立28校（学校法人7、準学校法人12、財団法人3、社団法人1、その他の法人1校、個人4校）となっている。生徒数は2,500人となっている。

専修学校の生徒数を学科別にみると、医療が1,339人で最も多く、次いで衛生、商業・実務、教育・社会福祉、工業、農業、服飾・家政の順となっている。課程別生徒数では、専門課程が2,247人、高等課程が213人、一般課程が40人となっている。

第3-2-7(1)表 専修学校の学校数・生徒数の推移

(単位:校、人)

区分	学校数			生徒数													
	計	公立	私立	計	課程別内訳			学科別内訳									
					高等課程	専門課程	一般課程	工業関係	農業関係	医療関係	衛生関係	教育・社会福祉関係	商業・実務関係	服飾・家政関係	その他		
22年度	37	2	35	2,616	171	2,373	72	152	80	1,244	487	271	238	112	32		
23年度	35	2	33	2,628	167	2,381	80	162	93	1,211	513	277	236	93	43		
24年度	34	2	32	2,664	204	2,398	62	188	92	1,309	467	275	209	87	37		
25年度	31	2	29	2,504	203	2,254	47	89	74	1,251	432	259	284	63	52		
26年度	31	3	28	2,500	213	2,247	40	83	66	1,339	411	219	281	50	51		

資料:教育庁教育政策課「学校一覧」

(2) 各種学校

県内の各種学校数は12校で、全て私立校（財団法人2校、社団法人2校、個人8校）で、生徒数は328人となっている。

第3-2-7(2)表 各種学校の学校数・生徒数の推移

(単位:校、人)

区 分	学校数		生 徒 数									
	私 立	計	課 程 別 内 訳									
			工業関係	農業関係	医療関係	衛生関係	教育・社会福祉関係	商業・実務関係	家政関係	文化・教養関係	その他	
											予備校	その他
22年度	16	579	-	-	347	-	-	33	-	-	109	90
23年度	14	581	-	-	340	-	-	29	-	-	114	98
24年度	14	422	-	-	232	-	-	23	-	-	97	70
25年度	13	427	-	-	224	-	-	25	-	-	87	91
26年度	12	328	-	-	212	-	-	25	-	-	91	-

資料:教育庁教育政策課「学校一覧」

8 大学

(1) 大学

県内の大学数は11校（国立1校、県立1校、公立1校、私立8校）である。学生数は15,022人（国立6,100人、県立933人、公立1,315人、私立6,674人）となっている。

大学学生数を学科系統別にみると、社会科学が4,045人で最も多くなっている。

(2) 短期大学

県内の短期大学数は5校で、全て私立校である。学生数は1,731人となっている。

短期大学学生数を学科系統別にみると、教育が635人で最も多くなっている。

第3-2-8表 県内所在大学・短期大学の学科系統別学生数

(単位:人)

区 分		人文学	社会科学	理学	工学	農学	保健	家政	教育	芸術	その他	計
大 学	国 立	488	986	770	504	779	1,560	-	1,013	-	-	6,100
	県 立	-	209	-	-	-	724	-	-	-	-	933
	公 立	-	1,315	-	-	-	-	-	-	-	-	1,315
	私 立	257	1,535	-	1,219	1,764	1,249	650	-	-	-	6,674
	計	745	4,045	770	1,723	2,543	3,533	650	1,013	-	-	15,022
短期大学	私 立	-	174	-	-	-	450	364	635	-	108	1,731

(注) 学生数とは、学部学生数である。

資料:教育庁教育政策課「学校一覧」

### 第3節 学校に係る諸問題

#### 1 いじめ

文部科学省の問題行動調査によると、本県の平成26年度における公立小・中・高・特別支援学校のいじめの認知件数は、小学校587件、中学校512件、高等学校97件、特別支援学校1件の合計1,197件となっている。

前年度と比較すると、小学校で243件の増加、中学校で32件の減少、高等学校で38件の増加、特別支援学校で2件の減少となっており、合計では247件の増加となっている。

こうした背景には、いじめ防止対策推進法、青森県いじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針に基づく各学校における組織的対応やアンケート調査の実施、学校と家庭・地域・関係機関との連携強化など、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組が行われたことなどが挙げられる。

第3-3-1表 いじめの発生・認知件数の推移（公立学校）

(1) 小学校					(3) 高等学校				
年度	全 国		本 県		年度	全 国		本 県	
	認知件数	/1校	認知件数	/1校		認知件数	/1校	認知件数	/1校
H22	35,603	1.7	271	0.8	H22	5,127	1.3	44	0.6
H23	32,705	1.5	270	0.8	H23	4,648	1.1	45	0.6
H24	116,258	5.5	413	1.3	H24	13,009	3.1	84	1.2
H25	117,745	5.7	344	1.1	H25	8,933	2.1	59	0.9
H26	121,648	5.9	587	1.9	H26	9,181	2.2	97	1.3

(2) 中学校					(4) 特別支援学校				
年度	全 国		本 県		年度	全 国		本 県	
	認知件数	/1校	認知件数	/1校		認知件数	/1校	認知件数	/1校
H22	31,424	3.4	463	2.7	H22	342	0.4	7	0.4
H23	29,636	3.0	442	2.7	H23	333	0.3	5	0.3
H24	60,931	6.2	628	3.8	H24	805	0.8	3	0.2
H25	53,646	5.5	544	3.3	H25	761	0.7	3	0.2
H26	51,200	5.3	512	3.1	H26	956	0.9	1	0.1

※文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 資料：学校教育課  
 (注 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

#### 2 不登校

文部科学省の問題行動調査によると、本県の平成26年度における公立小・中・高等学校の不登校の児童生徒数は、小学校213人、中学校959人、高等学校168人の合計1,340人となっている。

前年度と比較すると、小学校で17人の増加、中学校で17人の減少、高等学校で37人の減少となっており、合計では37人の減少となっている。（第3-3-2表～第3-3-4表）

第3-3-2表 公立小中学校の不登校児童生徒の推移

(1) 公立小学校				(2) 公立中学校			
年度	本 県			年度	本 県		
	30日以上				30日以上		
	人数	在籍比%	在籍数		人数	在籍比%	在籍数
H22	200	0.27	74,126	H22	1,177	2.92	40,249
H23	187	0.26	71,796	H23	1,088	2.75	39,536
H24	180	0.26	69,151	H24	1,039	2.71	38,375
H25	196	0.29	66,792	H25	976	2.60	37,491
H26	213	0.33	64,295	H26	959	2.62	36,600
	302人に1人				38人に1人		

※文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 資料：学校教育課  
 (注) 国の発表には、全国の公立分だけの集計はないため、本県の公立分と比較できない。

第3-3-3表 国公立小中学校の不登校児童生徒の推移

(1) 国公立小学校					(2) 国公立中学校 (単位：人)				
年度	全 国		本 県		年度	全 国		本 県	
	30日以上		30日以上			30日以上		30日以上	
	人数	在籍比%	人数	在籍比%		人数	在籍比%	人数	在籍比%
H22	22,463	0.32	200	0.27	H22	97,428	2.77	1,181	2.87
H23	22,622	0.33	187	0.25	H23	94,836	2.64	1,090	2.65
H24	21,243	0.31	180	0.25	H24	91,446	2.56	1,041	2.57
H25	24,175	0.36	197	0.29	H25	95,442	2.69	985	2.56
H26	25,864	0.39	214	0.33	H26	97,033	2.76	975	2.60
	256人に1人		303人に1人			36人に1人		38人に1人	

※文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

資料：学校教育課

第3-3-4表 不登校生徒の推移 (県立高等学校)

(単位：人)

年度	全 国		本 県	
	30日以上		30日以上	
	人数	在籍比%	人数	在籍比%
H22	55,776	1.66	290	0.91
H23	56,361	1.68	179	0.57
H24	57,664	1.72	152	0.50
H25	55,655	1.67	205	0.70
H26	53,156	1.59	168	0.58
	63人に1人		172人に1人	

※文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

資料：学校教育課

### 3 中途退学

文部科学省の問題行動調査によると、本県の平成26年度における県立高等学校の中途退学者数は、全日制155人、定時制91人の合計246人となっている。

前年度と比較すると、全日制は43人の減少、定時制は3人の減少となっており、合計では46人の減少となっている。(第3-3-5表)

第3-3-5表 中途退学者の推移 (県立高等学校)

(単位：人)

年度		全国 (国公立)	本県(県立)		
			全日制	定時制	合計
H22	中途退学者数	55,415	207	139	346
	中途退学率	1.6%	0.7%	11.2%	1.1%
H23	中途退学者数	53,869	211	125	336
	中途退学率	1.6%	0.7%	10.2%	1.1%
H24	中途退学者数	51,781	208	91	299
	中途退学率	1.5%	0.7%	7.8%	1.0%
H25	中途退学者数	59,923	198	94	292
	中途退学率	1.7%	0.7%	8.3%	1.0%
H26	中途退学者数	53,391	155	91	246
	中途退学率	1.5%	0.6%	8.0%	0.9%

※文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

資料：学校教育課

#### 4 暴力行為

文部科学省の問題行動調査によると、本県の平成26年度における公立小・中・高等学校の暴力行為の発生件数は、小学校31件、中学校236件、高等学校45件の合計312件となっている。

前年度と比較すると、小学校で4件の減少、中学校で85件の減少、高等学校で1件の減少となっており、合計で90件の減少となっている。

第3-3-6表 暴力行為の発生件数

(1) 小学校

年度	本 県										学校数
	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計		
	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	
H22	0	—	11	0.03	2	0.01	8	0.02	21	0.06	346
H23	0	—	21	0.06	1	0.00	3	0.01	25	0.08	332
H24	9	0.03	28	0.09	0	—	15	0.05	52	0.16	322
H25	3	0.01	19	0.06	0	—	13	0.04	35	0.11	315
H26	9	0.03	23	0.07	1	0.00	3	0.01	31	0.10	309

(2) 中学校

年度	本 県										学校数
	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計		
	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	
H22	53	0.31	222	1.31	17	0.10	143	0.85	435	2.57	169
H23	136	0.82	190	1.14	10	0.06	160	0.96	496	2.99	166
H24	18	0.11	192	1.16	16	0.10	59	0.36	285	1.73	165
H25	25	0.15	186	1.13	15	0.09	95	0.58	321	1.96	164
H26	27	0.17	134	0.82	11	0.07	64	0.39	236	1.45	163

(3) 高等学校

年度	本 県										学校数
	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計		
	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	
H22	5	0.07	52	0.75	2	0.03	33	0.48	92	1.33	69
H23	4	0.06	27	0.40	0	—	33	0.49	64	0.94	68
H24	1	0.01	39	0.57	1	0.01	14	0.21	55	0.81	68
H25	1	0.01	34	0.51	1	0.01	10	0.15	46	0.69	67
H26	2	0.03	35	0.54	2	0.03	6	0.09	45	0.69	65

(4) 全体

年度	本 県										学校数
	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計		
	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	件数	/1校	
H22	58	0.10	285	0.49	21	0.04	184	0.32	548	0.94	584
H23	140	0.25	238	0.42	11	0.02	196	0.35	585	1.03	566
H24	28	0.05	259	0.47	17	0.03	88	0.16	392	0.71	555
H25	29	0.05	239	0.44	16	0.03	118	0.22	402	0.74	546
H26	38	0.07	192	0.36	14	0.03	73	0.14	317	0.59	537

※文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

資料：学校教育課

(注1) 発生場所は学校の内外を問わない。

## 第4節 進路状況

### 1 中学校

平成27年3月の国・公立中学校卒業者は、男子6,439人、女子6,227人で、合計12,666人である。卒業者の進路状況は、第3-4-1表のとおりである。

これによると、高等学校等進学者は12,537人で、高校等進学率は99.0%（男子98.8%、女子99.2%）となっている。

また、就職率は0.3%（男子0.5%、女子0.1%）となっている。

第3-4-1表 平成27年3月中学校卒業者の進路状況 (単位：人)

区分	卒業者総数 (A+B+C+D+E+F+G)	A 高等学校等進学者																						
		高等学校本科											高等学校別科			高等専門学校			特別支援学校		高等学校等進学者計			
		全日制					定時制			通信制			本科計	全日制県外	定時制県外	別科計	県内	県外	計	本科		別科		
		県内			県外	全日計	県内	県外	定時計	県内	県外	通信計								県内	県外		計	県内
		県立	私立	計																				
男	6,439 (100.0)	4,340	1,499	5,839	107	5,946	167	-	167	30	22	52	6,165	-	-	-	94	18	112	84	-	84	-	6,361 (98.8)
女	6,227 (100.0)	4,296	1,525	5,821	78	5,899	136	1	137	39	15	54	6,090	-	-	-	51	3	54	32	-	32	-	6,176 (99.2)
計	12,666 (100.0)	8,636	3,024	11,660	185	11,845	303	1	304	69	37	106	12,255	-	-	-	145	21	166	116	-	116	-	12,537 (99.0)

区分	B 進学校 (高等課程)	C 専修学校 (一般課程)等入学者			D 開発施設等入学者 (職業能力)	E (A・B・C・Dに含 まれている就職 者のみ)	F 左記以外の者	G 死亡・不詳の者	L 就職者(再掲)							M 特殊学級卒業者の進路状況(再掲)								
		専修学校 (一般課程)	各種学校	計					E 就職のみ の者	H 就職して いる者 Aのうち	I 就職して いる者 Bのうち	J 就職して いる者 Cのうち	K 就職して いる者 Dのうち	就職者 計	左のうち		高等進 学校等	専修進 学校(高 等課程)	専修入 学(一般 課程)	開発設 施等入 学者	E 就職の みの者	(A・B・C・D に含ま れている 就職者 のみ)	死亡・ 不詳の 者	計
															県内	県外								
男	- (-)	-	-	-	1 (0.0)	21 (0.3)	55 (0.9)	1 (0.0)	21	13	-	-	-	34 (0.5)	17	17	110	-	-	-	2	5	117	
女	1 (0.0)	-	2	2	- (-)	3 (0.0)	45 (0.7)	- (-)	3	2	-	-	-	5 (0.1)	3	2	40	-	-	-	1	4	45	
計	1 (0.0)	-	2	2	1 (0.0)	24 (0.2)	100 (0.8)	1 (0.0)	24	15	-	-	-	39 (0.3)	20	19	150	-	-	-	3	9	162	

※ ( )は、卒業者に占める比率である。

資料：教育庁教育政策課「中学校等卒業者の進路状況」

### 2 高等学校

平成27年3月の県内高等学校（全日制・定時制課程）卒業者は、男子6,451人、女子6,096人で、合計12,547人である。

卒業者の進路状況は、第3-4-2表のとおりである。

これによると、大学等進学者は5,522人で、大学等進学率は44.0%（男子40.3%、女子47.9%）となっている。

また、就職率は32.6%（男子38.3%、女子26.6%）となっている。

第3-4-2表 平成25年3月高等学校卒業者の進路状況

(単位：人)

区分	卒業生総数 (A+B+C+D+E+F+G+H)	A 大学等進学者														
		大学(学部)				大学学部計	短期大学(本科)				短期大学本科計	大学・短期大学の通信教育部及び放送大学	大学・短期大学(別科)	高等学校(専攻科)	特別支援学校高等部(専攻科)	大学等進学者計
		県内		県外			県内		県外							
		国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立							
男	6,451 (100.0)	362	517	545	1,005	2,429 (37.7)	-	74	14	22	110 (1.7)	2 (0.0)	- (-)	60 (0.9)	- (-)	2,601 (40.3)
女	6,096 (100.0)	449	420	450	801	2,120 (34.8)	-	504	53	147	704 (11.5)	3 (0.0)	- (-)	94 (1.5)	- (-)	2,921 (47.9)
計	12,547 (100.0)	811	937	995	1,806	4,549 (36.3)	-	578	67	169	814 (6.5)	5 (0.0)	- (-)	154 (1.2)	- (-)	5,522 (44.0)

区分	B 専修学校(専門課程)進学者	C専修学校(一般課程)等入学者			D 公共職業能力開発施設等入学者	E 就職者 (A, B, C, Dに含まれている就職者を除く。)		F 一時的な仕事に就いた者 (雇用契約が1年未満又は短時間勤務の者)	G 左記以外の者	H 死亡・不詳の者	就職者(再掲)					
		専修学校(一般課程)等	各種学校	計		正規の職員・従業員・自営業主等	正規の職員等でない者(雇用契約が1年以上かつフルタイム勤務相当の者)				就職のみの者	A, B, C, Dのうち就職している者		就職者計	左のうち	
												正規の職員等	正規の職員等でない		県内	県外
男	698 (10.8)	98	110	208 (3.2)	217 (3.4)	2,445 (37.9)	10 (0.2)	11 (0.2)	259 (4.0)	2 (0.0)	2,455	10	4	2,469 (38.3)	1,307	1,162
女	1,124 (18.4)	126	76	202 (3.3)	22 (0.4)	1,578 (25.9)	21 (0.3)	21 (0.3)	205 (3.4)	2 (0.0)	1,599	19	5	1,623 (26.6)	1,057	566
計	1,822 (14.5)	224	186	410 (3.3)	239 (1.9)	4,023 (32.1)	31 (0.2)	32 (0.3)	464 (3.7)	4 (0.0)	4,054	29	9	4,092 (32.6)	2,364	1,728

※ ( )は、卒業者に占める比率である。

資料：教育庁教育政策課「高等学校等卒業者の進路状況」



## 第4章 青少年の労働



## 第4章 青少年の労働

### 第1節 産業別就労人口

平成22年10月1日現在の国勢調査の結果によると、青少年（15～24歳）の就業者数は、41,801人で、5年前（平成17年）の53,917人と比較して12,116人の減少となった。このうち15～19歳の就業者数は2,122人の減少、20～24歳の就業者数は9,994人の減少となっている。（第4-1-1表及び第4-1-2表）

これを産業別にみると、最も多いのは卸売・小売業の8,707人で、全体の20.8%を占めており、以下、医療・福祉の6,153人（14.7%）、製造業の5,359人（12.8%）、宿泊業、飲食サービス業の4,354人（10.4%）の順となっている。

平成12年から平成22年の10年間の就業者数の推移を産業別に見ると、第1次産業では199人（-11.6%）の減少となっている。第2次産業では10,782人（-58.1%）と半減しており、特に建設業で7,005人（-74.6%）と大幅減、製造業で3,731人（-41.0%）の減少となっている。第3次産業では16,468人（-34.7%）の減少となっている。

第4-1-1表 青少年（15～24歳）の産業（大分類）別就業者数（平成12・17年）

（単位：人、%）

産 業	平成12年				産 業	平成17年					
	就業者数(人)			産業別 構成比(%)		就業者数(人)			産業別 構成比(%)		
	計	15～19歳	20～24歳			計	15～19歳	20～24歳			
総 数	68,236	11,966	56,270	100.0	総 数	53,917	8,946	44,971	100.0		
第1次産業	農 業	1,297	277	1,020	1.9	第1次産業	農 業	1,462	237	1,225	2.7
	林 業	73	18	55	0.1	第1次産業	林 業	51	6	45	0.1
	漁 業	346	100	246	0.5	第1次産業	漁 業	318	86	232	0.6
第2次産業	鉱 業	63	15	48	0.1	第2次産業	鉱 業	20	2	18	0.0
	建 設 業	9,391	1,862	7,529	13.8	第2次産業	建 設 業	4,678	636	4,042	8.7
	製 造 業	9,090	1,785	7,305	13.3	第2次産業	製 造 業	6,093	1,110	4,983	11.3
第3次産業	電 気・ガ ス・ 熱供給・水道業	338	52	286	0.5	第3次産業	電 気・ガ ス・ 熱供給・水道業	127	10	117	0.2
	運 輸・通 信 業	2,323	269	2,054	3.4		情 報 通 信 業	507	36	471	0.9
	卸 売・小 売 業・ 飲 食 店	19,517	4,578	14,939	28.6		運 輸 業	1,131	131	1,000	2.1
	金 融・保 険 業	1,300	63	1,237	1.9		卸 売・小 売 業	13,285	2,743	10,542	24.6
	不 動 産 業	144	20	124	0.2		金 融・保 険 業	846	71	775	1.6
	サ ー ビ ス 業	19,702	2,263	17,439	28.9		不 動 産 業	106	13	93	0.2
	公 務(他に分類 されないもの)	4,071	495	3,576	6.0		飲 食 店、宿 泊 業	4,469	1,319	3,150	8.3
	分類不能の産業	581	169	412	0.9		医 療、福 祉	7,363	538	6,825	13.7
(再掲) 第 1 次 産 業	1,716	395	1,321	2.5	教 育、学 習 支 援 業	1,477	119	1,358	2.7		
第 2 次 産 業	18,544	3,662	14,882	27.2	複 合 サ ー ビ ス 事 業	655	75	580	1.2		
第 3 次 産 業	47,395	7,740	39,655	69.5	サ ー ビ ス 業(他に分類 されないもの)	7,018	1,025	5,993	13.0		
					公 務(他に分類 されないもの)	3,654	664	2,990	6.8		
					分類不能の産業	657	125	532	1.2		
(再掲) 第 1 次 産 業	1,831	329	1,502	3.4	第 2 次 産 業	10,791	1,748	9,043	20.0		
第 2 次 産 業	18,544	3,662	14,882	27.2	第 3 次 産 業	40,638	6,744	33,894	75.4		
第 3 次 産 業	47,395	7,740	39,655	69.5							

資料：国勢調査

第4-1-2表 青少年（15～24歳）の産業（大分類）別就業者数（平成22年）

産 業		平成22年			産業別 構成比(%)	
		就業者数(人)				
		計	15～19歳	20～24歳		
総 数		41,801	6,824	34,977	100.0	
第1次産業	農 業, 林 業	1,244	209	1,035	3.0	
	漁 業	273	69	204	0.7	
第2次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	17	3	14	0.0	
	建 設 業	2,386	453	1,933	5.7	
	製 造 業	5,359	880	4,479	12.8	
第3次産業	電 気・ガ ス・ 熱供給・水道 業	223	47	176	0.5	
	情 報 通 信 業	424	31	393	1.0	
	運 輸 業, 郵 便 業	1,012	138	874	2.4	
	卸 売 業, 小 売 業	8,707	1,564	7,143	20.8	
	金 融 業, 保 険 業	729	35	694	1.8	
	不 動 産 業, 物 品 賃 貸 業	386	60	326	0.9	
	学 術 研 究, 専 門・技 術 サービス業	559	78	481	1.4	
	宿 泊 業, 飲 食 サ ー ビ ス 業	4,354	1,341	3,013	10.4	
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業, 娯 楽 業	2,150	288	1,862	5.2	
	教 育, 学 習 支 援 業	1,183	123	1,060	2.8	
	医 療, 福 祉	6,153	473	5,680	14.7	
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	307	22	285	0.7	
	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	1,440	214	1,226	3.5	
	公 務 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	3,300	478	2,822	7.9	
	分類不能の産業		1,595	318	1,277	3.8
	(再掲) 第 1 次 産 業		1,517	278	1,239	3.6
第 2 次 産 業		7,762	1,336	6,426	18.6	
第 3 次 産 業		30,927	4,892	24,490	74.0	

資料：国勢調査

(注) 平成14年と平成19年に産業分類改訂に伴い産業分類毎のデータは接続しない。

## 第2節 青少年の就業状況

### 1 新規学校卒業者の求人・就職状況

本県の平成27年3月の新規学校卒業者の求人状況は、中学校では就職希望者数4人に対して求人数1人となっており、高等学校では就職希望者数3,586人に対して求人数3,977人となっている。

また就職状況は、中学校では就職希望者数4人に対して就職者数3人(県内1人、県外2人)となっており、高等学校では就職希望者数3,586人に対して就職者数3,574人(県内1,962人、県外1,612人)となっている。

第4-2-1表 平成27年3月新規学校卒業者の求人・就職状況

(単位：人)

区分	安定所別	1. 就職希望者			2. 求 人 数	3. 就職者数			4. 3のうち県内			5. 3のうち県外		
		計	男	女		計	男	女	計	男	女	計	男	女
中 学 校	合 計	4	2	2	1	3	1	2	1	0	1	2	1	1
	青 森	1	0	1	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0
	八 戸	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0
	弘 前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	む つ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	野 辺 地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	五所川原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三 沢	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	十 和 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	黒 石	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 等 学 校	合 計	3,586	2,065	1,521	3,977	3,574	2,057	1,517	1,962	1,038	924	1,612	1,019	593
	青 森	634	370	264	796	631	368	263	355	179	176	276	189	87
	八 戸	822	495	327	1,213	818	493	325	455	247	208	363	246	117
	弘 前	625	381	244	667	623	380	243	333	185	148	290	195	95
	む つ	235	142	93	134	234	141	93	104	54	50	130	87	43
	野 辺 地	186	89	97	289	186	89	97	132	66	66	54	23	31
	五所川原	397	227	170	177	397	227	170	155	82	73	242	145	97
	三 沢	221	89	132	220	221	89	132	145	60	85	76	29	47
	十 和 田	253	185	68	336	253	185	68	146	103	43	107	82	25
	黒 石	213	87	126	145	211	85	126	137	62	75	74	23	51

※求人数について・・・県外求人は平成24年7月より調査不能となったため県内のみの求人数

資料：青森労働局

## 2 新規学校卒業者の求職動向

本県の平成28年次の新規学校卒業者の求職動向は、中学校では就職希望者14人で卒業見込者数の0.1%となっている。また、高等学校では就職希望者4,434人で卒業見込者数の34.2%となっている。

第4-2-2表 年次別新規学校卒業者の求職動向

(1)中学校 (単位:人、%)

卒業 年次	卒業見込者数	進学希望者数	就職希望者数	うち学校又は安定所の 紹介による就職希望者数		その他 (家事等含む)
				人数	(%)	
平成 17年	15,570 (100)	15,381 (98.8)	40 (0.3)	29	(72.5)	149 (1.0)
18	15,069 (100)	14,902 (98.9)	39 (0.3)	25	(64.1)	128 (0.8)
19	15,355 (100)	15,187 (98.9)	38 (0.2)	27	(71.1)	130 (0.8)
20	14,850 (100)	14,731 (99.2)	30 (0.2)	14	(46.7)	89 (0.6)
21	14,633 (100)	14,535 (99.3)	27 (0.2)	12	(44.4)	101 (0.7)
22	14,926 (100)	14,815 (99.3)	31 (0.2)	13	(41.9)	80 (0.5)
23	14,075 (100)	14,003 (99.5)	20 (0.1)	9	(45.0)	52 (0.4)
24	13,921 (100)	13,815 (99.2)	16 (0.1)	8	(50.0)	90 (0.6)
25	13,433 (100)	13,386 (99.7)	11 (0.1)	4	(36.4)	36 (0.3)
26	13,387 (100)	13,339 (99.6)	11 (0.1)	4	(36.4)	37 (0.3)
27	12,813 (100)	12,753 (99.5)	9 (0.1)	4	(44.4)	51 (0.4)
28	12,581 (100)	12,505 (99.4)	14 (0.1)	3	(21.4)	62 (0.5)

(2)高等学校 (単位:人、%)

卒業 年次	卒業見込者数	進学希望者数	就職希望者数	うち学校又は安定所の 紹介による就職希望者数		その他 (家事等含む)
				人数	(%)	
平成 17年	16,591 (100)	10,148 (61.2)	5,900 (35.6)	5,197	(88.1)	543 (3.3)
18	15,914 (100)	9,727 (61.1)	5,627 (35.4)	5,090	(90.5)	560 (3.5)
19	15,433 (100)	9,448 (61.2)	5,480 (35.5)	4,965	(90.6)	505 (3.3)
20	14,783 (100)	9,049 (61.2)	5,246 (35.5)	4,617	(88.0)	488 (3.3)
21	14,100 (100)	8,585 (60.9)	5,090 (36.1)	4,508	(88.6)	425 (3.0)
22	14,371 (100)	8,893 (61.9)	5,053 (35.2)	4,504	(89.1)	425 (3.0)
23	13,890 (100)	8,653 (62.3)	4,842 (34.9)	4,277	(88.3)	395 (2.8)
24	13,945 (100)	8,614 (61.8)	4,910 (35.2)	4,369	(89.0)	421 (3.0)
25	14,805 (100)	9,403 (63.5)	4,988 (33.7)	4,517	(90.6)	414 (2.8)
26	14,081 (100)	9,023 (64.1)	4,634 (32.9)	4,122	(89.0)	424 (3.0)
27	13,296 (100)	8,217 (61.8)	4,684 (35.2)	4,078	(87.1)	395 (3.0)
28	12,951 (100)	8,142 (62.9)	4,434 (34.2)	3,911	(88.2)	375 (2.9)

資料：青森労働局

### 3 新規学校卒業者の初任給

本県の平成27年3月の新規学校卒業者の学歴別初任給（職業計）の全国対比は、高等学校卒では男子90.5%、女子87.7%、短大卒では男子87.4%、女子86.5%、大学卒では男子89.2%、女子91.3%と、いずれも全国対比89%前後となっている。

第4-2-3表 学歴別、就職郡別初任給（平成27年3月卒）

（単位：千円）

郡	学歴	職種	的専門	管理的	事務の	販売の	職サー	保安の	職農	職運	労生	職	全国対比
			職業的技術	職業	職業	職業	ビス業の	職業	林漁業の	輸通信業の	務産の工職程業・	業計	
中学校	全国	男	133	*181	*147	*139	149	-	*149	*143	145	143	100.0
		女	141	-	*153	*144	151	-	*80	-	124	139	100.0
	青森	男	-	-	-	-	-	-	-	-	*121	*121	84.6
		女	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高等学校	全国	男	168	174	164	171	168	174	159	177	170	169	100.0
		女	160	163	160	167	164	168	153	164	162	163	100.0
	青森	男	157	*158	153	150	147	190	*164	150	153	153	90.5
		女	147	-	142	149	142	*173	*134	*145	141	143	87.7
短大	全国	男	184	192	184	186	178	187	168	185	180	182	100.0
		女	181	182	171	184	175	178	167	180	171	178	100.0
	青森	男	160	-	160	163	150	-	*146	-	160	159	87.4
		女	161	-	149	159	146	-	*146	-	*157	154	86.5
大学	全国	男	215	211	211	214	209	201	187	205	205	212	100.0
		女	214	204	202	209	202	193	193	200	201	207	100.0
	青森	男	194	*177	187	187	188	*209	*183	*166	185	189	89.2
		女	196	-	189	186	176	*220	*183	*171	175	189	91.3

（注） 「\*」 は対象者が10人未満、「-」は対象者がいないことを示している

資料：厚生労働省職業安定局

### 4 新規学校卒業者の離職状況

本県の新規学校卒業者の離職状況は、平成27年3月までの就職後3年間で、中学校卒では80.8%が離職しており、高等学校卒では50.3%が離職している。

一方、全国中学、高校、大学の卒業後3年以内に離職する割合は、それぞれ約7割・4割・3割、の割合となっている。

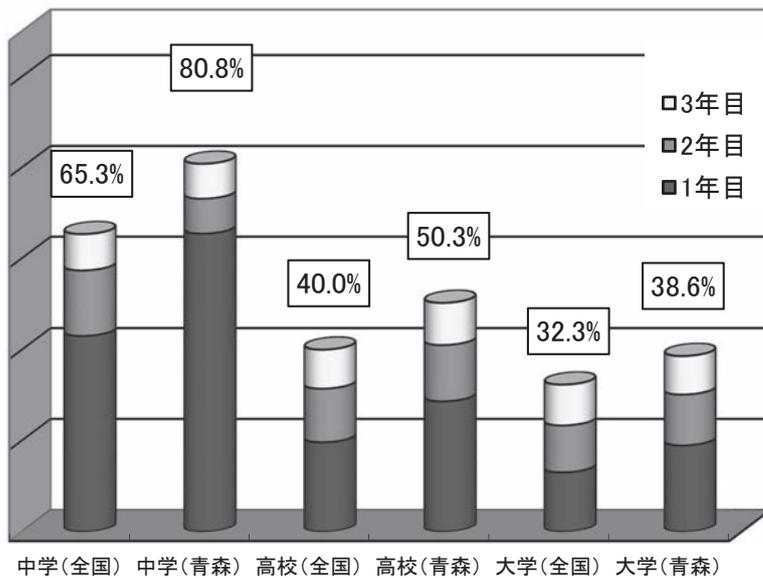
第4-2-4表 新規学卒者の離職状況（青森県）

（単位：人、%）

中・高 卒業年次別	項目	就職者数			卒業時から平成27年3月までの離職状況					
		計	男	女	合計		男		女	
					離職者数	離職率	離職者数	離職率	離職者数	離職率
中学校	H24.3月	26	19	7	21	80.8	18	94.7	3	42.9
	H25.3月	10	6	4	8	80.0	5	83.3	3	75.0
	H26.3月	17	12	5	10	58.8	8	66.7	2	40.0
高等学校	H24.3月	2,165	1,053	1,112	1,088	50.3	486	46.2	602	54.1
	H25.3月	2,260	1,142	1,118	885	39.2	413	36.2	472	42.2
	H26.3月	2,117	1,156	961	533	25.2	258	22.3	275	28.6
大学	H24.3月	1,771	933	838	683	38.6	326	34.9	357	42.6
	H25.3月	1,698	930	768	479	28.2	231	24.8	248	32.3
	H26.3月	1,641	908	733	356	21.7	213	23.5	143	19.5

資料：青森労働局

第4-2-5図 卒業後3年以内の離職率



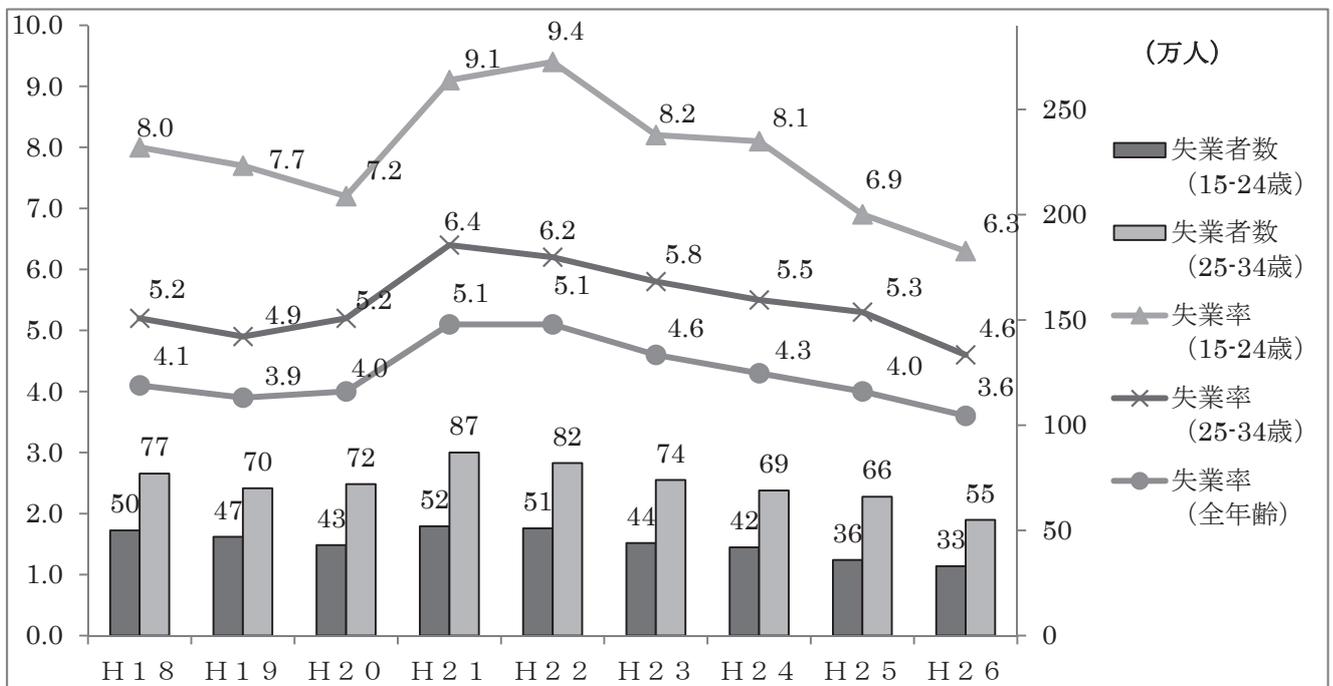
資料：青森労働局

5 完全失業率と有効求人倍率の状況

平成17年以降減少傾向にあった全国の24歳以下の完全失業率は、平成21年に悪化に転じ平成22年には9.4%まで上昇したものの、平成23年からは再び減少し平成26年には6.3%まで改善されている。また、25～34歳層については、平成21年以降5年連続減少している。

24歳以下の若年者の完全失業率及び25～34歳層の完全失業率ともに全年齢の失業率よりも高い状態が続いている。

第4-2-6図 完全失業率と完全失業者数の推移



(注)「完全失業率」とは、「労働力人口に占める完全失業者の割合(%)」をいう。  
 (注)「完全失業者」とは、「仕事がなく、仕事を探していた者で、仕事があればすぐ就ける者」をいう。  
 (注)「有効求人倍率」とは、ハローワークに登録された有効求職者数(前月から繰り越された求職者と新規求職者との合計)に対する有効求人数(前月から繰り越された求人と新規求人数との合計)の比率のことで、「有効求職者1人当たり有効求人数が何件あるか」を表している。  
 資料：総務省統計局「労働力調査」

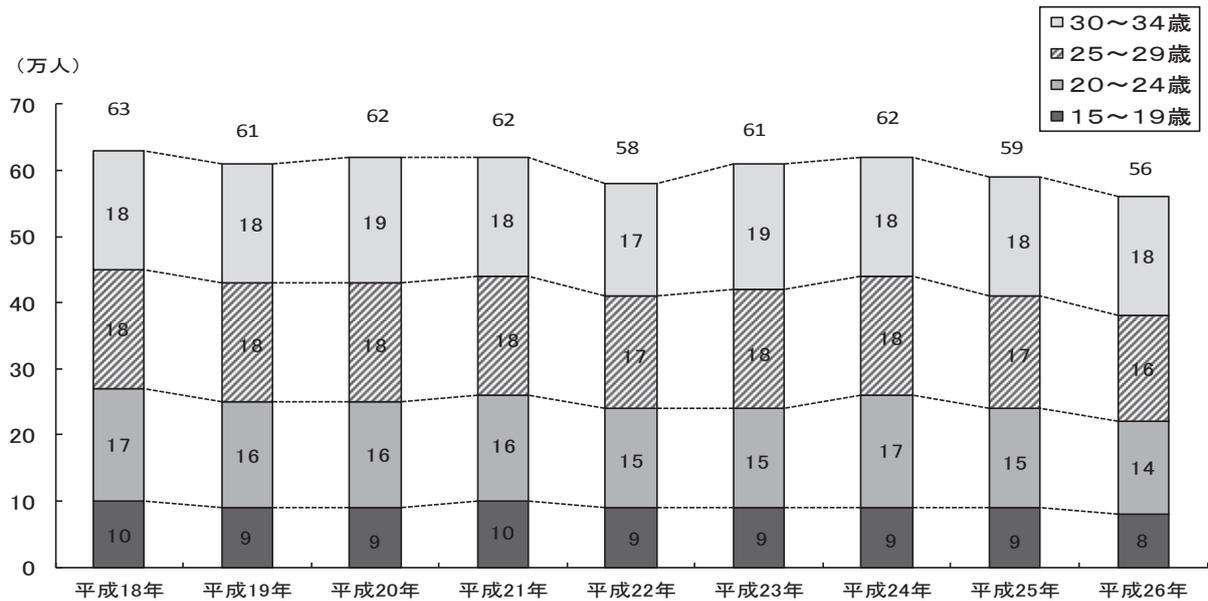
## 6 ニート・フリーターの状況

ニートの状態にある若者（若年無業者：年齢が15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っている者）は、平成14年以降60万人台で推移しており、平成22年には58万人に減少したものの、平成23年24年には再び60万人台に増加した。しかし、平成25年以降は再び減少傾向となっている。

また、フリーター数は、平成15年に217万人に達して以降、5年連続減少したが、その後2年連続増加し、平成22年以降は180万人前後で推移している。

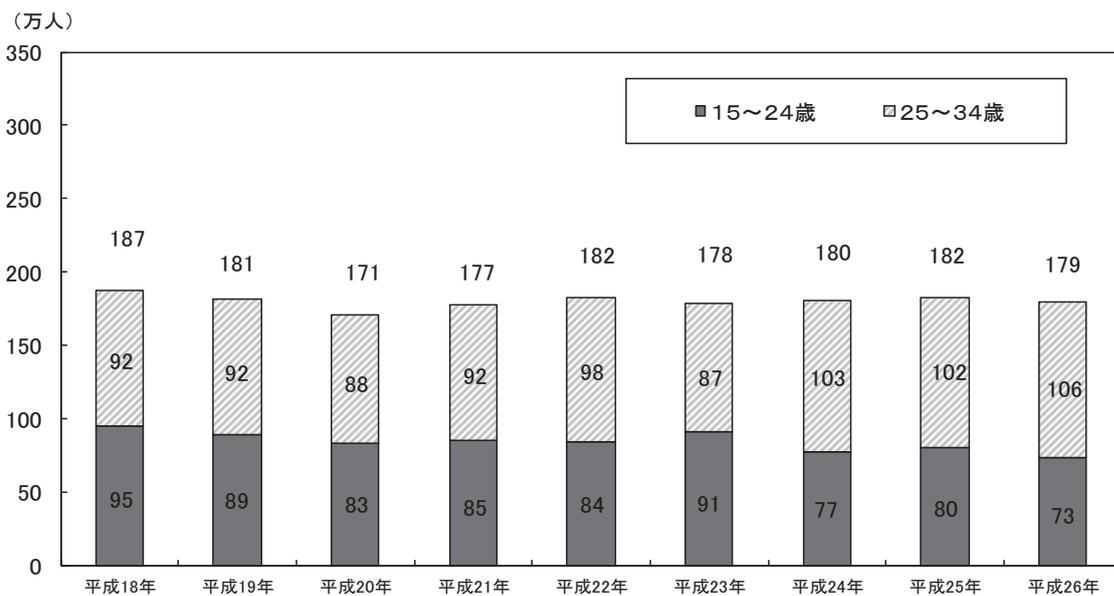
（フリーターの定義：総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」のうち、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、次の者の合計。①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、②完全失業者のうち、探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口で家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者）

第4-2-7図 ニートの数の推移



資料：総務省統計局「労働力調査」

第4-2-8図 フリーターの数の推移



資料：総務省統計局「労働力調査」

## 7 ひきこもりの状況

ひきこもりとは、様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的に6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン：厚生労働省）と定義されており、ひきこもりの数は我が国の総世帯数の0.5%と推定されている（平成18年WHO世界精神保健調査日本調査）。

県では精神保健福祉センターで精神保健相談を実施しており、このうちひきこもりに関する相談件数は次のとおりである。

第4-2-5表 ひきこもりの相談件数の動向

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
延件数	122	114	287	239	284

資料：障害福祉課

## 第5章 安全と問題行動



## 第5章 安全と問題行動

## 第1節 青少年の安全

## 1 青少年の死亡者数

平成26年の青少年（0～24歳）の死亡者数は、88人で前年に比べ23人増加し、死亡者総数に占める割合は0.52%となっている。

第5-1-1表 年齢階級別青少年死亡者数の推移

(単位:人)

区分 年次	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	計	総数	A(%)
H22	32	9	7	22	30	100	16,030	0.62
H23	35	7	6	19	20	87	16,419	0.53
H24	34	5	9	21	19	88	17,294	0.51
H25	20	3	1	14	27	65	17,112	0.38
H26	26	7	4	14	37	88	17,042	0.52

$$A = \frac{\text{青少年層死亡者数}}{\text{死亡者総数}} \times 100$$

資料：健康福祉政策課

## (1) 青少年の死因

青少年（0～24歳）の死因別順位をみると、第1位は不慮の事故・自殺の17人で、青少年の死亡者の19.3%を占めている。

第2位は悪性新生物の10人、第3位は心疾患などの6人となっている。

第5-1-2表 青少年（0～24歳）の死因別順位（死因簡単分類による）

(単位:人)

順位 年次	第1位	第2位	第3位	死亡者数 (0～24歳)
H22	不慮の事故 19	自殺 14	悪性新生物 12	100
H23	自殺 20	心疾患 9	不慮の事故 8	87
H24	不慮の事故 15	自殺 13	悪性新生物 妊娠期間及び胎児 発育に関する障害 6	88
H25	自殺 14	不慮の事故 悪性新生物 7	その他の新生物 循環器系の先天奇形 4	65
H26	不慮の事故 自殺 17	悪性新生物 10	心疾患 6	88

資料：健康福祉政策課

## (2) 青少年の事故死

青少年の死亡者のうち、不慮の事故による死亡者は17人（19.3%）となっている。

また、不慮の事故による死亡者のうち、交通事故による死亡者は3人（17.6%）となっている。

第5-1-3表 青少年の事故死（平成26年）

(単位:人)

区分	0～24	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24
年齢階級別死亡者数(a)	88	26	7	4	14	37
不慮の事故(b)	17	3	2	—	3	9
内訳	交通事故	3	1	—	1	1
	その他	14	2	2	—	8
不慮の事故の割合(%) (b)/(a)	19.3	11.5	28.6	—	21.4	24.3

資料：健康福祉政策課

2 青少年の交通事故

(1) 平成27年中の交通事故概況

平成27年中の県内の交通事故は、発生件数3,854件（前年比-279件、-6.8%）、死者数40人（前年比-14人、-25.9%）、負傷者数4,773人（前年比-332人、-6.5%）で、前年に比べて発生件数、死者数、負傷者数の全てが減少し、発生件数・負傷者数は、平成13年をピークに平成14年以降、14年連続で減少し、死者数は昭和41年に全国統一の交通事故統計となって以来、最少であった。

(2) 交通事故による子どもと青少年の死傷者

ア 子ども（中学生以下）の死傷者数は、死者数3人（前年比+3人）、負傷者数283人（前年比-20人、-6.6%）で、死者は全体の7.5%、負傷者は全体の5.9%を占め、子どもの死者の発生は平成23年以来で、年間の死者3人は平成14年以来である。

また、青少年（16歳以上24歳以下）の死傷者数は、死者数2人（前年比+1人、+100.0%）、負傷者数578人（前年比-47人、+7.5%）で、死者は全体の5.0%、負傷者は全体の12.1%を占めた。

第5-1-4表 交通事故による子ども（中学生以下）と青少年（16歳以上24歳以下）の死傷者数の推移

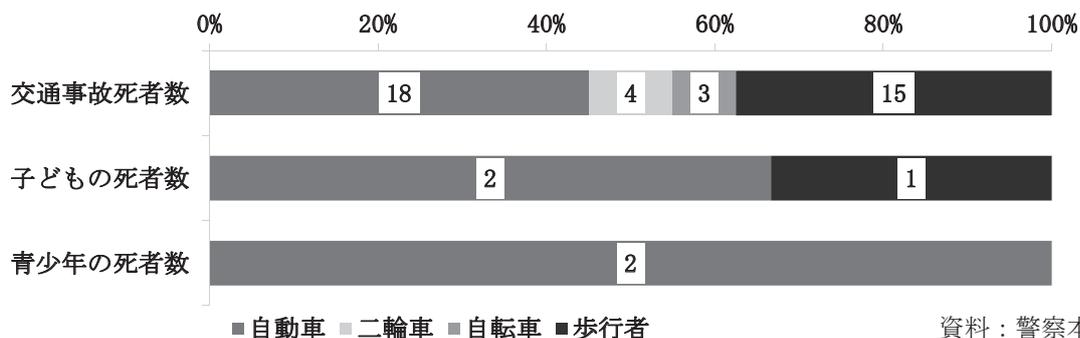
	H23	H24	H25	H26	H27
全 死 者 数	54	59	48	54	40
うち子どもの死者数	2	0	0	0	3
子どもの割合(%)	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	7.5%
うち青少年の死者数	2	4	4	1	2
青少年の割合(%)	3.7%	6.8%	8.3%	1.9%	5.0%
全 負 傷 者 数	6,790	6,460	6,122	5,105	4,773
うち子どもの負傷者数	446	368	377	303	283
子どもの割合(%)	6.6%	5.7%	6.2%	5.9%	5.9%
うち青少年の負傷者数	873	761	785	625	578
青少年の割合(%)	12.9%	11.8%	12.8%	12.2%	12.1%

資料：警察本部交通企画課

イ 平成27年の死者を状態別で見ると、子どもの死者は自動車乗車中が2人、歩行者が1人であり、青少年の死者は自動車乗車中が2人である。

第5-1-5表・図 子ども（中学生以下）と青少年（16歳以上24歳以下）の状態別死者数（平成27年）

	自動車	二輪車	自転車	歩行者	その他	合計
交通事故死者数	18	4	3	15	0	40
子どもの死者数	2	0	0	1	0	3
青少年の死者数	2	0	0	0	0	2



資料：警察本部交通企画課

(3) 青少年運転者（16歳以上24歳以下）による交通事故

ア 平成27年中の青少年運転者による交通事故発生件数は547件、死者数は4人で、全発生件数の14.2%、全死者数の10.0%となっており、青少年の免許人口が全免許人口の7.0%であることを考慮すれば、交通事故発生件数の割合が高いと言える。

第5-1-6表 青少年（16歳以上24歳以下）運転者による交通事故の推移

	H23	H24	H25	H26	H27
全発生件数(件)	5,467	5,221	4,963	4,133	3,854
うち青少年運転者による事故件数	846	780	769	635	547
青少年の割合(%)	15.5%	14.9%	15.5%	15.4%	14.2%
全死者数(人)	54	59	48	54	40
うち青少年運転者による死者数	4	3	4	6	4
青少年の割合(%)	7.4%	5.1%	8.3%	11.1%	10.0%
全負傷者数(人)	6,790	6,460	6,122	5,105	4,773
うち青少年運転者による負傷者数	1,094	1,015	984	835	725
青少年の割合(%)	16.1%	15.7%	16.1%	16.4%	15.2%
運転免許総人口(人)	863,117	863,168	863,468	861,244	857,004
うち青少年の免許人口	65,002	63,457	62,270	60,917	60,276
青少年の割合(%)	7.5%	7.4%	7.2%	7.1%	7.0%

資料：警察本部交通企画課.運転免許課

注 運転者とは、第1当事者が原付以上の場合をいう。

運転免許総人口は、青森県が保有する運転免許保有者データを基に作成（警察庁統計と異なる）

イ 青少年運転者による死亡事故を法令違反別で見ると、3件中2件が通行区分によるもので、次いで安全運転義務違反である。

また、青少年運転者以外の死亡事故の6割弱が安全運転義務違反によるもので、周囲の状況に応じた安全運転が重要である。

第5-1-7表 青少年（16歳以上24歳以下）運転者による死亡事故の違反別状況（平成27年）

（単位：件）

	青少年運転者による死亡事故件数		青少年以外の運転者による死亡事故件数		合計	
	件数	構成率(%)	件数	構成率(%)	件数	構成率(%)
通行区分	2	66.7%	4	12.5%	6	17.1%
追越違反	0	0.0%	1	3.1%	1	2.9%
踏切不停止等	0	0.0%	1	3.1%	1	2.9%
交差点安全進行義務違反	0	0.0%	4	12.5%	4	11.4%
歩行者妨害	0	0.0%	2	6.3%	2	5.7%
指定場所一時不停止等	0	0.0%	2	6.3%	2	5.7%
安全運転義務違反	1	33.3%	18	56.3%	19	54.3%
計	3	100.0%	32	100.0%	35	100.0%

資料：警察本部交通企画課

注1 運転者とは、第1当事者が原付以上の場合をいう。

注2 第1当事者が原付以上の死亡事故件数は、35件（死者数37人）である。

注3 構成率は、運転者別の死亡事故件数に占める違反の割合である。

3 青少年の水難

(1) 過去5年間の青少年の水難発生状況

過去5年間の水難発生状況は下表のとおりであるが、このうち青少年の水難発生件数は16件で、全体の約17.2%を占めている。

第5-1-8表 青少年の水難発生件数

(単位:件、人)

区分		年次					計
		H23	H24	H25	H26	H27	
発生件数		2(17)	3(19)	3(17)	5(22)	3(18)	16(93)
事故者	水死者	0(5)	1(15)	1(10)	1(11)	1(10)	4(51)
	被救助者	2(14)	2(5)	2(9)	5(13)	2(9)	13(50)
	計	2(19)	3(20)	3(19)	6(24)	3(19)	17(101)

(注):( )内は、県内の全発生件数・人員である。

資料:警察本部地域課

(2) 平成27年中の青少年の水難

平成27年中(12月31日現在)の青少年の水難は、発生件数3件(前年比-2件)、水死者1人(前年比±0人)、被救助者2人(前年比-3人)である。

第5-1-9表 月別発生状況

(単位:件、人)

項目/月別		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
発生件数		1						1	1					3
事故者	水死者								1					1
	被救助者	1						1						2
	計	1						1	1					3

資料:警察本部地域課

第5-1-10表 年齢層別発生状況

昨年に引き続き未就学児童の事故が発生した。

(単位:人)

年	区分	未就学児童	小学生	中学生	高校生及び相当年齢	計
H26		0(0)	4(1)	2(0)	0(0)	6(1)
H27		2(0)	0(0)	0(0)	1(1)	3(1)
増減		+2(±0)	-4(-1)	-2(±0)	+1(+1)	-3(±0)

(注):( )内は、水死者を内数で示す。

資料:警察本部地域課

第5-1-11表 場所別発生状況

海、河川での事故が昨年に引き続き発生した。

(単位:人)

年	区分	海	河川	湖沼池	用水堀	プール	その他	計
H26		3	1	1	1	(1)		6(1)
H27		1	1	(1)	1			3(1)
増減		-2(±0)	±0(+1)	-1(±0)	±0(-1)	±0(±0)	±0(±0)	-3(±0)

(注):( )内は、水死者を内数で示す。

資料:警察本部地域課

第5-1-12表 行為別発生状況

「水泳中」の発生がなかった。

(単位:人)

年	区分	水泳中	ボート遊び	水遊び	魚とり・釣り	陸上での遊戯中	計
H26		1		2		3	6(1)
H27				1	(1)	1	3(1)
増減		-1(±0)	±0(±0)	-1(+1)	+1(±0)	-2(-1)	-3(±0)

(注):( )内は、水死者を内数で示す。

資料:警察本部地域課

## 第2節 犯罪や虐待による被害状況

## 1 犯罪被害の状況

## (1) 福祉犯被害少年の学校・職業別、法令別状況の被害状況

平成27年中、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反、県青少年健全育成条例違反等の少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の被害者となった少年は46人で、前年に比較すると9人（16.4%）減少した。学校・職業別では、被害者の約8割（80.4%）が中学生と高校生で占められている。

第5-2-1表 福祉犯被害少年の学校・職業別、法令別状況

(単位:人)

法令別 \ 学職別	総数	未就学	小学生	中学生	高校生	その他学生	有職少年	無職少年
風営適正化法	1(0)	0	0	0	0	0	1(0)	0
児童福祉法	1(1)	0	0	0	1(1)	0	0	0
児童買春・児童ポルノ法	10(10)	0	1(1)	7(7)	2(2)	0	0	0
県青少年健全育成条例	30(26)	0	0	9(9)	17(14)	0	1(1)	3(2)
未成年者喫煙禁止法	4(0)	0	0	0	1(0)	0	2(0)	1(0)
合計	46(37)	0	1(1)	16(16)	21(17)	0	4(1)	4(2)

(注) ( )内は女子で内数を示す。

資料:警察本部少年課(暫定値)

## (2) 出会い系サイト等を介した福祉犯被害少年の学校・職業別、法令別状況

平成27年中、出会い系サイト、コミュニティサイトを介して福祉犯の被害者となった少年は21人で、前年に比較すると1人（4.5%）減少した。学校・職業別では、被害者の約9割（90.5%）が中学生と高校生で占められている。

第5-2-2表 出会い系サイト等を介した福祉犯被害少年の学校・職業別法令別状況

(単位:人)

法令別 \ 学職別	総数	未就学	小学生	中学生	高校生	その他学生	有職少年	無職少年
児童福祉法	1	0	0	0	1	0	0	0
児童買春・児童ポルノ法	9	0	1	6	2	0	0	0
県青少年健全育成条例	11	0	0	6	4	0	0	1
合計	21	0	1	12	7	0	0	1

資料:警察本部少年課(暫定値)

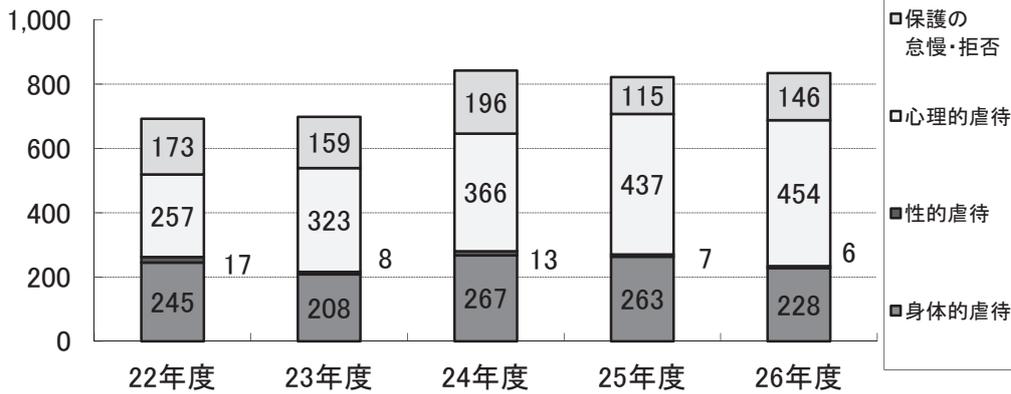
## 2 児童虐待の状況

近年、都市化の進行や核家族化により、家庭が地域や親戚等から孤立しがちな状況にあり、児童虐待に関する相談件数が増加の一途をたどっている状況にある。

## (1) 児童虐待相談件数

児童相談所における平成26年度の児童虐待相談件数は、834件（対前年度比+12件）となっている。その内訳は、身体的虐待228件（-35件）、性的虐待6件（-1件）、心理的虐待454件（+17件）、保護の怠慢・拒否146件（+31件）となっている。最近5年間の相談件数の推移は次のとおりである。

第5-2-3 図 児童虐待相談件数



資料：こどもみらい課

### 第3節 少年非行の概況

#### 1 非行少年等の検挙・補導人員の年別推移

非行少年（刑法犯少年、特別法犯少年及びぐ犯少年）の総数は、最近5年間で約6割（62.7%）減少した。平成27年中における刑法犯少年は346人で、現在の統計方式となった昭和23年以降で最も少ない検挙・補導人員となった。

第5-3-1表 非行少年等の検挙・補導人員の年別推移

（単位：人）

区分		年別					
		H23	H24	H25	H26	H27	
非 行 少 年	刑 法 犯 少 年	犯罪少年	719	612	422	323	250
		触法少年	231	172	135	141	96
		計	950	784	557	464	346
	特 別 法 犯 少 年	53	44	31	22	24	
	ぐ 犯 少 年	9	17	16	17	7	
合 計		1,012	845	604	503	377	
不 良 行 為 少 年		3,886	4,003	3,784	2,864	2,546	

（注）非行少年……刑法犯少年、特別法犯少年及びぐ犯少年をいう。  
 刑法犯少年……刑法に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年をいう。  
 犯罪少年……罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいう。  
 触法少年……14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。  
 特別法犯少年……覚せい剤取締法など刑法犯以外の刑罰法令（交通関係法令に規定する罪を除く）に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年をいう。  
 ぐ犯少年……保護者の正当な監督に服しない性癖など一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し又は、刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年をいう。  
 不良行為少年……刑罰法令に触れないが、飲酒、喫煙等自己又は他人の徳性を害する行為を行い、警察に補導された20歳未満の少年をいう。

資料：警察本部少年課（暫定値）

#### 2 刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移

最近5年間の刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員は、各年とも窃盗犯が最も多く、平成27年中は全体の約7割（73.4%）を占めた。

第5-3-2表 刑法犯少年の罪種別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

年別 罪種別	H23	H24	H25	H26	H27
凶 悪 犯	4	6	2	3	1
粗 暴 犯	68	77	38	39	37
窃 盗 犯	699	550	415	355	254
知 能 犯	10	2	1	3	1
風 俗 犯	2	5	4	4	3
その他の刑法犯	167	144	97	60	50
合 計	950	784	557	464	346

(注) 凶悪犯…殺人、強盗、放火及び強姦の犯罪をいう。資料:警察本部少年課(暫定値)  
 粗暴犯…暴行、傷害、恐喝、脅迫及び凶器準備集合の犯罪をいう。  
 知能犯…詐欺、横領、偽造等の犯罪をいう。  
 風俗犯…わいせつ、と博等の犯罪をいう。

### 3 刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移

最近5年間の刑法犯少年の学職別検挙・補導人員は、各年とも中学・高校生の占める割合が最も多く、平成27年中は全体の約7割(66.8%)を占めた。

第5-3-3表 刑法犯少年の学職別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

年別 学職別	H23	H24	H25	H26	H27	
未 就 学	0	0	0	0	0	
児 童 生 徒	小 学 生	84	70	53	32	47
	中 学 生	412	281	218	198	120
	高 校 生	302	279	170	124	111
	そ の 他	20	24	9	16	10
有 職 少 年	49	69	54	47	35	
無 職 少 年	83	61	53	47	23	
合 計	950	784	557	464	346	

(注)その他…大学生及び専修学校生等をいう。資料:警察本部少年課(暫定値)

## 第4節 青少年の問題行動と対策

### 1 薬物乱用

平成27年中、薬物乱用の法令別検挙・補導はなく、平成22年以降、薬物乱用で検挙・補導された中・高校生はなかった。

第5-4-1表 薬物乱用少年の法令別検挙・補導人員の推移

(単位:人)

年別 罪種別	H23	H24	H25	H26	H27
毒物及び劇物取締法	1	0	0	0	0
覚せい剤取締法	0	1	0	0	0
大麻取締法	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0
合 計	1	1	0	0	0

(注)薬物乱用とは、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚せい剤取締法、毒物及び劇物取締法違反をいう。資料:警察本部少年課(暫定値)

2 性逸脱行為

(1) 不健全性的行為少年の推移

平成27年中、不健全性的行為（少年の健全育成上支障のある性的行為）をしていたことにより補導された少年は33人で、前年と同人数であった。

補導された少年の約8割（84.8%）は、中学生と高校生で占められている。

第5-4-2表 不健全性的行為少年の推移

(単位:人)

学職別	年別	H23	H24	H25	H26	H27
中 学 生		4(4)	9(7)	7(4)	8(6)	15(13)
高 校 生		25(15)	31(18)	39(23)	23(15)	13(9)
そ の 他		9(7)	4(2)	3(1)	2(1)	5(1)
合 計		34(22)	44(27)	49(28)	33(22)	33(23)
中・高校生	の占める割合	85.3%	90.9%	93.9%	93.9%	84.8%

(注) ( ) 内は女子で内数を示す。

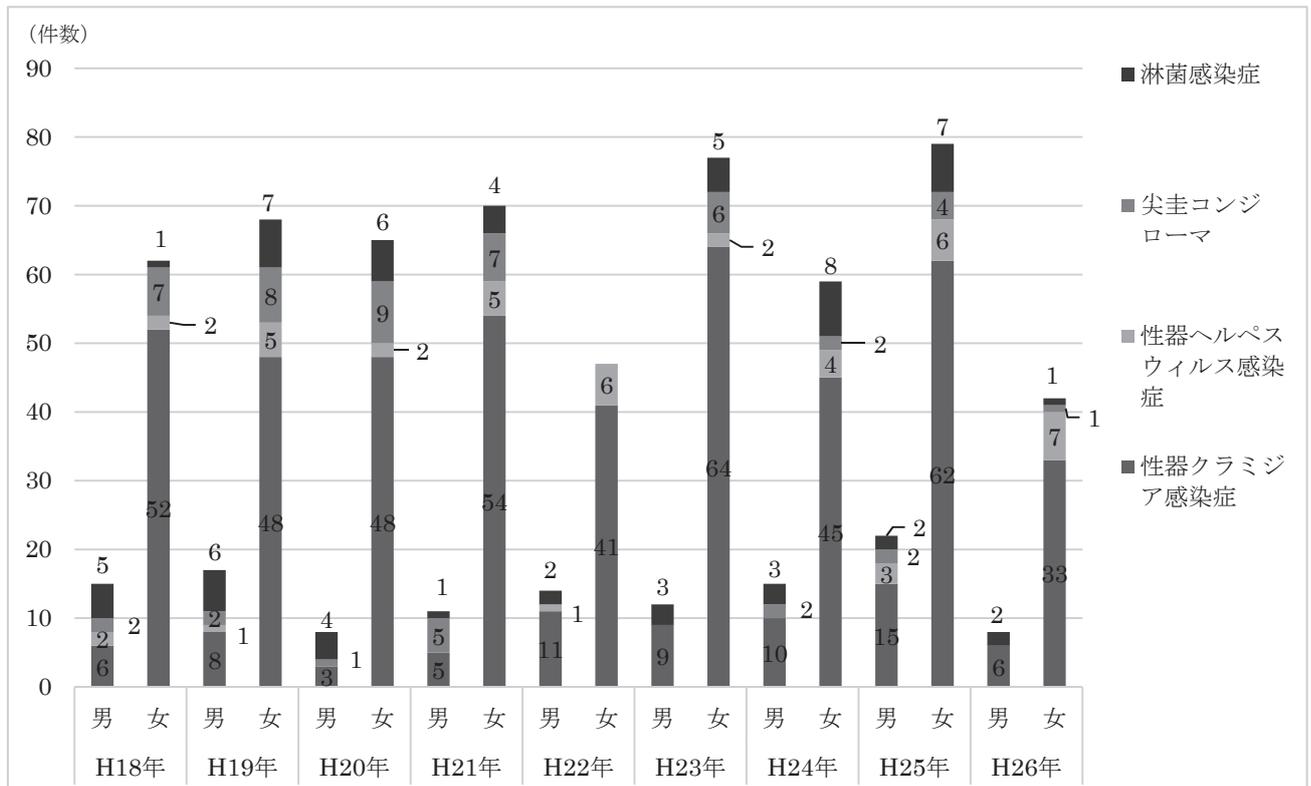
資料：警察本部少年課（暫定値）

(2) 性感染症（STD）の状況

STDは、性的接触によって感染する病気であり、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症などがある。

県内における性感染症の状況を見ると、感染者数は平成18年以降横ばい状況にあり、全体の1割程度は10代の感染者である。平成26年の感染者数は50名で、男女の内訳は、男性8名、女性42名となっている。（第5-4-4図、第5-4-5表）

第5-4-3図 県内10代（男女別）の性感染症発生動向



第5-4-4表 県内における10代の性感染症発生動向

(単位:人)

年次	区分	性器クラミジア感染症		性器ヘルペスウイルス感染症		尖圭コンジローマ		淋菌感染症		合計		
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
H18	全年齢	136	198	46	36	52	37	90	13	324	284	608
	10代	6	52	2	2	2	7	5	1	15	62	77
	(割合)	4.4%	26.3%	4.3%	5.6%	3.8%	18.9%	5.6%	7.7%	4.6%	21.8%	12.7%
H19	全年齢	144	230	38	42	53	35	84	36	319	343	662
	10代	8	48	1	5	2	8	6	7	17	68	85
	(割合)	5.6%	20.9%	2.6%	11.9%	3.8%	22.9%	7.1%	19.4%	5.3%	19.8%	12.8%
H20	全年齢	122	244	43	46	27	28	91	33	283	351	634
	10代	3	48	0	2	1	9	4	6	8	65	73
	(割合)	2.5%	19.7%	0.0%	4.3%	3.7%	32.1%	4.4%	18.2%	2.8%	18.5%	11.5%
H21	全年齢	102	236	38	36	41	27	71	28	252	327	579
	10代	6	54	0	5	5	7	1	4	12	70	82
	(割合)	5.9%	22.9%	0.0%	13.9%	12.2%	25.9%	1.4%	14.3%	4.8%	21.4%	14.2%
H22	全年齢	130	202	38	59	26	29	65	23	259	313	572
	10代	11	41	1	6	0	4	2	4	14	55	69
	(割合)	8.5%	20.3%	2.6%	10.2%	0.0%	13.8%	3.1%	17.4%	5.4%	17.6%	12.1%
H23	全年齢	107	314	30	54	30	40	65	22	232	430	662
	10代	9	64	0	2	0	6	3	5	12	77	89
	(割合)	8.4%	20.4%	0.0%	3.7%	0.0%	15.0%	4.6%	22.7%	5.2%	17.9%	13.4%
H24	全年齢	134	207	42	53	49	22	66	28	291	310	601
	10代	10	45	0	4	2	2	3	8	15	59	74
	(割合)	7.5%	21.7%	0.0%	7.5%	4.1%	9.1%	4.5%	28.6%	5.2%	19.0%	12.3%
H25	全年齢	127	222	46	54	46	23	53	16	272	315	587
	10代	15	62	3	6	2	4	2	7	22	79	101
	(割合)	11.8%	27.9%	6.5%	11.1%	4.3%	17.4%	3.8%	43.8%	8.1%	25.1%	17.2%
H26	全年齢	127	180	32	69	47	18	37	8	243	275	518
	10代	6	33	0	7	0	1	2	1	8	42	50
	(割合)	4.7%	18.3%	0.0%	10.1%	0.0%	5.6%	5.4%	12.5%	3.3%	15.3%	9.7%

資料:保健衛生課

(3) エイズ患者・HIV感染者の動向

本県のエイズ患者及び感染者は、全て20代以上で、平成元年からの累計で計75名(エイズ患者28名、感染者47名。うち、死亡者6名)となっている。

近年、全国的な発生数は微増傾向にあり、本県においても同傾向にあると推測される。

第5-4-5表 本県のエイズ患者・HIV感染者の発生動向

(単位:人)

年 人	H元~8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
	エイズ患者	1	1	1	4	0	1	0	0	1	4	2	1	2	3	1	1	1	1	3
HIV感染者	6	0	0	0	0	4	1	2	3	5	4	3	5	4	2	3	2	1	2	47
計	7	1	1	4	0	5	1	2	4	9	6	4	7	7	3	4	3	2	5	75

資料:保健衛生課



## 第6章 青少年の意識



## 第6章 青少年の意識

### 1 青少年の意識に関する調査について

県の施策を推進し、県民の自主的活動の有効な展開を図るためには、青少年問題に関する県民の理解と市町村等関係機関の協力が必要である。

このため、県では、本県の青少年の意識の現状や将来展望・社会との関わりなどについて、青森県青少年健全育成条例に基づく青少年行政基礎調査事業の一つとして「青少年の意識に関する調査」を隔年で実施し、その結果を県民に明らかにするとともに、市町村等関係機関に情報提供している。

#### (1) 調査の目的

本県における青少年の意識や行動を把握し、青少年に関する施策の総合的な推進のための基礎資料を得るとともに、広く県民に紹介することにより、青少年の健全育成に対する理解と協力を得る。

#### (2) 調査の方法

質問紙による無記名集団調査

#### (3) 調査の対象

県内の小学校6年生	447名（17校）
県内の中学校2年生	409名（15校）
県内の高等学校2年生	440名（12校）
合計	1,296名（44校）

#### (4) 調査の実施期間

平成26年8月から平成26年9月

#### (5) 調査項目

- ア 地域のこと
- イ 世の中のこと
- ウ 学校のこと
- エ 家族・家庭のこと
- オ 自分のこと
- カ メディア・コミュニケーションのこと
- キ 生活規範に対する意識
- ク 社会変化に対する意識
- ケ 就労に関する意識

#### (6) 調査実施主体

青森県環境生活部 青少年・男女共同参画課

#### (7) 調査の監修及び調査結果の分析

弘前大学教育学部 教授 宮崎 秀一 氏

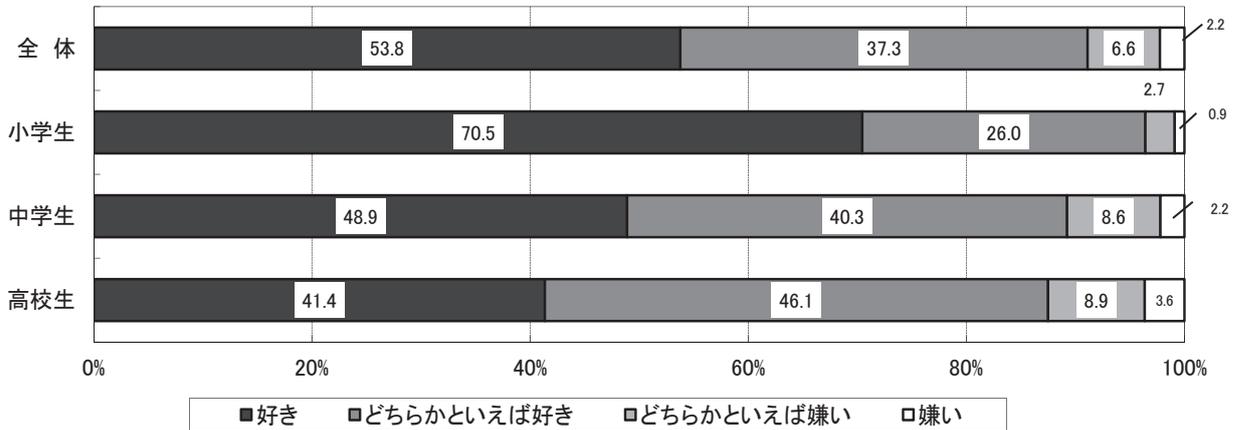
## 2 結果概要

### (1) 地域のこと

#### ア 住んでいる地域への評価

自分が住んでいる地域が好きかどうか尋ねたところ、全体では約9割が「好き」と肯定的に回答している。

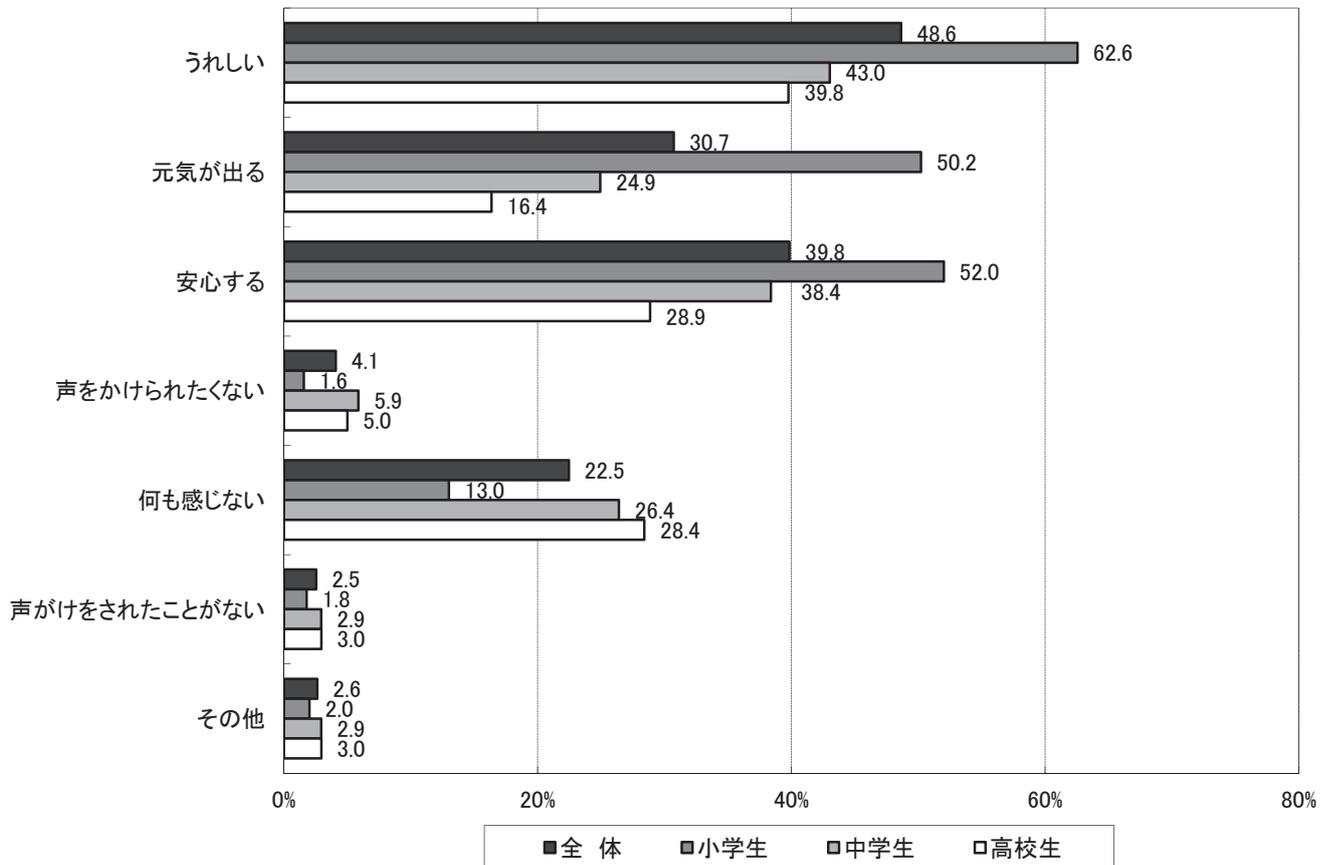
第6-1-1表 住んでいる地域への評価



#### イ 声かけに対する心境

あいさつなどの声かけをされた時、約半数が「うれしい」と回答している。

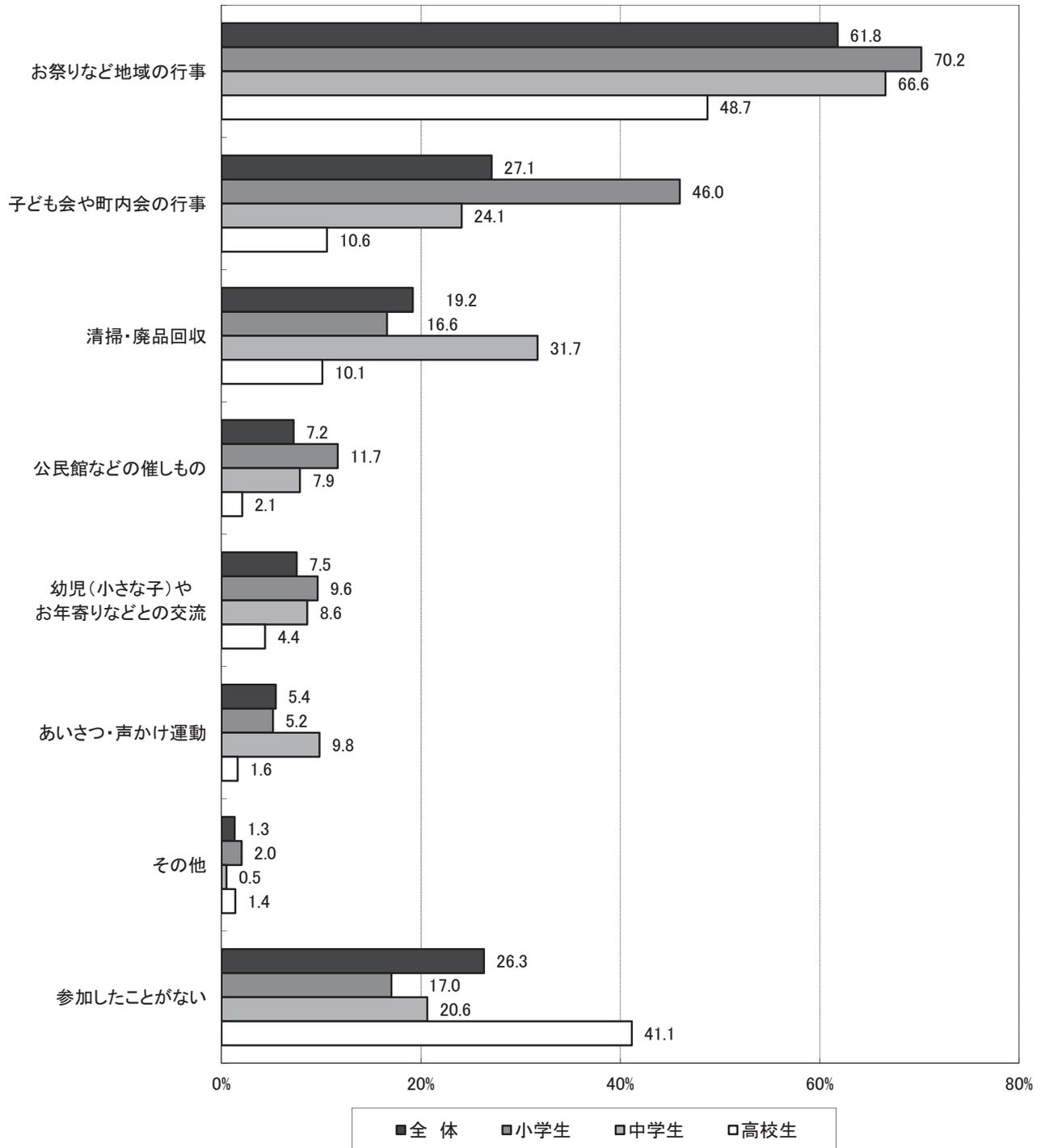
第6-1-2表 声かけされた時の心境



ウ 地域活動への参加

最近1年間で参加した地域活動について、「お祭りなど地域の行事」が最も高く、全体では6割を超えている。

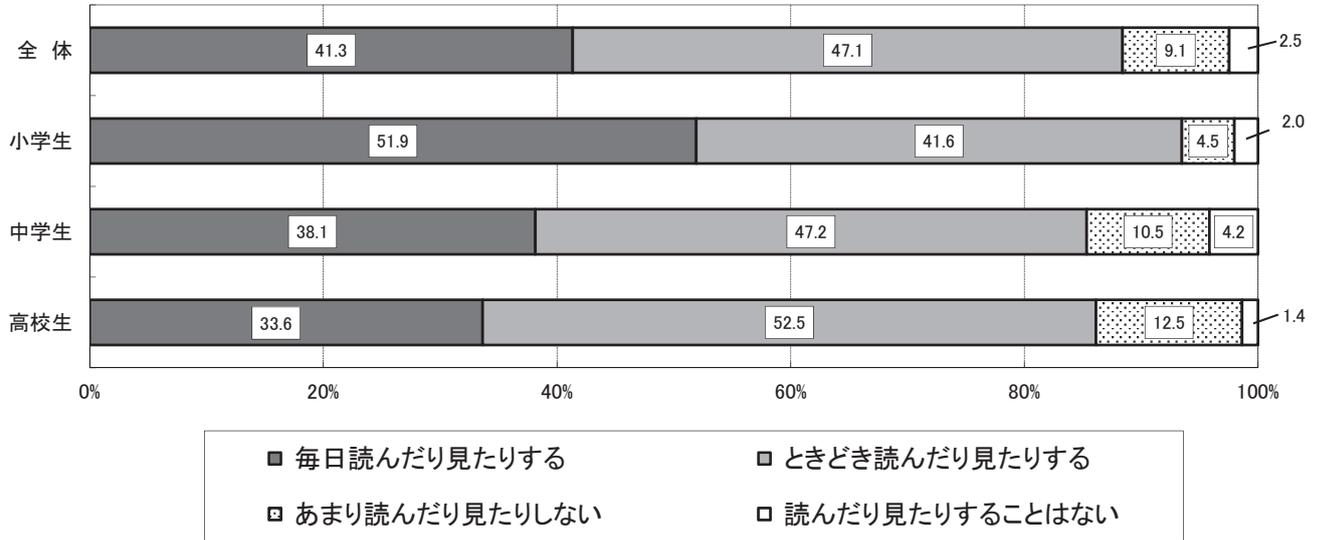
第6-1-3表 最近1年間の地域活動への参加



(2) 世の中のこと

世の中の出来事について記事を読んだりニュースを見たりするかについて、全体では、約9割が読んだり見たりすると回答している。

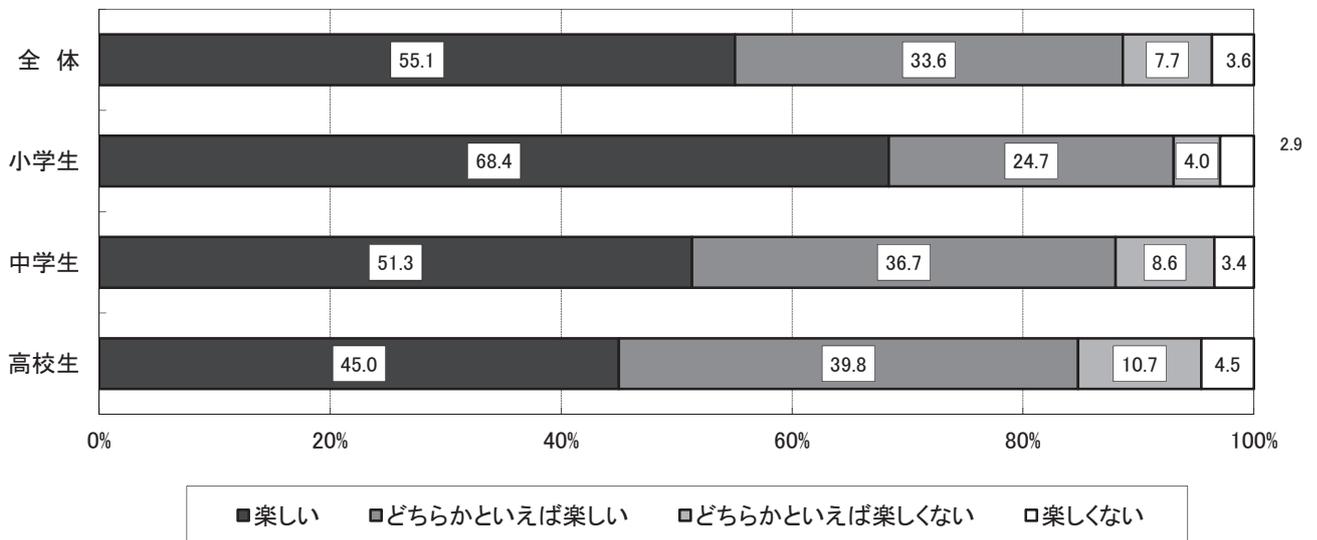
第6-1-4表 世の中の出来事に対する関心



(3) 学校のこと

学校生活が楽しいかどうか尋ねたところ、全体では、約9割が楽しいと回答している。

第6-1-5表 学校生活への満足度

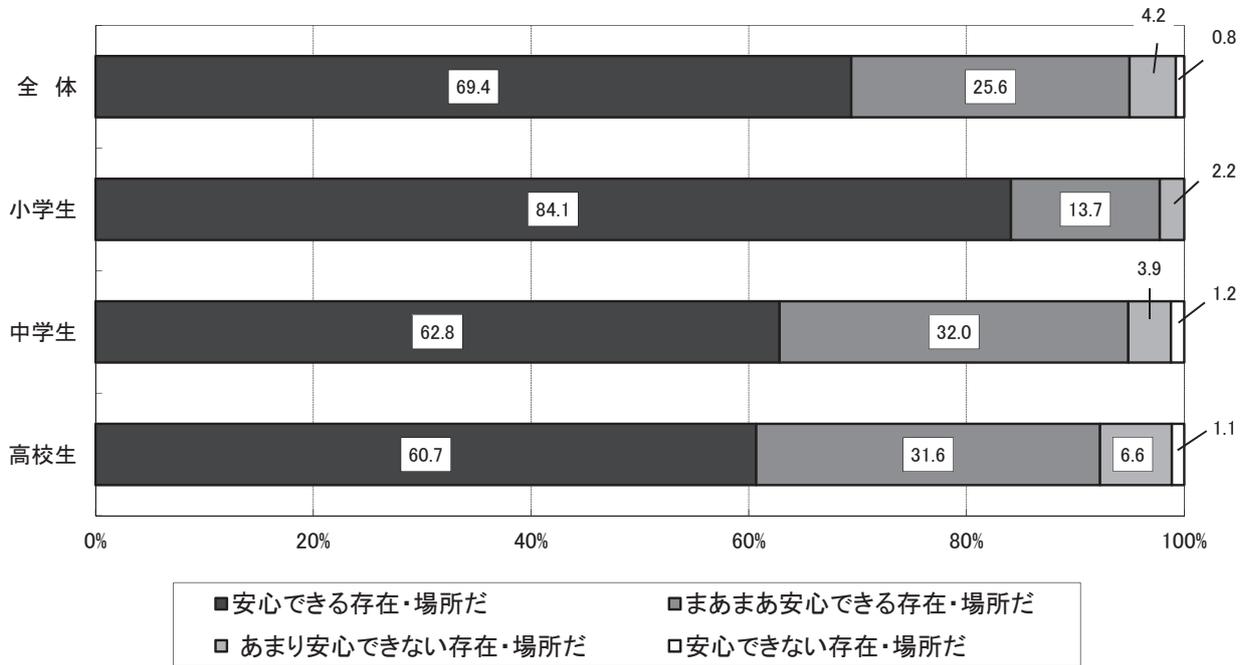


(4) 家族・家庭のこと

ア 家族がいる家への評価

家族がいる家への評価は、小学生、中学生、高校生のいずれも9割以上が安心できると回答している。

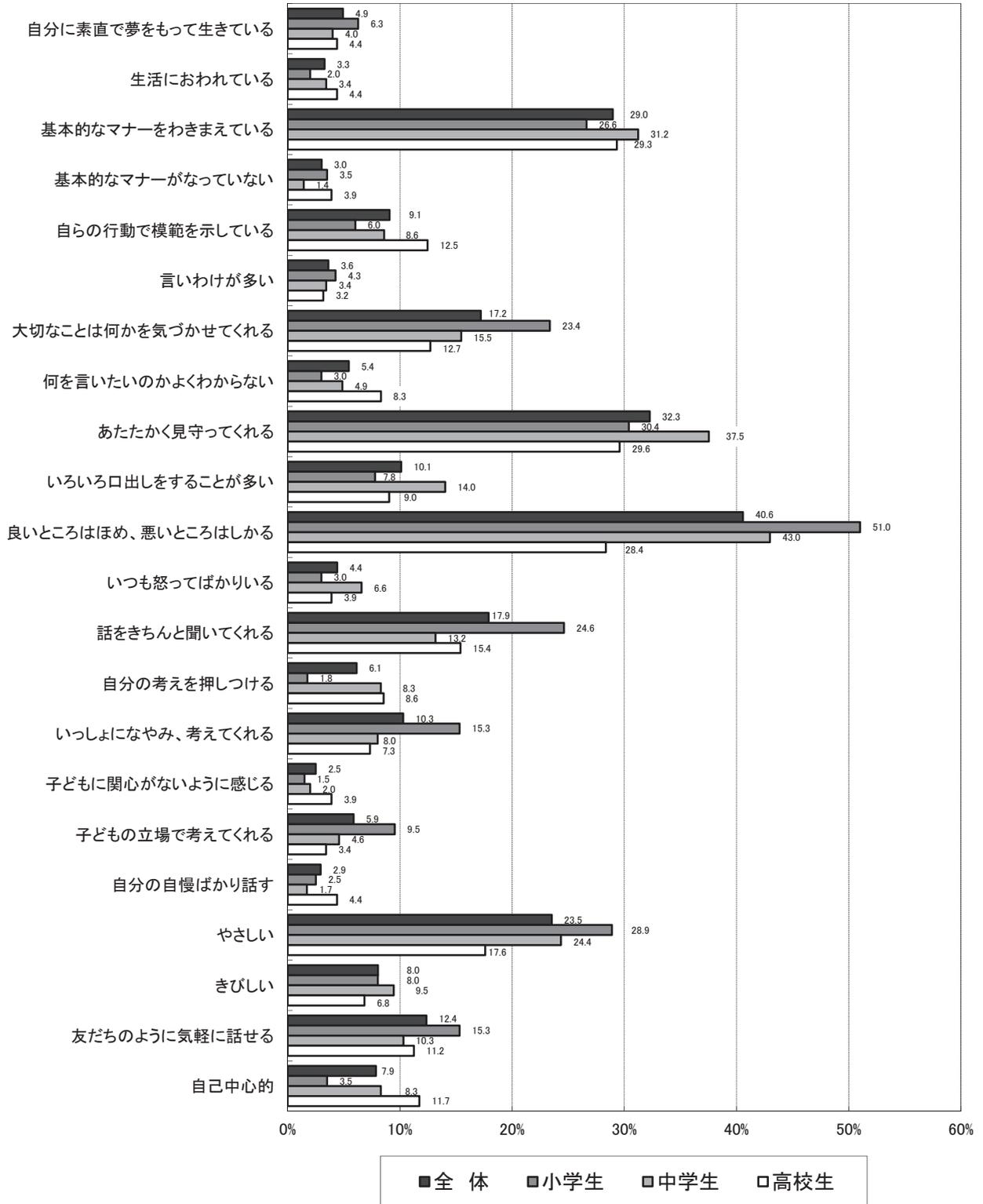
第6-1-6表 家族がいる家への評価



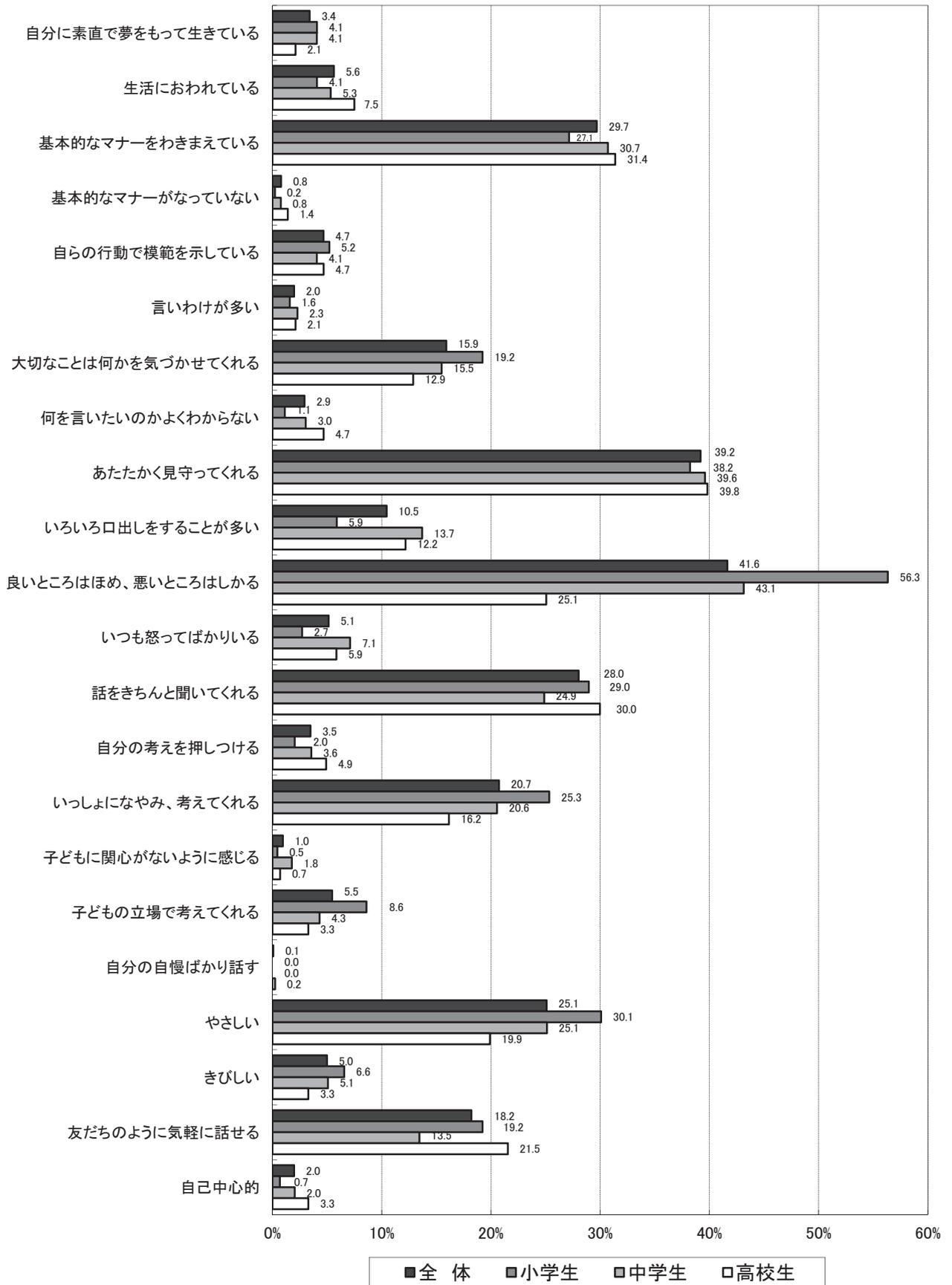
イ 周囲の大人について（お父さん、お母さん）

父親、母親に対して尋ねた結果、小学生、中学生、高校生のいずれも「良いところはほめ、悪いところはしかる」、「あたたかく見守ってくれる」と回答している割合が多い。

第6-1-7表 周囲の大人について（お父さん）



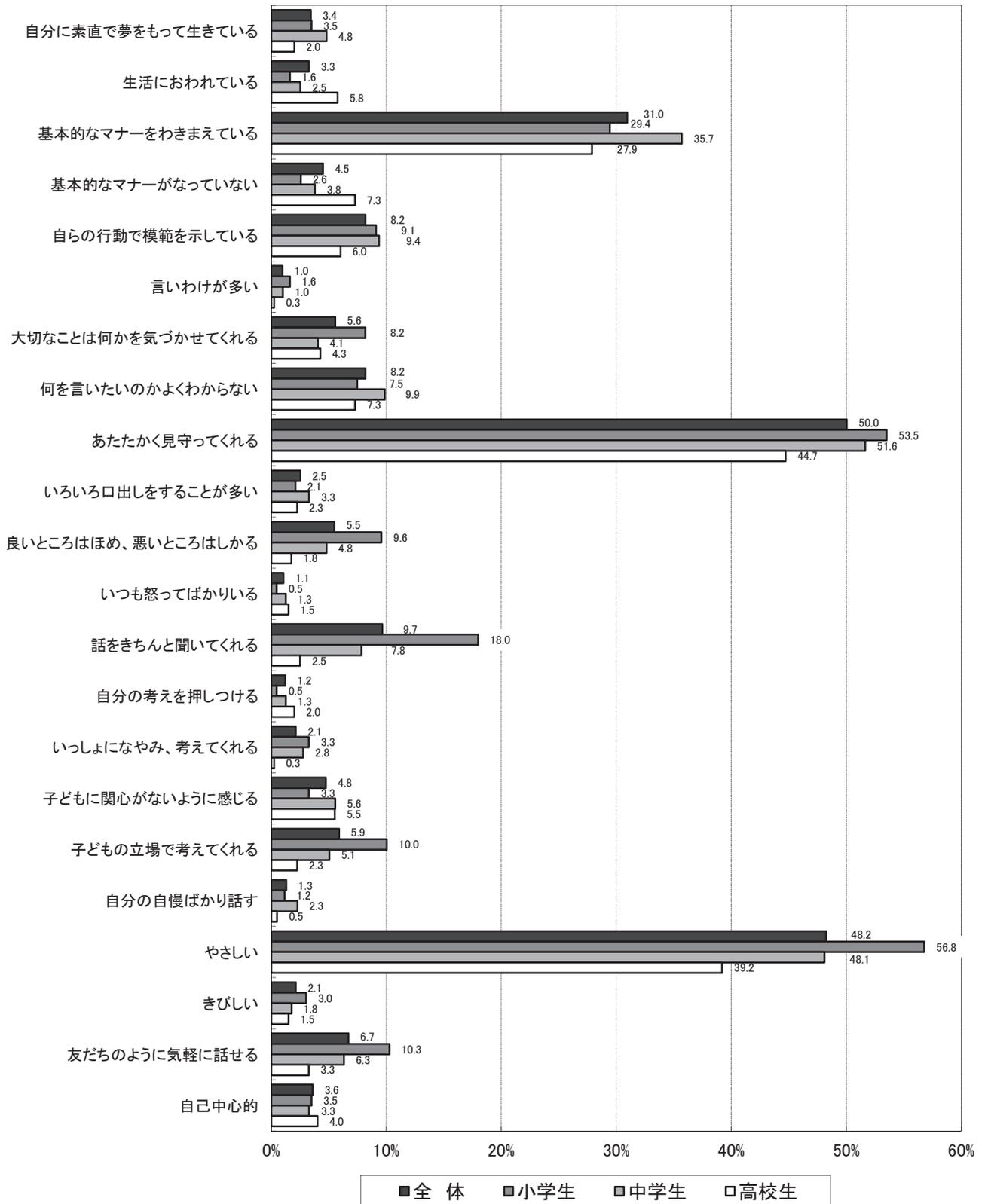
第6-1-8表 周囲の大人について（お母さん）



ウ 周囲の大人について（地域の大人）

地域の大人について、全体では、半数が「あたたかく見守ってくれる」と回答している。

第6-1-9表 周囲の大人について（地域の大人）

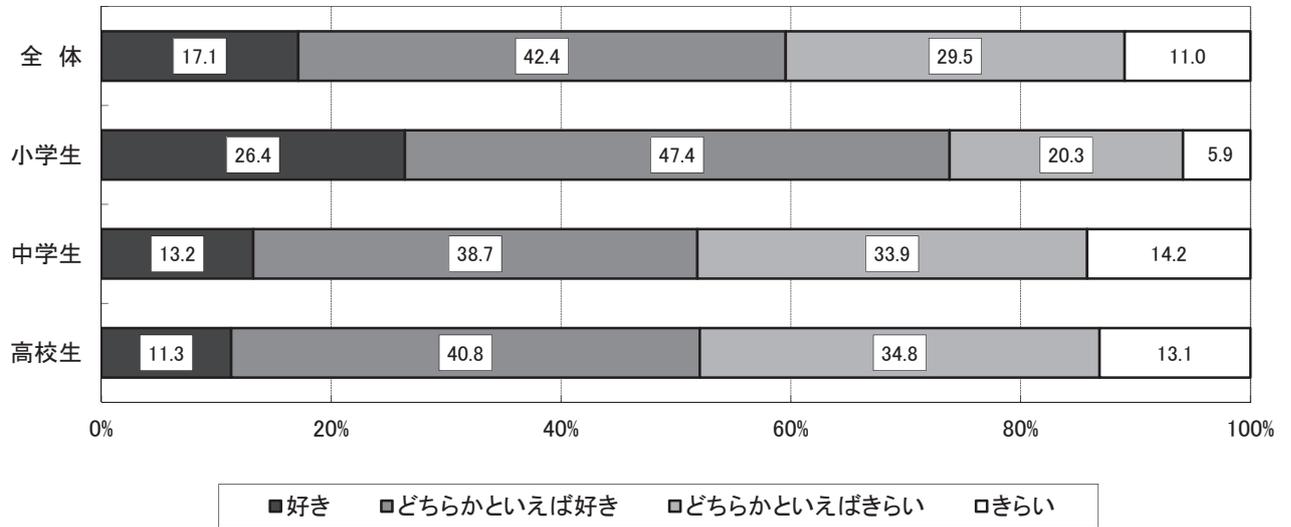


(5) 自分のこと

ア 自己への評価

全体では、約6割が自分のことを好きと回答している。

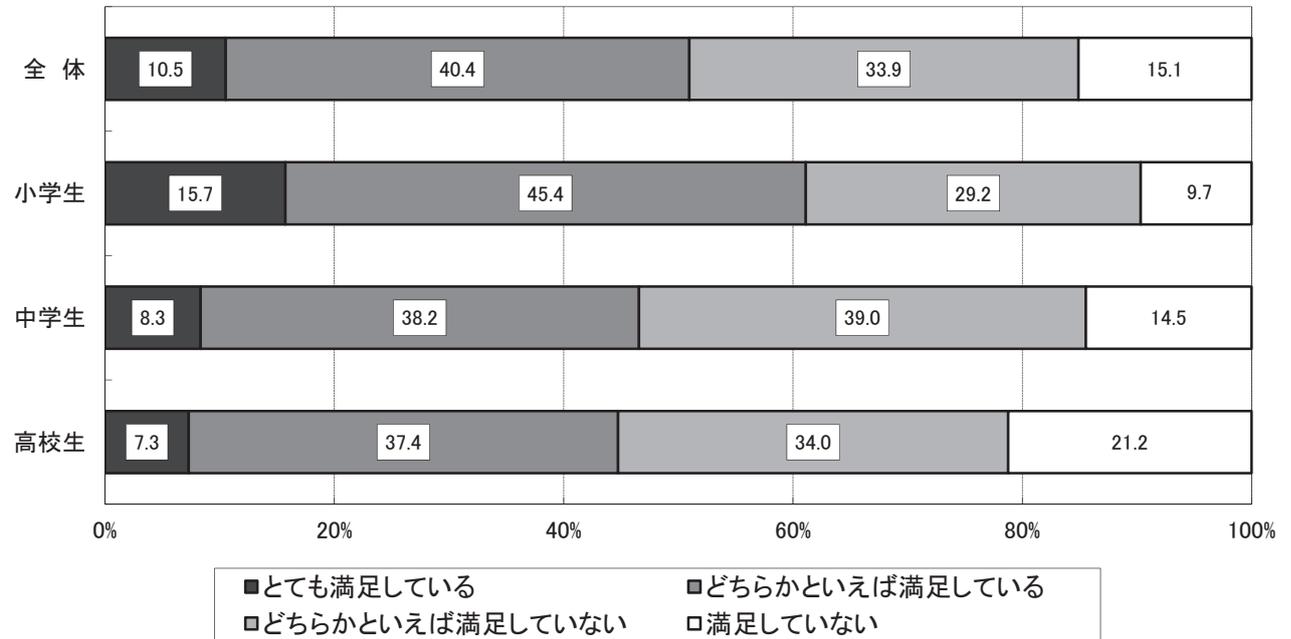
第6-1-10表 自己への評価



イ 自己への満足度（性格）

全体では、約半数が自分の性格に満足していると回答している。

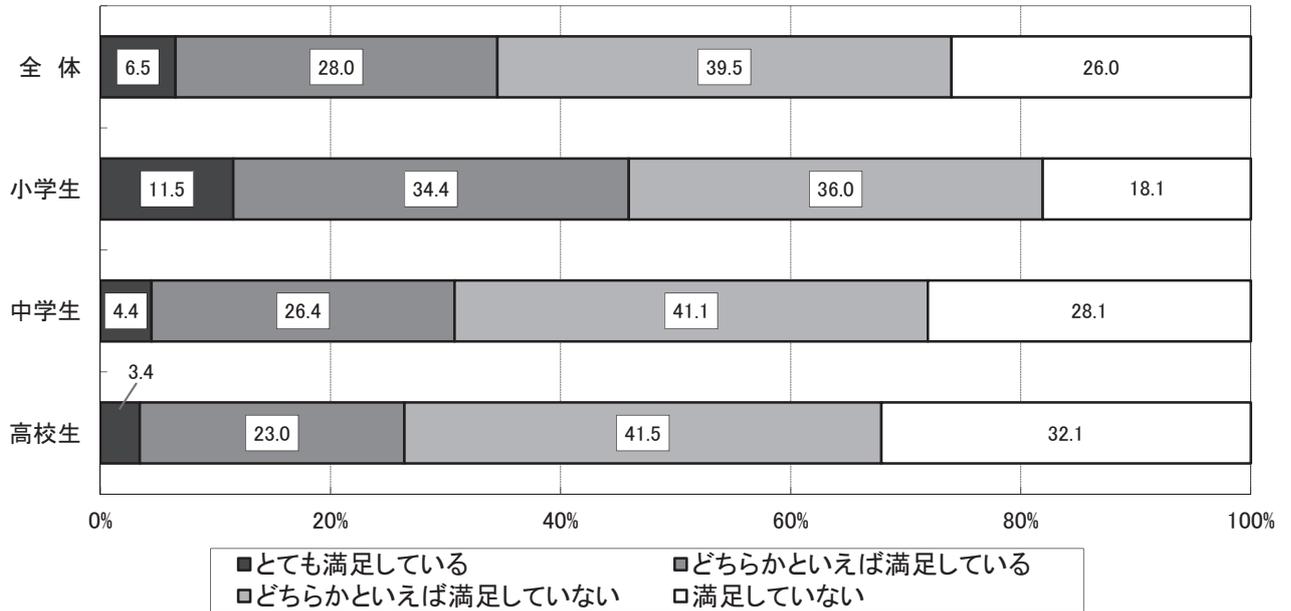
第6-1-11表 自己への満足度（性格）



ウ 自己への満足度（外見）

全体では、約7割が自分の外見に満足していないと回答している。

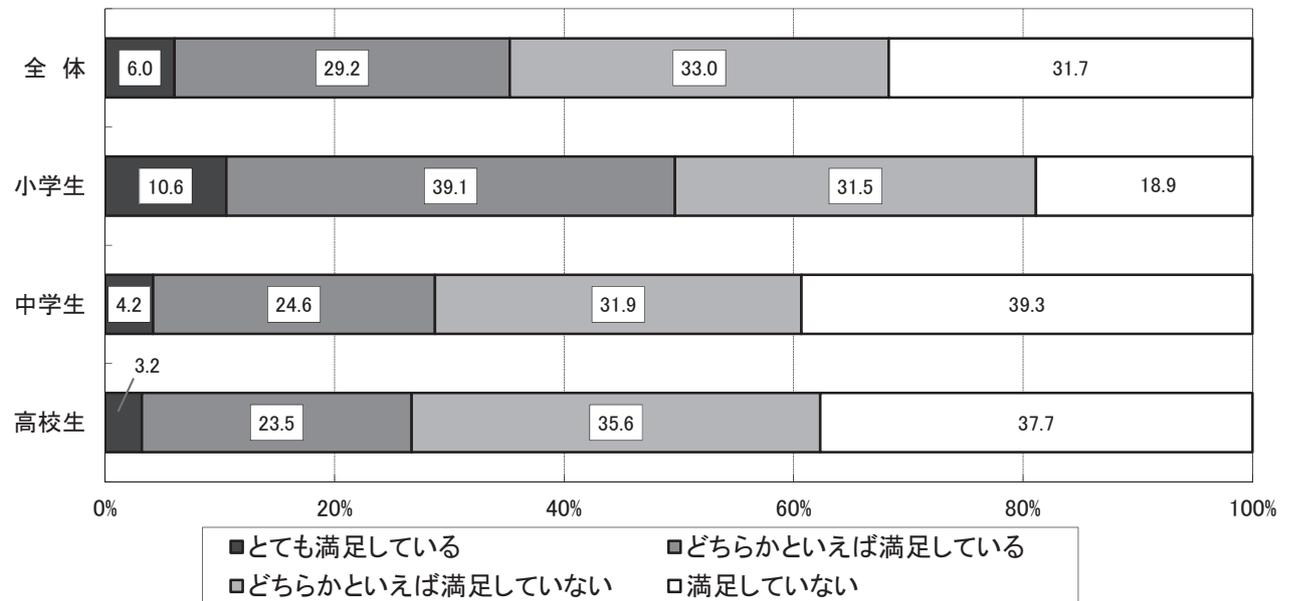
第6-1-12表 自己への満足度（外見）



エ 自己への満足度（成績）

全体では、約6割強が自分の成績に満足していないと回答している。

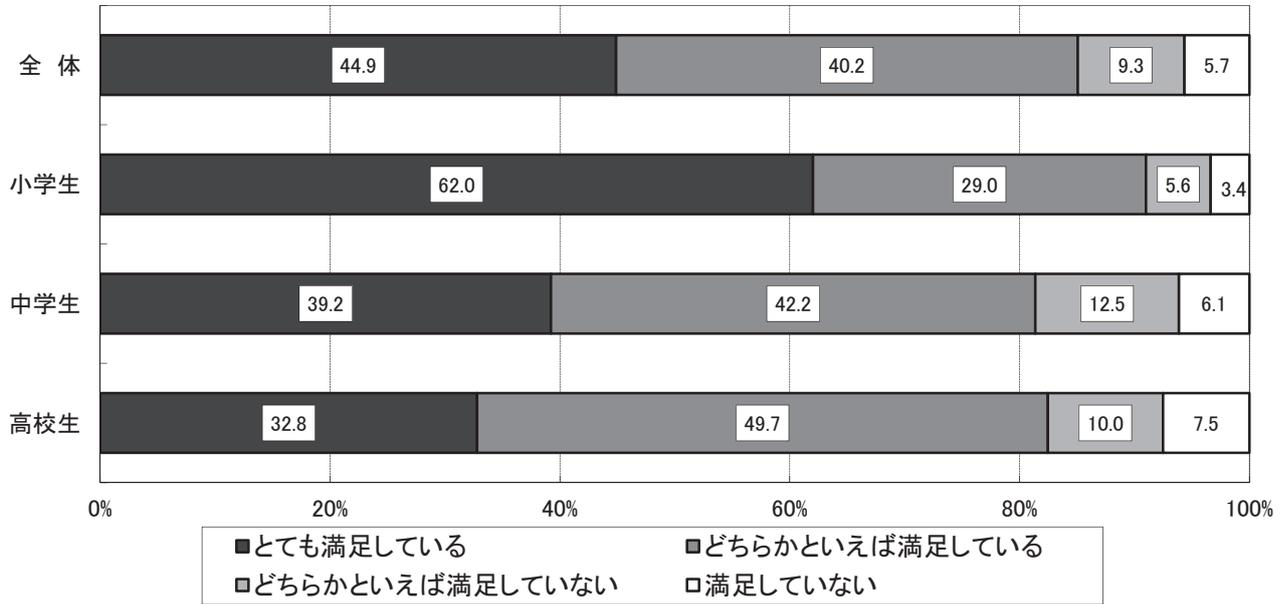
第6-1-13表 自己への満足度（成績）



オ 自己への満足度（友人との関係）

全体では、8割強が友人との関係に満足していると回答している。

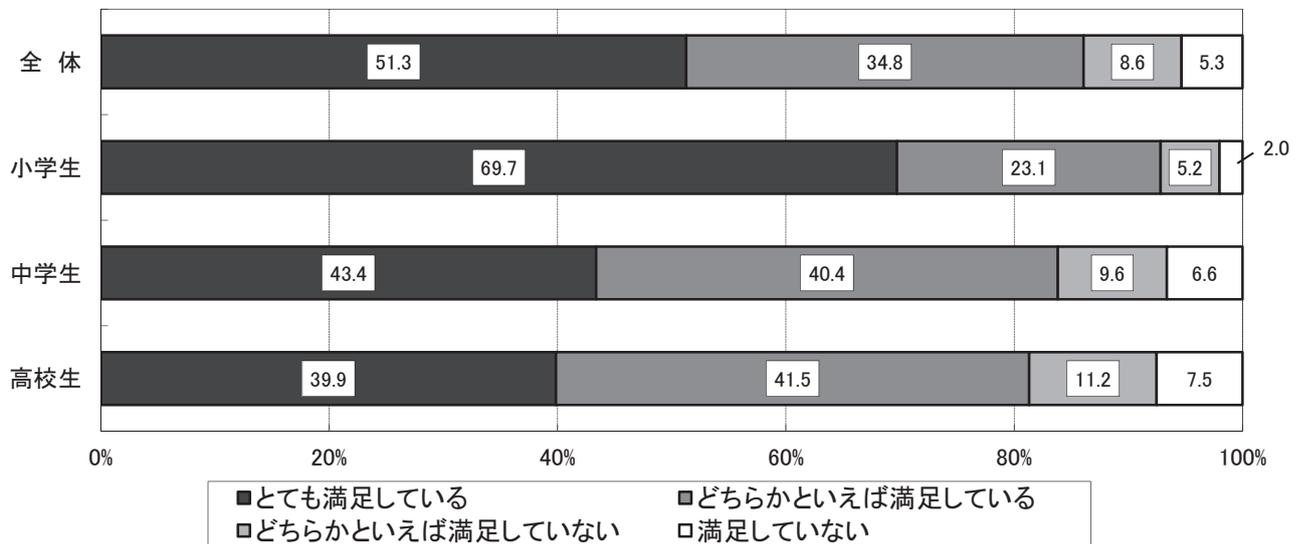
第6-1-14表 自己への満足度（友人との関係）



カ 自己への満足度（家族との関係）

家族との関係について、小学生、中学生、高校生のいずれの年代も、8割以上が満足していると回答している。

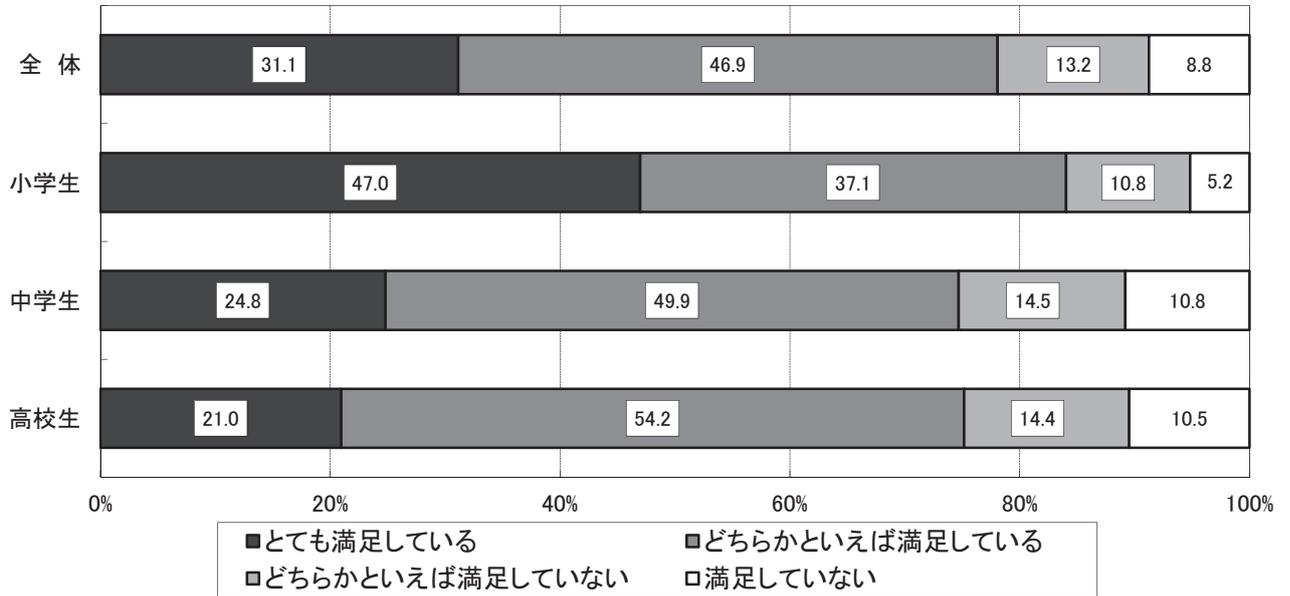
第6-1-15表 自己への満足度（家族との関係）



キ 自己への満足度（学校の先生との関係）

全体では、約8割が学校の先生との関係に満足していると回答している。

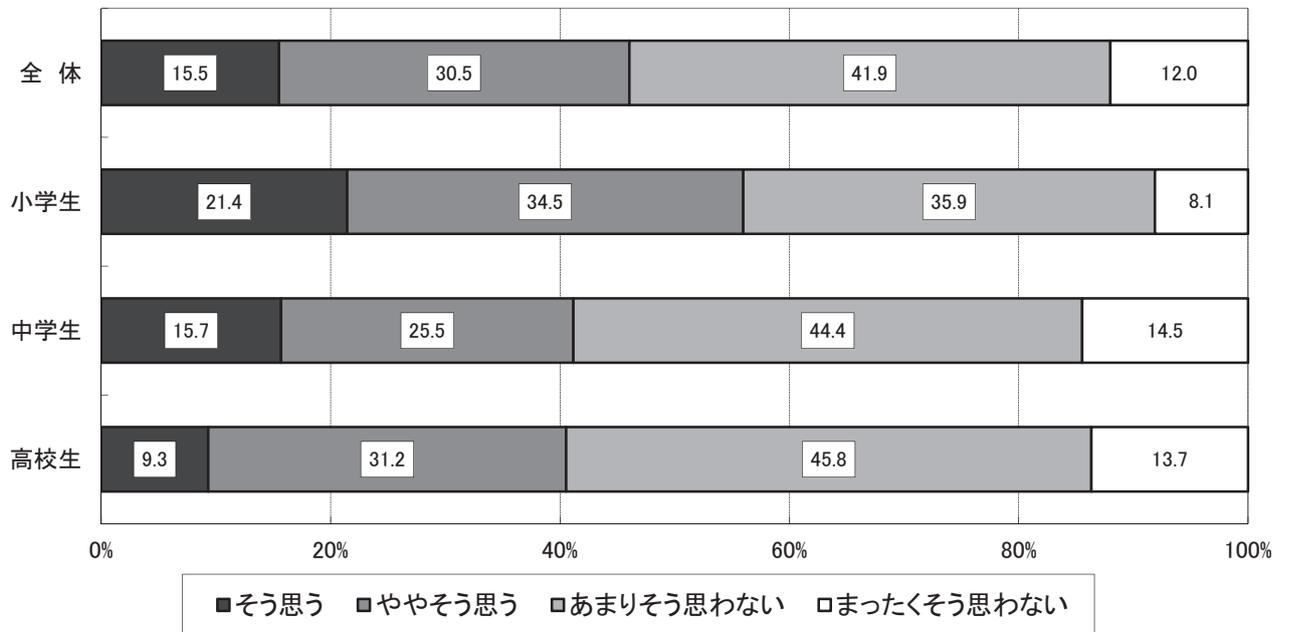
第6-1-16表 自己への満足度（学校の先生との関係）



ク 自己への満足度（自信を持ってやれることが多いか）

自信を持ってやれることが多いかどうか尋ねたところ、全体では、約4割が「あまりそう思わない」と回答している。

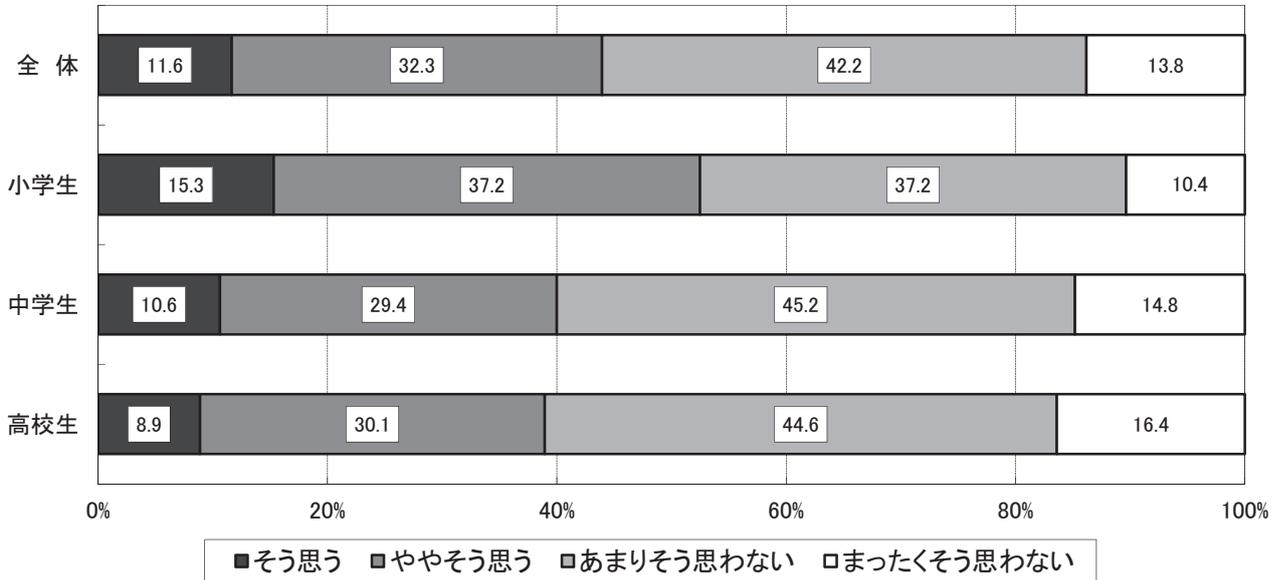
第6-1-17表 自己への満足度（自信を持ってやれることが多いか）



ケ 自己への満足度（どんなことにも積極的か）

どんなことにも積極的かどうかを尋ねたところ、全体では、約4割が「あまりそう思わない」と回答している。

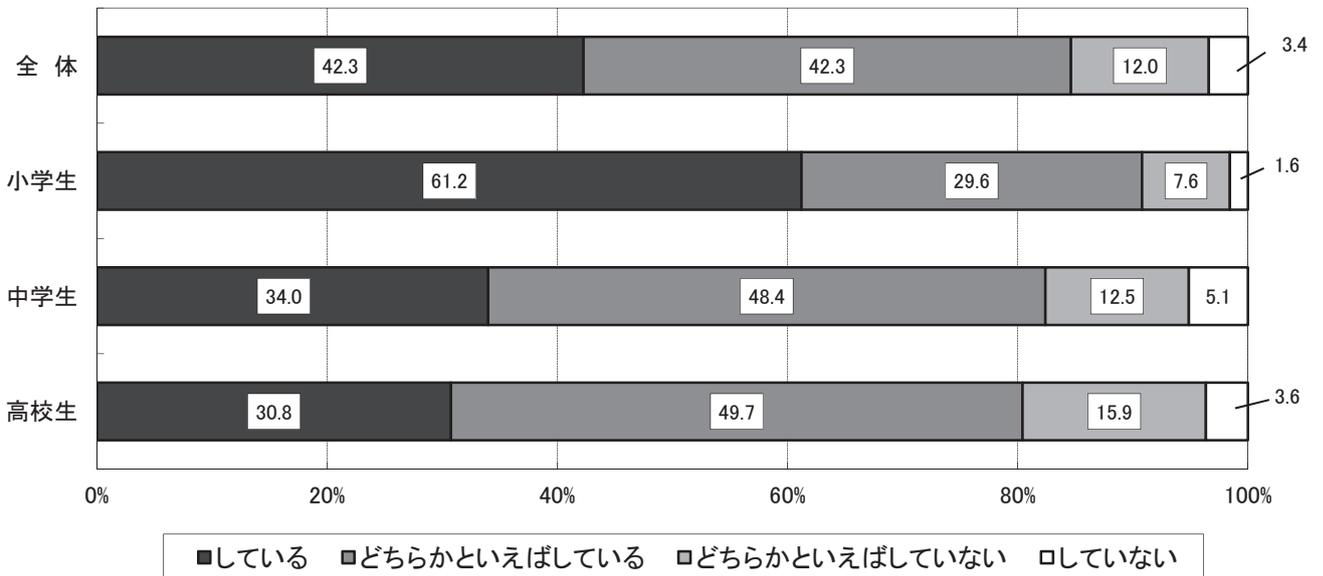
第6-1-18表 自己への満足度（どんなことにも積極的か）



コ 自己への満足度（自分自身を大切にしているか）

全体では、約8割が自分自身を大切にしていると回答している。

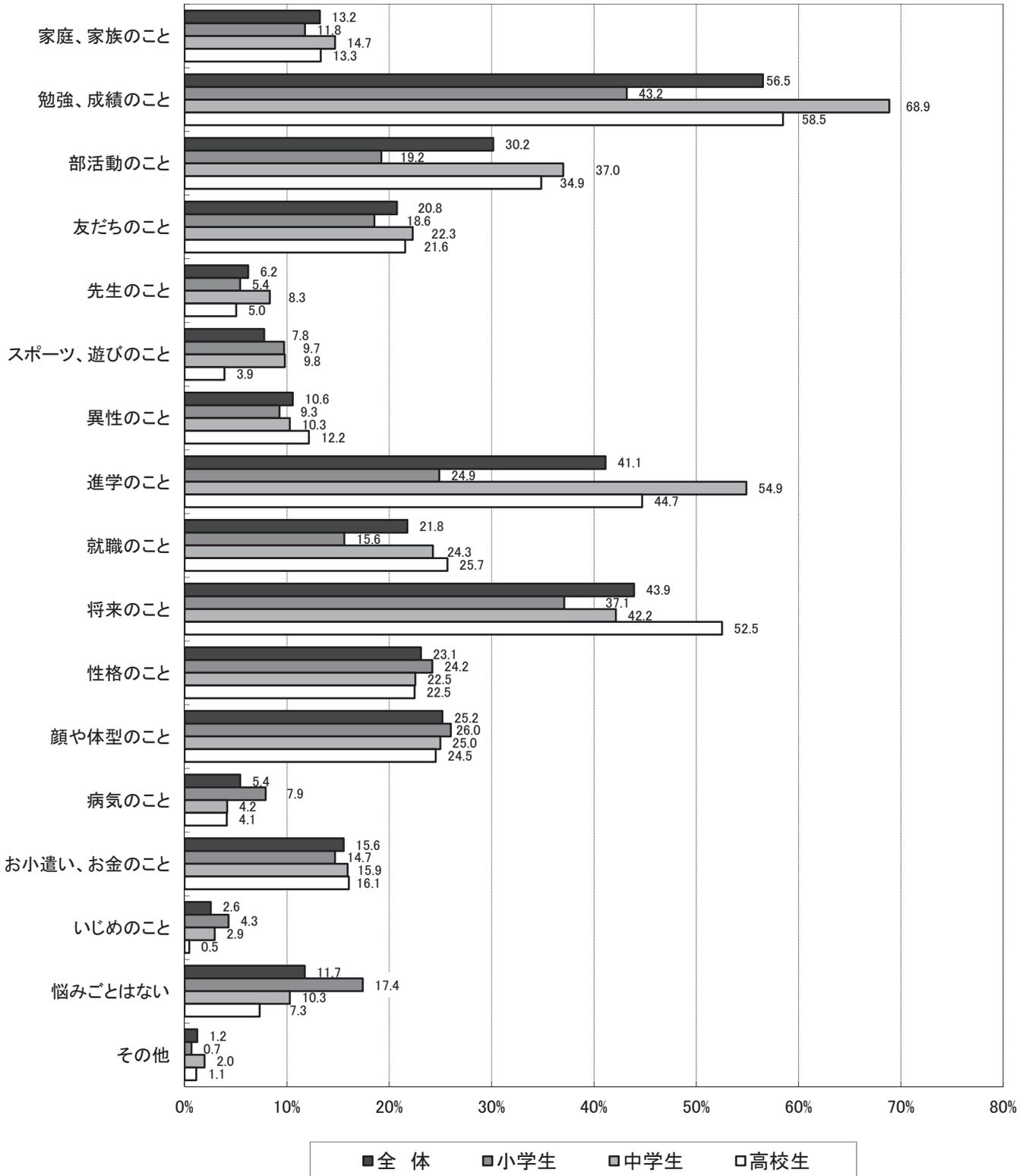
第6-1-19表 自己への満足度（自分自身を大切にしているか）



サ 自己への満足度（悩みごと）

どんな悩み事があるかについて尋ねたところ、全体では、「勉強、成績のこと」が最も高く、5割を超えている。

第6-1-20表 自己への満足度（悩みごと）

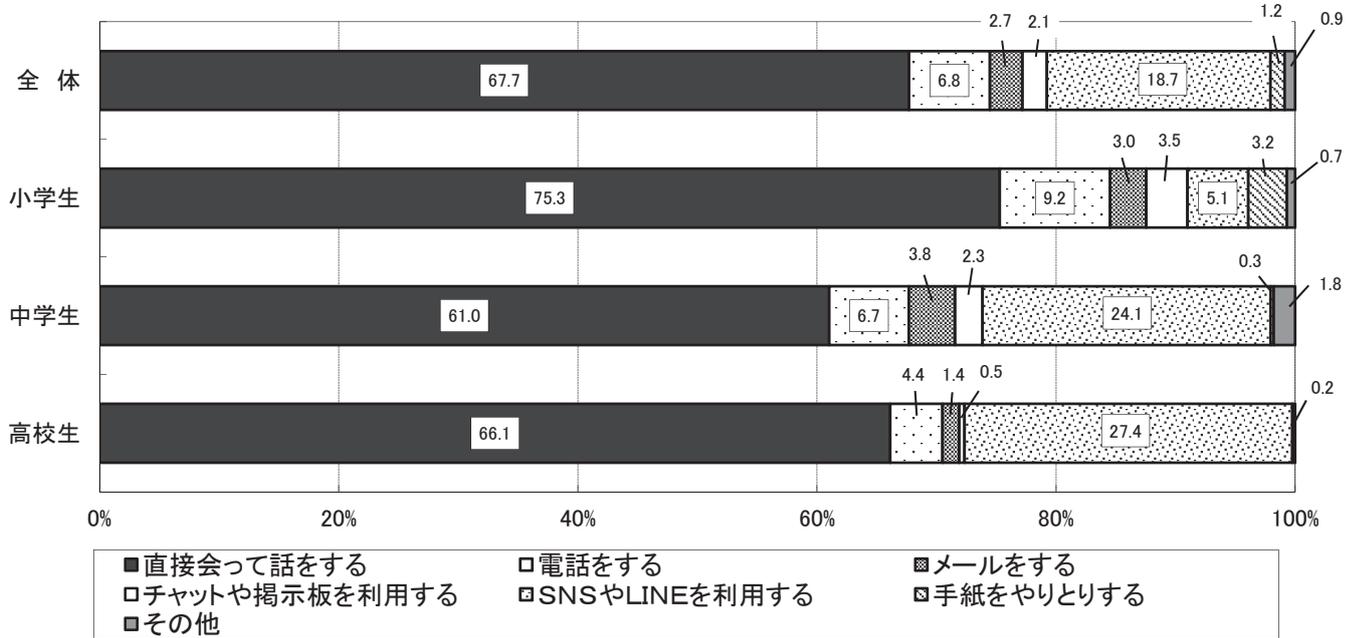


(6) メディア・コミュニケーションのこと

ア 友達とのコミュニケーション方法

友達とのコミュニケーション方法について尋ねたところ、全体では、6割以上が「直接会って話をする」と回答している。

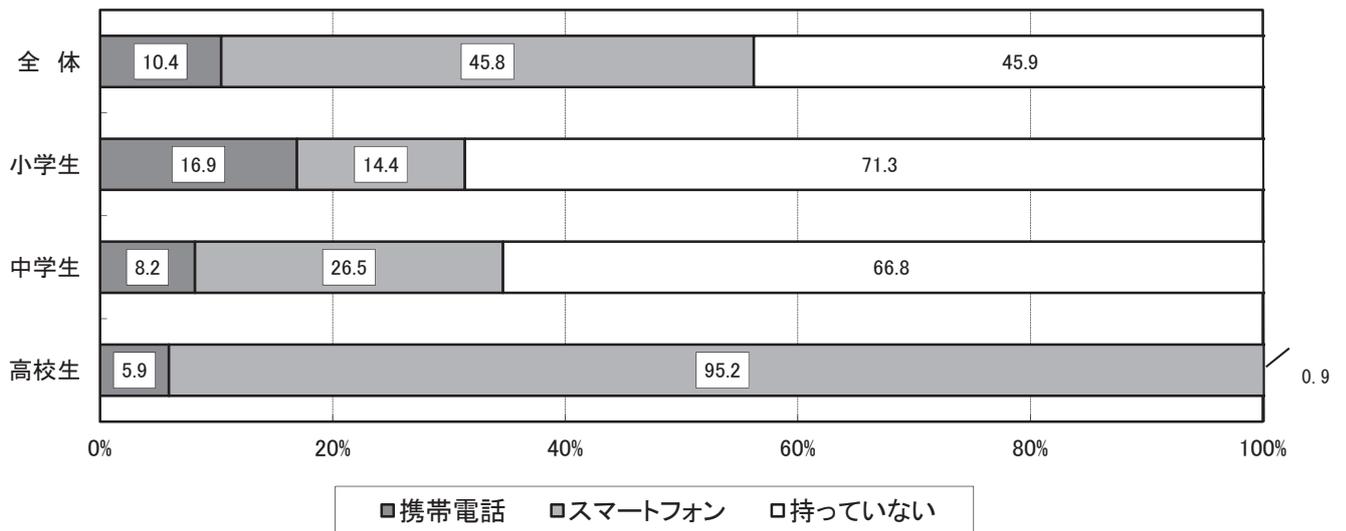
第6-1-21表 友達とのコミュニケーション方法



イ 携帯電話・スマートフォンの所有状況

高校生の9割以上が、スマートフォンを所有していると回答している。

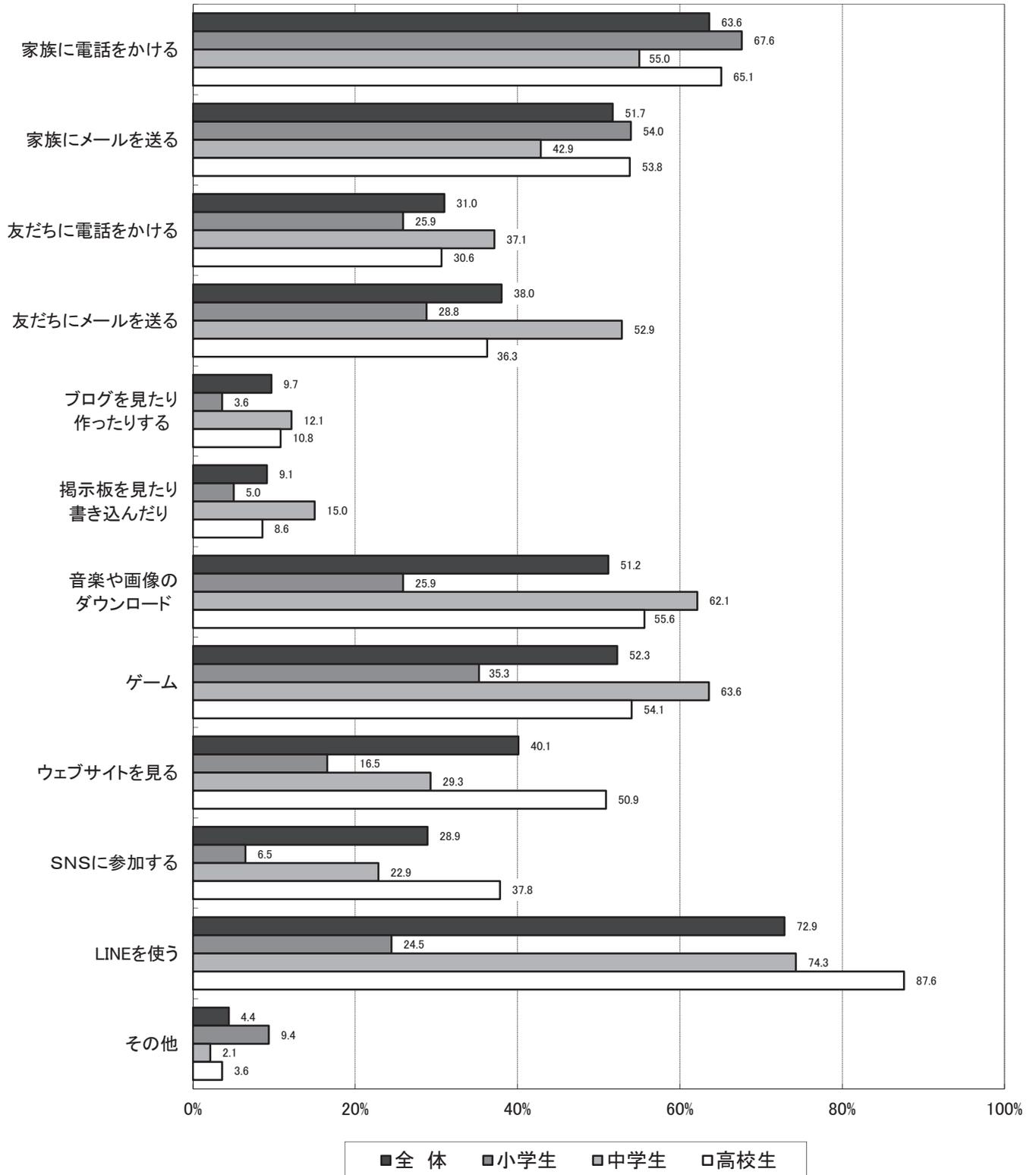
第6-1-22表 携帯電話・スマートフォンの所有状況



ウ 携帯電話・スマートフォンの使用目的

携帯電話・スマートフォンの使用目的を尋ねたところ、全体では、約7割が「LINEを使う」と回答している。

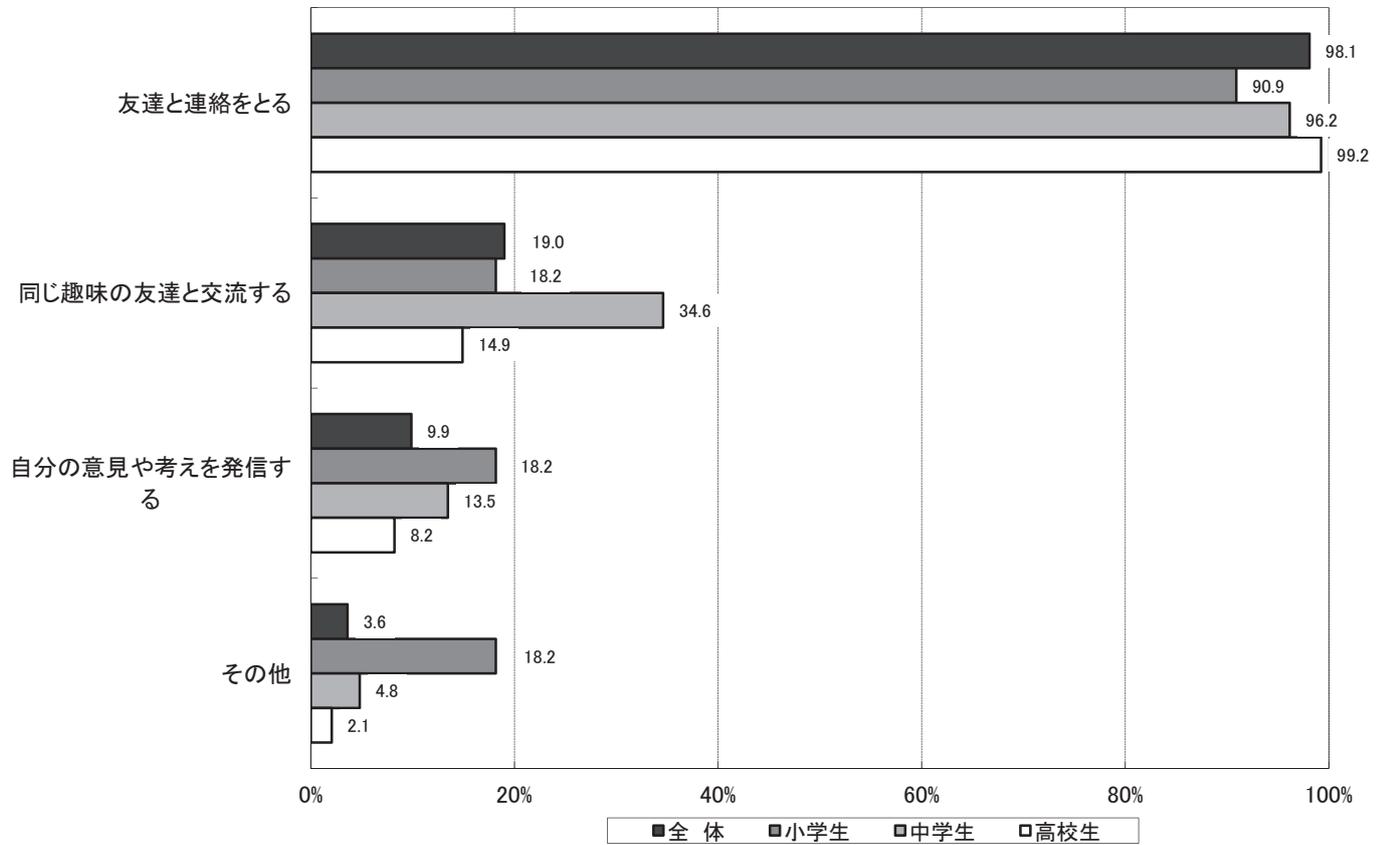
第6-1-23表 携帯電話・スマートフォンの使用目的



エ LINE の使用目的

LINE の使用目的について、小学生、中学生、高校生のいずれも、9 割以上が「友達と連絡をとる」と回答している。

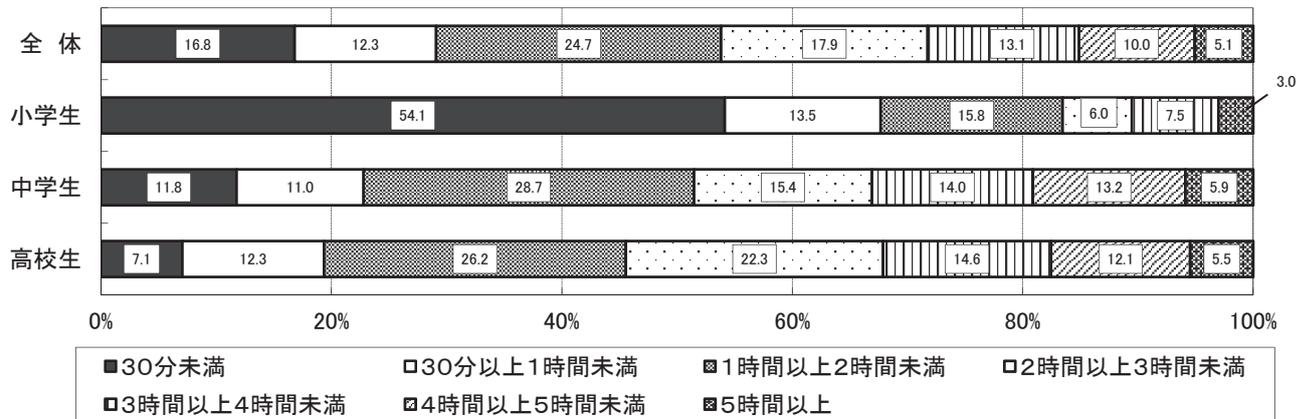
第 6-1-24 表 LINE の使用目的



オ 携帯電話・スマートフォンの使用時間

携帯電話・スマートフォンの使用時間を尋ねたところ、全体では、「1 時間以上 2 時間未満」が 2 割を超え最も高いが、5 時間以上使用している人もいる。(全体の 5%)

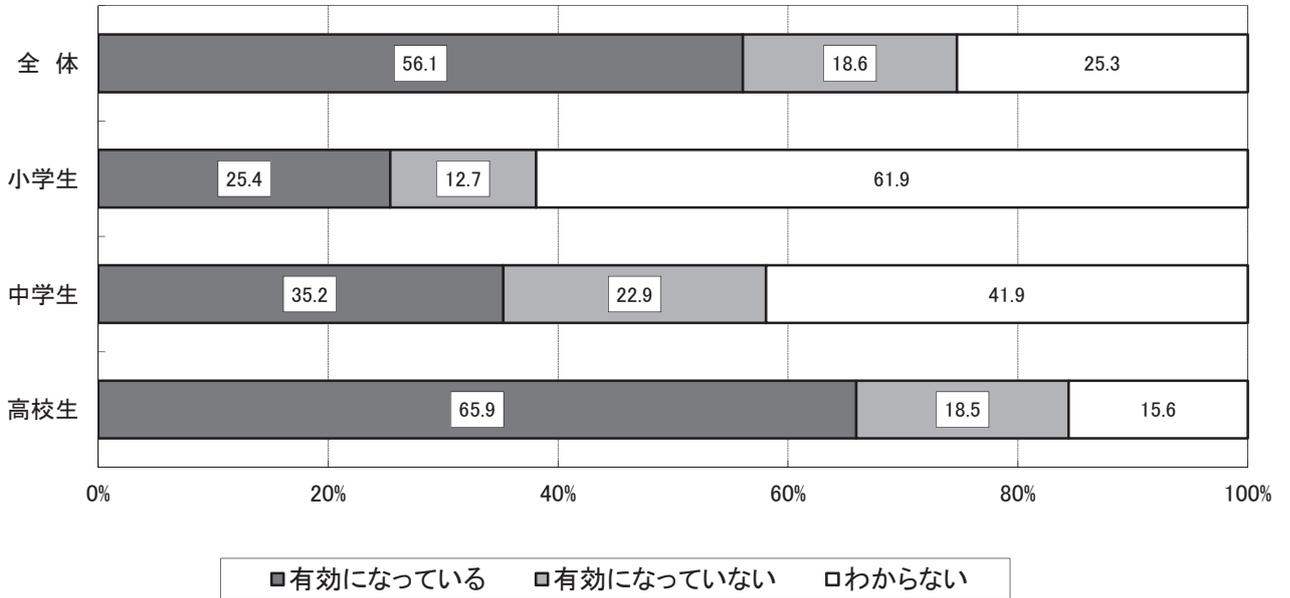
第 6-1-25 表 携帯電話・スマートフォンの使用時間



カ スマートフォンのフィルタリング機能の利用状況

使用しているスマートフォンのフィルタリング機能について、全体では、「有効になっている」が5割を超えて最も高いものの、「有効になっていない」が約2割となっている。

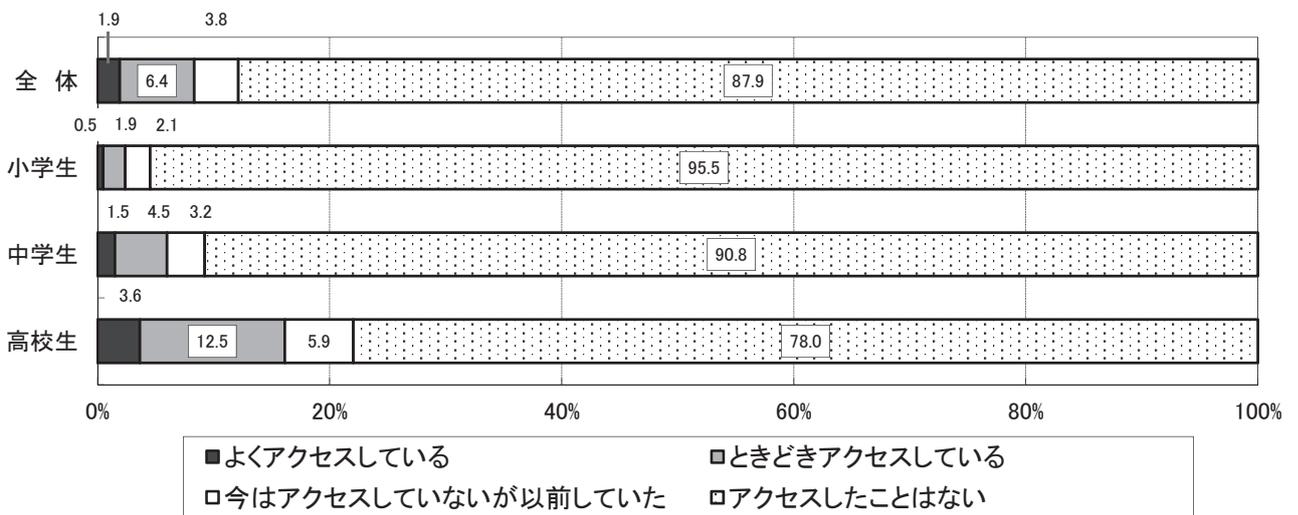
第6-1-26表 スマートフォンのフィルタリング機能の利用状況



キ 年齢が制限されているサイトへのアクセス状況

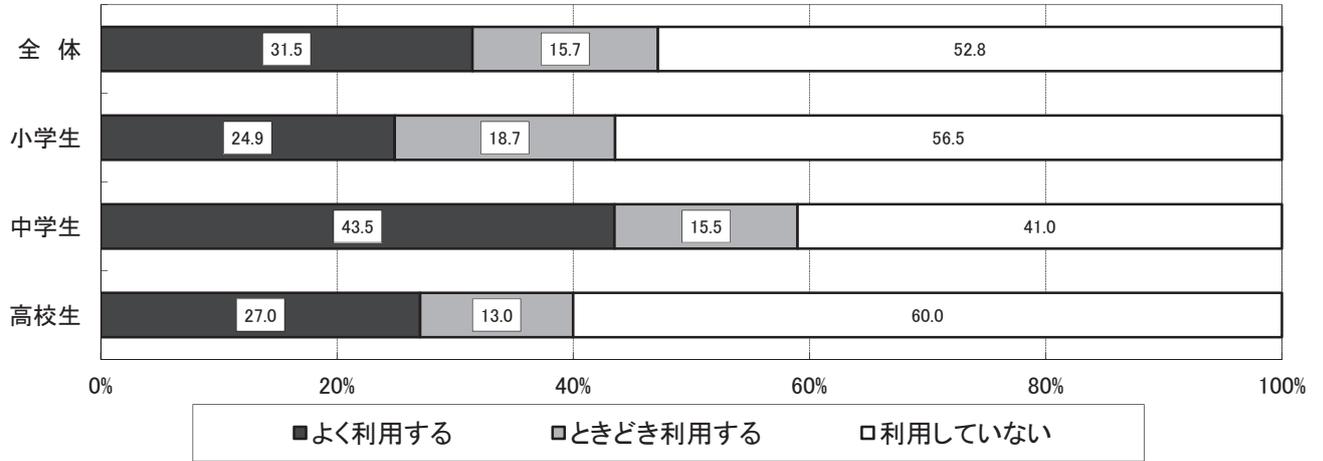
年齢が制限されているサイトにアクセスしたことがあるかどうかについて、全体では、約9割が「アクセスしたことはない」と回答している。

第6-1-27表 年齢が制限されているサイトへのアクセス状況



ク ゲーム機や携帯音楽プレーヤーを使ったインターネット・LINE等の利用状況  
 ゲーム機や携帯音楽プレーヤーを使って、インターネットやLINEなどを利用しているかについて、  
 全体では約3割が「よく利用している」と回答している。

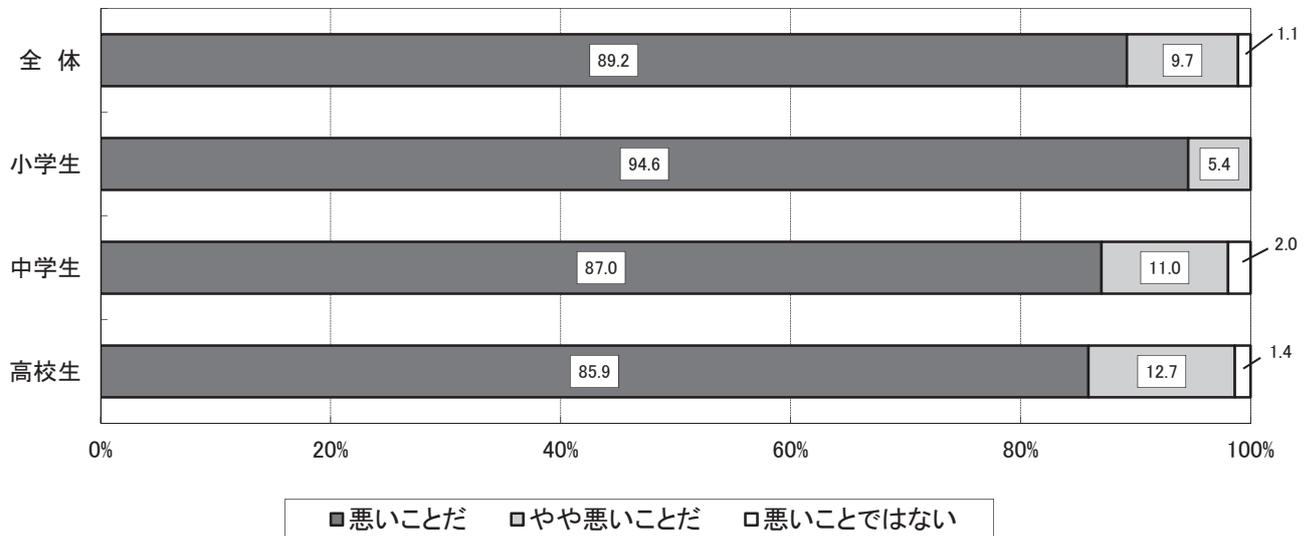
第6-1-28表 ゲーム機や携帯音楽プレーヤーを使ったインターネット・LINE等の利用状況



(7) 生活規範に対する意識

気に入らない人の悪口をインターネットなどに書き込むことについて、全体では、9割以上が悪いことだと思っている。

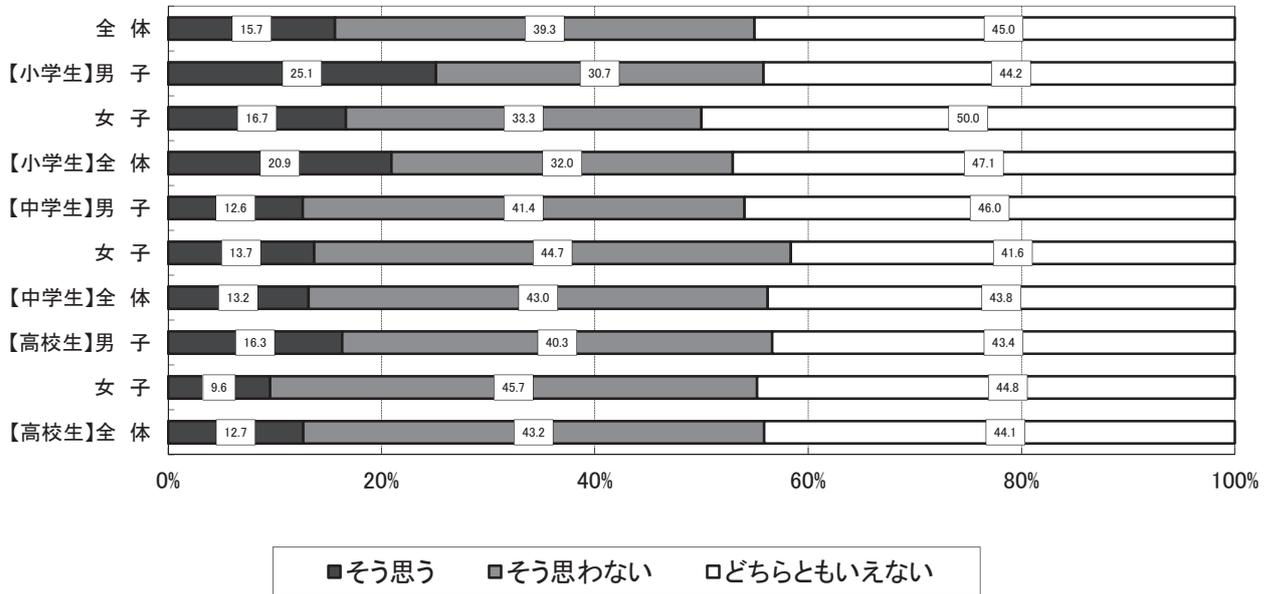
第6-1-29表 生活規範に対する意識（悪口をインターネットなどに書き込むことについて）



(8) 社会変化に対する意識

いま住んでいる地域に将来も住み続けるべきかどうかについて、全体では、約4割が「どちらともいえない」と回答している。

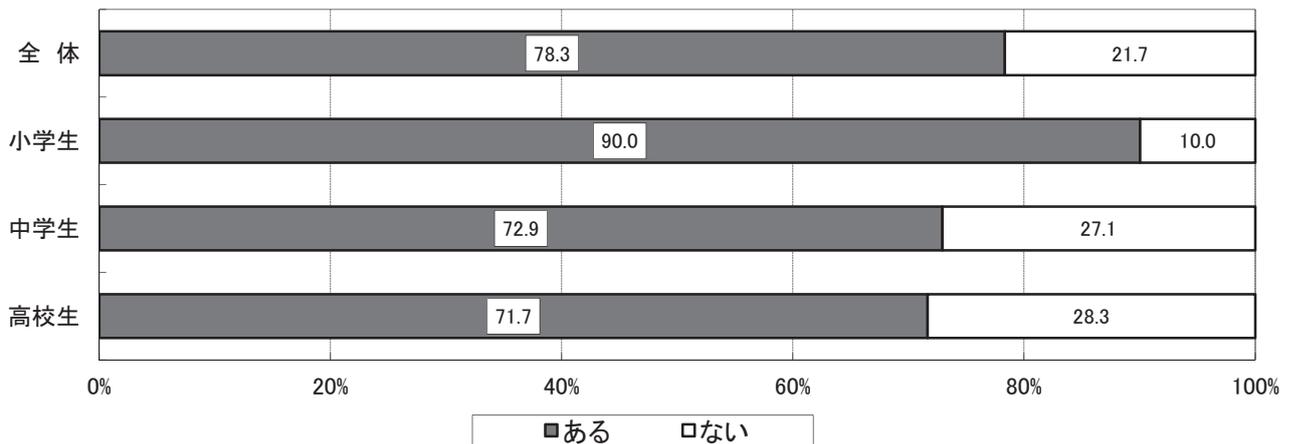
第6-1-30表 社会変化に対する意識（いま住んでいる地域に将来も住み続けるべきか）



(9) 就労に対する意識

将来したい仕事や就きたい職業があるかどうかを尋ねたところ、全体では、約8割が「ある」と回答している。

第6-1-31表 就労に対する意識（将来したい仕事があるか）



## 第7章 青少年の健全育成



## 第7章 青少年の健全育成

## 1 青森県青少年行政連絡会議

青少年の健全な育成を図るための施策を策定し、及び施策の総合的な推進を図るため、環境生活部長を議長とし、知事部局、教育委員会、警察本部の29課で構成する青森県青少年行政連絡会議を設置している。

第7-1表 青森県青少年行政連絡会議構成課

<知事部局>20課

部局	課名	主な関係事務
総務部	総務学事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校に関すること。</li> <li>・高等教育機関に関すること（文部科学省所管の事務を除く）。</li> </ul>
企画政策部	広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県行政の広報及び広聴に関すること。</li> </ul>
環境生活部	県民生活文化課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動等の環境整備に関すること。</li> <li>・消費生活の安定及び向上の確保に関すること。</li> <li>・交通安全運動の推進に関すること。</li> <li>・犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に係る施策の総合的な推進に関すること。</li> <li>・文化振興の総合的な企画、調整及び推進に関すること。</li> </ul>
	青少年・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年育成の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。</li> <li>・青少年育成の総合的な推進に関すること。</li> <li>・青森県青少年健全育成審議会に関すること。</li> <li>・子ども・若者育成支援に係る施策の総合的な推進に関すること。</li> <li>・命を大切に作る心を育む県民運動の総合的な推進に関すること。</li> <li>・男女共同参画に係る施策の総合的な推進に関すること。</li> </ul>
	自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界自然遺産白神山地に関すること。</li> <li>・自然ふれあいセンター、白神山地ビジターセンター及び十二湖エコ・ミュージアムセンターに関すること。</li> </ul>
健康福祉部	健康福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員に関すること。</li> <li>・生活保護に関すること。</li> </ul>
	がん・生活習慣病対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青森県健康増進計画「健康あおもり21（第2次）」に関すること。</li> <li>・健康教育に関すること。</li> <li>・健康づくりに関すること。</li> </ul>
	医療薬務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毒物及び劇物に関すること。</li> <li>・麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤及び危険ドラッグに関すること。</li> <li>・医薬品、医療機器、化粧品及び医薬部外品に関すること。</li> <li>・献血に関すること。</li> </ul>
	高齢福祉保険課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢社会対策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。</li> </ul>

	こどもみらい課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所・子ども自立センターみらい及び子ども家庭支援センターに関すること。</li> <li>・子どもの人権に関すること。</li> <li>・要保護児童対策地域協議会に関すること。</li> <li>・里親に関すること。</li> <li>・児童手当に関すること。</li> <li>・児童委員・主任児童委員に関すること。</li> <li>・児童の健全育成に関すること。</li> <li>・虐待・DV等総合対策事業に関すること。</li> <li>・保育所、認定こども園、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、情緒障害児短期治療施設、小型児童館等に関すること。</li> <li>・母子保健に関すること。</li> <li>・次世代育成支援に係る調整及び連絡に関すること。</li> </ul>
	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉に関すること。</li> <li>・知的障害者福祉に関すること。</li> <li>・児童福祉法による障害児の福祉に関すること。</li> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関すること。</li> <li>・発達障害者支援に関すること。</li> </ul>
商工労働部	商工政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営改善普及事業等に関すること。</li> </ul>
	労政・能力開発課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業能力検定に関すること。</li> <li>・その他職業能力の開発及び向上の促進に関すること。</li> <li>・職業能力開発に関すること。</li> <li>・若年者の雇用の促進に関すること。</li> </ul>
農林水産部	構造政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手育成対策の企画・立案に関すること。</li> <li>・農村青少年組織の活動指導に関すること。</li> <li>・青年農業士の認定及び活動指導に関すること。</li> <li>・新規就農者・若手農業トップランナーの確保・育成に関すること。</li> </ul>
	林政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業後継者育成確保に関すること。</li> <li>・緑の少年団の育成に関すること。</li> <li>・森林環境教育に関すること。</li> </ul>
	水産振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業の担い手の育成及び確保に関すること。</li> <li>・漁業士の認定及び活動指導に関すること。</li> <li>・新規就業促進事業に関すること。</li> </ul>
県土整備部	道路課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路情報、道路交通安全、道路環境美化対策に関すること。</li> </ul>
	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新青森県総合運動公園の整備に関すること。</li> <li>・公園、緑地その他公共空地に関すること。</li> </ul>
観光国際戦略局	観光企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設の整備促進に関すること。</li> <li>・青森県総合運動公園（運動施設区域を除く。）の管理に関すること。</li> <li>・県立美術館及び浅虫水族館に関すること。</li> </ul>
	誘客交流課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・語学指導を行う外国青年招致事業に関すること。</li> <li>・海外技術研修員受入事業に関すること。</li> <li>・青年海外協力隊等に関すること。</li> </ul>

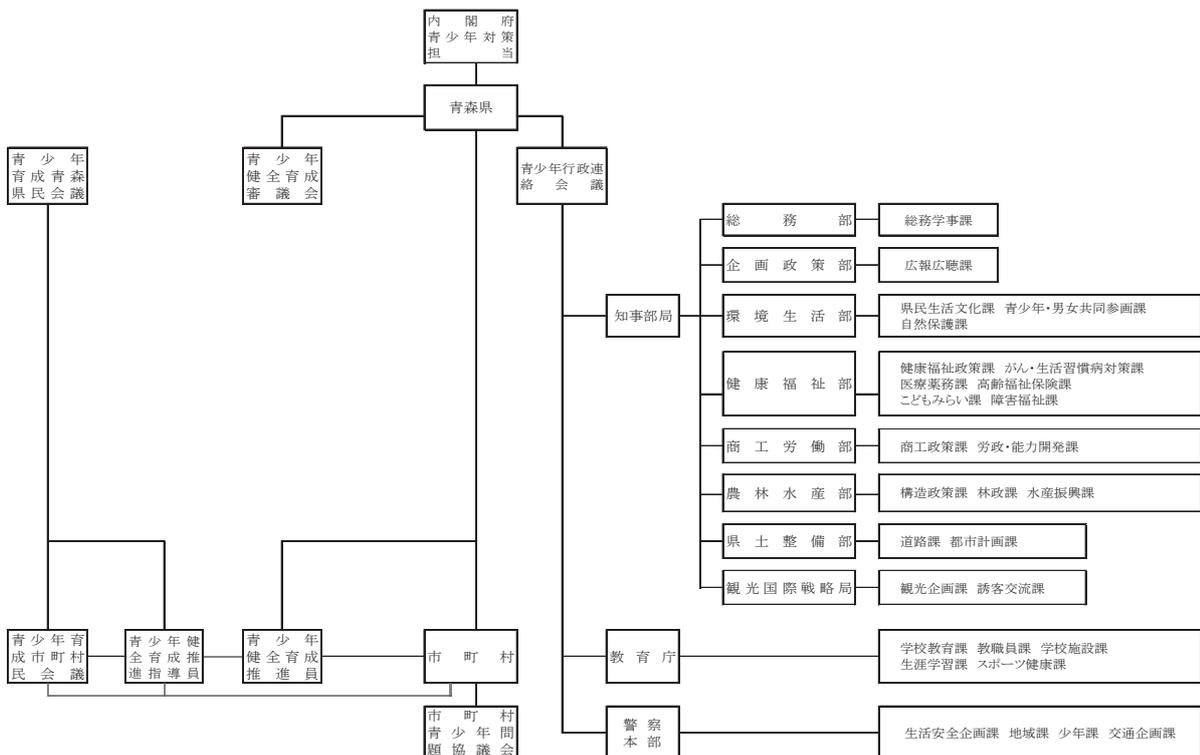
<教育庁>5課

部局	課名	主な関係事務
教育庁	学校教育課	・公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導及び生徒指導等に関すること。
	教職員課	・県立中学校及び高等学校の管理等に関すること。
	学校施設課	・県立学校の施設設備の整備保全等に関すること。 ・市町村立学校施設の建築の指導及び助言に関すること。
	生涯学習課	・青少年教育に関すること。 ・家庭教育に関すること。 ・県立青少年教育施設に関すること。
	スポーツ健康課	・学校体育・スポーツの充実にに関すること。 ・健康教育の充実にに関すること。 ・スポーツの振興に関すること。

<警察本部>4課

部局	課名	主な関係事務
警察本部	生活安全企画課	・犯罪の予防に関すること。 ・安全・安心まちづくりに関すること。 ・子ども・女性対象の性犯罪等前兆事案対策に関すること。 ・配偶者からの暴力の防止等の対策に関すること。 ・ストーカー対策に関すること。
	地域課	・水難・遭難等の事故防止に関すること。
	少年課	・少年の非行防止及び少年の補導に関すること。 ・犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。 ・少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。
	交通企画課	・交通事故の防止対策一般に関すること。 ・交通安全教育及び交通安全運動に関すること。

第7-1-1図 青森県青少年行政組織図



資料：青少年・男女共同参画課

## 2 青森県青少年健全育成審議会

### (1) 設置

平成18年4月、「地方青少年問題協議会法」に基づく「青森県青少年問題協議会」と、「青森県青少年健全育成条例」に基づく「(旧)青森県青少年健全育成審議会」を統合し、「青森県附属機関に関する条例」により「青森県青少年健全育成審議会」を設置した。

### (2) 組織構成

審議会は、関係業者を代表する者、青少年の育成に携わる関係団体を代表する者及び学識経験を有する者からなる委員(24名以内)により組織され、青森県青少年健全育成条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するための「図書類等部会」(12名以内)及びいじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項を調査審議するための「いじめ調査部会」(9名以内)が置かれている。

第7-2表 青少年健全育成審議会の組織及び委員構成表

組織	定数	任期	会長等の選任方法	庶務担当
会長 副会長 委員	24人 以内	2年	委員の互選	青少年・男女共同参画課 (青森県行政組織規則による)

資料：青少年・男女共同参画課

## 3 青森県青少年健全育成推進員

### (1) 経緯

「青森県青少年健全育成条例」に基づき、県は「青少年の健全な育成を図るための総合的な施策を策定し、実施」する責務を有し、「県民の自主的な活動を援助し、促進することを基本」として、諸施策を積極的、効果的に実施する必要がある。

このため、青少年の健全育成を目的として、地域と密着した形で諸活動を行う「青森県青少年健全育成推進員」を昭和55年から各市町村の中学校区を基礎として配置している。

なお、平成28年1月1日現在の定員は532名で、任期は2年となっている(再任を妨げない)。

### (2) 職務(活動)の内容

- ア 青少年の健全な育成のための地域活動の促進に関すること。
- イ 青少年関係行政機関及び青少年団体等との連絡及び協力に関すること。
- ウ 青少年団体等の活動促進及び指導者の育成に関すること。
- エ 青少年問題に係る相談に関すること。
- オ 青森県青少年健全育成条例の啓蒙普及に関すること。
- カ その他青少年健全育成県民運動の活動に関すること。

第7-3表 青森県青少年健全育成推進員活動状況の集約(平成26年度)

内 容	件数(回)	割合(%)
1 地域活動の促進	7,443	53.8
2 行政機関等との連絡及び協力	2,935	21.2
3 青少年団体等の活動の促進及び指導者の育成	1,397	10.1
4 青少年問題に係る相談	293	2.1
5 県青少年健全育成条例の普及啓発	1,087	7.9
6 その他	670	4.9
計	13,825	100.0

資料：青少年・男女共同参画課

(3) 推進員の配置、定員及び担当区域

ア 推進員は、県の特別職の非常勤職員である。

イ 定員は、第7-4表のとおりであり、担当区域は市町村の行政区域となっている。

第7-4表 青少年健全育成推進員市町村別一覧

(平成28年1月1日現在)

区分		市町村名	区分	市町村名	区分		市町村名	定員	
市町村名	定員				市町村名	定員			
市	青森市	72	西・北津軽郡	鯨ヶ沢町	8	上北郡	野辺地町	8	
	弘前市	49		深浦町	9		七戸町	9	
	八戸市	60		中泊町	10		六戸町	5	
	黒石市	16		鶴田町	8		横浜町	4	
	五所川原市	25		板柳町	8		東北町	11	
	十和田市	20		計	43		おいらせ町	10	
	三沢市	16	中・南津軽郡	西目屋村	3	六ヶ所村	6		
	むつ市	30		藤崎町	9	計	53		
	つがる市	22		大鰐町	6	三戸郡	三戸町	6	
	平川市	16		田舎館村	5		五戸町	11	
	計	326		計	23		田子町	5	
	東津軽郡	平内町	8	下北郡	大間町		4	南部町	14
		外ヶ浜町	10		東通村		6	階上町	6
今別町		5	風間浦村		3	新郷村	3		
蓬田村		3	佐井村		3	計	45		
計		26	計		16	市 計	326		
							町 村 計	206	
							県 計	532	

資料：青少年・男女共同参画課

4 青少年の意識調査と子ども・若者白書

青少年健全育成条例第10条では、「知事は、青少年の健全な育成を図るため、青少年を取り巻く社会環境及び青少年の実態を調査してその結果を県民に公開するとともに、関係機関に対して必要な情報を提供しなければならない」と定めている。

このため、本県の青少年の意識の現状や将来展望・社会との関わりなどについて意識調査を実施し、その実態をまとめた「青少年の意識に関する調査」結果報告書の作成と青少年の現状と問題点、対策をまとめた「青森県子ども・若者白書」（平成25年度までは、青少年白書「青森の青少年」）の作成を隔年で実施している。



コラム

「インターネットとスマートフォン」



## 子ども・若者とネット・スマホ ー子どもの適切なネット活用力を育むためにー

弘前大学 教育学部 教授 宮崎 秀一

### 1 ネット・スマホの子どもたちへの普及

現代の日本社会において、パソコン、ケータイ・スマートフォンは大人、子どもを問わず、仕事上のツールとしても日常生活の上でも必需アイテムになっています。もはや、テレビや自動車以上に私たちの日常に浸透しているといつてよいでしょう。ネットやスマホのメリットを享受している反面、私たちの生活にはマイナスの影響も少なからず及んでいることはいまでもありません。

先ずもって人の心理として、これほど普及すると持っていないこと自体、時代に乗り遅れる不安にかられてしまいます。特に子どもの場合は、周囲の同世代の多くが保有していると大人以上に同調圧力を感じやすく、この数年でケータイ・スマホの保有の低年齢化が進んでいます。青森県内の児童生徒を対象とした「青少年の意識に関する調査」結果を見ると、高校生はすでにかなり以前にほぼ100%に達していますが、小、中学生への普及も拡大進行中です。平成22年度から26年度まで2年ごとの所有率は、中学生(2年)で14.7%→21.1%→34.7%に、小学生(6年)でも10.6%→13.0%→31.4%と急速に高くなっています。この増加傾向が続けば次回調査の28年度には小・中学生の所有者が過半数を超えることさえ予想されます。

### 2 子ども・若者にとってのネット・スマホの必要性和リスク

コンピュータの利便性と必要性から、今日 ICT (情報通信技術) に関する学習は学校のカリキュラム (中学校の場合、技術・家庭科の技術分野の「情報」領域) に明確に位置づけられています。生徒はコンピュータの様々な活用方法を実践的に学び、すでに高校段階でも大人以上にパソコンを自在に操作する力を身につけます。そのような彼らが、ハンディでポータブルなパソコンといわれるスマホを持ちたがるのは当然のことと言ってよいでしょう。

もちろん学校では、情報通信ネットワークのメリットの裏には「ネット被害と加害」「ネット依存」などの危険がはらんでいることに注意喚起しており、情報技術教育と情報モラルの指導は表裏一体のものとして位置づけられています。にもかかわらず、子どもがネットにまつわる事件に巻き込まれるケースは少なくありません。昨年暮れには中高生がコンピューターウイルスをネット上で売買し書類送検されるという驚愕的な事件も報道されました(『朝日新聞』2015年12月9日付記事)。これは特異な例だとしても、子どものネット利用に潜むリスクの現状を最近の調査で概観してみましょう。

#### (1) 有害サイトによるネット被害

子どもらにとってネットのもつ最たる危険は、様々な有害サイトに容易につながる点です。これについては、平成20年に制定された青少年ネット環境整備法(「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」)に基づき、有害サイトによる性犯罪の取り締まり、サイバー防犯補導、フィルタリング利用の促進、保護者への支援・啓発などの施策が展開されています。しかし、表現の自由、知る権利、プライバシーなど基本的人権や保護者の親権などとの調整がからむため法規制のあり方には難しい面もあります。

ちなみに前掲平成26年の本県青少年意識調査では、スマホ、パソコンで「年齢が制限されているサイト

にアクセスした」経験の有無を聞いたところ、「ある」との回答が高校生（2年）が22.0%（男子31.8%、女子13.8%）、中学生（2年）9.2%（同前10.5%、8.0%）、小学生（6年）4.5%（同前5.8%、3.3%）となっています。

## （2）ネットへの悪意の書き込み

ネットの情報発信機能がもたらす重大なリスクは、他者への誹謗中傷をネット上に書き込み違法な権利侵害を引き起こす点です。近年、子ども・若者のネット利用の拡大に伴い、こうした行為がいじめの形態として増大傾向にあります（平成26年度文科省調査では、高校生の場合、いじめ件数の18.2%を占め（実数2,078件）、中学校7.8%（4,134件）、小学校1.3%（1,607件）となっています）。情報処理推進機構（IPA）の最近の調査によると、スマホなどを用いて他人の悪口などを掲示板やツイッターに「悪意の投稿」をしたことのある人は10代では42%に上り、調査対象世代で最多でした（20代30%、30代23%）。

本県青少年意識調査でも、スマホ、パソコン等で「悪口やいじめにつながる書き込みを見たことがありますか」との問いに対し、小学生13%、中学生26.9%、高校生40.5%と高い数値が出ています。県いじめ問題対策連絡協議会でも高校等における生徒指導アンケートから「ネットトラブル関連」の指導案件の多さが指摘され、「無料通信アプリLINEでの書き込みがいじめの原因になるケースが増えている」「ネット上のトラブルは早期発見が難しく、改善も難しい」などの回答が紹介されています（『東奥日報』2016年2月3日）。こうした安易な書き込みは侮辱罪や名誉棄損罪など刑事罰の対象になり重大な結果につながることを周知し、子どもによるネット加害、ネット被害両面からの抑止が緊要です。

## （3）ケータイ・スマホ依存

ケータイ・スマホが子ども・若者に及ぼすもう1つの弊害は、これを片時も手離すことができなくなる依存性の問題です。本県児童生徒の実態も深刻です。ケータイ・スマホの使用時間は、中学生（48.5%）と高校生（54.5%）はおおよそ2人に1人が1日2時間を超えています。特に女子の場合、中学で21.4%、高校では24.2%が1日4時間以上に上るという結果が出ています。ケータイ・スマホの使用目的としては、友人への通話（中学37.1%、高校30.6%）やメール（同前52.9%、36.3%）のような1対1の通信連絡手段から、SNSへの参加（同前22.9%、37.8%）やLINE（同前74.3%、87.6%）など複数間のコミュニケーションに移行する傾向とともに、ゲーム（同前63.6%、54.1%）、音楽・映像のダウンロード（同前62.1%、55.6%）、ウェブサイトを見る（同前29.3%、50.9%）など、用途が多様化していることも利用の長時間化につながっていると思われます。この結果、他者との対面的（face-to-face）なコミュニケーション能力は低下する反面、ケータイ・スマホへの依存度はますます高まっていると指摘されます。これは、子どもの健全な成長を阻害しかねない点では、前出2つのリスクをも上回る要素をはらんでいるとって過言ではないでしょう。

## 3 子ども・若者自身による適切な利用を支援する大人の責任・役割

このように、有害サイトの影響、見えざる空間での悪意のある言説、ネット依存による現実社会からの隔絶・逃避傾向などは、いまだ十分な判断力を備えていない成長途上の子どもにとっては、人間の福利を増進するはずの文明の利器を人間性を減退させる有害無益な道具へと転化しかねません。こうした子ども・若者のネット利用のリスクはどうしたら軽減することができるのでしょうか。一つ確かなことは、大人もまた同様な危険に晒されており、まずは大人自身がネット・スマホの正しい利用を心がけ、子どもに範を示す責任があるということです。その前提の下で大人から子どもへの指導や対策が説得性をもつのです。

### （1）子ども・若者向けの多様な取組

前述のとおり、現在学校では情報技術教育の一環として情報モラルを踏まえたネットの活用を強調しています。技術家庭科の枠内にとどまらず道徳や社会科との関連で、プライバシーや著作権など他人の権利を侵害してはならないこと、また自分自身を守る意味で生徒指導領域と関連した指導も行われます。

国や地方の行政機関もそれぞれの立場から警鐘を鳴らしています。例えば、青森県警のホームページを開くと、『STOP！ネットトラブル』と題した、ネット利用の規範意識向上を促す動画が掲載されています。小学生編、中学生＋高校生編、保護者編の3本とも、軽妙な音楽とイラストを用いて、大変分かりやすくネットの危険性について啓発しています。

また青少年育成青森県民会議（県青少年・男女共同参画課内）では広報誌『青い樹』で「インターネットに潜むワナから子どもを守るために」という特集を組み、ネットの使いすぎ、オンラインゲームへの依存と高額請求、無料通話アプリ依存、ネットを通じたいじめ、個人情報流出、コミュニティサイトによる性犯罪被害、などの危険性に注意を喚起しています（平成26年発行・第19号）。

その他、青少年ネット環境整備法の施行に伴い、行政機関からは、未成年者のパソコン、スマホ等の購入時のフィルタリング設定について業者側の説明責任と保護者への活用の推奨が行われていますし、民間でもPTAやNPO等の団体が保護者を対象にケータイ、スマホの適切な利用やフィルタリング設定に関する研修会を行い、啓発用の手引きを作成するなどの努力が行われています（県内でよく知られた例として、八戸市PTA作成の手引き、青森市子育てサポートセンター、弘前市教委と連携した弘前大学ネットパトロール隊の活動など）。

## （2）子ども・若者の目線からの提言・活動への支援

こうした従来の対応に加えて、近年はネットを利用する当事者である子ども・若者たち自身にリスクを回避し適正使用するルールを考えさせる、という動きが見られます。その一つが、2011年度に大阪から始まり全国各地に拡大している「高校生 ICT Conference」です。「大人が作った子どものためのルール&マナー」が本当に有効かを高校生の目で「熟議」・検証、最終的には自分たちが実体験を通じて納得したルールとマナーを発信し直します。つまりルールの存在意義を理解した上で守るというプロセスの大切さを強調します。ある高校生グループの報告では、「ルールを守れない理由」を問われると、大人の答えの多くは「守りたくても守れないときがある」というのに対し、子どもは「ルールに納得できないから」とルールそのものに疑問が多いことを指摘しました。

2015年11月に東京で開催された「言いたい！イマドキのネットのルール&マナー！～高校生のボクたちだから～」をテーマとする全国各地の高校生代表によるサミットでは、①体験⇒②意識⇒③納得⇒④発信というサイクルを提唱しています。すなわち、①詐欺サイトアプリなどを実体験してみる、その結果、②身をもって危険や恐怖を認識し、③ルールの存在意義を理解し納得する、④動画を作るなどして他の学校で出前授業を行い成果を発信する、という内容です。

ネットやスマホの使用ルールは親や学校など上から押し付けられるのではなく、自分たちの利用実態や各種トラブル体験に基づいて合理的なルールを作り、作ったからには子ども同士でその順守を呼び掛ける、という自治的・自律的活動を展開するものです

（以上につき <http://www.good-net.jp/ict-conference/2015/000875.html> 参照）。

大人が若い世代の感性と判断力に信頼し、自制すべき限界をルール化して自ら設定し守る、という主体性を尊重することは、「児童の権利に関する条約」が子どもにも社会との関係性の中で「自己の意見を表明する権利」、ひいては自己決定権を保障することと通じます。今後、子ども・若者の政治・社会参加が一層促される時代が到来することと軌を一にして、従来のパターンリスティックな指示・監督的な働きかけから、

発達段階に応じた子どもと若者のオートノミー（自治・自律）を育む助言・支援に重点を移行していくことが、子ども・若者の健全育成の本質により叶うのではないのでしょうか。

このような立場に立つならば、1日のスマホの使用時間や使用時間帯、フィルタリングの設定、SNS利用の注意事項など、今ある1つ1つのルールを点検し、子どもの自律的判断能力に配慮しつつ、学校種別に自主ルールづくりをする機会を提供すべきであり、特に、ほぼ全員がケータイ・スマホを保有している高校生が小・中学生にも適切な利用についてアドバイスする発展的活動は、子どもたちのルールへの信頼と肯定感を増進させる好循環を生むことでしょう。ここには、ますます拡大・進化するネット環境の下で、子ども・若者による ICT の適切な利用の促進とそれに伴うリスク回避の両立という困難な課題を解決するためのヒントが示唆されているように思います。

## インターネット、スマートフォンの適切な利用に向けて

青森県インターネットプロバイダ防犯連絡協議会

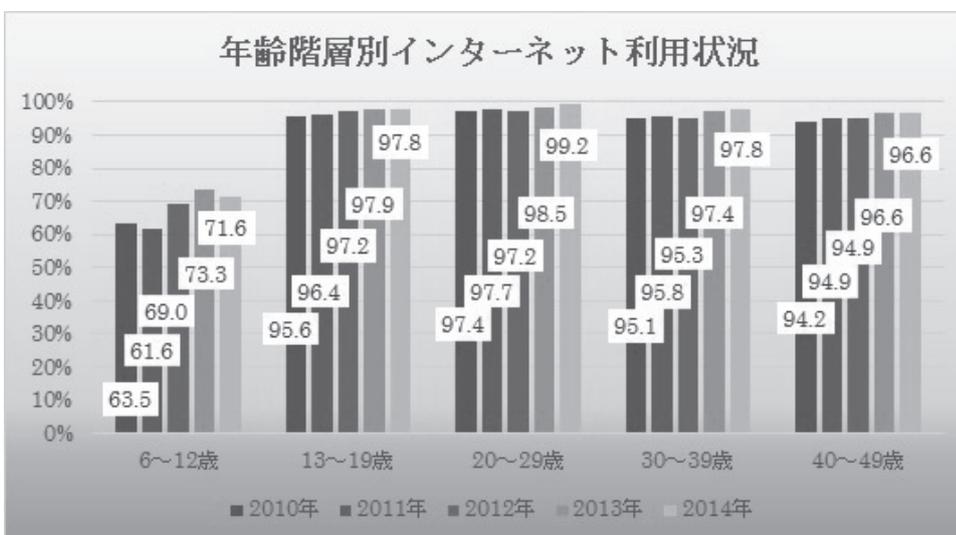
高松 政彦

### 1 インターネットの普及

1985年に日本電信電話公社がNTTとして民営化され、「通信自由化」が行われてから30年、通信ネットワークは目覚ましい発展を遂げてきました。

なかでも、それまでは研究・教育機関など一部でのみ利用されていた「インターネット」が1993年に日本で商用利用が開始されて以降、パソコンの普及、通信の高速化・定額サービスの導入などにより急速に普及しました。

それまでネットワークを介しての通信手段は「音声」と「文字」が主でしたが、インターネットの普及により「画像」や「動画」などの情報も手軽に扱えるようになり、それまでは紙やCD・DVDなどの媒体でしか得られなかった情報が全てインターネット上から得られるようになりました。



※総務省 「通信利用動向調査」 より

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05a.html>

## 2 スマートフォン、SNSの利用拡大

1994年に携帯電話の売切制度が実施されたことにより、携帯電話の利用者は飛躍的に増大しました。



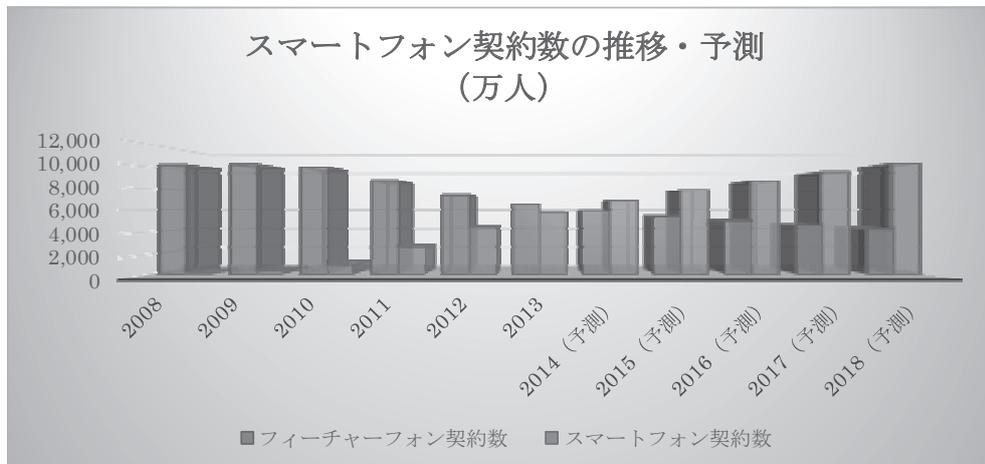
※総務省 「情報通信統計データベース」 より

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/tsuushin02.html>

2007年にAppleのiPhoneが発売されて以降、携帯電話の利用者は「スマートフォン」へと移行していきましました。

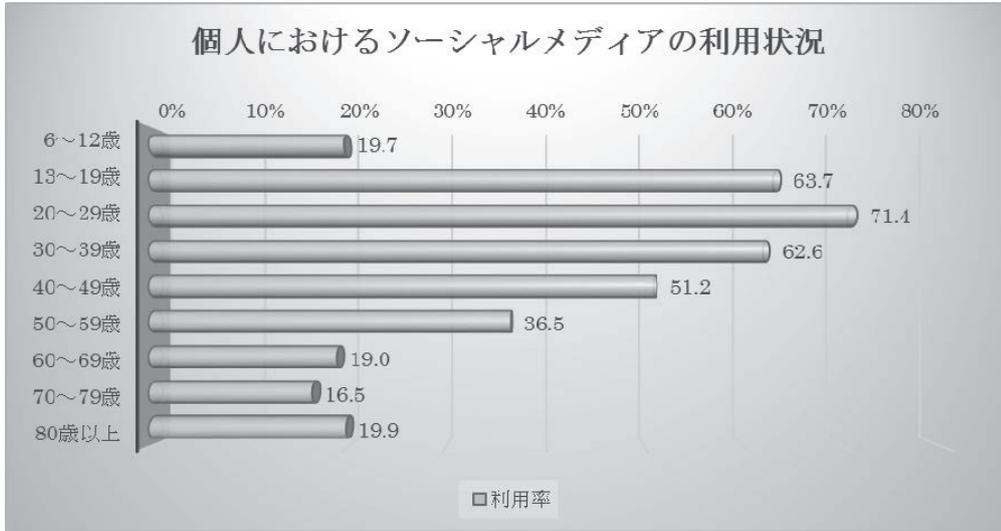
これまでの携帯電話と違い、パソコンと同等のインターネット利用が行えるスマートフォンの普及は、1台のパソコンを共有して家庭や職場でのみ利用していたインターネットを、一人ひとりがいつでもどこからでも利用できる環境へと変化させ、さらなるインターネット利用者増へとつながりました。

また自分専用のスマートフォンを持つことにより、FacebookやLINEに代表される個人の情報交換を行うコミュニティサイト（SNS）の利用が活発化しました。



※総務省 「平成 26 年度版 情報通信白書」 より

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h26/html/nc141100.html>



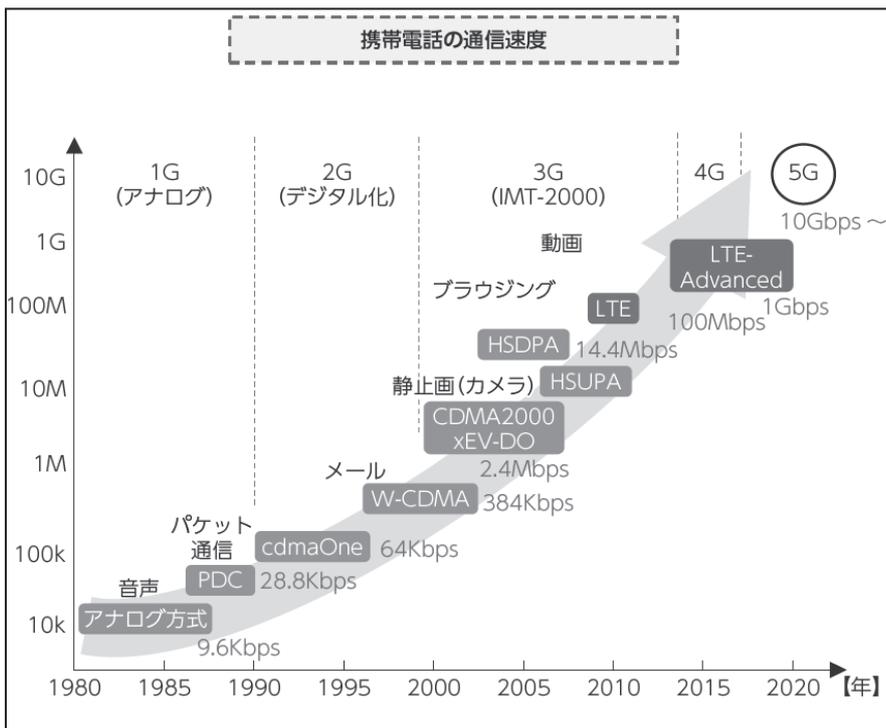
※総務省 「通信利用動向調査 (平成 26 年)」 より

[http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/150717\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/150717_1.pdf)

### 3 これからのネット社会

これまで、「通信インフラの高速化」「利用料の低価格化」「利用端末の普及」などの要因により急速にネットワーク利用者は増加してきました。

今後もこれらの要因は進化を続け、それによりあらゆるものがインターネットに接続され (IoT: もののネットワーク) ネットワーク上の情報量はさらなる増加が見込まれます。





※総務省 「平成 27 年度版 情報通信白書」 より

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h27/html/nc261000.html>

#### 4 適切な利用に向けて

現在、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするために「青少年インターネット環境整備法」に基づき下記の取り組みが行われています。

##### ■フィルタリングの普及啓発

- 携帯電話事業者、インターネット接続事業者などへの改善要請
- フィルタリングの必要性などの広報啓発活動

##### ■悪質な違法行為の取り締まり

- 一般のインターネット利用者からの違法情報・有害情報に関する通報を受け付ける「インターネット・ホットラインセンター」の運用
- 通報を受けた情報をもとに警察への通報やプロバイダ、サイト管理者などへの削除依頼
- サイバーパトロールによる違法情報・有害情報の取り締まり

##### ■子どもや保護者に対する啓発

- パンフレットの配布などによる啓発活動
- 子どもや保護者、学校の教職員を対象にした情報セキュリティに関する講習会の開催

青少年に有害な情報を閲覧させないためにはフィルタリングは有効な手段ですが、日々膨大な情報が提供・更新されているインターネット上ではフィルタリングによって全ての有害な情報を遮断することはできません。

しかしながら、現代のネット社会では生活や仕事においてインターネットの利用は不可欠となっています。

そのため、利用することを前提として「インターネットの仕組み」「情報の見分け方」「情報発信することでの影響及びリスク」「情報モラル」などの教育を繰り返し行い、自分の身を守るための知識とモラルを身に付けさせることが重要と考えます。

## 青少年とインターネット、スマートフォン

～大学生によるインターネットの安全な活用に向けた啓発活動の取り組み～

青森公立大学経営経済学部地域みらい学科 3年 高村菊子

ソーシャルネイティブと言われる私たちの世代は、物心ついたときにはすでに身の回りに PC や携帯電話があり、インターネットが存在していた。小学校の授業では PC を使ってインターネットで調べものをする授業があり、中学校では Excel を使った授業もあった。今では、各家庭のパソコンの普及率、インターネット普及率も 20 年前とは比べものにならないほど上昇してきている。加えて小中高生の携帯普及率やスマートフォンの所持率も年々上昇している。インターネットが普及して私たちの日常生活で便利なことも増えた。近年、誕生日に携帯ゲーム機やゲームソフト、さらにはスマートフォンをプレゼントするといった話も少なくない。卒業証書をデジタル化しタブレットに入れて卒業生に授与した学校もある。

インターネットが普及したことで、子どもたちの遊び方が変化し、子どもたちが欲しいものもインターネット普及前の時代とは変わってきている。人々の生活がどんどん変化していったように子どもたちの生活も変わってきている。インターネットは便利な一方で、危険をもたらす一面もある。インターネットを正しく安全に活用しなくてはいけない。

そのような背景から、子どもたちおよび子どもにかかわっている大人たちへ、インターネットをめぐる正しい知識を広く伝えていかなければならないと感じ、今年度私たちはゼミ活動の一環として以下の活動を行ってきた。

### 1 取り組みの概要 (e-ネットキャラバン・青森県サイバー防犯ボランティア)

青森公立大学経営経済学部地域みらい学科木暮祐一ゼミ所属の学生のうち ICT 啓発活動をテーマに選択した 17 人 (注 1) は、総務省および文部科学省の協力下で一般財団法人マルチメディア振興センター (以下、FMMC) が実施する「e-ネットキャラバン (e-ネット安心講座)」の『学生認定講師』と青森県警察の『サイバー防犯ボランティア』の任命を受け、インターネットやスマートフォンの安全、安心な使い方を啓発する教育ボランティア活動を実施してきた。本年度は 2・3 年生の 17 人が認定講師として、青森県、岩手県に所在する小中学校、高等学校等を訪問し、教育活動を行ってきた。

e-ネットキャラバンの HP にはこう記載がある。

「インターネット、携帯電話は私たちの日常生活やビジネスに欠かせない大変便利なコミュニケーションツールとなりました。しかしながら、インターネットがもたらす恩恵は多い反面、ケータイ依存、ネットいじめ、ネット誘引、ネット詐欺などのトラブルも多発しています。近年、子どもたちが容易に携帯電話やインターネットに触れる環境が整ってきていることから、子どもたちはもとより、保護者、教職員をはじめ、子どもたちを保護・教育・指導する立場にある全ての方々 (以下、「保護者、教職員等」という。) に対してもインターネットの安心・安全利用に関する啓発が必要になっています。」

私たちは FMMC の認定講師として e-ネットキャラバンの携帯電話やインターネットの安心安全利用に関する啓発活動を行ってきた。FMMC の認定講師はこれまで e-ネットキャラバンの活動に賛同する協力企業・団体に勤める社会人が講師認定を受けて活動を行っていたが、今回学生が認定講師を務めるのは全国初となる。

東北地区における認定講師派遣の窓口となる総務省東北総合通信局より出講の打診を受け、私たちが対応できる依頼について受諾するという段取りで対応していった。スマートフォンに最も身近な学生ならではの視点や、対象者と年齢も近いこと、時間の都合が社会人よりは融通が利くことなど、学生ならではの特性を生かして活動に当たることができた。

認定講師になるために事前に指定の「講師認定講習」を受講し、その上でFMMCから講師として認定された。私たちは本年度、計8校に「インターネットの安心安全な使い方」を教える講座に出向いた。活動は青森県だけにとどまらず隣県にも及んだ。また、e-ネットキャラバンとしての活動の他にも、ゼミ生の中にはスマートスクール（高齢者のためにスマートフォンを教える講座）の講師や補助員をしたり、視覚聴覚障害のある方にiPadを教えるための人材育成講座のボランティアをしたりしている者も多数いた。ゆえに教育というものに関心がある者が多かった。

サイバー防犯ボランティアは青森県警察から任命を受けて活動を行った。昨年度までの活動はインターネット内で犯罪行為にあたるような行動を見つけ、警察に通報するというものであった。しかし本年度は新たに直接学校に出向いて出前講座を行うという活動も追加され、それらの講師を私たちが担った。昨今増加するサイバー犯罪に対して、小中高生に防犯という視点から講話を行うものである。思わぬ軽はずみな行動で未成年が犯罪を起こしてしまうことも少なくなく、インターネットの危険性や犯罪にあわないための使い方などを講話では伝えた。講話の内容は、私たちに一任されており自由に伝えたいことを、そのまま伝えることができた。e-ネットキャラバンの認定講師は企業に勧められている社会人が実施するため、どうしても児童・生徒の利用実態まで理解できていないケースも多いと聞いた。私たちは受講対象者の児童・生徒と世代も近いと、具体的にどのような使い方をしているという点で対象者のつまづく点も理解しており、実体験をもとに内容を工夫した。今年度のサイバー防犯ボランティアとしての出前講座は青森市内小中高校3校に出向き講話を実施した。

## 2 実際の活動（e-ネットキャラバン・青森県サイバー防犯ボランティア）

e-ネットキャラバンでは青森県だけでなく、隣県まで活動の範囲を広げて行ってきた。青森県内では、平内町立東小学校、つがる市立車力中学校、青森市立篠田小学校の3校。県外では、岩手県で久慈市立夏井中学校、陸前高田市立高田東中学校、一戸町立一戸小学校、二戸市立浄法寺小学、洋野町立種市中学校の5校である。e-ネットキャラバンの講座では総合的にインターネットの安心安全な利用について行ってきた。また、PC・携帯電話の具体的な操作方法などを教えるものではなく、インターネット利用時の意識の持ち方などが主であった。講座に使用するテキストや講演資料等はFMMCがあらかじめ用意しており、訪問先の学校の要望等を事前伺って、最適な教材や内容を選択して講座を行った。

講座に赴く前に、講座内容を伺うために訪問先学校の担当者で連絡を取り合う必要があった。学校によって連絡手段に限られることもあるため工夫しなければならない点であった。対象は小中学生などの児童・生徒の場合もあるが、教員・保護者の場合もあり、その場合はスライド資料だけの発表だけではなく、自分たちで調べた補足情報なども付け加え、説得力がある講話にしようと思っ掛けた。

講話のフィードバックとして、講話後保護者・教員を対象にアンケートを行った。講座終了後はその都度FMMCに対して報告書の提出を行った。

岩手県での活動が多いのは岩手県出身者がゼミ生に多いこともあるが、岩手県の認定講師が不足していることも要因の一つということである。来年度もこの活動を続けていくためには認定講師が増えていかなければならない。よって、来年も本ゼミから講師が新たに認定されることを期待している。



(e-ネットキャラバン 岩手県浄法寺小学校の様子)

青森県警察のサイバー防犯ボランティアでは、青森市立横内小学校、青森市立荒川中学校、青森県立青森北高校の3校で、インターネットに関する犯罪に巻き込まれないための講話を実施した。犯罪の被害者・加害者どちらにもならないために具体的な事例をあげて身近に犯罪の手が忍び寄っていることを伝えた。それは青森県内外で小中高生がサイバー犯罪にかかわってしまった事件である。Twitterで気軽に発言したことが原因で未成年が検挙されてしまった事例などを紹介した。講話の内容は、小中高それぞれの対象に合わせた内容とした。年齢が上がるほど、内容は多く濃くなり、注意しなければならない内容も多種多様となる。またグループごとに対象の生徒たちにメッセージ性をこめて、自分たちの言葉で伝えるように工夫した。講話の大まかな方向性や趣旨は青森県警察の方から指示もあったが、ほとんどは私たち自身で考えた。講話は学校ごとにグループに分かれ、講話の内容や形態など議論を重ねていった。ゼミ内で案の段階から発表しあい、互いに発表内容をブラッシュアップしていった。講話内で流す動画は、著作権フリーのものを使ったり、画像なども自分たちで集めたりして発表スライドに組み込んでいった。そして横内小学校の講話では、県内初の取り組みということもあり、テレビや新聞紙にも多数取り上げられた。

ゼミの時間では、e-ネットキャラバンおよびサイバー防犯ボランティアの2つの活動報告を随時行ってきた。講座の反応はどうだったか、反省点や次回に活かすことができるかなど情報の共有を図った。各自の経験をより多くのゼミ生で共有することは極めて重要なことである。2つの活動は並行して行われており、それぞれの活動をより良いものにするためにお互いの体験を共有する貴重な時間だった。



(サイバー防犯ボランティア 横内小学校テレビ放送の様子)

### 3 私が思うこと

1年間のこの2つの活動を通して多くの経験をする事ができた。そして、自分たちより年下の世代のインターネットやスマートフォンの利用状況を肌で感じる事ができた。対象の生徒に質問を投げかけ、身近に起こった問題を逆に教えてもらうこともあった。また私たちが小中学生だったときより、スマートフォンを持っている人やインターネットに常時触れられる環境にいる人が多かったように感じる。

多くのソーシャルネイティブ世代には2つの世界があると私は考えている。それは「リアルの世界」と「ネットの世界」だ。「リアル」というのは、今普段生活している世界のことを言う。またTwitterなどでは、〇〇垢（垢＝アカウントの意）という言い方も存在している。例えば、リア垢（リアルの世界について呟くアカウント）、アニメ垢（アニメについて呟くアカウント）など、〇〇のところに様々な言葉が入る。アカウントごとに自分をキャラクター付けし、そのアカウントごとに自分のキャラクターを使い分けることが今の世代には馴染んでいる。また、もちろんインターネット上だけの友達の存在も当たり前のことである。インターネット上だけの友達は新しい友達の一つの形態となりつつある。ソーシャルネイティブ世代は他の世代と比べて、リアルとネットの区別が薄れてきているように感じる。また、この様な調査がある。「リアルな友達ではなくネット上だけで交流する友達はいますか？」という質問に 71.3%（1～3人 22.7%、4～6人 9.6%、7～9人 8.9%、10～15人 7.7%、16～20人 4.2%、21～50人 5.1%、51人以上 13.1%）の女子中高生がネット上だけで交流する友達がいると回答し、いないと答えた人は 28.7%であった（注2）。ソーシャルネイティブ世代にとって、ネットの友達も同じ「友達」なのである。

子どもたちが今どんな使い方をしているか、現状を知ることが大事である。また、インターネットの使い方を大人が子どもたちに正しく教えることができないと、その子どもたちが危険にさらされる場面も増えてくるだろう。子どもたちは世界とつながっているインターネットという海の中で、その自覚がないままなのである。インターネットは便利であると同時に危険な面も多く存在する。それらを、同じソーシャルネイティブ世代の私たちが教えることが、この1年間の活動で最も有益な点であったと感じている。

注1:

FMMC 認定講師およびサイバー防犯ボランティア（2015年度）

（3年生）

五日市 紳、高村 菊子、鳥屋部 真澄、富岡 優斗、中村 孝将、中村 美緒、長山 侑馬、日當 みのり、松橋 美佳、山崎 実伽、三浦 宏仁

（2年生）

葛西 祥希、加藤 瑛蓮、附柳 里佳、中花 光汰、八木澤 朋代、渡辺 梨香子

以上、計 17 名（青森公立大学経営経済学部地域みらい学科 木暮祐一ゼミ所属）

注2:

【引用】

e-ネットキャラバン 公式ホームページ

<https://www.e-netcaravan.jp/>

【調査概要】調査名 : 友達についてのアンケート

調査期間 : 2015年2月5日～2015年3月11日

調査方法 : インターネット調査

調査対象 : 全国の女子中高生を中心としたフミコミュ！ユーザー313名(中学生 76.7%、高校生 23.3%)

[http://www.fumi23.com/fc/research/press/ns\\_201504.php](http://www.fumi23.com/fc/research/press/ns_201504.php)

## 第2部

### 第1章 子ども・若者育成支援 施策の総合的な推進



## 第1章 子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

### 第1節 国の動き

近年、子ども・若者を取り巻く環境は、少子化や核家族化、高度情報化などに加え、厳しい経済情勢の影響などにより大きく変化しており、こうしたことを背景に、人間関係の希薄化、家庭や地域における教育力の低下、いじめの増加や多様化、有害情報の氾濫などの環境の悪化や、ニート、ひきこもり、不登校等の就学及び就業のいずれもしていない子ども・若者の増加など、子ども・若者を巡る様々な問題が顕在化している。

こうした中、国では、平成22年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組整備と、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備などを目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月には、同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱として、「子ども・若者ビジョン」が策定された。

また、平成28年2月には、新たな大綱となる「子供・若者育成支援推進大綱」が策定された。

### 第2節 県における子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

#### 1 青森県子ども・若者育成支援計画の策定

子ども・若者育成支援推進法の施行等の状況を踏まえ、あおもりの未来を担う人財である子ども・若者の成長と自立を支援していく社会づくりを目指し、関係機関及び県民が一体となって取り組んでいくための指針を定めるため、平成25年1月に「青森県子ども・若者育成支援推進計画」を策定した。

##### (1) 計画の位置付け

子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定された「都道府県子ども・若者計画」として、子ども・若者の育成支援に関する本県の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画となる。

##### (2) 計画期間

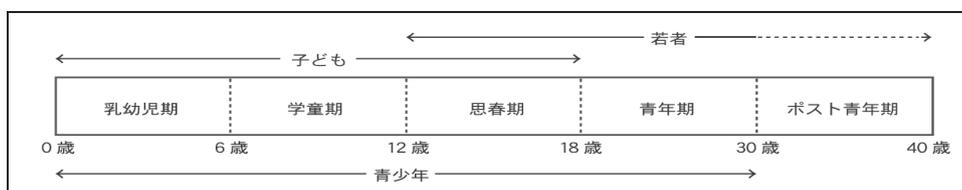
平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの5年間

なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしている。

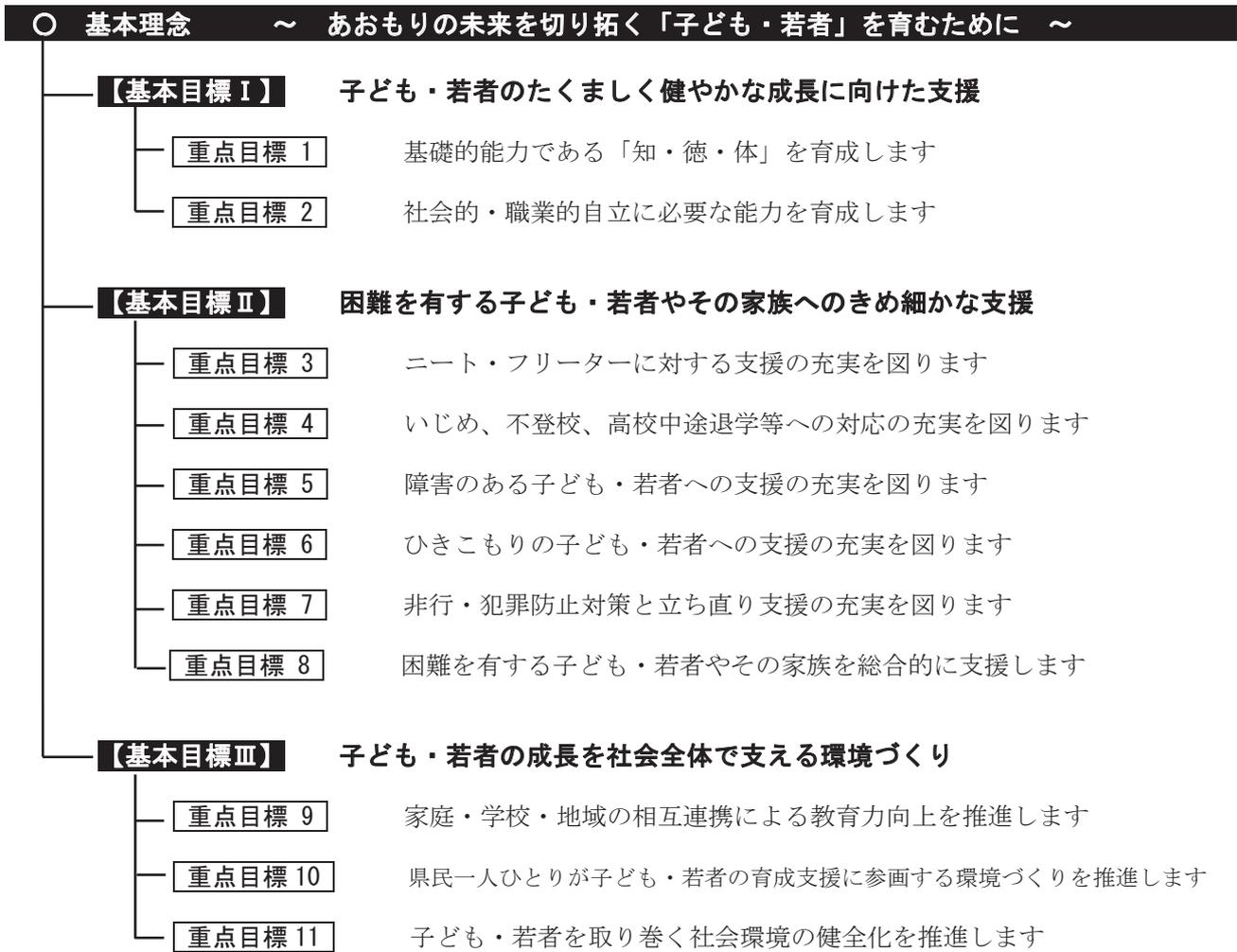
##### (3) 計画の対象

この計画の対象となる「子ども・若者」の範囲は、基本的には0歳から30歳未満の者とするが、施策によっては40歳未満の者も対象とする。

(参考) 本計画における「子ども」「若者」の年齢区分



(4) 施策体系



2 計画の進行管理

(1) モニタリング指標

計画の全体的な進行管理を行うに当たり、各種施策の取組状況を把握・確認するための目安として、重点目標ごとに一定の「モニタリング指標」を設定し、公表している。

毎年度の数値の推移をモニタリングし、各分野における取組の進捗状況等を把握しながら、以後の総合的な施策の推進に向けた議論につなげていくこととしており、計 22 の指標を設定している。(次頁参照)

(2) 進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、全庁的な推進組織である「青森県青少年行政連絡会議」において各種施策の進行管理を行っている。

また、各種施策に関連する取組の内容や進行管理の状況について、県民に公表するとともに、「青森県青少年健全育成審議会」に報告し、審議会からの提言や意見等を効果的な施策の推進に反映させていくこととしている。

青森県子ども・若者育成支援推進計画に関連するモニタリング指標

基本目標	重点目標	No.	取組項目	指標と内容	計画算定時 (25年1月)	最新値 (27年5月)
I 子ども・若者のたくましく 健やかな成長 に向けた支援	1 基礎的能力である「知・徳・体」を育成します	1	豊かな心の育成	○「青少年の意識に関する調査」における回答率 ①「自分や他人の命」 →「大切」「どちらかといえば大切」と回答 ②「他人を大切にしているか」 →「している」「どちらかといえばしている」と回答 ③「自分のことが好きか」 →「好き」「どちらかといえば好き」と回答 ④「自然の素晴らしさにふれると感動するか」 「映画や音楽、美術作品をみて感動するか」 →「そう思う」「ややそう思う」と回答 ⑤「ボランティア活動をしているか」 →「よく活動している」「時々活動している」と回答 ⑥「将来したい仕事やつきたい職業があるか」 →「ある」と回答 (* 県調査/小・中・高校生が対象/隔年実施)	24年度 ① 98.3% ② 94.3% ③ 60.2% ④ 60.5% 71.8% ⑤ 32.7% ⑥ 76.4%	26年度 ① 98.9% ② 95.2% ③ 59.5% ④ 63.1% 74.0% ⑤ 29.5% ⑥ 78.3%
		2	健やかな体の育成	○「体格、体力、ライフスタイル調査」(体力に関する調査)において全国平均を上回った学年数 (全204項目中) (* 県教委調査/小・中・高校生が対象)	24年度 65項目	26年度 53項目
		3	確かな学力の向上	○「全国学力・学習状況調査」(教科に関する調査)において全国平均を上回った調査項目数 (* 文科省調査/小・中学生が対象)	24年度 (全10項目中) 9項目	同左
	2 社会的・職業的自立に必要な能力を育成します	4	勤労観・職業観の形成	○「青少年の意識に関する調査」における回答率 ◎「将来したい仕事やつきたい職業があるか」 →「ある」と回答 <b>【指標№1⑥の再掲】</b>	24年度 76.4%	26年度 78.3%
		5	就労支援の充実	①「大学新卒者」の就職内定率 ②「高校新卒者」の就職内定率(4月以降は就職率) (* 青森労働局調査) ③「特別支援学校高等部新卒者」の就職率 (* 県教委調査)	①24年3月末 92.0% ②24年6月末 97.0% ③24年3月末 24.4%	①27年3月末 95.4% ②27年3月末 97.2% ③27年3月末 32.9%
II 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援	3 ニート・フリーターに対する支援の充実を図ります	6	ニート・フリーターに対する就労支援の強化	○「若者サポートステーション」における就職等進路決定者数 (* 同センター集計)	23年度 59人	26年度 336人
		7	若者の職場適応と定着化、正規雇用化の推進	①「新規高卒者」の3年以内の離職率 ②「新規大卒者」の3年以内の離職率 (* 青森労働局調査) ③ 県内中小企業等における正社員登用制度の導入率 (* 県調査)	24年3月末 ① 37.3% ② 31.6% ③ 35.8%	26年3月末 ① 48.9% ② 37.9% ③ 42.3%
	4 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応の充実を図ります	8	いじめへの対応	○ 本県における「いじめの認知件数」 (児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査) (* 文科省調査)	24年3月末 791件	26年3月末 968件
		9	不登校対策・支援	○ 本県における「不登校の発生件数」(同調査) (* 文科省調査)	24年3月末 1,567人	26年3月末 1,504人
		10	暴力行為対策・支援	○ 本県における「暴力行為の発生件数」(同調査) (* 文科省調査)	24年3月末 648件	26年3月末 418件
		11	高等学校中途退学対策・支援	○ 本県における「高等学校中途退学者数」(同調査) (* 文科省調査)	24年3月末 583人	26年3月末 564人
		12	障害のある子ども・若者への支援	○「特別支援学校高等部新卒者」の就職率 <b>【指標№5③の再掲】</b>	24年3月末 24.4%	27年3月末 32.9%
	5 障害のある子ども・若者への支援の充実を図ります	13	発達障害のある子ども・若者への支援	○ 県発達障害者支援センター「ステップ」における相談件数 (* 同センター集計)	24年3月末 682件	27年3月末 701件
	6 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります	14	ひきこもりの子ども・若者への支援	○ 県立精神保健福祉センターにおける「思春期精神保健相談件数」※H25年度よりひきこもり相談件数を含む (* 同センター集計)	24年3月末 317件	27年3月末 530件
	7 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実を図ります	15	非行・犯罪防止対策の充実	○ 県内の少年非行の状況 ① 犯罪少年人数 ② 触法少年人数 ③ 全刑法犯に占める少年の割合 (* 警察本部集計)	23年 ① 719人 ② 231人 ③ 31.8%	26年 ① 323人 ② 141人 ③ 22.6%
	III 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり	9 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上を推進します	16	家庭の教育力向上のための支援の推進	○ 家庭教育に関する相談件数 (県総合社会教育センター、子ども家庭支援センター、児童相談所の合計件数) (* 各センター集計)	23年度 564人
17			地域の教育力向上のための取組の推進	○ 県内の放課後児童クラブ等設置率 (放課後子ども教室を含む) (* 県集計)	23年度 84.6%	26年度 96.4%
10 県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりを推進します		18	地域の人財育成と活動支援の充実	○「命を大切にすることを育む県民運動推進会議」の会員数 (* 県集計)	24年3月末 1,313団体	27年3月末 1,415団体
		19	男女がともに子どもを育てる環境づくり	○ 本県の中小企業における男女の育児休業取得率 (* 青森県中小企業等労働条件実態調査)	23年12月末 女性 81.3% 男性 0.4%	26年12月末 女性 89.3% 男性 0.7%
11 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します		20	社会環境浄化対策の推進	○「出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する犯罪被害に遭った少年数の推移」の本県の数値 (* 警察庁集計)	23年 21人	26年 22人
		21	子ども虐待防止と保護対策の推進	○ 児童相談所における「児童虐待相談対応件数」 (* 県集計)	23年度 698件	26年度 834件
	22	子ども・若者の被害防止対策の推進	○ 県内における子どもを対象とした「声かけ事案発生件数」 (* 警察本部集計)	23年 136件	26年 228件	



## 第2章 子ども・若者の たくましく健やかな 成長に向けた支援



## 第2章 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援

## 第1節 基礎能力である「知・徳・体」の育成

## 1 命を大切にすることを育む環境づくりの推進

## (1) 「命を大切にすることを育む県民運動」

次代を担う子どもたちが、命を大切にし、他人への思いやりを持ち、たくましく生きていけるよう、「ひとつのいのち。みんなのだいじないのち。」をキャッチフレーズに、命を大切にすることを育む県民運動を平成16年度から県民一体となって推進している。



## ア 推進方針

平成16年6月に長崎県佐世保市で起きた小学生による同級生殺害事件を契機に、同月に、「命を大切にすることを育む県民運動庁内推進本部」を設置し、全庁的に取り組むこととした。また、同年8月には、教育、福祉、医療や、青少年健全育成など数多くの民間団体や関係機関で構成する「命を大切にすることを育む県民運動推進会議」を設立し、県民総ぐるみで推進することとした。

命を大切にすることを育む県民運動推進会議会員は、平成28年2月現在で1,452団体となり、それぞれの立場で「命の大切さ」をテーマとした活動や情報発信などに取り組んでいる。

## イ 具体的な取組状況

平成27年度は、「命を大切にすることを育む県民運動推進フォーラム」の開催など三つの事業を柱に、県民運動を推進した。

## (ア) 命を大切にすることを育む県民運動推進会議・フォーラム開催事業

命を大切にすることを育む県民運動に対する県民の関心を高め、具体的な行動につながるような啓発を図るため、トークセッションや活動事例報告などを実施した。

日時 平成28年2月7日（日）13:30～15:30

場所 リンクモア平安閣市民ホール（青森市）

参加者 命を大切にすることを育む県民運動推進会議会員、一般県民350名

内容 ・命を大切にすることを育む未来へのメッセージ 最優秀賞授賞式

・命を大切にすることを育む活動事例報告

・トークセッション「笑顔になるびゃあ！ーず〜っと夢をもって、みんなに支えられてー」

十日市秀悦氏（タレント） 北村麻子氏（ねぶた師）

## (イ) 命を大切にすることを育む絆プロジェクト事業

## a 命を大切にすることを育む地域との絆づくり応援事業

## (a) 地域で育む交流体験創出事業

子どもたちと地域社会との関係づくりを支援するため、県内の4事業者に委託して「交流体験創出事業」を実施し、子どもたちに、地域資源を活用した様々な世代・団体との協働作業を経験してもらうことにより、他者との連帯感や自己肯定感を育むことを目的に実施している。

「交流体験創出事業」委託先

- ・特定非営利活動法人青森県環境パートナーシップセンター
- ・特定非営利活動法人こどもコミュニティ・ぴーぷる
- ・特定非営利活動法人はちのへ未来ネット
- ・高校生まちづくり塾実行委員会

## (b) 地域声かけ交流促進事業

## ① 声かけリーダー

学校や家庭など地域全体であいさつや声かけが行われることで、子どもたちに地域の大切な一員として認められているという安心感を与え、地域での人間同士の温かな結びつきにより、命を大切に作る心が育まれるような地域づくりを目指し、地域ごとに知事が「命を大切に作る心を育む声かけリーダー」を認定し、率先して活動を展開してもらうものである。

「命を大切に作る心を育む声かけリーダー」は、平成17年度から、市町村からの推薦により2年の任期で認定しているもので、毎年研修を行い、地域ごとに事業計画を作成して活動している。平成27年度は479名が認定されている。

## i 「命を大切に作る心を育む声かけリーダー」認定者数

東青地区：95名

中弘南黒地区：104名

三八地区：98名

西北五つがる地区：66名

上十三地区：73名

むつ下北地区：43名

計 479名

## ii 「命を大切に作る心を育む声かけリーダー」研修会

## (i) 期日及び会場

東青地区 平成27年5月27日(水) 青森県庁西棟8階大会議室

むつ下北地区 平成27年5月28日(木) むつ来さまい館

中弘南黒地区 平成27年6月1日(月) 弘前文化センター

西北五つがる地区 平成27年6月2日(火) 五所川原市民学習情報センター

上十三地区 平成27年5月15日(月) 十和田市民文化センター

三八地区 平成27年6月16日(火) 八戸市福祉公民館

## (ii) 内容

- ・平成27年度事業概要説明及び青少年対策の現況に係る情報提供
- ・「あいさつ・声かけ促進キャンペーン」について
- ・ワークショップ「みんなで育む！子どもの安全」等



## ② あいさつ・声かけ促進キャンペーン

県内各地で一斉に「あいさつ・声かけ促進キャンペーン」を展開し、子どもたちに地域との関わりを感じさせるとともに、声かけリーダーと地域の大人達・各団体との連携を深めた。

## b 命を大切に作る心を育む未来へのメッセージ発信事業

子どもたちの自己肯定感を育むため、夢や希望・将来の目標など、未来への前向きな思いをテーマとした「命を大切に作る心を育む未来へのメッセージ」を募集した。

県内の小・中・高校生から約5,500作品の応募があり、審査委員長の十日市秀悦氏(タレント)による最終審査の結果、小学生の部、中学生の部、高校生の部の3部門において、それぞれ最優秀賞1名、優秀賞2名、入選9名の入賞者を決定した。

入賞作品については、作品を掲載したカレンダーを作成し、県内の小学校、中学校、特別支援学校の全ての学級や図書館等に送付した。また、命を大切に作る心を育む県民運動推進フォーラムにおいて、来場者全員に配布した。

## 2 心と体の健やかな育成

## (1) 保育所等入所児童の肥満傾向児の出現率

保育所等入所児童の肥満傾向児の出現率を把握するため、県内保育所等に依頼し、約7割に当たる311施設、3～5歳の児童約1万2千人のデータを分析したところ、肥満度15%以上の児童の出現率は約9%、肥満度30%以上の児童の出現率は約1.4%となっている。

また、地域別に肥満度 15%以上の児童の出現率を見ると、下北地域が最も高くなっており、次いで上北、西北地域の順で出現率が高くなっている。

第2-1-1 図 平成26年度肥満傾向児出現率

地域	調査児童数	肥満度 15%以上	肥満度 20%以上	肥満度 30%以上
東青	2,209	8.24%	4.03%	1.18%
中南	2,976	8.57%	3.70%	1.14%
三八	2,996	8.85%	3.97%	1.17%
西北	1,737	9.38%	4.95%	2.13%
上北	1,809	9.56%	5.36%	1.60%
下北	527	12.14%	6.64%	2.66%
総数	12,254	8.99%	4.37%	1.43%

資料：こどもみらい課

## (2) 幼児期からの肥満予防対策

県では、幼児期から肥満予防対策を行うことが将来の肥満や生活習慣病の予防につながることから、肥満予防対策に係る検討委員会を設置し、保育所等での肥満予防保育プログラムの実施及び個別支援計画等の検討を行うとともに、保育所等に対する研修会等の事業を実施している。

## (3) 肥満傾向児出現率低下に向けた施策

本県の児童生徒の体力は、国と比較すると低い傾向が続いているとともに、肥満傾向児出現率は、男女全ての年齢層で全国平均を上回っている状況にある。このことから、実生活の中で、自らがスポーツや運動に取り組む児童生徒の育成のために、各学校において、体力テストなどを用いて児童生徒の体力や健康状態等の実態を把握し、学校・家庭・地域社会及び関係機関等が連携した計画的、継続的な指導が大切である。

県教育委員会では、県内全ての小学校において運動の促進・定着を図るためのウォーキングやランニングを推進するとともに、県産野菜を活用した減塩でおいしい「あおり型給食」の開発・普及や体育・健康教育に関する教員の指導力向上を図り、児童生徒の体力向上に資する「子ども健康促進事業」に取り組んでいる。

## 3 確かな学力の向上

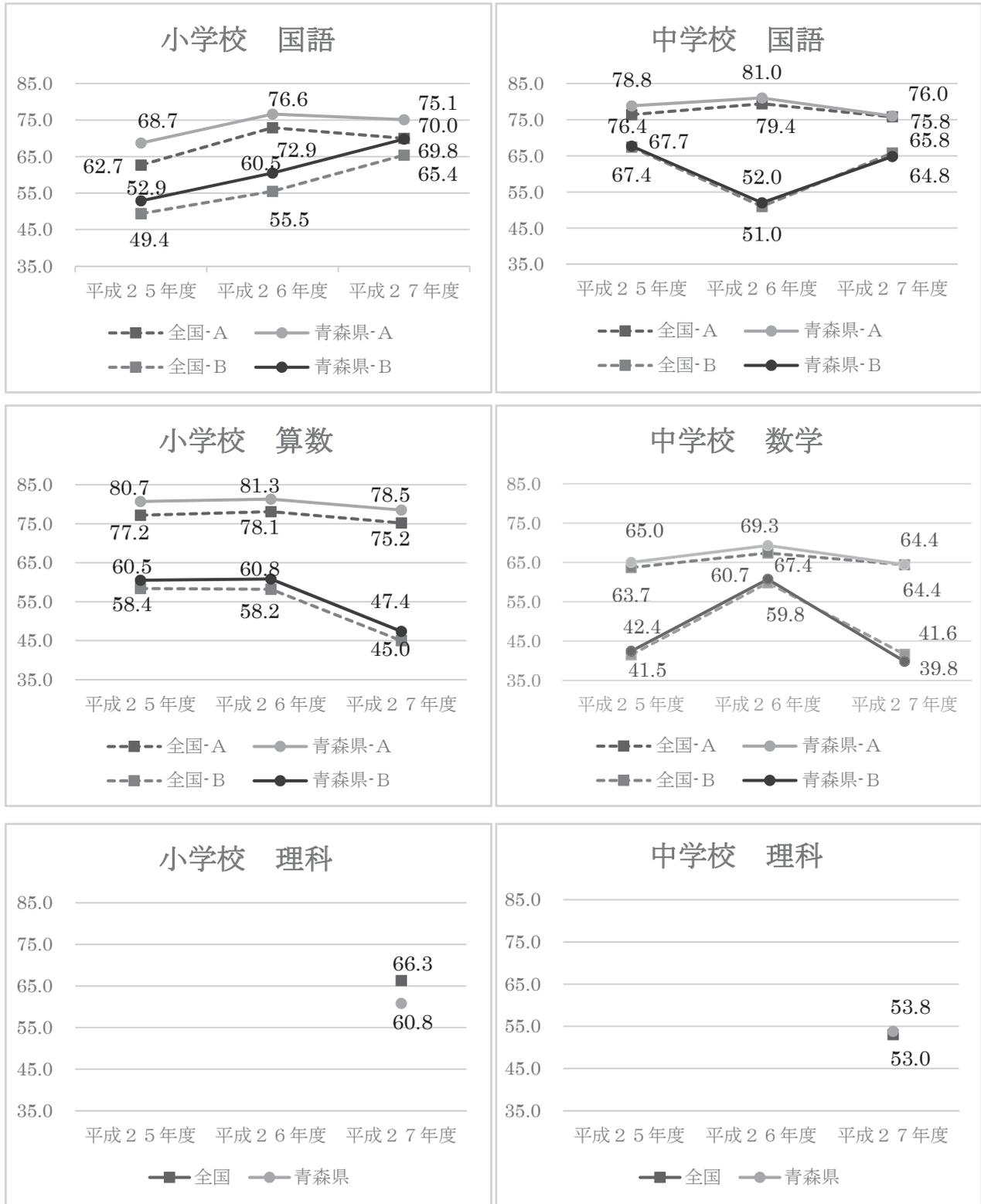
文部科学省による「全国学力・学習状況調査」によると、本県児童生徒の学力の状況は、**第2-1-2図**のとおりである。

平均正答率を全国と比較すると、小学校は、過去3年間にわたって、全ての教科において全国を上回っている。中学校は、過去、平均正答率は全国平均とほぼ同程度又は若干上回っていたが、平成27年度調査では、中学校国語B（活用）と数学B（活用）は全国平均に届かず、身に付けた知識・技能を活用する力に課題が見られる結果となっている。

なお、平成15年度から継続実施している県学習状況調査の結果から、本県の児童生徒は、基礎的・基本的な知識・理解及び技能については、教科や内容によって違いはあるものの、小・中学校全体を通じておおむね良好な状況である。一方、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等については、十分とは言えない状況にある。

これら学力の実態を踏まえ、県教育委員会では、小・中学校を対象に「主体的に学ぶ力を育む学力向上推進事業」を、高等学校を対象に「探求型学習によるたくましい高校生育成事業」を実施し、小学校から高等学校まで一貫して、児童生徒の学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等の育成に取り組んでいる。

第2-1-2図 全国学力・学習状況調査（青森県・全国）



※文部科学省「全国学力・学習状況調査」(理科は平成25、26年度は実施していない)

資料:学校教育課

## 第2節 社会的・職業的自立に必要な能力の育成

### 1 社会の変化に対応できる能力の育成

#### (1) キャリア教育への取組

ア 職場体験、インターンシップ等の実施状況

##### (ア) 中学校

平成25年度の公立中学校における職場体験の実施状況は、164校中156校であり、実施率は95.1%となっており、前年度から0.6ポイント増加した。

平成26年度は、161校中160校であり、実施率は99.4%となっており、前年度から4.3ポイント増加した。なお、未実施の1校は小規模校のため、修学旅行と職場体験を隔年で実施している。

第2-2-1表 中学校における職場体験実施状況の推移（公立学校）

年度	実施校	実施率
H22	160校 / 167校	95.8%
H23	161校 / 166校	97.0%
H24	156校 / 165校	94.5%
H25	156校 / 164校	95.1%
H26	160校 / 161校	99.4%

※国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」 資料：学校教育課

##### (イ) 高等学校

平成26年度、公立高等学校（全日制）のインターンシップの実施状況を課程別で見ると、全日制で83.6%、定時制で41.7%、通信制で33.3%となっており、全日制では概ね実施している。全体の実施率は75.0%となっており、前年度から1.3ポイント減少した。

第2-2-2表 高等学校におけるインターンシップ実施状況の推移（公立学校）

(1) 課程別実施率

(単位：%)

年度	全日制	定時制	通信制	全体
H22	75.8	33.3	0.0	68.4
H23	76.9	33.3	100.0	70.5
H24	76.9	33.3	100.0	70.5
H25	86.9	33.3	33.3	76.3
H26	83.6	41.7	33.3	75.0

※国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」 資料：学校教育課

#### (2) キャリア教育に対する施策

全国的にキャリア教育が推進される中、本県では、教員一人ひとりのキャリア教育に対する認識に差が見られるため、各学校における系統的・継続的なキャリア教育が十分に進展していない現状にあることから、「あおもりで『生きる・働く』を学ぶキャリア教育推進事業」（平成26～27年度）を実施している。

この事業は、「青森県教育委員会キャリア教育の指針（総論編・実践編）」及び「あおもりっ子キャリアノート明日へのかけ橋」の実践的な活用方法を研究するとともに、教育支援プラットフォームと連携し、児童生徒の勤労観・職業観の育成及び将来の夢実現のために努力する心を育むためのキャリア教育の推進を図るものである。

## 2 社会参加の推進

### (1) 青少年団体活動

青少年が、集団の中で自己を確立し、連帯の心を身につけていく上で、青少年団体が果たす教育的役割は大きい。これら青少年団体の活動としては、学習活動、奉仕活動、レクリエーション活動、野外活動、国際交流活動などがある。

#### ア 少年団体

主な少年団体の加入状況は、**第2-2-3表**のとおりである。

**第2-2-3表 少年団体加入状況の推移**

区分		年度									
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
子ども会	団体数(団体)	1,699	1,565	1,547	1,334	1,288	1,218	1,141	1,133	1,080	1,045
	加入者数(人)	63,743	58,571	57,037	51,487	48,308	45,088	41,078	39,315	36,533	34,272
ボーイスカウト	団体数(団体)	15	15	15	15	15	15	15	15	12	11
	加入者数(人)	796	720	688	660	656	600	558	511	449	380
ガールスカウト	団体数(団体)	11	11	11	11	11	11	8	8	8	8
	加入者数(人)	349	361	363	322	297	262	236	221	243	236

資料：生涯学習課

少年団体には、地域を基盤とし主に町内のように、ある一定の地域に居住するものによって組織される「地域子ども会」や、同じ趣味・関心をもつものにより定められた活動を行うボーイスカウト、ガールスカウトなどの「目的少年団」に大別される。

近年の少子化や子どもを取り巻く環境の変化により、各少年団体は活動の参加者数の減少や、会の活動のマンネリ化などいろいろな課題を抱えており、以前ほどの活発さは失われているのが現状である。

青森県子ども会連合会は、昭和42年に結成されて以来、様々な研修会や日常的な活動の中で、子どもたちの豊かな感性や社会性、ボランティア精神を養っている。現在は全国子ども会連合会が作成した育成基準に基づき、リーダー・指導者・育成者等の養成が計画的に進められている。

ボーイスカウトは、昭和25年に青森市に最初に結成されて以来、弘前、八戸、上十三、むつなどの各地に結成され、観察活動、創作活動、奉仕活動、野営訓練、救助訓練など多彩な訓練や学習が続けられている。

ガールスカウトは、昭和26年に弘前市に誕生して以来、青森、三沢、八戸、など各地に結成されている。「やくそく」と「おきて」に基づいて、少女たちに人格の基礎を築く機会を与え、平和な世界の実現に寄与することを目的に、野営訓練や国際交流活動、奉仕活動、リーダー養成研修などが行われている。

#### イ 青年団体

一般的に地域青年団は、社会構造の変化とそれに伴う青年の職業や興味・関心の多様化、地元に残る青年層の減少などから加盟者数は減少傾向にある。

本県の地域青年団を束ねる青森県連合青年団の加盟団体及び加盟者数の推移は以下のとおりである。

**第2-2-4表 青森県連合青年団加盟団体及び加盟者数の推移**

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
加盟団体数	3団体	3団体	4団体	5団体	6団体	5団体	5団体	5団体
加盟者数	70人	70人	120人	120人	110人	120人	120人	120人

資料：生涯学習課

(2) 体験活動・ボランティア活動の推進

ア 地域の体験活動等の体制整備・情報提供

○ 学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の推進

青少年に社会性と思いやりの心など豊かな人間性を育むため、学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の機会充実を図ることを目的として、幅広い関係機関・団体等との連携を図る協議会を組織するとともに、情報提供やコーディネート等を行う支援センターを自治体が設置している。

第2-2-5表 体験活動ボランティア活動支援センター一覧

(平成27年1月現在)

	設置する自治体	名称	設置場所
1	青森県	インフォメーションプラザありす	青森県総合社会教育センター内
2	平内町	生涯学習人材バンク	平内町教育委員会生涯学習課
3	弘前市	弘前市ボランティア支援センター	市民参画センター
4	六戸町	六戸町ボランティアセンター	六戸町社会福祉協議会
5	八戸市	八戸市ボランティアセンター	八戸市社会福祉協議会
6	五戸町	元気ZZサポートセンター	五戸町教育委員会教育課

資料：生涯学習課

イ 子どもを核とした地域の様々な活動の機会と場の拡大

(ア) 放課後子ども教室推進事業

平成27年度から、放課後子ども総合プランとして「放課後児童健全育成事業」と一体的にあるいは連携した取組を、各市町村の実情に応じて実施している。子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的として、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を設け、スポーツや文化活動等の体験活動、地域住民と交流活動の取組を実施している。

第2-2-6表 平成27年度放課後子ども教室開設予定一覧

no	地区	市町村	no	放課後子ども教室名	開設場所
1	青森市		1	造道放課後子ども教室	造道小学校
2			2	浪打放課後子ども教室	浪打小学校
3			3	佃放課後子ども教室	佃小学校
4			4	合浦放課後子ども教室	合浦小学校
5			5	堤放課後子ども教室	堤小学校
6			6	葭町放課後子ども教室	葭町小学校
7			7	橋本放課後子ども教室	橋本小学校
8			8	浦町放課後子ども教室	浦町小学校
9			9	長島放課後子ども教室	長島小学校
10			10	古川放課後子ども教室	古川小学校
11			11	甲田放課後子ども教室	甲田小学校
12			12	千刈放課後子ども教室	千刈小学校
13			13	篠田放課後子ども教室	篠田小学校
14			14	沖館放課後子ども教室	沖館小学校
15			15	油川放課後子ども教室	油川小学校
16			16	荒川放課後子ども教室	荒川小学校

17	青森市	17	高田放課後子ども教室	高田小学校		
18		18	東陽放課後子ども教室	東陽小学校		
19		19	原別放課後子ども教室	原別小学校		
20		20	浜館放課後子ども教室	浜館小学校		
21		21	筒井放課後子ども教室	筒井小学校		
22		22	横内放課後子ども教室	横内小学校		
23		23	新城放課後子ども教室	新城小学校		
24		24	奥内放課後子ども教室	奥内小学校		
25		25	西田沢放課後子ども教室	西田沢小学校		
26		26	後潟放課後子ども教室	後潟小学校		
27		27	野内放課後子ども教室	野内小学校		
28		28	金沢放課後子ども教室	金沢小学校		
29		29	三内放課後子ども教室	三内小学校		
30		30	浜田放課後子ども教室	浜田小学校		
31		31	小柳放課後子ども教室	小柳小学校		
32		32	泉川放課後子ども教室	泉川小学校		
33		33	浪館放課後子ども教室	浪館小学校		
34		34	幸畑放課後子ども教室	幸畑小学校		
35		35	大野放課後子ども教室	大野小学校		
36		36	戸山西放課後子ども教室	戸山西小学校		
37		37	筒井南放課後子ども教室	筒井南小学校		
38		38	三内西放課後子ども教室	三内西小学校		
39		39	新城中央放課後子ども教室	新城中央小学校		
40		東郡	平内町	1	山口小学校子ども教室	山口小学校
41				2	ひらないすこやか教室	就労サポートセンターさつき
42				3	東小学校子ども教室	東小学校
43			外ヶ浜町	1	蟹っ子教室	外ヶ浜町中央公民館、蟹田体育館
44				2	やませっ子教室	外ヶ浜町保健センター
45				3	三厩子ども教室	三厩公民館
46			今別町	1	今別町小学校子ども教室	今別小学校
47				2	公民館子ども教室	今別町立中央公民館
48			西郡	深浦町	1	レッツ！ふかうら北教室
49		2			レッツ！ふかうら中央教室	深浦町介護予防世代間交流施設さくら館
50		3			レッツ！ふかうら南教室	深浦町社会文化会館
51		北郡	中泊町	1	中里小学校放課後子ども教室	中里小学校
52				2	中央公民館子ども教室	中泊町中央公民館
53				3	博物館子ども教室	中泊町博物館
54				4	図書館子ども教室	中泊町図書館

55	北 郡	中泊町	5	武田小学校放課後子ども教室	武田小学校
56			6	薄市小学校放課後子ども教室	薄市小学校
57			7	漁火センター子ども教室	中泊町日本海漁火センター
58			8	すくすくしたまえ館子ども教室	すくすくしたまえ館
59			9	小泊小学校放課後子ども教室	小泊小学校
60		鶴田町	1	鶴田子ども教室	鶴田小学校
61			2	公民館子ども教室	鶴田町公民館
62			3	豊明館子ども教室	鶴田町豊明館
63			4	菖蒲川子ども教室	菖蒲川小学校
64			5	梅沢子ども教室	梅沢小学校
65			6	胡桃館子ども教室	胡桃館小学校
66			7	水元中央子ども教室	水元中央小学校
67			8	富士見子ども教室	富士見小学校
68		弘前市	1	三大小放課後子ども教室	第三大成小学校
69	2		西小放課後子ども教室	西小学校	
70	平川市	1	わくわく遊び体験教室	生涯学習センター	
71		2	わくわくひらかわ教室	平川市文化センター	
72		3	わくわく新体操教室	碓ヶ関小学校	
73	南 郡	藤崎町	1	わんぱく広場	藤崎町文化センター
74			2	子どもふれあい教室	常盤生涯学習文化会館
75		大鰐町	1	湯野川原教室	湯野川原福祉館
76			2	公民館教室	大鰐町中央公民館
77			3	めんちゃ教室	旧大鰐第二小学校
78			4	長峰教室	旧長峰小学校
79	十和田市	1	三本木放課後子ども教室	三本木小学校	
80		2	北園放課後子ども教室	北園小学校	
81		3	東放課後子ども教室	東小学校	
82		4	下切田放課後子ども教室	下切田小学校	
83		5	上切田放課後子ども教室	上切田小学校	
84		6	藤坂放課後子ども教室	藤坂小学校	
85		7	高清水放課後子ども教室	高清水小学校	
86		8	深持放課後子ども教室	深持小学校	
87		9	ちとせ放課後子ども教室	ちとせ小学校	
88		10	四和放課後子ども教室	四和小学校	
89		11	東公民館放課後子ども教室	東公民館	
90	上 北 郡	七戸町	1	城北子ども教室	城北児童センター
91			2	城南子ども教室	城南児童館
92			3	東小子ども教室	天間東小学校

93	上北郡	七戸町	4	西小子ども教室	天間西小学校
94		おいらせ町	1	甲洋なかよし教室	甲洋小学校
95			2	百小のびのび教室	のびのび館
96		六戸町	1	メイプルジュニアクラブ	六戸町文化ホール
97		横浜町	1	菜の花っ子教室	有畑小学校他
98		東北町	1	第一小学校区子ども教室	第一小学校
99			2	上北小学校区子ども教室A	上北小学校
100			3	上北小学校区子ども教室B	上北小学校
101			4	小川原小学校区子ども教室	小川原小学校
102			5	甲地小学校区子ども教室	甲地小学校
103			6	蛭沢小学校区子ども教室A	蛭沢小学校
104			7	蛭沢小学校区子ども教室B	蛭沢小学校
105			8	千曳小学校区子ども教室	千曳小学校
106			9	水喰小学校区子ども教室	水喰小学校
107		むつ市	1	むつ市勇気ランド子ども教室	希望の友保育園
108			2	川内地域子ども教室	川内公民館
109	3		二枚橋子ども教室	二枚橋小学校	
110	4		脇野沢地域子ども教室	脇野沢地域交流センター	
111	下北郡	大間町	1	大間子ども教室	大間町立公民館
112			2	大間放課後子ども教室	大間小学校
113			3	奥戸子ども教室	奥戸交流館
114		風間浦村	1	易国間放課後子ども教室	易国間小学校
115			2	下風呂放課後子ども教室	下風呂小学校
116			3	蛇浦放課後子ども教室	蛇浦小学校
117		佐井村	1	佐井村放課後子ども教室	佐井小学校
118	八戸市	1	根城地区放課後子ども教室	根城小学校	
119		2	小中野地区放課後子ども教室	小中野児童館	
120		3	根岸地区放課後子ども教室	根岸公民館	
121		4	館地区放課後子ども教室	館なかよしクラブ	
122		5	東地区放課後子ども教室	東公民館	
123	三戸郡	三戸町	1	なかよし教室	老人センター
124			2	杉沢子ども教室	三戸杉沢小学校
125		五戸町	1	子どもあそびの広場	五戸町立公民館
126		階上町	1	道仏小学校子ども教室	道仏小学校

資料：生涯学習課

## (イ) 地域の豊かな社会資源を活用した土曜学習推進事業

学校・家庭・地域が連携し、子どもたちにとってより有意義な土曜日の実現をめざすため、地域の多様な経験や技能を持つ人財の協力により、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企

画・実施する取組を支援している。

【土曜学習推進事業を実施している市町】 中泊町 弘前市 七戸町 おいらせ町

ウ 高校生のための講演会

青少年のキャリア教育の充実を図ることを目的として、東京及びその近郊に在住する本県出身者や本県にゆかりのある著名人を講師に、高校生を対象とした講演会を開催している。

平成27年度の開催状況は、**第2-2-7表**のとおりである。

**第2-2-7表 平成27年度高校生のための講演会開催状況**

期 日	開催場所	参加者数	内 容
9月14日(月)	百石高校	480名	演題 「いのちの話」 講師 社会福祉法人博愛福祉会理事長 福田 博幸
9月15日(火)	青森東高校平内校舎	120名	
10月6日(火)	五所川原工業高校	420名	演題 「すべて汝がことなかれ」 講師 (株)エム・ジー・アール代表取締役 柴田 覚
10月7日(水)	岩木高校	210名	
10月23日(金)	三戸高校	210名	演題 「地方・中央・日本・アジア・世界～八戸を離れて50年～」 講師 (株)NHKエンタープライズ国際事業センター(海外推進)執行役員 吉村 聡一郎
10月23日(金)	八戸聖ウルスラ学院高校	600名	

資料：生涯学習課

**(3) 環境教育・環境学習の推進**

本県の豊かな環境を保全し次世代に引き継ぐためには、県民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、環境配慮行動を実践していくことが必要であることから、家庭や地域、学校、職場等における環境教育・環境学習を推進している。

ア 北東北三県共通環境ワークブックの作成

青森県、岩手県及び秋田県の北東北三県共同で作成してきた環境副読本と教師用手引書の配布が平成26年版をもって終了したことに伴い、三県共同の新たな取組として、総合学習の時間だけでなく教科授業においても活用されることを目的に北東北三県共通環境ワークブックを作成し、平成27年度から三県の全小学校に配布している。

イ こどもエコクラブの活動支援等

こどもエコクラブは、各地域の子どもたちが、自主的に環境学習や実践活動を行うものであり、平成26年度は全国で約10万5千人、青森県内では35クラブ、1,739人の子どもたちがこどもエコクラブ会員として活動した。

県では、県内のこどもエコクラブの活動促進のため、子どもたちを支援する大人(サポーター)と市町村の担当者(コーディネーター)を対象とした研修会を実施している。

また、環境配慮行動を促進するため、県民、環境保全団体及び事業者等に対して環境活動等に関するタイムリーで多様な情報を掲載した「あおり地球クラブメールマガジン」を月1回発行している。

ウ 環境出前講座の実施

次代を担う子どもたちが、ごみの減量、リサイクル、省エネ型のライフスタイルについて学び、自ら環境配慮行動ができる人財の育成を推進するため、県では環境出前講座の担い手として育成した「環境教育専門員」と地域の環境NPOとの協働により、環境出前講座を実施している。

平成26年度は、小学校48校において、2,039人を対象に77回の環境教育プログラムを実施した。

## エ 大学等との協働による環境教育の推進

県内大学と連携し、これからの環境教育を担う若者を育成する仕組みづくりのための調査などを行うほか、NPOや事業者、大学などの各主体が協働した環境教育などの取組を促進させるためのフォーラムやワークショップのほか、親子を対象とした環境スクールを開催した。

## オ 既存プログラムの運用

親子で楽しみながら家庭で環境配慮行動を実践するための環境学習プログラム「エコ達への道アドベンチャー」の運用や、イベントや研修会などで活用できる環境教育プログラムツール「青森もりもりエコラボ」の無償貸出を実施している。

## カ あおもり環境ホームページの運営

環境問題や施策に関する情報、エコ・ライフに関する情報、環境教育・環境学習に関する情報などを広く県民に提供するため、平成11年9月からあおもり環境ホームページ「エコ・ナビ・あおもり」を開設し、運営している。

## (4) 森林・林業と青少年

本県の森林は、県総土地面積の66%を占めており、木材の生産はもとより、水資源のかん養、土砂崩れの防止、二酸化炭素の吸収、保健休養、教育・文化の場の提供など、多岐にわたる非常に重要な役割を果たしている。

こうした森林内で自ら体験し学ぶことを通じて、子供たちの「生きる力」を育み、森林の多面的機能や森林資源の循環利用に対する理解を深めるため、森林環境教育や「緑の少年団」等、森林・林業に関心を持ち、自然に親しむ子どもたちの育成活動を支援している。

## ア 森林環境教育の実施

近年、学校や市民団体等による森林環境教育の取組事例も見られることから、学校等における森林環境教育をさらに進めることを目的として、森林・林業教室の実施や森林環境教育指導者情報の提供等により、子どもの「生きる力」の育成や、森林を社会全体で支えるという県民意識の醸成に努めることとしている。

<取り組み内容>

- 森林環境教育指導者データベースの運用
  - 教員を対象とした研修の実施
  - 森林・林業教室
  - 木工教室
  - 自然観察
- } (必要に応じ、随時実施)

## イ 緑の少年団の育成

「緑の少年団」は、緑を愛し、緑を守り、緑を育てる活動を通して、少年たちが広く自然の知恵を学び、人とのふれあいを深くして、自らの社会を愛する心、豊かな人間性を育てることを目的に結成された少年少女の団体である。(青森市には、保育園児による「緑の幼年団」もある。)

県内では、昭和46年にむつ市(旧大畑町)で「小目名ひばの子森林警備隊」が結成されたのを最初に各地で結成がすすみ、現在は41団体、団員数1,374名となっている。

県では、公益社団法人青森県緑化推進委員会と協力し、「緑の少年団」の活動支援を行っている。

<主な活動>

- 緑の少年団交流会（毎年、各県民局管内ごとに実施）
  - 森林・林業教室
  - 木工教室
  - 自然観察
  - 緑の少年団全国大会への県代表派遣
- } （必要に応じ、随時実施）

第2-2-8表 地域別「緑の少年団」数（平成27年4月現在）（単位：グループ、人）

県民局管内	グループ数	会 員 数
東 青 地 域 県 民 局	9	185
中 南 地 域 県 民 局	4	80
三 八 地 域 県 民 局	6	299
西 北 地 域 県 民 局	11	635
上 北 地 域 県 民 局	7	136
下 北 地 域 県 民 局	4	39
計	41	1,374

資料：林政課

### 3 国際交流・国際理解教育の推進

#### (1) 海外派遣状況

##### ア 内閣府青年国際交流事業

この事業は、日本や各国を代表する青年が、共に国際的課題についてのディスカッション等の活動を行うことを通じ、国際的視野を広げ、国際協調の精神と実践力を向上させ、リーダーの育成を目指すことを目的に内閣府が毎年度実施しているもので、以下に述べる五つの事業からなっている。

各事業への参加青年については、各都道府県で参加申し込みを受け付けた後、各都道府県での中間選考を経て内閣府に推薦され、最終選考において事前研修に参加し、最終的に各事業への参加者が決定されている。

##### (ア) 国際青年育成交流事業

1959年に今上陛下御成婚を記念して開始された事業で、1993年の皇太子殿下の御成婚を記念して再編。外国青年招へい事業と日本青年の海外派遣事業から構成されている。ディスカッション、ホームステイ等を通じた訪問国の青年等との交流、国際協力活動やボランティア活動などの社会活動の現場視察や体験など様々な活動が実施されている。

##### (イ) 日本・中国青年親善交流事業及び日本・韓国青年親善交流事業

日本・中国青年親善交流事業は、1978年の日中平和友好条約の締結を契機として、翌年1979年に日本と中華全国青年連合会との共同事業として開始された。

また、日本・韓国青年親善交流事業は、1984年の日韓共同声明及び1985年の日韓国交正常化20周年を契機に1987年から開始された。ディスカッション、ホームステイ等を通じた訪問国の青年等との交流、産業、文化、教育、社会福祉等の諸事情の研究や関連施設の訪問等を行っている。

##### (ウ) 「東南アジア青年の船」事業

1974年に日本とASEAN（東南アジア諸国連合）加盟国間の共同事業として発足。船内及び訪問国において各種の交流活動を行うことにより、日本及び東南アジア諸国の青年相互の友好と理解を促進し、国際的な視野を広げるとともに、国際協調の精神のかん養と国際協力における実践力の向上を図り、国際化の進展する社会の各分野で指導性を発揮できる青年の育成を目的

として実施されている。日本及び東南アジア5カ国を訪問するとともに、船内において多国間国際交流等を行っている。

(エ) 次世代グローバルリーダー事業

明治百年記念事業として開始された「青年の船」事業及びその後発展的に改組した「世界青年の船」事業を継承するものとして、平成25年度から開始された「グローバルユースリーダー育成事業」の成果を引き継ぐ事業として実施された。

リーダーシップやマネジメント力の向上を図るためのディスカッションや文化交流を行うほか、寄港地における地元青年等との交流や関連施設の訪問等を行っている。

(オ) 青年社会活動コアリーダー育成プログラム

高齢・障害・青少年の3分野に係る社会活動の中心的担い手となる青年リーダーの育成を目的として2002年から開始された。外国青年招へい事業と日本青年の海外派遣事業から構成され、高齢・障害・青少年の各分野において社会活動の現場の視察や意見交換等を実施している。

第2-2-9表 青森県からの内閣府青年国際交流事業派遣状況

事業名	平成22年度 までの累計	23	24	25	26	27	合計
青年海外派遣 国際青年育成交流 青年中国派遣 青年韓国派遣	66人	—	—	—	—	2人	68人
世界青年の船	19人	1人	1人	/	/	/	21人
東南アジア青年の船	9人	—	—	—	—	—	9人
次世代グローバルリーダー	0人	/	/	—	—	—	0人
コアリーダー育成プログラム	0人	/	/	/	—	—	0人
計	94人	1人	1人	—	—	2人	98人

資料：青少年・男女共同参画課

イ 青年農業者の海外研修

(ア) 青年農業者の海外農業研修

公益社団法人国際農業者交流協会が行う、20代の農業青年を対象としたアメリカ、ヨーロッパでの長期研修プログラムへの参加推薦により、青年農業者の農業技術や経営管理能力の向上、国際的視野の拡大を図る。

第2-2-10表 青森県からの青年農業者海外研修推薦状況

区分	年度				
	H23	H24	H25	H26	H27
アメリカ	1名	1名	—	—	1名
デンマーク	—	—	—	—	—
スイス	—	—	—	—	—
オランダ	—	—	—	—	—
計	1名	1名	—	—	1名

資料：構造政策課

(イ) りんご基幹青年育成事業

平成5年のニュージーランド産りんご、平成6年の米国産りんご等の輸入解禁を受け、(公財)青森県りんご協会では、「青森県りんご産業基幹青年養成事業」において、外国産りんごの栽培・品質・流通状況等の実態調査等を通して国際的視野を持つ青年農業者の育成に向けた海外研修を実施している。

第2-2-11表 「青森県りんご産業基幹青年養成事業（(公財)青森県りんご協会）」海外研修状況

年度 区分	H13	H15	H17	H19	H21	H23	H25	H26
研修国 (参加人数)	米国 (43名)	米国 (27名)	中国 (31名)	中国 (30名)	韓国 (40名)	韓国 (36名)	ニュージーランド、 シンガポール (47名)	ニュージーランド (43名)

資料：りんご果樹課

(2) 外国青年受入状況

ア 外国青年招致事業

県内における外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流の発展を図るため、総務省、文部科学省、外務省及び財団法人自治体国際化協会の協力の下に「語学指導等を行う外国青年招致事業」を実施しており、本県の平成27年度の受入状況は次のとおりである。

(ア) 日本人教師の外国語授業の助手として職務に従事する「外国語指導助手（ALT）」126名を招致し、主に教育委員会または学校に配置した。(第2-2-12表)

(イ) 外国からの訪問客の接遇、外国語刊行物の翻訳・監修、イベント等の通訳などの職務に従事する「国際交流員（CIR）」16名をアメリカ、イギリス、オーストラリア、ドイツ、韓国、中国、ニュージーランド、ロシア及びシンガポールの各国から招致し、県及び市町村に配置した。

なお、昭和62年度からの招致人員は延べ2,673人である。(第2-2-13表)

第2-2-12表 平成27年度の語学指導等を行う外国青年招致人員内訳

〈国別、男女別〉

区 分	男	女	計
米 国	57	51	108
カ ナ ダ	6	2	8
オーストラリア	5	2	7
英 国	2	4	6
韓 国	1	3	4
ニュージーランド	1	1	2
中 国	0	2	2
ロ シ ア	1	1	2
ド イ ツ	0	1	1
シンガポール	0	1	1
ジャマイカ	0	1	1
計	73	69	142

〈職業別、男女別〉

区 分	男	女	計
国際交流員（CIR）	5	11	16
外国語指導助手（ALT）	68	58	126
計	73	69	142

資料：誘客交流課

第2-2-13表 語学指導等を行う外国青年招致事業外国青年招致数（H27.8現在）

団体名	平成27年度			平成26年度			昭和62年度～平成25年度				
	CIR	ALT	計	CIR	ALT	計	CIR	専任 P A	ALT	SEA	計
青森県	5		5	5		5	99				99
教育庁		29	29		29	29		2	764	5	771
小計	5	29	34	5	29	34	99	2	764	5	870
青森市	3	14	17	3	14	17	50		119		169
弘前市	1	10	11	1	7	8	1		81		82
八戸市	1	17	18	1	17	18	17		135		152
黒石市		2	2		2	2			34		34
五所川原市		3	3		3	3			56		56
十和田市		6	6		6	6	2		50		52
三沢市		2	2		2	2			22		22
むつ市		3	3		4	4	14		74		88
つがる市	1	3	4	1	3	4	27		72		99
平川市		2	2		2	2			44		44
平内町		1	1		1	1			27		27
今別町		1	1		1	1			18		18
蓬田村		1	1		1	1			12		12
外ヶ浜町		2	2		1	1			21		21
鯶ヶ沢町		1	1		1	1	13		16		29
深浦町		1	1		1	1	5		23		28
西目屋村											
藤崎町		1	1		1	1			22		22
大鰐町		1	1		1	1			19		19
田舎館村		1	1				6				6
板柳町	1	1	2	1	1	2	17		24		41
鶴田町	1	1	2	1	1	2	22		26		48
中泊町		2	2		2	2			45		45
野辺地町									7		7
七戸町		1	1		1	1	9		30		39
六戸町	1	1	2	1	1	2	12		2		14
横浜町		2	2		1	1			3		3
東北町		2	2		2	2			11		11
おいらせ町	2	1	3		2	2			4		4
六ヶ所村		2	2	2	1	3	22		21		43
大間町		1	1						14		14
東通村									5		5
風間浦村					1	1			12		12
佐井村									11		11
三戸町		2	2		2	2			31		31
五戸町		3	3		2	2			48		48
田子町		1	1		1	1			26		26
南部町		1	1		1	1			50		50
階上町		2	2		1	1			18		18
新郷村		1	1		1	1			3		3
中部上北広域事業組合		1	1		1	1			25		25
東部上北教育研究協議会									48		48
市町村計	11	97	108	11	90	101	217		1,309		1,526
県計	16	126	142	16	119	135	316	2	2,073	5	2,396

資料：誘客交流課

イ 海外技術研修員の受入れ

開発途上国の優秀な青年を受入れ、その国の発展に必要な技術を習得させ、これを活かして研修員が自国の経済発展に貢献するとともに、県民との交流を通じて、日本の社会、経済、文化、習慣等についての理解を深め、日本との友好関係の増進に寄与することを目的としている。

本事業は、昭和49年度から実施しており、平成27年度までの累計で海外青森県人会等の推薦による海外技術研修員254人を受け入れている。(第2-2-14表)

第2-2-14表 語学指導等を行う外国青年招致事業外国青年招致数 (H27.4現在)

	49~3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計	
ブラジル	114	7	4	7	7	6	6	6	3	3				1	1	1	2	1	2	2	2			1	176	
アルゼンチン	9		2						2	1	2			1	1		1								19	
パラグアイ	3								1	1		2	2			1		1					1	1	13	
韓国			1	1	1	2	2	2																	9	
中国	1	1	2	1	1	2	1	2	2	1	4	4	4	1	1	1		1							30	
マレーシア			1																						1	
モロッコ				1		1																			2	
フィリピン					1					1															2	
トンガ							1																		1	
モンゴル											1														1	
計	127	8	10	10	10	11	10	10	8	7	7	6	6	3	3	3	3	3	3	2	2	2	0	2	1	254

資料:誘客交流課

(3) その他

ア 青年海外協力隊

青年海外協力隊は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施している開発途上国に対する技術協力の一環で、相手国の経済・社会の発展のために、技術技能を身につけた日本の青年を派遣して、各国の国づくりに協力する青年のボランティア活動を中心とした事業である。

本事業の昭和40年発足以来、本県からは、平成27年4月1日現在で407名の隊員が、世界72ヶ国で活躍している。(第2-2-15表)

- (ア) 対象国：アジア、アフリカ、中南米、大洋州、中近東、東欧の約90か国。
- (イ) 職種：計画行政、公共公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の9分野、約200職種
- (ウ) 派遣期間：原則として2年間
- (エ) 赴任形態：単身赴任
- (オ) 応募資格：満20歳から満39歳までの日本国籍を有する者
- (カ) 待遇：現地生活費、往復渡航費等は国際協力機構の負担

イ 日系社会青年ボランティア

日系社会青年ボランティアは、中南米諸国における日本文化への理解、経済交流などで大きな役割を果たす日系人社会の一層の発展を図るため、独立行政法人国際協力機構（JICA）が昭和60年度から実施している満20歳から39歳までの青年をボランティアとして派遣する事業であり、本県では、平成27年4月1日現在で9名が世界3ヶ国で活躍している。

ウ 三沢基地内大学県民就学推進事業

三沢基地内大学県民就学推進事業は、青森県の発展に貢献する国際性に富む有為な人材を育成するため、県内に居ながら三沢米軍基地内にあるアメリカの大学等（セントラル・テキサス短期大学、メリーランド大学、トロイ大学大学院）への就学を希望する県民を対象としており、これまでの就学者数の累計は、平成27年10月末現在で506名となっている。

**(4) 市町村の青少年国際交流状況**

青少年の国際交流事業は、各市町村においても積極的に取り組む姿勢があり、継続的あるいは記念事業としての海外派遣事業や、相互交流を推進する海外青少年の受入事業を積極的に推進している。

平成26年度の実施状況は**第2-2-16表**のとおりである。

第2-2-15表 語学指導等を行う外国青年招致事業外国青年招致数（H27.4現在）

派遣国	～H1年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	合計
インドネシア	5		1			1				1	1	1				1	11
マレーシア	17							1									18
フィリピン	19								1			1					21
タイ	5					1	1										7
カンボジア	3	1						1		1							6
ラオス	3									1						1	5
東ティモール												1					1
ベトナム	1				1												2
中国	4			1			1										6
モンゴル													2				2
ブータン				1													1
バングラデシュ	11					1	1		1						1		15
モルディブ	2																2
ネパール	8	1			1					1	2	1					14
パキスタン		1		1			1										3
スリランカ	7								1		1		1			1	11
キルギス							1						1			1	3
ウズベキスタン		1											2				3
小計	85	4	1	3	2	3	5	2	3	4	4	8	2		1	4	131
中近東地域																	
ヨルダン													2			1	3
シリア	4								1		1						6
イエメン							1	1									2
エジプト										1							1
モロッコ	9													1			10
チュニジア	2																2
小計	15						1	1	1	1	1	2		1		1	24
アフリカ地域																	
ボツワナ	2																2
エチオピア	2	1								2							5
ガーナ	8							1		1		1	1				12
ケニア	19	1															20
リベリア	1	1															2
マラウイ	12						1	1	2	2			1				19
南アフリカ共和国				1													1
ウガンダ										1	1	1					3
タンザニア	14				1		1			2							18
ザンビア	8								1		1						10
ジンバブエ	4							1									5
ベナン													1		1	1	3
ブルキナファソ			1	1			2	2		1		1					8
カメルーン											1			1			2
コートジボワール	1																1
マダガスカル				1								1					2
モザンビーク							1										1
ニジェール	3				1		1										5
ルワンダ								1								1	1
ガボン														1			1
セネガル	6	1		1	1	1	1			2	2	1					16
ジブチ																	
小計	80	4	1	4	3	1	7	6	3	11	5	6	2	3	1	2	139
中南米地域																	
コスタリカ	4							1									5
ドミニカ共和国	2		1						1				1			1	6
エルサルバドル	2					1											3
グアテマラ	4	1	1				1	1									8
ホンジュラス	5				1								1				7
ジャマイカ	2		1														3
メキシコ	2			1													3
パナマ	2	1		1			1										5
ボリビア	6					1			1	2						1	11
チリ	1				1	1							1				4
コロンビア	1																1
エクアドル	2								1						1		4
パラグアイ	8			1			1						1			2	13
ペネズエラ														1			1
ペルー	3								1								4
小計	44	2	3	3	2	3	3	3	3	2		3	1	1	2	3	78
オセアニア地域																	
フィジー	3												1				4
マーシャル												1					1
ミクロネシア	1					1											2
バプアニューギニア	5					1			1		1						8
ソロモン	6												1				7
トンガ	4												1		1		6
バヌアツ	2		1			1						1					5
サモア	8																8
パラオ	1								1								2
小計	30		1			3			2		3	2	1	1			43
欧州																	
ハンガリー				1													1
ルーマニア				1													1
小計				2													2
合計	254	10	6	12	7	10	16	12	12	18	13	21	6	6	4	10	407

資料:独立行政法人国際協力機構

第2-2-16表 平成26年度各市町村における青少年国際交流の実施状況

市町村名	事業名	実施時期	対象国	事業概要	人員
		(期間)	(対象地域等)		(派遣・受入等)
青森市	平澤市留学生受入事業	H26.4～ H27.3	韓国 (平澤市)	友好交流都市を締結している平澤市から青森公立大学へ留学生を受け入れ、両市の相互理解と友好交流を図った。	留学生4名
青森市	友好交流推進事業	H26.7.28～ H26.7.31	中国(大連市)	本市指定校の児童生徒を大連市に派遣し、大連市指定校の児童生徒と交流を行った。	派遣18名 (うち引率6名)
青森市	青森市少年海外生活体験事業	(派遣) H26.7.25～ H26.7.30 (受入) H26.8.6～ H26.8.10	韓国 (平澤市)	友好都市を締結している平澤市中学生との交流事業として、本市中学生の派遣、平澤市中学生の受入を行ない、ホームステイや体験活動等による交流を行った。	派遣16名 (うち引率4名) 受入15名 (うち引率3名)
青森市	浪岡中学校生徒海外派遣・受入事業	(派遣) H27.1.4～ H27.1.13 (受入) H26.8.1～ H26.8.10	アメリカ (メイン州)	姉妹校であるアメリカメイン州グリーリー中学校生徒と浪岡中学校生徒の相互派遣・受入を行い、ホームステイや体験活動等による交流を行った。	派遣12名 (うち引率者3名) 受入6名 (うち引率者2名)
弘前市	親子で英語体験1.2.3!	H26.9.11	英語圏	外国人の先生と一緒に歌ったり、ダンスをしたり、体を動かしながら英語に親しむ機会を創出。	英語講師2名 参加者31名
弘前市	親子で一緒にハロウィン体験1.2.3!	H26.10.19	英語圏	外国人の先生と一緒に歌ったり、ダンスをしたり、体を動かしながら英語に親しむ機会を創出。	英語講師2名 参加者81名
弘前市	国際人育成支援事業	H26.4～ H27.2	イギリス・カナダ・ オーストラリア・ シンガポール・ フィリピン	次代を担う国際化に対応した若者の才能を育てるため、国際青少年研修協会が実施する海外派遣事業に要する経費の一部を補助する。	派遣 高校生9名 大学生1名
弘前市	中学生台湾交流事業	H27.1.6～ H27.1.10	台湾	・台湾に関する言語、文化、歴史等に関する事前学習 ・現地中学校へ訪問し弘前市の紹介や交流 ・高雄市(明華国民中学)、台南市(黎明高級中学)	中学生5名 引率2名
弘前市	中学生国際交流学習事業	H26.8.1～ H26.8.10	アメリカ (サンディエゴ)	市内中学生を海外に派遣し、英語学習体験や現地の生徒との交流会等を実施	派遣13名 (うち引率3名)
弘前市	キッズアジアン交流事業	① H26.7.22 ～H26.7.24 ② H26.7.29 ～H26.7.31	①韓国 (訪問先:大阪 市) ②中国 (訪問先:町田 市)	H23～25年度の3ヶ年に渡り韓国、中国の言葉や文化について学んできた会員で大阪の韓国人学校、町田市の国際交流センターへ訪問し、それぞれの国の子供たちと会話やゲーム、施設内見学等を行い、交流を図った。また、10月には報告会を開催した。	派遣人数 ①9名(うち引率3 名) ②7名(うち引率3 名)
弘前市	和徳公民館:子ども会国際交流と夏祭り	H26.8.9	参加者 アメリカ、中国、ミ ヤンマー、ラトビ ア他	5月から子ども達が事業の企画運営を行い、市内の留学生を招待して異国間・世代間の交流を深め、国際感覚の視野を広げた。(涉外、外国のクイズやゲーム、子ども質問コーナー、紙漉きからハガキ作り、実施内容をまとめた壁新聞作りの報告と発表など)	参加者 留学生7名 留学生以外67名

弘前市	外国人留学生から直接聞ける「世界のおはなし」	H27.1.17	各国	弘前大学で日本語を学ぶ外国人留学生に勉強の成果を発表する場を提供するとともに、市民が外国の文化を知る機会、外国人留学生と市民とが交流する場を設けた。	参加者:49名(日42名、外7名)発表者:14名(外留学生14名)
弘前市	国際交流ふれあいパーティ	準備:H26.10 ~ H27.1 パーティー: H27.1.10	各国	弘前大学の学生(留学生含む)と市民ボランティアが、約4か月間の授業を通じ、パーティーの企画、準備、運営を手掛け、市民と外国人が和やかな雰囲気の中で相互に理解を深めるためにパーティーを開催する。	参加者:69名 (日:47名、外:22名) スタッフ:50名 (日学生:21名、 外留学生:24名 日ボランティア:5名)
弘前市	国際理解講座	①H26.6.28 ②H27.3.7	①ミャンマー ②ニュージーランド	他国と自国への理解を深めるために、外国人留学生などを講師に迎え、生きた情報に触れることができる機会を設けた。	参加者:84名 ①日:36名、外:1名 ②日:46名、外:1名
弘前市	弘前大学との地域づくり連携事業(船沢公民館)世代間国際交流事業	H26.8.2	各国	留学生・教員と農村地域住民との交流会(グランドゴルフ大会、流しソーメン、各国の紹介、ゲーム)	参加者 地域住民 120名 大学関係 28名
八戸市	青少年海外派遣事業(派遣)	H26.6.3~ H26.6.10	中国	国際協調の精神を育てるとともに、青少年の健全育成を図るため、中学生を海外に派遣する。	派遣30名 (うち引率者5名)
八戸市	蘭州市青少年友好交流団受入事業(受入)	H26.9.5~ H26.9.9	中国	青少年の国際協調精神の育成並びに健全育成を目的として、中国蘭州市より青少年友好交流団を受入れている。	受入れ36名 (うち引率者10名)
十和田市	国際教育支援事業	H26.4~ H27.2	アメリカ、オーストラリア	外国語教育支援 外国語活動や国際理解教育を推進するため、市立小中学校英語クラブ等に英語を母語とする支援員を派遣した。(派遣内容はALTと同じ)	EST(地域に住む外国人)3名
十和田市	国際教育支援事業	H26.4~ H27.2	韓国、中国、アメリカ	異文化理解学習 主に小学校で行われる国際理解教育のためのゲスト・ティーチャーを派遣し、異文化理解を推進する一助とした。	EST(地域に住む外国人)3名
十和田市	国際教育支援事業	H26.4~ H27.2	カナダ、オーストラリア、アメリカ	イングリッシュ・デイ in Towada 市立小・中学校の児童生徒を対象に、一日の生活のほとんどを英語で行う「英語漬け体験」を夏と冬の年2回、ALT等と協力して実施した。	英語を母国語とするALT、EST7名
三沢市	姉妹都市交流事業	H26.10.2-11 H26.8.19-24.	アメリカ ワシントン州(ウエナッチバレー)	親善使節団(一般公募の中学生及び大人)の相互訪問を通じ、各都市間の相互理解と良好な関係の継続を図るものである。	10月派遣22人(中高生13人、大人9人)、8月受入16人
三沢市	英語教育推進事業	H26.4.1~ H27.3.31	英語圏	市内全小学校対象。 英語指導助手による英語指導により、英語教育の充実を図った。	AET14名

三沢市	国際理解教育事業	H26.4.1～ H.27.3.31	カナダ、イタリア、 ロシア	各小学校における国際理解教育へ外国人講師を派遣し、異文化理解を通して、自国の文化理解と愛国心の育成を図る。	3名
三沢市	日米交流学習	H26.4.1～ H.27.3.31	基地内小学校	市内全小学校対象 日米各校の国際理解教育における異文化理解及び英語による交流の充実を図る。	カミングス小学校児童
三沢市	グローバル人材養成セミナー	H26.9.27-28 H26.10.25-26 H26.12.13-14	三沢市在住外国人 米軍人、家族、 軍属関係者	世界的な視野を持ち、世界を相手に活躍できる人材の育成を目的とした「グローバル人材養成セミナー2014」を開催した。	受講生：23名
むつ市	中華民国陽明中学との友好交流事業	H26.4.25	台湾(高雄市)	中華民国から中学生と教職員を受け入れ学校訪問を通して友好交流を図った。	受入22名
むつ市	ポート・エンジェルス市訪問団受入事業	H26.7.3～ H26.7.7	アメリカ合衆国 (ポート・エンジェルス市)	姉妹都市であるポート・エンジェルス市の女子中学生ソフトボールチーム訪問団の受入を実施。ホームステイや学校訪問、交流試合などを通じて交流を深めた。	受入14名
むつ市	ジュニア大使派遣事業	H27.1.8～ H27.1.14	アメリカ合衆国 (ポート・エンジェルス市)	中学生を姉妹都市に派遣し、ホームステイ等により、現地の中学生との交流を行った。	派遣14名 (うち引率4名)
つがる市	つがる市姉妹都市国際交流事業 (国内事業)	H26.8.1～ H26.8.10	アメリカ (メイン州バス市)	バス市から来訪する訪問団を受け入れ、ホームステイをしながら、各種交流事業を実施し、友好・親善を深めるとともに、市民の国際感覚の育成を図った。	受入12名
つがる市	つがる市姉妹都市国際交流事業 (国外事業)	H26.7.19～ H26.7.29	アメリカ (メイン州バス市)	バス市に訪問団を派遣し、ホームステイをしながら、各種交流事業を実施し、友好・親善を深めるとともに、参加者の国際感覚の育成を図った。	派遣12名 (うち引率2名)
つがる市	国際ふれあい事業	H26.9～ H26.11	アメリカ	国際交流員が保育所や幼稚園を訪問し、園児にゲームや工作等を通して外国文化に親しみ、国際理解を深める機会を提供した。	参加242名
平川市	国際交流(中学生ホームステイ受入)事業	H26.4.18～ H26.4.25	アメリカ (メイン州)	メイン州の中学生を受入れして、ホームステイや学校体験等を通して交流し、生活習慣や文化の違いについて学びながら相互理解と友好を深めた。	12名 (うち引率者2名)
平川市	国際交流(中学生ホームステイ派遣)事業	H27.1.3～ H27.1.13	アメリカ (メイン州)	中学生が、ホームステイ体験等を通して現地の中学生と交流し、生きた英語や異文化に触れ、国際感覚を養うとともに英語力の向上、国際理解を深めた。	12名 (うち引率者2名)
平川市	国際交流事業写真パネル展開催及び事業報告書作成	H26.11～ H27.3	アメリカ (メイン州)	国際交流事業の内容や様子について市民文化祭で写真パネル展の開催及び報告書を作成し、市民に対して事業活動の周知を図った。	一般市民
蓬田村	蓬田村中学校海外研修事業	H26.5.27～ H26.10.31	台湾	異文化に対する理解を深め、郷土への愛着や、国際的な視野と感覚を身につけるため、蓬田中学校3年生を対象に海外研修を実施する。	派遣27名 (うち引率5名)

板柳町	中学生米国派遣 研修事業	H26.7.26～ H26.8.2	アメリカ (ワシントン州ヤ キマ市)	国際化時代に対応出来る人財育成を目的として姉妹 都市米国ヤキマ市に中学生を派遣した。	派遣14名 (うち引率2名)
板柳町	小学生親善教育 文化交流団受入 事業	H26.7.30～ H26.8.4	中国(北京市昌 平区)	北京市昌平区より小学生の交流団を受け入れし、日 中子どもサミット等を開催しながら次代を担う子どもた ちの国際感覚を養った。	招聘25名
鶴田町	アースデイ 2014	H26.4.19		国際交流員と子どもたちが、アースデイの歴史を学ん だり、ペットボトルや新聞紙を再利用して工作をしたり しながら、環境保護の意識を高める。	参加者 35 名
鶴田町	外国青年による 津軽弁大会	H26.6.7		外国青年に津軽弁を通じて、津軽の文化、習慣性を 理解していただくとともに、地域の活性化を図る。	来場者約 200 名
鶴田町	姉妹都市からの 中学・高校生大 使 受入事業	H26.8.8～ H26.8.17	アメリカ (フッドリバー市)	姉妹都市から中学・高校生大使が来町。ホームステイ をしながら、日本の文化に親しむ。	受入 4 名
鶴田町	中学生大使 派遣事業	H27.3.15～ H27.3.24	アメリカ (フッドリバー市)	中学生大使を姉妹都市へ派遣し、ホームステイをしな がら交流を行う。	派遣 16 名 (うち引率 1 名)
六戸町	英会話教室	通年(毎週水 曜日)		4歳以上から小学校低学年までを対象にした、遊びな がら英語とふれあう機会の提供	15～20 名程度/ 回
六戸町	英会話教室	通年(毎週水 曜日)		一般向けに、コミュニケーションを交え英会話力の向 上を図る	5 名程度/回
六戸町	国際交流員によ る学童保育所 での文化交流	週2回程度		学童保育所において、児童とふれあいながら国際文 化交流を図る	20 名程度/回
六戸町	国際交流員派遣	通年		国際交流員を小学校に派遣し、児童とふれあい、コミ ュニケーションをはかることによって外国人・英語にふ れあう場をつくる。	30 名程度/回
六ヶ所村	小学生海外体験 学習事業	H26.7	オーストラリア	村内から選考した小学 6 年生をオーストラリア・ケアンズ、シドニーに派遣し、ホームステイ等を通じて現地の小学生と交流した。	派遣 19 名 (うち引率 5 名)
六ヶ所村	六ヶ所村・横浜町 中学生海外体験 学習事業	H27.1	アメリカ	六ヶ所村と横浜町から選考した中学 2 年生を対象にア メリカ・カリフォルニア州に派遣し、ホームステイ等を通 じて現地の言語・文化を学んだ。	六ヶ所村 27 名 (うち引率 5 名)
六ヶ所村	英語漬け体験学 習	H26.6	—	村及び近隣町村の ALT を講師として、村内小中学生 を対象に、工作やゲームを行うことで英語に親しんで もらう。	参加者 小学生 40 名程度 中学生 26 名程度
六ヶ所村	小学生サッカー 交流派遣事業	H26.7.20～ H26.7.23	韓国(襄陽郡)	六ヶ所村小学生が韓国襄陽郡を訪問し、襄陽郡小学 生サッカーチームと試合を通じて交流を行った。	派遣 19 名 (うち引率 7 名)
六ヶ所村	高校生ホームス テイ派遣事業	H26.7.20～ H26.7.25	韓国(襄陽郡)	六ヶ所村高校生が襄陽郡高校生宅にホームステイ し、異文化を体験した。	派遣 14 名 (うち引率 4 名)

六ヶ所村	高校生ホームステイ受入事業	H26.8.3～ H26.8.6	韓国(襄陽郡)	襄陽郡高校生を六ヶ所村高校生宅にホームステイ受入、異文化を体験した。	受入 15 名(うち引率 3 名)
おいらせ町	中学生海外派遣事業	H26.4.24～ H26.5.3	アメリカ(メイン州)	中学生を姉妹都市に派遣し、ホームステイ等により、現地の中学生との交流を図る。	派遣 12 名(うち引率 3 名)
おいらせ町	幼児英会話教室	通年	英語圏	町国際交流員を町内保育園及び幼稚園に派遣し、幼児期からの英会話学習を行う。	派遣 1 名
東通村	21 世紀東通村教育デザイン海外研修事業	H26.8.1～ H26.8.10	ニュージーランド	中学生を対象とした海外派遣でのホームステイ等により、外国語によるコミュニケーション能力と相手を理解する国際感覚を培う。	13 名(うち引率 3 名)
三戸町	中学生海外派遣事業	H26.11.2～ H26.11.8	オーストラリア(ニューサウスウェールズ州タムワース)	下記の目的により、中学生を海外へ派遣しホームステイ等を実施した。 (1)外国生活習慣や文化に直接触れることによる視野の拡大と意識の向上 (2)ホームステイを通しての国際理解の推進と英会話学習 (3)異文化交流による、自国文化の理解	派遣 13 名(うち引率 3 名)
五戸町	五戸町中学生姉妹都市韓国沃川郡派遣事業	H26.7.23～ H26.7.27	大韓民国(忠清北道沃川郡)	中学生を姉妹都市へ派遣し、学校訪問や中学生交流会、異文化体験を通じて、相互理解と人材育成を図る。	派遣 16 名(うち引率者 4 名)
五戸町	中学生海外派遣事業	H27.1.6～ H27.1.12	シンガポール、マレーシア	中学生を海外へ派遣し、国際的視野を広め、英語力向上と人材育成を図る。	派遣 24 名(うち引率者 5 名)
田子町	中学生海外派遣事業	H26.10.28～ H26.11.4	アメリカ(ギルロイ市)	町内の中学生を姉妹都市へ派遣、ホームステイや現地中学生との交流を通じて異文化を体験した。	派遣 14 名(うち引率 4 名)
田子町	青少年海外派遣事業	H27.1.8～ H27.1.16	アメリカ(ギルロイ市)	田子高校生を姉妹都市へ派遣、ホームステイや現地高校生との交流を通じて異文化への理解を深めるとともに語学の向上を推進した。	派遣 8 名(うち引率 3 名)
田子町	ギルロイ市高校生短期留学プログラム	H26.6.20～ H26.6.25	アメリカ(ギルロイ市)	ギルロイ市高校生の短期研修を受け入れ、ホームステイや児童生徒との交流により異文化への理解を深めた。	受入 10 名(うち引率 2 名)
南部町	中学生海外派遣事業	H26.10.24～ H26.10.31	カナダ(ブリティッシュコロンビア州)	海外の歴史や文化・産業等の視察や現地の学生と交流を行った。また、ホームステイの体験を通して自主自立の目覚め、日々の学習意欲の向上を促した。	2 学年 27 名(引率 4 名)
南部町	JENESYS2.0 スポーツ交流事業	10/22～ 10/27	インドネシア・カンボジア	JICE(日本国際協力センター)外国人学生研修団による学校交流(高校・大学)、南部手踊り体験等文化体験、農家民泊(うち 2 泊)等を実施し、交流を図った。	65 人
南部町	JENESYS2.0 歴史・文化遺産・伝統文化第 14 陣受入事業	12/10～ 12/15	インド	JICE(日本国際協力センター)外国人学生研修団による学校交流(高校・小学校)、スポーツ交流、農家民泊(うち 2 泊)等を実施し、交流を図った。	53 人

#### 4 職業的自立に向けた能力の育成と就労支援

##### (1) 職業能力開発の状況

本県の経済・雇用情勢は回復基調にあるものの、全国レベルで見た場合、依然として厳しい状況であり、また、一部業種で人手不足もあることなどを踏まえ、地域の実情に即した産業・雇用対策により雇用の安定・創出を図るためには、求職者の職業能力の開発・向上はもとより、地域産業を担う人材の育成が喫緊の課題となっている。

このため、県では、「第9次青森県職業能力開発計画（実施期間平成23年度～27年度）」で、①地域産業のニーズに応え、地域産業振興に貢献する職業能力開発の推進、②雇用のセーフティネットとしての職業能力開発の推進、③職業生涯を通じたキャリア形成の支援、④技能の振興・継承の促進、⑤特別な支援を必要とする者に対する職業能力開発の推進の五つの実施目標を設定し、この計画に基づいて県経済・雇用環境の変化に対応した職業能力開発施策を展開していくことにより、労働者の職業能力の開発・向上を図り、地域経済社会の発展と労働者の福祉の向上を目指して取り組んでいくこととしている。

##### ア 公共職業能力開発施設

本県には県立の職業能力開発施設として、青森市、弘前市、八戸市、むつ市に職業能力開発校が4校あり、延べ12訓練科、定員455名で人材育成を行っているほか、障害者のための県立障害者職業訓練校（弘前市）があり、3訓練科、定員40名で人材育成を行っている。

また、国の独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設として、五所川原市に青森職業能力開発短期大学校があり、3訓練科、定員130名で高度な専門知識を兼ね備えた実践技術者（テクニシャン・エンジニア）を養成しているほか、青森市の高齢・障害・求職者雇用支援機構青森職業能力開発促進センターにおいては、7訓練科、定員376名で離転職者の再就職訓練を行っている。

第2-2-17表 県立職業能力開発校の状況（平成27年4月）

（単位：人）

校名	課程	訓練科名	年次		定員	在籍者数
青森高等 技術専門学校	普通	電気工学科	1年		20	13
			2年		20	16
		環境土木工学科	1年		20	8
			2年		20	8
	計					80
弘前高等 技術専門学校	普通	自動車システム工学科	1年		20	20
			2年		20	19
		建築システム工学科	1年		20	18
			2年		20	14
	短期	造園科	—		15	14
		配管科	—		20	8
計					115	93
八戸 工科学院	普通	機械システム工学科	1年		25	15
			2年		25	14
		自動車システム工学科	1年		30	25
			2年		30	24
		設備システム工学科	1年		20	20
			2年		20	16
		制御システム工学科	1年		25	16
			2年		25	22
計					200	152
むつ高等 技術専門学校	普通	木造建築科	1年		20	2
			2年		20	6
	短期	配管科	—		20	9
	計					60
合計					455	307

資料：労政・能力開発課

第2-2-18表 障害者職業訓練校の状況（平成27年4月）

（単位：人）

校名	訓練科	定員	在籍者数
障害者職業訓練校	製版科	15	6
	OA事務科	15	12
	作業実務科	10	3
合計		40	21

資料：労政・能力開発課

第2-2-19表 高齢・障害・求職者雇用支援機構立校の状況（平成27年4月）

（単位：人）

校名	訓練系	訓練科	年次	定員	在籍者数
青森職業 能力開発 短期大学校	機械 システム系	生産技術科	1年	20	17
			2年	20	18
	電気・電子 システム系	電気エネルギー 制御科	1年	20	23
			2年	20	19
	電子情報制御 システム系	電子情報技術科	1年	25	25
			2年	25	25
合 計				130	127

資料：労政・能力開発課

（単位：人）

校名	訓練科	期間	定員	入所時期
青森職業 能力開発 促進セン ター	CAD・NC加工技術科	6ヶ月	各17	4月、7月、10月、1月
	CAD技術科	6ヶ月	各15	5月、8月、11月、2月
	住宅リフォーム科	6ヶ月	各17	4月、7月、10月、1月
	住宅建築施工科	6ヶ月	各15	6月、9月、12月、3月
	電気設備科（短期デュアルコース）	6ヶ月	各20	8月、2月
	電気メンテナンス課	6ヶ月	各10	6月、9月、12月、3月
	電気設備科（OS）（橋渡し訓練）	1ヶ月	各20	7月、1月
合 計			376	

資料：労政・能力開発課

## イ 認定職業訓練

認定職業訓練は、事業主が雇用している者に対して、職業に必要な知識と技能を習得させ、又は向上させるために行う職業訓練であり、事業主が共同して実施する共同職業訓練校と、単独で実施する単独職業訓練校とがある。

現在、県内の認定職業訓練実施団体は8団体で、延べ32訓練科（コース）、約372名で職業訓練を実施している。

第2-2-20表 認定職業訓練実施校一覧（平成27年度）

（平成27年10月）

区分	訓練校名	所在地	訓練科（コース）
共同	八戸職業能力開発校	八戸市	塑性加工科、木造建築科、建築設計科、建築塗装コース（短期1コース）、建築板金コース（短期1コース）、建築施工コース（短期1コース）
	十和田職業能力開発校	十和田市	建築塗装科技能検定コース（短期1コース）
	三沢職業能力開発校	三沢市	和裁科、左官・タイル施工科
	弘前職業能力開発校	弘前市	建築板金科、木造建築科、左官・タイル施工科、建築塗装科、和裁コース（短期5コース）、塗装コース（短期1コース）、板金コース（短期1コース）、建築コース（短期1コース）
	七戸職業能力開発校	七戸町	木造建築科
	八戸調理共同高等職業訓練校	八戸市	調理コース（短期2コース）
	あおりコンピュータ・カレッジ	青森市	プログラム設計科
	ヘアメイク・アーティストスクール	十和田市	美容コース（短期7コース）
合計	8校		

資料：労政・能力開発課

**(2) 技能検定**

技能検定は労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度であり、我が国の技能水準を向上させ、技能及び職業訓練の成果に対する社会一般の評価を高め、技能労働者の技能と地位の向上を図ることを目的とするものであって、職業能力開発促進法に基づいて実施されている。

技能検定は、職種ごとに特級、1級、単一等級、2級、3級等に分けて、それぞれ学科・実技試験によって行われ、両方に合格した者に、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級等については都道府県知事名の合格証書が交付され「技能士」の称号が与えられる。

本県では、平成26年度までに、特級47名、1級16,263名、単一等級543名、2級17,473名、3級5,123名、随時3級23名、基礎1級74名、基礎2級2,555名の合計42,101名に技能士の称号が与えられている。

**(3) 青森県技能奨励賞**

青森県技能奨励賞表彰制度は、若年技能者を表彰することにより、技能を通じて能力発揮の希望を与え、技能労働者の地位向上と、技能の研鑽を奨励することを目的に平成4年度から実施している。

- ア 表彰対象者 技能の程度が極めて優秀であり、それに関わる職業に10年以上の経験を有し、かつ45歳未満の者で、将来その活躍が一層期待される者であること。
- イ 表彰者数 5名以内
- ウ 表彰時期 毎年11月
- エ 受賞者数 100名（平成27年11月12日現在）

**(4) 小規模事業者等後継者の育成**

県では、小規模事業者等の若手後継者及び青年経営者等の育成及び向上を図るため、次の事業を実施する商工会、商工会議所、県商工会連合会及び県中小企業団体中央会に対し助成、指導を行っている。

- ア 商工会、商工会議所及び県商工会連合会の青年部が部員の資質向上を図るために広域で行う、各種研修会、講習会の開催及び地域の小規模企業の振興、発展を図るために行う調査研究、地場産業育成事業等
- イ 県中小企業団体中央会が事業協同組合等の青年経営者等の資質向上を図るために行う各種研修会、講習会及び研究会の開催等



### 第3章 困難を有する子ども・ 若者やその家族への きめ細やかな支援



## 第3章 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細やかな支援

### 第1節 ニート・フリーターに対する支援

#### 1 ニート・フリーターに対する就労支援

「青森県若者サポートステーション」(平成19年4月、ジョブカフェあおもり内に設置)は、国の認定施設であり、15歳から39歳までの若年無業者や保護者の方を個別・継続的に支援するため、キャリアコンサルタントや臨床心理士による相談をはじめ、職場見学、就労体験、地域イベントへの参加などを通じた就労支援を行っている。

平成25年4月からは、青森市に加えて、弘前市及び八戸市にも「地域若者サポートステーション」を設置し、同様の支援を実施している。

#### 2 若者の職場適応と定着化、正規雇用化の推進

##### (1) 雇用対策

##### ア ジョブカフェあおもり

「ジョブカフェあおもり」(平成16年4月設置)では、相談から就職決定までの一貫したキャリアカウンセリングや、就職支援ガイダンス・企業説明会、就職活動に役立つさまざまなセミナーの開催など、若者を対象とした総合的な就職支援サービスを提供している。

また、平成23年11月から「ジョブカフェあおもり」、「ハローワークヤングプラザ」及び「あおもり若者サポートステーション」の3施設を一体的に運営する「ヤングジョブプラザあおもり」をオープンし、新たに総合案内窓口の設置や「チーム支援」及び「就勝クラブ」の実施などを行い、若年求職者に対する一貫した就職支援を行っているほか、県内3ヶ所(弘前、八戸、むつ)に設置している「ジョブカフェあおもりサテライトスポット」において、ハローワークとの一体的運営を行っている。

第3-1-1表 ジョブカフェあおもり利用状況 (単位:人)

年度	利用者数	就職者数
H22	34,926	1,749
H23	36,010	2,023
H24	43,156	2,830
H25	47,307	2,976
H26	54,056	2,904

(注)就職者数は併設のハローワークヤングプラザの職業紹介を含む。資料:労政・能力開発課

##### イ 新規高等学校卒業予定者県内就職促進事業

県では、新規高等学校卒業予定者の県内就職を促進するため、県内経済団体への早期求人提出要請や、高校生を対象とした企業見学会を実施している。

第3-1-2表 企業見学会実施状況

年度	延べ回数(回)	参加学生数(人)	見学企業数(箇所)
H22	55	2,644	197
H23	58	2,480	188
H24	67	2,644	207
H25	68	2,471	191
H26	71	2,992	215

資料:労政・能力開発課

##### ウ 県出身学生就職促進事業

県では、本県出身の大学、短大、専門学生等の県内就職を促進するため、県内外において就職ガイダンスを開催している。平成26年度は、青森、弘前、八戸、仙台、東京の各会場で開催した。

第3-1-3表 就職ガイダンス開催状況

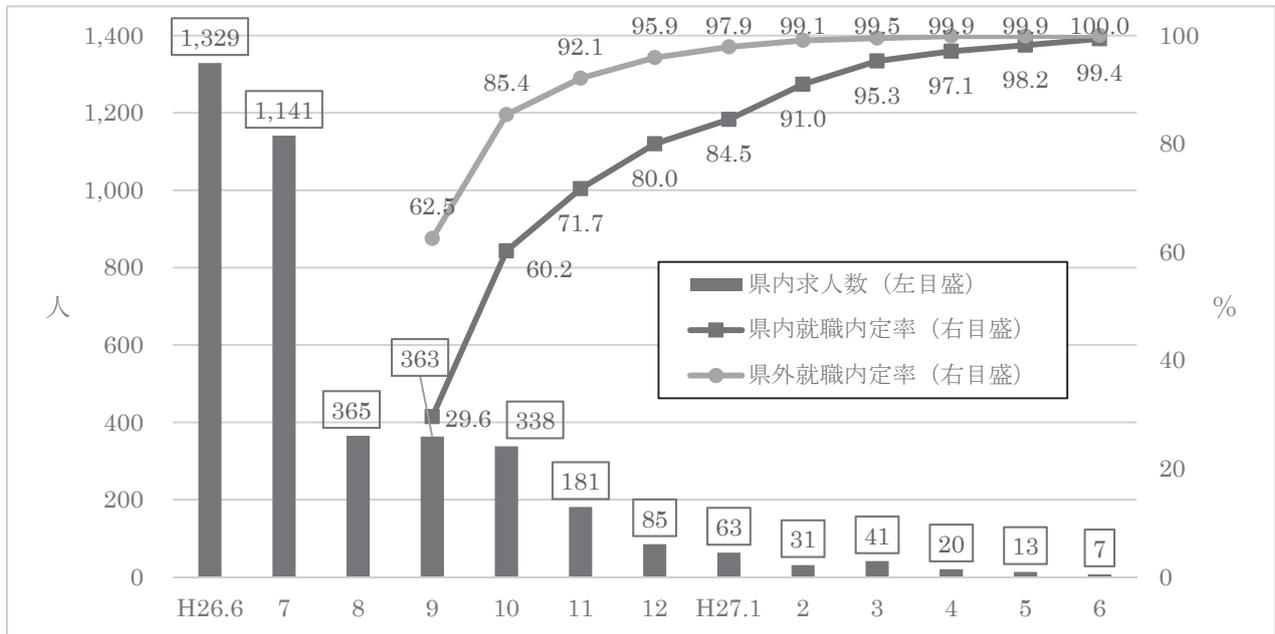
年度	参加企業数（箇所）	参加学生数（人）
H22	199	1,378
H23	161	1,312
H24	179	1,013
H25	201	878
H26	213	766

資料：労政・能力開発課

エ 新卒求人・採用プロモーション

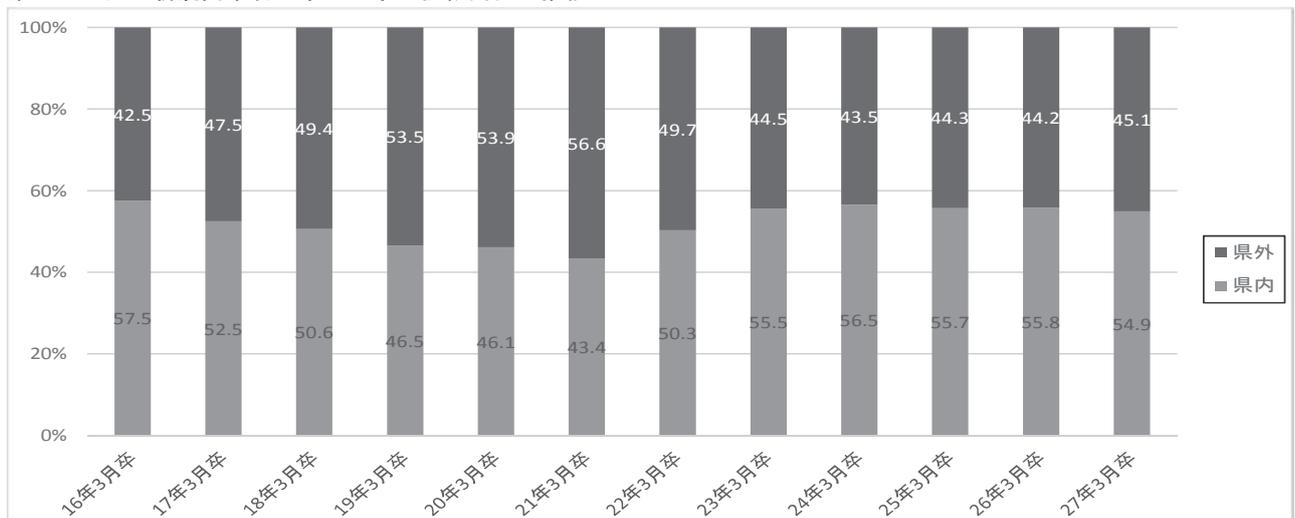
県内企業は、県外企業よりも採用活動の取組が遅く、県外への人材流出が懸念されることから、平成26年度は、求人が期待される257事業所に対して早期採用活動を要請するとともに、本県の雇用情勢に関する実態調査を行う「新卒求人・採用プロモーション」を実施した。

第3-1-4図 平成27年3月新規高卒者の月別求人数及び就職内定率比較（県内、県外）



資料：青森労働局

第3-1-5図 新規高卒者の県内・県外就職割合の推移



資料：青森労働局

第3-1-6表 新規学校卒業者の定着状況

(単位:%)

区 分		新規高等学校卒業者の定着率			新規大学等卒業者の定着率		
		1年後	2年後	3年後	1年後	2年後	3年後
H19.3月卒	全 国	78.5	66.8	59.9	87.1	76.8	69.1
	青森県	70.9	57.7	50.3	81.8	71.9	64.4
H20.3月卒	全 国	80.6	70.7	62.6	87.9	78.4	70.1
	青森県	76.0	65.3	56.5	83.1	75.1	66.7
H21.3月卒	全 国	82.9	72.0	64.3	88.6	79.0	71.2
	青森県	81.4	70.0	62.7	85.5	75.8	68.4
H22.3月卒	全 国	79.3	68.2	60.8	86.6	76.7	69.0
	青森県	74.3	62.4	53.6	81.6	72.2	65.0
H23.3月卒	全 国	79.2	69.2	60.4	85.7	76.5	67.6
	青森県	71.8	61.0	51.1	78.3	69.5	62.1
H24.3月卒	全 国	80.4	68.6	60.0	87.0	76.7	67.7
	青森県	71.4	59.0	49.7	81.1	69.9	61.4
H25.3月卒	全 国	80.1	68.2		87.3	77.2	
	青森県	74.1	60.8		83.0	71.8	
H26.3月卒	全 国	80.6			87.8		
	青森県	74.8			78.3		

資料:青森労働局

## オ 若年者人材確保・定着促進強化事業

県では、県外の大学等へ進学した優秀な人材を確保するため、県出身の大学生等に対する就職支援を積極的に行うとともに、若年者の早期離職防止のため、県内事業所に対する職場定着支援や高校生・大学生等に対する就労意識形成支援を行い、職場定着促進を図っている。

優秀な人材を確保するため、首都圏等で合同企業説明会や就職ガイダンスを開催したほか、青森県企業情報誌を作成し、県内企業の情報発信に努めた。また、若年者の早期離職防止と安定した就業のため、企業に対する支援として、新入社員、中堅社員、人事担当者等に対する研修を実施したほか、若年者に対する支援として、高校生やその保護者に対する就労意識形成支援セミナーや企業見学会を実施した。

## 第2節 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応

## 1 いじめ、不登校、暴力行為への対策・支援

## (1) いじめに対する施策

県及び県教育委員会は、本県の児童生徒の尊厳を保持するため、県・市町村・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、平成26年6月、青森県いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定した。

この基本方針に基づき、「青森県いじめ防止対策審議会条例」を平成26年7月7日に公布・施行し、専門的知識を有する外部人材を委員とする県教育委員会の附属機関である「青森県いじめ防止対策審議会（以下「いじめ防止対策審議会」という。）」を設置した。いじめ防止対策審議会は、県立学校におけるいじめ防止等のための調査研究等について専門的知見からの審議や重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行ってきた。さらに、県は、法28条の重大事態に係る再調査を行う知事の附属機関として、「青森県青少年健全育成審議会いじめ調査部会（以下「いじめ調査部会」という。）」を設置し、対応してきた。

さらに、県教育委員会では「青森県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置し、関係機関、団体及び各市町村教育委員会の参加を得て、いじめ防止等に関する情報共有や相互

の取組に対する一層の連携に取り組んでいる。

具体的な施策としては、いじめ防止対策審議会、いじめ調査部会及び連絡協議会の意見等を踏まえ、子どもを取り巻く状況の把握力を高めるため、いじめ防止のリーフレットを作成し、全ての小学校、中学校、高等学校の児童生徒への配布を通して、学校主体のいじめ防止学習を支援しているほか、教員のいじめへの対応力を高めるため、各種研修会の充実や児童生徒の心の健康に関する研修会を開催している。

また、教育相談体制の拡充を図るため、各学校に派遣するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを増員するとともに、資質の向上を図るための研修会を開催している。児童生徒及び保護者等からのいじめ等の相談窓口として「あたたかテレホン」や「24時間子供SOSダイヤル」等の相談専用電話を開設し、助言・支援を行っている。

さらに、携帯端末が関係するいじめや生徒指導上の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、ネット通報窓口専用サイトを開設するとともに、ソーシャルメディア等監視員を配置し、児童生徒に関係する不適切な情報があつた場合は速やかに学校及び関係機関と連携を図り情報の削除や学校への指導の支援に努めている。

このほか、いじめ防止に関するポスターの掲出、テレビCMの放映、地域の青少年健全育成団体等と協力して、いじめ防止を街頭で呼び掛ける取組等を行い、児童生徒、保護者、県民が一体となったいじめ防止対策に努めている。

## ○ いじめ根絶キャンペーン推進事業

全ての学校・家庭・地域社会において、子どもの人権に関わる理解と認識を深めるため、いじめ根絶に向けた地域レベルの具体的な取組を一層強化するとともに、いじめ根絶に向けた県民に対するキャンペーンを幅広く展開している。

### 【平成27年度の実績】

#### ① いじめ根絶キャンペーンCM原作コンクール

県内の中学生・高校生及び一般県民を対象として、いじめ根絶キャンペーンテレビCMの原作を募集し、生徒及び県民一人一人が、いじめについて考える機会を創出している。

- ・ 募集期間 5月～7月
- ・ 応募作品総数 302点
- ・ 審査結果 審査会において、中学生の作品6点、高校生の作品3点の計9点を優秀作品として選定し、これを表彰した。

#### ② いじめ根絶キャンペーンテレビCMの制作と放送

CM原作コンクール優秀作品のうちの1点を原作とするテレビCMを制作し放送することにより、いじめ根絶を県民に訴えている。

- ・ 制作会社 株式会社アール・エー・ビーサービス
- ・ 放送回数 15秒×105回（11月1日から11月30日）

## (2) 不登校に対する施策

県教育委員会では、児童生徒の好ましい人間関係の構築、児童生徒が落ち着いて学校生活を送ることができるよう教育相談に関わる各種研修講座の充実及び少人数学級の実施、小・中・高等学校へのスクールカウンセラー配置・派遣等の拡充に努めている。

さらに、学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、医療・福祉等の関係機関と連携しながら、家庭訪問や面談・カンファレンスを行い改善に努めている。

また、教員が、生徒の抱える悩みや不安、精神疾患等に関する理解を深め、児童生徒を取り巻く状況の把握力及び対応力を高めるため、「心の健康に関する研修会」を開催したり、発達障害等の特別な支援を必要とする生徒が適切な支援のもと学校生活が継続できるよう、様々な教員研修の機会を捉

えて、発達障害等の理解と対応に関する内容を取り入れるなど教員の資質向上に努めている。

### (3) 暴力行為に対する施策

県教育委員会では、子どもたちの規範意識の醸成や教員と子どもとの信頼関係の構築に向け、教育相談に関わる各種研修講座の開設、小・中・高等学校へのスクールカウンセラーの派遣及びスクールソーシャルワーカーの派遣等の施策の一層の充実に努めている。

さらに、「地区健全育成推進会議」や「地域生徒推進連絡協議会」等を開催し、暴力行為の実態や具体的な取組についての情報交換や協議を行うなど、学校、家庭、地域社会、関係機関の協力体制の強化に努めている。

## 2 高校中途退学対策と中途退学者への支援

県教育委員会では、中途退学を防止するため学校における生徒の能力・適性や興味・関心などに応じた魅力ある教育活動となるよう様々な取組の支援に努めている。

学業の継続に悩んでいる生徒に対する各学校のガイダンス機能の充実やきめ細かな教育相談体制の整備が重要であることから、各学校の要請に応じてスクールカウンセラーを派遣するとともに、福祉的な支援が必要な場合は、スクールソーシャルワーカーを派遣し、生徒や家庭が抱える悩みや状況等の改善に向けた支援に努めている。

また、教員を対象とした中途退学者等に関する調査を行い、その調査結果を参考に中途退学者削減に向けた対応に努めている。

## 第3節 障害のある子ども・若者への支援

### 1 身体・知的・精神障害のある子ども・若者への支援

#### (1) 心身障害児（者）の現況

##### ア 身体障害児（者）の現況

本県における平成27年3月31日現在の身体障害者手帳交付児（者）は、62,740人で、県人口に対する割合を見ると、1,000人に対し46.7人となる。

これらを主な障害の種類別にみると、肢体不自由が53.6%と一番多く、次いで内部障害が31.1%、聴覚・平衡機能障害が8.4%、視覚障害が6.0%、音声・言語機能障害が0.9%となっている。

身体障害者の障害の程度をみると、1、2級の重度の身体障害者は総数の53.0%と過半数を占めている。

障害者に対する施策は、その自立を主眼に推進しており、重度障害者の対策強化を図るとともに、在宅障害者の社会参加を進めるための地域福祉活動の促進等に努めている。

第3-3-1表 身体障害者障害別人員数（平成27年3月31日現在）

（単位：人）

障害別 年齢区分	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢体 不自由	内部障害	計
18歳未満	35	106	3	613	225	982
18歳以上	3,739	5,161	549	32,998	19,311	61,758
計	3,774	5,267	552	33,611	19,536	62,740
構成比	6.0%	8.4%	0.9%	53.6%	31.1%	100.0%

資料：障害福祉課

第3-3-2表 障害別、等級別身体障害者手帳交付数(平成27年3月31日現在)

(単位:人)

障害別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	1,525	966	237	257	411	378	3,774
聴覚障害	76	1,376	646	1,164	27	1,978	5,267
音声・言語機能障害	14	21	358	159	0	0	552
肢体不自由	8,993	7,030	5,913	8,246	2,342	1,087	33,611
内部障害	13,155	97	2,802	3,482	0	0	19,536
計	23,763	9,490	9,956	13,308	2,780	3,443	62,740
構成比	37.9%	15.1%	15.9%	21.2%	4.4%	5.5%	100.0%

資料:障害福祉課

## イ 知的障害児(者)の現況

障害者相談センターで把握している平成27年3月31日現在の知的障害児(者)は、12,045人となっている。これを障害程度別にみると重度のものが5,000人で41.5%を占め、中軽度が7,045人の58.5%となっている。

第3-3-3表 知的障害児(者)の障害程度別人員数及び構成比(平成27年3月31日現在)

(単位:人)

年齢区分	障害程度	重度	中軽度	計
18歳未満		717	1,594	2,311
18歳以上		4,283	5,451	9,734
計		5,000	7,045	12,045
構成比		41.5%	58.5%	100%

資料:障害福祉課

## (2) 心身障害児(者)の福祉対策

知的、身体的に障害を持つ人々に対しては、障害者も社会の構成員であり、その生活の欲求は健常者と何ら変わるものではないという基本的な認識のもとに、これらの人々の日常生活を支援しつつ、リハビリテーション体制の確立と就労機会の増大を図り、障害者の社会活動への参加を促進するとともに、公共施設や道路等を障害者が気軽に利用できるような住みよい環境づくりを推進している。

また、障害者の真の幸福は家族とともに生活するだけでなく、社会の一員として生活することにあると考えられるため、障害者が家族や地域社会との関係を十分に保ちながら生活できるよう、教育、労働、保健等の各分野のきめ細かい在宅対策を進めている。

## ア 身体障害者への対策

身体障害者の更生援護に関する問題については、市町村及び障害者相談センター(身体障害者更生相談所)が診査及び更生相談を行っており、更生医療の給付、障害者支援施設への入所等必要な支援・措置を行っている。

## (7) 障害者相談センター(身体障害者更生相談所)における処理状況

平成26年度の障害者相談センター(身体障害者更生相談所)における処理状況を見ると、取扱実人員が7,454人(来所及び巡回の合計)、相談件数が7,913件となっており、相談内容は更生医療の5,483件が最も多い。また、判定内容別ではすべて医学的判定で7,196件、判定書交付件数は7,483件となっており、内容別では更生医療の5,028件が最も多くなっている。

第3-3-4表 障害者相談センター（身体障害者更生相談所）における処理状況

(単位:件)

年度別	区分	取扱実人数(人)	相談内容							判定内容					判定書交付件数						
			更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的判断	心理学的判断	機能的判断	その他	計	更生医療	補装具	身体障害者手帳	障害支援区分	その他	計
26	来所	6,988	5,028	1,960	0	0	0	0	0	6,988	6,988	0	0	0	6,988	5,028	1,960	0	0	0	6,988
	巡回	466	455	154	315	0	0	0	1	925	208	0	0	0	208	0	208	286	0	0	494
	計	7,454	5,483	2,114	315	0	0	0	1	7,913	7,196	0	0	0	7,196	5,028	2,168	286	0	0	7,482

資料:障害福祉課

(イ) 青森県身体障害者福祉センター「ねむのき会館」

身体障害者の各種相談、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練や各種団体活動、社会参加促進事業等のための利用施設として、昭和48年に青森市に開館し、平成18年度から指定管理者制度導入により、現在、一般財団法人青森県身体障害者福祉協会に管理運営を委託している。

第3-3-5表 ねむのき会館利用状況

(単位:人)

年度	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	その他の障害	介護者	福祉関係者	その他	計
22	1,118	78	172	1,572	605	1,311	2,605	7,461
23	1,327	44	162	2,406	1,000	1,572	3,367	9,878
24	1,395	75	208	2,447	1,032	1,483	5,303	11,943
25	1,616	81	63	3,195	1,425	1,417	5,429	13,226
26	1,344	153	100	3,683	1,257	1,824	4,674	13,035

資料:障害福祉課

イ 知的障害者への対策

知的障害者の更生援護に関する問題については、知的障害児(者)やその家族からの相談に応じて、市町村、児童相談所及び障害者相談センター(知的障害者更生相談所)が必要な助言、指導、施設入所等必要な支援・措置を行っている。

(7) 障害者相談センター(知的障害者更生相談所)における処理状況

平成26年度の障害者相談センター(知的障害者更生相談所)における処理状況を見ると、更生援護取扱実人員が448人(来所及び巡回の合計)、相談件数が448件となっており、相談内容は療育手帳の312件が最も多い。また、判定件数は710件で、内容別では心理学的及び機能的判定で313件となっているほか、判定書交付件数は434件で、内容別では療育手帳の303件が最も多くなっている。

第3-3-6表 障害者相談センター(知的障害者更生相談所)における処理状況

(単位:件)

年度別	区分	取扱実人数(人)	相談内容								判定内容					判定書交付件数				
			施設入所	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判断	心理学的判断	機能的判断	その他の判断	計	障害支援区分	療育手帳	その他	計
26	来所	224	1	0	0	0	3	0	88	132	224	31	89	89	0	209	0	88	131	219
	巡回	224	0	0	0	0	0	224	0	224	53	224	224	0	501	0	215	0	215	
	計	448	1	0	0	0	3	0	312	132	448	84	313	313	0	710	0	303	131	434

資料:障害福祉課

ウ 心身障害児（者）の在宅福祉対策

心身障害児（者）の主な在宅福祉対策は次のとおりである。

第3-3-7表 主な在宅福祉対策

制度・事業等	内 容
自立支援医療（更生医療）の給付	身体上の障害を軽減除去し、日常生活能力、職業能力の回復向上を図るための医療給付。平成26年度の給付人員は5,669人である。
補装具の交付修理	身体上の欠損又は機能の損傷を補うための義肢、装具、補聴器、車いす等の補装具交付及び修理。平成26年度の交付及び修理件数は4,315件である。
居宅介護事業	居宅において食事の世話、洗濯等の日常生活上の介護を行う。
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	重度の障害のゆえに負っている特別の負担軽減の一助として月額26,000円（児童14,140円）支給。平成26年度の受給者（月平均）は3,051人である。
障害児（者）短期入所	心身障害児（者）を介護している保護者が疾病等の事由によって家庭における介護を受けることが困難となった場合に、心身障害児（者）を一時的に入所（通所）させ福祉の向上を図る。
心身障害者扶養共済制度	心身障害児（者）を扶養する保護者の死亡後、残される障害児（者）の生活の安定と福祉向上を図るため、任意加入の共済制度として昭和45年から実施。
日常生活用具の給付	重度障害者等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図る。
職親委託	知的障害者を職親のもとに預かり、その更生に必要な生活指導及び技能習得訓練を行う。
重度心身障害者医療費助成	市町村が行う重度心身障害者医療費支給事業に対し県が2分の1を補助し、重度心身障害者の医療費負担の軽減を図る。
共同生活援助（グループホーム）	地域の中にあるグループホームでの生活を望む障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、障害者の自立生活を助長する。
障害児等療育支援事業	在宅障害児（者）の地域での生活を支援するため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する、より専門的な療育機能との重層的な連携を図ることにより、障害児（者）の福祉の向上を図る。
児童発達支援・放課後等デイサービス	心身に障害のある児童に対し通所の方法により日常生活における基本的動作等の指導及び集団生活への適応訓練を行う。
生活介護事業	心身に障害のある者に対し、通所の方法により日常生活上の支援等を行う。

資料：障害福祉課

エ 心身障害者扶養共済制度加入状況及び年金等支給状況

平成26年度における心身障害者扶養共済制度加入者数は589人、年金受給者数は598人となっている。

第3-3-8表 心身障害者扶養共済制度加入状況及び年金等支給状況

（単位：人）

区分 \ 年度	22	23	24	25	26
加入者数	687	650	616	602	589
年金受給者数	549	566	583	586	598

資料：障害福祉課

オ 重度心身障害者医療費助成

平成26年度における重度心身障害者医療費助成の実施状況は、次のとおりである。

第3-3-9表 重度心身障害者医療費助成金額（平成26年度）

実施市町村	受給者交付件数	医療費給付金額	県補助金	備 考
40市町村	20,516件	1,691,663千円	845,832千円	補助率1/2

資料：障害福祉課

## (3) 障害児入所施設等への入所支援

平成18年、障害者自立支援法（現障害者総合支援法）施行により、障害種別の一元化や複雑な施設体系の見直しが図られ、障害者にとって必要なサービスを選択し利用する体制となった。障害者の入所施設については、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設など種別ごとに設置されていたものが障害者支援施設として再編された。

## ア 福祉型障害児入所施設への入所等

施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行っている。

第3-3-10表 福祉型障害児入所施設設置状況

(平成27年4月1日現在)

施設種別	施設名	設置主体	所在地	定員(人)
福祉型障害児入所施設	八甲学園	社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団	青森市	30
	弘前市弥生学園	弘前市	弘前市	60
	うみねこ学園	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	八戸市	60
	森田学園	西北五広域福祉事務組合	つがる市	30
	公立もみのき学園	上北地方教育・福祉事務組合	七戸町	40
	はまゆり学園	下北地域広域行政事務組合	むつ市	30
	もみじ学園	南黒地方福祉事務組合	黒石市	20
	あすなる療育福祉センター	青森県	青森市	6
	さわらび療育福祉センター	青森県	弘前市	5
	計			281

資料：障害福祉課

## イ 医療型障害児入所施設

施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識機能の付与および治療を行っている。

第3-3-11表 医療型障害児入所施設設置状況

(平成27年4月1日現在)

施設名	所在地	定員(人)
県立はまなす医療療育センター	八戸市大字大久保字大塚 17 の 729	(肢体) 42 (重心) 40
国立病院機構青森病院	青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155	(重心) 120
国立病院機構八戸病院	八戸市吹上 3 丁目 13 の 1	(重心) 100
計		302

資料：障害福祉課

## ウ 障害者支援施設

施設に入所する障害者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

第3-3-12表 障害者支援施設

施設名	設置主体	所在地	定員(人)
青森コロニーセンター	青森県コロニー協会	青森市	60
障害者支援施設徳誠園	徳誠福祉会	青森市	60
障害者支援施設金浜療護園	心和会	青森市	85
指定障害者支援施設りんどう苑 (東京都委託施設)	浪岡あすなる会	青森市	80
青森コロニーリハビリ	青森県コロニー協会	青森市	40
青森月見寮	義栄会	青森市	50
障害者支援施設こぶし園	田茂木野福祉会	青森市	40
障害者支援施設野木和園	新井田福祉会	青森市	50
障がい者支援施設幸養苑	清養会	青森市	30
障害者支援施設津麦園	喜倅会	青森市	50
ゆきわり荘	幸仁会	青森市	50
あすなる療育福祉センター	青森県	青森市	24
知的障害者生活支援施設弘前市弥生荘	弘前市(弘前草右会)	弘前市	50
障害者支援施設千年園	千年会	弘前市	50
障害者支援施設山郷館	七峰会	弘前市	30
障害者支援施設拓光園	七峰会	弘前市	80
障害者支援施設草薙園	島光会	弘前市	40
さくら園	聖康会	弘前市	40
障害者支援施設三和の里	つがる三和会	弘前市	50
さわらび療育福祉センター	青森県	弘前市	24
青森ワークキャンパス	道友会	八戸市	50
のぞみ園	のぞみ会	八戸市	40
妙光園	豊寿会	八戸市	40
八太郎山療護園	秋葉会	八戸市	40
いちい寮	八戸市社会福祉事業団	八戸市	50
松館療護園	やすらぎ会	八戸市	80
障害者支援施設東幸園	東幸会	八戸市	50
うみねこ学園	八戸市社会福祉事業団	八戸市	10
南黒地方障害者支援施設もみじ学園	南黒地方福祉事務組合	黒石市	10
障害者支援施設山郷館くろいし	七峰会	黒石市	30
障害者支援施設栄幸園	愛生会	五所川原市	40
障害者支援施設大東ヶ丘サントピアホーム	叶福祉会	五所川原市	50
障がい者支援施設第二うちがた	内潟療護園	五所川原市	30
障害者支援施設青松園	愛生会	五所川原市	36
障害者支援施設あかまつ園	新生会	十和田市	50
となみ療護園	明和会	むつ市	30
陽幸園	みちのく福祉会	むつ市	50
障害者支援施設しもきた療育園	みちのく福祉会	むつ市	50
月見野園	健誠会	つがる市	40
つがるの里(東京都委託施設)	健誠会	つがる市	80
障害者支援施設旭光園	七峰会	平川市	40
南黒地方障害者支援施設青葉寮	南黒地方福祉事務組合	平川市	50
障害者総合福祉センターなつどまり 障害者支援施設しらかば寮	青森県すこやか福祉事業団	平内町	80
障害者総合福祉センターなつどまり 障害者支援施設さつき寮	青森県すこやか福祉事業団	平内町	60

障害者支援施設かもめ苑(東京都委託施設)	平館福祉会	外ヶ浜町	80
大鰐療育センター	素樸会	大鰐町	60
障がい者支援施設内潟療護園	内潟療護園	中泊町	30
障害者支援施設あすなろクリーナース	海陽会	野辺地町	40
障害者支援施設あぜりあ苑(東京都委託施設)	つつじ会	七戸町	80
障がい者支援施設一誠園	至誠会	七戸町	120
公立からまつ寮	上北地方教育・福祉事務組合 (七戸福祉会)	七戸町	45
上北療護園	新生会	東北町	70
障がい者支援施設けやき寮	恵徳会	東北町	40
公立ぎんなん寮	上北地方教育・福祉事務組合	東北町	45
障害者支援施設かけはし寮	松緑福祉会	六ヶ所村	40
障害者支援施設あかしや寮	昭壽会	おいらせ町	40
三戸郡福祉事務組合立明幸園	三戸郡福祉事務組合	五戸町	80
三戸郡福祉事務組合立やまばと寮	三戸郡福祉事務組合	五戸町	50
清岳園	清慈会	南部町	40

資料：障害福祉課

**(4) 障害者地域生活支援事業**

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる社会づくりを促進するため、次の事業を実施している。

**第3-3-13表 障害者地域生活支援事業（平成26年度）**

事業名	実施主体	実施状況
1. 障害者社会参加推進センター運営事業	(一財) 青森県身体障害者福祉協会	事業内容：「障害者 110 番」運営事業のほか、社会参加促進事業の実施に対する協力等を行う。
2. 「障害者 110 番」運営事業		事業内容：常設相談窓口を設置し（相談員 2 名配置）、障害者の権利擁護に係る相談等に対応する。 26 年度相談件数：370 件
3. 相談員活動強化事業	① (一財) 青森県身体障害者福祉協会 ② (一財) 青森県手をつなぐ育成会	① 身体障害者相談員研修 実施地区：青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、七戸町、風間浦村 実施回数及び参加人員：延 6 回、延 115 人 ② 知的障害者相談員研修 実施地区：弘前市、十和田市 実施回数及び参加人員：延 2 回、延 63 人
4. スポーツ教室開催事業	(一財) 青森県身体障害者福祉協会	事業内容：視覚障害者スポーツ教室、健康教室、ボウリング教室等 26 年度参加人員：計 1、240 人
5. スポーツ大会開催事業		第 22 回 青森県障害者スポーツ大会 H26. 8. 31 青森県総合運動公園等
6. スポーツ指導員養成事業		初級スポーツ指導員養成研修会 15 人 中級スポーツ指導員養成研修会 2 人
7. 字幕入りビデオ貸出運営事業	(一社) 青森県ろうあ協会、(社福) 聴力障害者情報文化センター	利用登録者数：278 人、26 団体 貸出件数：192 件
8. 指定居宅介護事業者情報提供事業	(一財) 青森県身体障害者福祉協会	障害者等が都道府県間を移動する際に、その目的地において必要となるガイドヘルパーの確保のための調整等を行う。
9. 在宅盲人点字指導事業	(一社) 青森県視覚障害者福祉会	在宅の重度視覚障害者（おもに中途失明者）に点字の指導を行う。26 年度指導人員：3 人
10. 視覚障害者コミュニケーション支援事業		目の見えない方、見えにくい方のための福祉展開催：青森市(参加者 228 人)

11. 盲女性家庭生活訓練事業	(一財)青森県身体障害者福祉協会	事業内容：料理教室等 実施地区：3地区（青森、弘前、八戸） 実施回数及び参加人員：延5回、延50人
12. 盲青年等社会生活教室開催事業		事業内容：講演会 実施地区：青森市 実施回数及び参加人員：1回、11人
13. 手話講習会	(一社)青森県ろうあ協会	実施地区：青森市等(全9市1町3村) 実施回数及び参加人員：延53回、延510人
14. オストメイト社会適応訓練事業	(一財)青森県身体障害者福祉協会	実施地区：青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人員：延18回、延400人
15. 音声機能障害者発声訓練事業		実施地区：青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人員：延179回、延1,097人
16. 音声機能障害者指導者養成事業		指導者養成人員：5人
17. 点訳奉仕員養成事業	(一社)青森県視覚障害者福祉会	養成人員：16人
18. 朗読奉仕員養成事業		養成人員：8人
19. 要約筆記奉仕員養成事業	(一社)青森県ろうあ協会	基礎課程：32時間（全9回）8名修了 応用課程：20時間（全5回）10名修了
20. 手話奉仕員養成事業		入門課程：35時間（全12回）22名修了 基礎課程：45時間（全16回）22名修了
21. 手話通訳者養成事業		基礎課程：35時間（全22回）12名修了 応用課程：35時間（全20回）5名修了 実践課程：20時間（全5回）6名修了
22. 手話通訳設置事業		設置場所：県障害福祉課（1名） 青森県聴覚障害者情報センター（2名）
23. 手話通訳者等指導者養成研修		手話指導者研修会 延158人 手話通訳士・手話通訳者養成を担当する講師研修会 延42人
24. サービス提供者情報提供事業		派遣件数 県内：17件、県外7件

資料：障害福祉課

(5) 障害者青年学級

自立と社会参加を支援し社会性の向上をめざすことを目的として、集団学習や趣味の講座、障害者スポーツをとおして他の卒業生や在校生、学校のある地域の人たちなどと交流する機会を提供している。

第3-3-14表 平成26年度「障害者青年学級」開催状況

学級名	期日	開催場所	参加者数	内容
視覚障害青年学級	6～10月	県立盲学校	28名	運動会参加、球技大会「フロアバレーボール」(大学生との交流)、県盲祭参加
	4～10月	県立八戸盲学校	51名	芸術教室、学習発表会参観・参加
病虚弱青年学級	5～11月	青森若葉養護学校	18名	運動会参加、親睦旅行
	5～1月	浪岡養護学校	183名	運動会参加、PTA研修会、しらかば学級クラス会、趣味の教室「絵手紙」、浪養祭参加、お菓子作り教室
肢体不自由青年学級	5～11月	弘前第二養護学校	25名	運動会参加、ねぶた祭り参加、同窓会参加、ふれあいコンサート、学習発表会参加
	5～11月	八戸第一養護学校	109名	レクリエーション、成人を祝う会・夏を楽しむ会、高等部祭見学会
	6～11月	青森第一高等養護学校	70名	ヨガ、めいせい祭参加
知的障害青年学級	5～1月	青森第二養護学校	111名	運動会参加、学校祭参加、ボウリング教室、会報発行
	5～11月	弘前第一養護学校	121名	運動会参加、総会・親睦会、親睦旅行、学習発表会鑑賞
	6～10月	八戸第二養護学校	330名	卒業生の集い、卒業生と在校生・高校生ボランティアとの交流会

知的障害青年学級	7～12月	森田養護学校	85名	サッカー体験、バス遠足（公共施設でのマナーを学ぶ）、森養祭参加(作品展示)
	7～11月	黒石養護学校	124名	映画鑑賞、軽スポーツ「エアロビクス」、親睦旅行（公共の場での活動やマナーを学ぶ）
	6～11月	むつ養護学校	176名	運動会参加、スポーツレクリエーション、ふれあいボウリング大会、創立20周年記念式典
	7～11月	七戸養護学校	160名	同窓会総会、成人を祝う会、バス旅行（公共の場での活動やマナーを学ぶ）
	6～10月	青森第二高等養護学校	207名	二高養祭参加、地域ブロック活動、同窓生の集い

資料：生涯学習課

## (6) 精神障害者の保健福祉

精神障害者に対する保健福祉は、「入院治療中心から地域ケア、さらには社会復帰へ」という流れに沿って展開されており、地域医療との連携の下に精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、次の施策を推進している。

- ア 保健所や精神保健福祉センターにおける、医療や社会復帰など精神保健福祉に関する相談指導
- イ 回復途上にある精神障害者を対象に、保健所における生活指導等
- ウ 通院医療の一環として、精神保健福祉センターや精神科病院における作業指導や生活指導・療養指導等を内容とした精神科デイケア
- エ 精神障害者の保健福祉の向上を目的として精神障害者保健福祉手帳の交付事業を実施
- オ 精神障害者の地域生活の充実、社会生活の適応や就労への移行を推進するため、各種障害福祉サービスや相談支援の利用を促進

第3-3-15表 精神障害者保健福祉手帳の所持状況(各年度末現在)

(単位:人)

年度	22	23	24	25	26
1級	3,534	3,663	3,920	4,128	4,157
2級	4,236	4,367	4,908	5,289	5,609
3級	776	797	909	985	1,037
計	8,546	8,827	9,737	10,402	10,803

資料：障害福祉課

## 2 発達障害のある子ども・若者への支援

発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

発達障害のある人には、症状の発現後できるだけ早期の発達支援が重要であることから、就学前や学校における発達支援や、発達障害のある人への就労及び地域生活への支援、家族に対する支援の必要がある。

県では、発達障害児(者)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として発達障害者支援センターを設置し、発達障害児(者)及びその家族からの様々な相談への対応や普及啓発、地域の支援体制の充実を図っている。

### ア 相談支援

- (ア) 発達支援相談 発達障害のある人やその家族からの発達支援に関する相談への対応。その人の特性に応じた療育支援計画の作成や助言
- (イ) 就労支援相談 就労を希望する発達障害児(者)の相談への対応。公共職業安定所などの労働関係機関との連携による情報提供

### イ 普及啓発

発達障害をより多くの人に理解してもらうための地域住民向けの講演会、発達障害を支援する保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関職員を対象とする研修、県民向けフォーラムの実施

## ウ 地域の支援体制

市町村や保育所等を訪問し、発達障害についての各種サポート、ペアレントトレーニングの支援等を実施し、地域の発達障害者支援体制の充実を促進

第3-3-16表 青森県発達障害者支援センター「ステップ」における相談件数

(単位:件)

年 度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
発達障害に係る相談	596	682	744	656	701

資料：障害福祉課

第3-3-17表 青森県発達障害者支援センター「ステップ」主催研修

年 度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
主催研修の実施回数	13 回	17 回	31 回	17 回	26 回
参加延べ人数	617 人	1,255 人	800 人	817 人	1,376 人

資料：障害福祉課

## 第4節 ひきこもりの子ども・若者への支援

ひきこもりのうち、本人の社会参加の回避が長期化し社会生活の再開が困難になったため、本人や家族が大きな不安を抱えるようになった場合は、何らかの精神障害の症状が顕在化して家庭生活や人間関係を維持することが困難となるため、精神保健・福祉・医療分野での支援が必要となる。県では次のような支援を実施している。

- ① 精神保健福祉相談（県立精神保健福祉センター及び各保健所）  
こころの悩み、ストレスの問題、こころの病気等についての精神保健福祉相談を実施。
- ② 思春期精神保健相談（県立精神保健福祉センター）  
不登校やひきこもり、拒食等の思春期精神保健相談を実施。
- ③ 思春期・青年期家族教室（県立精神保健福祉センター）  
ひきこもり、家庭内暴力等の思春期・青年期に生じる問題を抱える家族が集まって情報を共有し、一緒に対応方法などを学び合い、家族自身の不安やストレスを軽減するための集まりを開催。なお、対象者はひきこもりや家庭内暴力等の問題で医療機関に受診、若しくは相談している家族。
- ④ 思春期・青年期本人グループ（県立精神保健福祉センター）  
「社会的ひきこもり」の状態にある本人の居場所を家庭以外に設け、同世代を中心とした対人関係の経験の場を提供することにより、社会参加を促進することを目的として開催。

## 第5節 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実

## 1 警 察

## (1) 非行少年等の処遇と福祉

少年警察活動は、「少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図ること。」を目的としていることから、非行少年等の処遇については、少年の健全育成の精神を基本原則とし、

- ・ 少年の心理、生理、その他少年の特性に関する理解
- ・ 少年の性行及び環境を洞察するなど処遇の個別化
- ・ 少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないようにすることへの配慮
- ・ 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向への配慮

により適正に努めている。

**(2) 非行少年を生まない社会づくりの推進****ア 少年の立ち直り支援活動の推進**

再非行のおそれのある少年及びその保護者と継続的に連絡を取り、指導・助言を実施するとともに、少年警察ボランティア、大学生ボランティア（少年サポートボランティア「picot」）、関係機関・団体等と連携し、少年個々の状況に応じた就学・就労等の支援活動を行っている。

**イ 少年を見守る社会気運の醸成**

社会全体で少年を見守る必要性について理解を得るため、地域の非行情勢について、PTA団体、自治会等に対する情報発信活動を推進するとともに、少年警察ボランティアや防犯ボランティア等と連携し、声かけ・挨拶運動、社会奉仕活動や各種街頭キャンペーン等への参加等、少年が大人と触れ合うことができる機会の確保に努めている。

**ウ 街頭補導活動の推進**

街頭補導等を通じ、被害少年及び要保護少年の早期発見に努め、継続補導等適切な保護措置に努めているほか、不良行為少年を早期発見、補導するため、街頭補導を推進している。

※要保護少年…児童虐待を受けた児童、保護者のいない少年その他児童福祉法による福祉のための措置等が必要と認められる少年をいう。

**エ 相談活動の推進**

少年非行、家出、自殺等の兆候の早期発見とその未然防止、いじめ、児童虐待等に係る被害少年及び要保護少年の保護のため、ヤングテレホン及びインターネット利用のヤングメール等の相談活動を推進するとともに、関係機関との一層の連携を図っている。

**オ 少年の規範意識の醸成活動の推進**

少年の規範意識の醸成を図るため、非行防止教室等啓発活動、保護者の意識醸成、少年非行防止JUMPチームのスキルアップとその活動を推進しているほか、特に、低年齢少年対策として

- ・ 小学校における少年非行防止リトルJUMPチームによる挨拶運動等各種活動
- ・ 「子ども会」組織との緊密な連携、情報発信活動等

を推進している。

また、警察本部及び教育庁から合同サポートチームを、学校、PTA、その他少年育成団体の研修会等に派遣し、少年の非行防止と犯罪被害防止等の取組を支援している。

**カ 初発型非行防止活動の推進**

「万引き」、「自転車盗」等の初発型非行を防止するため、「万引き抑止重点店舗」及び「自転車盗抑止重点箇所」を選定し、少年警察ボランティア、学校、PTA、関係機関・団体等と連携した巡回等の強化及び管理者側に対する自主的防犯対策の指導・要請等の集中対策を推進している。

**(3) 福祉犯の取締りの強化**

福祉犯は、少年の心身に有害な影響を与え、健全な育成を著しく阻害することから取締りを強化している。

また、暴力団等が関与する福祉犯の取締り及び暴力団への加入強要や脱退妨害等の取締りを徹底するとともに、少年に対する暴力団の影響の排除に向けた広報啓発活動を推進している。

**(4) 少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進**

善良な風俗環境を保持するため、少年に有害な商品等を供給する各種業者の実態把握に努め、年齢確認、区分陳列の徹底等について指導・要請を行うなどにより、有害な商品等の少年への供給の遮断を図っている。

また、携帯電話販売会社等に対し、保護者へのフィルタリング等の説明・推奨について指導・要請するとともに、保護者説明会等の様々な機会を利用した広報啓発活動により、少年による有害情報の閲覧やインターネットに起因する福祉犯被害等の防止を図っている。

**(5) 児童虐待への対応における取組の強化と被害少年支援対策の推進****ア 児童の安全の確認及び保護を最優先とした児童虐待への迅速な対応**

各種活動を通じて児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童の安全が疑われる事案については、

児童の安全確認及び保護を最優先とした迅速な対応を図っている。

また、被害児童を認知した際は、速やかに児童相談所へ通告し、関係機関との緊密な連携を保つなど、児童の保護のための措置を講じている。

#### イ 被害少年支援対策の推進

犯罪被害等に遭った少年に対しては、二次被害の防止を図るため、心身への影響に配慮しつつ、個々の被害児童の実情に即した適切な助言を行っているほか、必要に応じて、被害少年カウンセリングアドバイザーの助言を受けるなど、少年の特性に配慮した効果的な支援を行っている。

### (6) 学校におけるいじめ問題に対する的確な対応

学校におけるいじめ問題に関しては、学校等関係機関と連携を図るとともに、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、迅速・的確な対応を行っている。

## 2 少年補導センター

少年補導センターは、警察、教育、児童福祉等の関係機関、団体及びボランティアが、少年の非行防止を図り、あわせて少年の健全育成を期するための合同活動の拠点として、全国に設置されている。

本県においては、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市及び三戸町の9市町に少年補導センターが設置されている。

少年補導センターの業務は、少年補導委員等による非行少年等の早期発見、早期補導のための街頭巡回を主とし、少年相談の受理、専門機関への通告、補導連絡会の開催、家庭等に対する補導連絡及び補導活動等に必要な情報資料の収集整備、並びにその他少年の非行防止等に関する事項がある。

第3-4-1表 少年補導センターの設置状況

(平成27年4月1日現在)

名称	所在地	設置年月日	補導員	所長
青森市教育委員会指導課少年育成チーム	青森市栄町一丁目10-10	41. 4. 1	156	教育委員会指導課長
弘前市少年相談センター	弘前市大字上白銀町1-1	41. 6. 1	231	健康福祉部子育て支援課長
八戸市少年相談センター	八戸市内丸一丁目1-1	38. 10. 1	148	教育委員会教育指導課長
黒石市青少年相談センター	黒石市大字市ノ町5-2	41. 4. 1	36	教育委員会社会教育課長
五所川原市少年相談センター	五所川原市一ツ谷504-1	40. 4. 1	38	教育委員会社会教育課長
十和田市民生部まちづくり支援課	十和田市西十二番町6-1	42. 12. 25	12	民生部まちづくり支援課長
三沢市青少年補導センター	三沢市幸町一丁目8-15	43. 8. 1	39	民生部生活安全課長
むつ市少年センター	むつ市中央一丁目8-1	44. 4. 1	60	保健福祉部児童家庭課長
三戸町少年指導センター	三戸町川守田字関根川原55	40. 12. 10	34	教育委員会教育長

資料：青少年・男女共同参画課

## 3 家庭裁判所

家庭裁判所は、離婚や相続などに関する家庭内の紛争及び非行を犯した少年の事件を専門的に取り扱う裁判所として昭和24年1月1日に発足した。

家庭裁判所は、このような夫婦、親子、相続、戸籍、家族の福祉等に関するいろいろな問題の家事事件について審判や調停を行い、また、罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年等に関する少年事件について、審判を行っている。これらは、非公開の手続きで行われる。

### ○ 少年保護事件

家庭裁判所が少年事件として扱うのは、①犯罪少年、②触法少年、③ぐ犯少年の事件で、そのほとんどは検察官、警察官から送致されてくるが、これら以外の機関（例えば、児童相談所等）や一般の人も、それぞれの立場から、送致又は通告できるようになっている。

事件を受理した家庭裁判所は、少年に対し、心理学、教育学、社会学等の専門的知見を活用した家庭裁判所調査官による調査を行い、さらに、家庭裁判所の中にある医務室で精神面及び身体面等の医学的な検査や診断をすることもある。また、詳しい心身鑑別の必要が生じたときには、少年に少年鑑別所の鑑別を受けさせ、その結果を活用している。

少年に対する処分は、非行に陥った少年を保護し、教育することにより健全な市民として更生させる

ことを目的としており、家庭裁判所の教育的措置によって、少年が立ち直ったため、特に処分を必要としない状況にあると認められる場合には、審判不開始又は不処分の決定となる。近年は、保護者への指導助言をより強化し、また、万引き等事件について、被害者の立場を考えさせる講習を実施するなど、教育的措置の充実を図っている。

審判が開かれると、裁判官は、単に非行の内容だけでなく、その背後にあるいろいろな事情について詳しく審理し、かつ、少年の更生を十分考えた上で、少年の処分を決定する。また、重大な事件については、検察官が関与し、合議体により審理を行うこともある。少年や家庭の問題に応じて、児童福祉法による措置が適当であれば知事又は児童相談所長に事件を送り、あるいは、保護観察所の指導、監督が必要であれば保護観察決定がされる。在宅での保護が困難な場合には、少年院や児童自立支援施設に送って指導、訓練を受けさせることもある。

また、家庭裁判所は少年に刑罰を科することが適当と認めた場合には、事件を検察官に送って刑事裁判を受けさせることもある。以上のほかに、中間的な処分として、少年を家庭裁判所調査官の試験観察に付して一定期間生活状況を観察したり、老人福祉施設等で社会奉仕活動に従事させて、その経過を見た上で最終処分を決めることもある。なお、被害者等の意見聴取、審判傍聴、審判結果通知及び記録の閲覧謄写など、被害者等に対する配慮の充実も図られている。

第3-4-2表 青森家庭裁判所全管内少年保護事件新受人員 (単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
刑 法 犯	1,028	997	869	641	540
特 別 法 犯 ( 除 く 道 交 )	37	60	42	32	15
ぐ 犯	10	3	3	1	0
一 般 保 護 事 件 計	1,075	1,060	914	674	555
道 路 交 通 法 違 反 保 護 事 件	142	99	94	85	56
総 数	1,217	1,159	1,008	759	611

資料：司法統計年報

第3-4-3表 青森家庭裁判所管内保護事件終局状況 (単位：人)

		平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年		
		総数	一般	道交法	総数	一般	道交法	総数	一般	道交法	総数	一般	道交法	総数	一般	道交法
検 察 官 送 致	年 齢 超 過	29	15	14	17	11	6	15	13	2	9	4	5	16	14	2
	刑 事 処 分 相 当	11	2	9	12	3	9	11	3	8	8	0	8	4	1	3
保 護 処 分	保 護 観 察	232	144	88	195	134	61	188	136	52	173	123	50	174	130	44
	児 童 自 立 支 援 施 設 児 童 養 護 施 設 送 致	3	3	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	少 年 院 送 致	13	13	0	18	17	1	17	17	0	13	13	0	7	7	0
知 事 ・ 児 童 相 談 所 長 送 致		2	2	0	0	0	0	2	2	0	1	1	0	0	0	0
不 処 分		298	283	15	314	307	7	290	286	4	256	250	6	222	219	3
不 開 始		528	507	21	524	513	11	450	437	13	273	263	10	205	198	7
従 た る 事 件		68	66	2	53	48	5	63	59	4	25	24	1	22	20	2
移 送 ・ 回 付		13	11	2	31	29	2	19	13	6	15	12	3	6	5	1
総 数		1,197	1,046	151	1,056	967	89	1,056	967	89	773	690	83	656	594	62

資料：司法統計年報

#### 4 少年鑑別所

少年鑑別所は、昭和24年の少年法及び少年院法の施行により発足した法務省所管の施設であり、現在は、平成27年に施行された少年鑑別所法（平成26年法律第59号）に基づいて業務を行っている。各都道府県庁所在地など、全国で52か所に設置されている。

少年鑑別所の主たる目的は、(1)家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(2)観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者に対し、必要な観護処遇を行うこと、(3)地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことである。

##### (1) 鑑別

鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学等の専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことである。鑑別は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めに応じて行っている。

家庭裁判所の求めによる鑑別は、対象者を收容して行う收容審判鑑別、收容を伴わない在宅審判鑑別の2種類が規定されている。一方、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めに応じて行う鑑別は、処遇鑑別と規定されている。

收容審判鑑別において、少年鑑別所は、各種心理検査や面接、所内での行動観察などを通して、非行の原因や今後の処遇指針を明らかにし、その結果を鑑別結果通知書にまとめ、家庭裁判所に提出する。鑑別結果通知書は審判の資料となるほか、少年院や保護観察所での処遇にも活用される。

##### (2) 観護処遇

観護措置における收容期間は、おおむね4週間以内であるが、特に必要がある場合には、家庭裁判所の決定で延長されることがある（最長8週間）。少年鑑別所は、少年たちが落ち着いた気持ちで審判を受けられるように、明るく静かで規則正しい生活環境を整備するなど配慮している。

観護処遇については、生活態度に関する助言及び指導、学習等の機会の提供等が、健全な育成のための支援として、少年鑑別所の長の業務として明記されており、在所者の自主性を尊重しつつ、学習支援や一般的教養の付与等の支援を行っている。特に、義務教育を終了しない在所者に対しては、学習の機会が与えられるよう特に配慮する旨規定されており、学習教材や民間協力者による学習支援を実施している。

また、少年鑑別所法において、物品の貸与及び自弁、書籍等の閲覧、外部交通等に関して規定されたほか、視察委員会、救済や苦情の申出制度などが新たに設けられ、在所者の権利義務関係の明確化、適切な処遇の実施、施設運営の透明性の確保等に向けた法体制が整備された。

##### (3) 地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助

法務少年支援センターとして、非行・犯罪の専門的知識や技術を活用し、一般の方々からの相談に応じたり、青少年問題に関する研修会や講演会、学校の法教育授業に職員を派遣したりするなど、地域における青少年の健全育成を支援する活動を行っている。

なお、年次別の年間收容人員は、**第3-4-4表**のとおりである。

**第3-4-4表 青森少年鑑別所年間收容人員（過去5年）**（単位：人）

区分	H22	H23	H24	H25	H26
男	52	48	53	47	36
女	14	5	12	7	3
計	66	53	65	54	39

資料：矯正統計年報

## 5 保護観察所

保護観察所は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の推進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的に設置された法務省の機関であり、本県においては青森市に青森保護観察所が置かれ、国家公務員である保護観察官とともに民間ボランティアである保護司が協働して、更生保護関係団体等と連携しながら業務に取り組んでいる。また、保護観察所に配属された社会復帰調整官が心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進することを目的に、継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発防止を図る精神保健観察等に当たっている。

### (1) 保護観察

犯罪や非行をした人たちを、自由な社会の中で通常の生活を営ませつつ、本人が更生する上で必要な約束事（遵守事項という。）を定め、それを守るよう指導監督するとともに、帰住の斡旋や宿泊所の供与、必要な教養、訓練、医療若しくは就職を助けるなどの補導援護を行うことによって、その者の改善更生を図ろうとするものである。保護観察の種類及び保護観察期間については、**第 3-4-5 表**のとおり。

なお、保護観察事件の年間取扱い件数は、**第 3-4-6 表**のとおりである。

#### ○ 段階別処遇

保護観察対象者につき、犯罪又は非行に至る行動をする可能性及びその改善更生に係る状態の変化を的確に把握し、その結果に基づいて保護観察対象者を処遇の難易により区分した各処遇段階に編入し、各処遇段階に求められる処遇の強度に応じて、保護観察官と保護司の協働体制により適正かつ効率的な処遇活動を行うほか、各処遇段階における処遇の実施状況により、処遇段階の変更、不良措置、良好措置等の措置が的確に採られるように体系的な保護観察処遇を実施する。

#### ○ 類型別処遇

保護観察対象者が持つ問題性その他の特性を、その犯罪、非行の態様、環境条件によって 13 区分に類型化して把握し、各類型ごとにその特性に焦点を当てて処遇する。類型によっては、集団処遇を実施し処遇効果を挙げている。

#### ○ 専門的処遇プログラム

一定の犯罪傾向を有する保護観察対象者に対して、その犯罪傾向の改善のため、認知行動療法（自己の思考や物事の捉え方のゆがみを自覚させ、行動パターンの変容を促す心理療法の一つ）を理論的基盤として、体系化された手順に基づき行われるもので、性犯罪者処遇プログラム、暴力防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム、飲酒運転防止プログラムの 4 種類がある。プログラムの受講は遵守事項により義務付けられる場合と保護観察対象者の任意意思で実施する場合があるが、いずれの場合も保護観察官が保護観察対象者に対して実施する。いずれのプログラムも中心は全 5 回のコア・プログラム等であり、薬物再乱用防止プログラムについてはコア・プログラム終了後にフォローアッププログラムがある。

#### ○ 社会貢献活動

社会貢献活動は、保護観察対象者が地域社会に貢献する活動を行い、社会の役に立つ体験を通じて、人の役に立てるという感情（自己有用感）や社会のルールを守る意識（規範意識）を育むとともに、一緒に活動するボランティア等とのコミュニケーションを通じて社会の一員としての意識（社会性）を高める効果が期待される保護観察処遇の一つである。

第3-4-5表 保護観察の種類及び保護観察期間

保護観察の対象となる者		保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所の決定により保護観察に付された者	保護処分決定の日から20歳に達するまで。ただし、その期間が2年に満たない場合は2年間。
2号観察	地方更生保護委員会の決定により少年院から仮退院を許された者	少年院仮退院の日から仮退院の期間が満了するまで。通常では20歳に達するまでであるが、26歳を超えない範囲で例外が認められている。
3号観察	地方更生保護委員会の決定により刑務所等から仮釈放を許された者	仮釈放の日から残刑期間の満了する日まで。無期刑仮釈放者は、恩赦によらない限り終身。ただし少年のとき無期刑の言渡しを受けた者は仮釈放後10年を経過するまでの期間となるなど例外がある。
4号観察	裁判所の判決により刑の執行を猶予され、保護観察に付された者	判決確定の日から、刑の執行猶予期間の満了する日まで。

第3-4-6表 青森県内における保護観察事件の年間取扱件数

年 号別	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1号観察	437	394	341	322	307
2号観察	61	48	53	47	38
3号観察	192	185	172	198	179
4号観察	199	223	236	235	221
合計	889	850	802	802	745

資料：青森保護観察所

**(2) 生活環境調整**

本人が、刑務所や少年院に入所中に、釈放後に生活する予定の住居や環境が本人の立ち直りに適当なところであるかどうか調査し、もし問題があれば、それを解決するよう家族を始めとする周囲の人に働きかけ、スムーズに社会復帰ができるように調整するものである。

**(3) 更生緊急保護**

刑務所から満期釈放された人や裁判で執行猶予となった人若しくは検察庁で起訴猶予になった人などが、刑事上の手続または保護処分による身体の拘束を解かれた後、家族や親戚、公共の福祉機関などから自立更生に必要な保護や援助が得られない場合に、本人自身の申出により、当面の宿泊所の提供や食事の供与、就業の援助、社会生活の訓練といった必要な援助を行うものである。

**(4) 犯罪被害者等施策**

犯罪・非行による被害者等に対して、更生保護においては、仮釈放等について意見等を述べたい被害者の支援や、保護観察の状況等の通知、保護観察中の加害者に心情を伝える制度等を設け、被害者等の思いに応えるとともに、保護観察対象者の反省や悔悟の情を深めさせることにも資する施策を行っている。

**(5) 犯罪予防活動**

犯罪や非行の予防のため、世論の啓発や社会環境の浄化に努める活動として、更生保護における犯罪予防活動の特色は、社会内処遇実施者としての専門的知識や経験を生かしつつ、犯罪を抑止する社会的諸条件の強化促進に焦点をおいている。

さらに、犯罪や非行に陥った人の社会復帰に対する地域社会の関心・理解を深め、地域社会がそれらの人を排斥することなく地域社会の一員として受入れ、その更生を援助することによって、新たな犯罪・非行を防止することを目指している。

毎年7月を強調月間として「社会を明るくする運動」を実施し、青森県では、県知事を推進委員長として、県内各地で、街頭や地域のイベント等における広報活動、座談会、講演会、スポーツ大会等を通じ、犯罪や非行のない明るい社会づくりを呼び掛けている。

## (6) 保護司

保護司は、社会奉仕の精神をもって、保護観察所の所掌事務に従事する非常勤の国家公務員として、法務大臣が委嘱し、県内を11の区域に分けた「保護区」に配属されている無給のボランティアである。

県内の保護司定数は630名で、保護観察や生活環境の調整に従事するほか、保護区ごとに保護司会を組織し、地域の関係機関・団体との連携のもと、地域における犯罪予防を始めとする様々な活動を行っている。平成27年度現在、6つの保護司会が「更生保護サポートセンター」を自治体等の協力を得て公共施設内に設置し、地域の安心・安全の拠点となっている。また、県単位の組織としては青森県保護司会連合会がある。

## (7) 民間協力組織

関係組織等	主な活動内容
更生保護法人	更生保護事業法に基づき、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間団体である。更生保護事業には、更生保護施設を設け、被保護者に宿泊所を提供して必要な保護を行う継続保護事業、宿泊所は提供せず帰住の援助、金品の給貸与、生活相談等の保護を行う一時保護事業及びこれらの事業等に対する連絡・助成等を行う連絡助成事業がある。
更生保護法人 青森県更生保護協会	被保護者に対する一時保護事業の他、保護司会や更生保護女性会、BBS会等の更生保護関係団体の活動への助成、更生保護関係者の研修の実施及び更生保護に関する世論の啓発等の連絡助成事業を行っている。
更生保護法人 あすなる	更生保護施設を設置し、保護観察対象者、刑期満了者、執行猶予者及び起訴猶予者等で、適当な住居が無い場合更生のための保護を必要としている者を宿泊させ、食事の給与、就職の援助、生活指導その他の保護を行うことを目的としている。平成12年9月継続保護事業を再開した。
更生保護女性会	女性としての立場から、地域の犯罪や非行を未然に防止するための啓発活動を行うとともに、次代を担う青少年の健全な育成に努め、過ちに陥った人たちの更生に協力することによって、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的とするボランティア団体である。(地区会数25 会員数約1,920名)
BBS会 (Big Brothers and Sisters Movement)	非行少年等様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う、青年によるボランティア活動である。(地区会数6 会員数約110名)
協力雇用主	保護観察対象者や更生緊急保護対象者をもその前歴にこだわることなく積極的に雇用等し、職業生活の補導の面から更生保護事業に協力している民間篤志事業家である。(約160事業所)
自立準備ホーム	施設の一部を、生活する場のない保護観察対象者、刑期満了者、執行猶予者及び起訴猶予者等に提供し、宿泊や食事の給与等を行う福祉施設等である。青森県内では3事業所が登録されている。

資料：青森保護観察所

第6節 困難を有する子ども・若者のための相談支援体制の強化

1 関係機関等による相談支援体制の強化

ニート、ひきこもり、不登校、発達障害などの困難を有する子ども・若者やその家族に対する総合的な支援を推進するため、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの各分野における関係機関等によるネットワークを構築し、相互の連携・協力体制の構築を図っている。

(1) 青森県子ども・若者支援ネットワーク協議会

子ども・若者支援に関わる関係機関の連携・協力体制を強化するため、平成25年4月、子ども・若者育成支援推進法に基づく地域協議会として、「青森県子ども・若者支援ネットワーク協議会」を設置した。

同協議会は、教育、福祉、保健、医療、雇用などの各分野における相談機関や行政担当課、民間支援団体、学識経験者など、計31の構成機関で構成されている。

分野等	構成機関
教育	青森県教育庁学校教育課
	青森県総合学校教育センター
	青森県総合社会教育センター
福祉・保健・医療	青森県健康福祉部こどもみらい課
	青森県健康福祉部障害福祉課
	青森県東青地域県民局地域健康福祉部保健総室
	青森県東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室
	青森県東青地域県民局地域健康福祉部こども相談総室
	青森県子ども家庭支援センター
	青森県精神保健福祉センター
	青森県発達障害者支援センター
雇用	青森県商工労働部労政・能力開発課
	青森労働局職業安定部職業安定課
	青森公共職業安定所
	青森県若年者就職支援センター
	あおもり若者サポートステーション
	ひろさき若者サポートステーション
	はちのへ若者サポートステーション
非行対策	青森県警察本部警務部広報課
	青森県警察本部生活安全部少年課
	青森県少年補導センター連絡協議会
矯正・更生保護	青森少年鑑別所
	青森保護観察所
人権擁護	青森地方法務局人権擁護課
市町村	青森市健康福祉部障がい者支援課
	平内町保健福祉課
民間団体	子ども・若者サポート「つがる・つながる」
	学習サークル「サンハウス」
学識経験者等	青森県が委嘱する学識経験者等（計2名）
調整機関	青森県環境生活部青少年・男女共同参画課

(2) 「あおもり子ども・若者支援機関マップ」の作成・配布

青森県子ども・若者支援ネットワーク協議会の構成機関を中心とする子ども・若者支援に関する相談窓口や専門機関を紹介した「あおもり子ども・若者支援機関マップ」を作成（平成25年11月）し、各相談機関や市町村窓口などを通じて配布している。

(3) 「子ども・若者総合案内」の設置・運営

困難を有する子ども・若者やその家族が適切な支援を受けることができるよう、各分野における

様々な相談窓口等の周知に努めるとともに、どこに相談したらよいかわからない方などに対して、適切な相談機関を紹介・案内するための「子ども・若者総合案内」（専用電話）を青少年・男女共同参画課内に設置（平成25年6月）し、運営している。

#### (4) 子ども・若者支援に係る「公開講座」の開催

支援機関における対応能力の向上を図るとともに、子ども・若者を取り巻く現状や課題、総合的な支援の必要性について、県民・支援機関・行政職員等が情報共有し、今後の連携を深めることを目的として「公開講座」を開催している。

##### 【平成27年度開催実績】

○第1回：平成28年2月2日（八戸市）

テーマ「社会全体で若者を支援する ～企業と連携した若者就労支援の取組～」

講師：認定特定非営利活動法人育て上げネット 若年支援事業部 担当部長 藁田 薫 氏

○第2回：平成28年2月15日（青森市）

テーマ「地域ネットワークを活用した若者自立支援 ～学校や支援機関との連携～」

講師：札幌市若者支援総合センター 館長 松田 考 氏

## 2 県民理解の促進と民間支援団体の育成

困難を有する子ども・若者の支援に当たっては、県民の理解のもと社会全体でのサポートが必要であり、公的支援機関による支援と併せて、地域の民間団体によるきめ細やかな支援が期待されることとあり、県では、県民理解の促進及び支援活動を行う民間団体の育成を図っている。

### (1) 「子ども・若者育成支援推進フォーラム」の開催

現代を生きる子ども・若者が置かれた環境や実態に対する県民全体の理解を深めるとともに、様々な困難を抱えた子ども・若者の自立支援に向けた社会的気運の醸成を図ることを目的として、平成25年度から一般県民を対象とする推進フォーラムを開催している。

##### 【平成27年度開催実績】

○日時・場所：平成27年11月23日（弘前市）

○内容：講演「子ども・若者たちの孤立と貧困に地域社会はどう向き合うか」

講師：特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット 代表理事 青砥 恭 氏  
パネルディスカッション

テーマ「生きづらさを抱えた子ども・若者とその家族を地域で支える」

### (2) 民間支援団体育成研修の実施等

#### ア 民間支援団体育成研修の実施

子ども・若者への民間支援（相談、居場所づくり、社会体験活動など）の拡大と、団体間の交流・ネットワークづくりを目的として、民間団体を対象にした研修会を実施している。

平成27年度は、青森市及び八戸市の県内2地区において、各3回シリーズの研修会を開催した。

##### 【平成27年度研修内容】

○第1回 講座①（総論）「生きづらさを抱えた子ども・若者を地域で支えるために」

地域の民間団体により活動事例発表、参加団体による意見交換会

○第2回 講座②（組織・ネットワークづくり）

「継続して支援活動を行うための組織づくり」

○第3回 講座③（支援の実践）

「段階に応じた若者自立支援 ～初期の面談から具体的支援まで～」

#### イ 子ども・若者民間支援団体活動ハンドブックの作成

支援活動に取り組む民間団体の拡大と適切な支援活動の促進を図るため、困難を有する子ども・若者、その家族に対する支援活動を行っている民間団体及び今後支援活動を行おうとする民間団体を対象に、具体的な支援活動の取組のヒント、個人情報取扱等の留意事項をまとめたハンドブックを平成28年3月に作成し、民間支援団体等に配付した。



第4章 子ども・若者の成長を  
社会全体で支える  
環境づくり



## 第4章 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

### 第1節 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上の推進

#### 1 家庭の教育力向上のための支援の推進

家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤である。一方、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会の減少など、子育てや家庭教育を支える環境が変化している。このため、社会全体で家庭教育を支えることが求められている。

県教育委員会は、平成24年度から「家庭教育支援推進事業」により、身近な地域において親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、保護者への学習機会の企画・提供や、家庭教育支援チームの組織化などによる相談対応などの家庭教育を支援する取組を推進している。

##### (1) あおもり親楽プログラム

家庭教育の今日的な課題に対応するために、子どもの理解や親子の関わり方等、子育てに必要な知識や技術について、参加者同士が身近なエピソードをとおして話し合い、主体的に学ぶ参加型の学習プログラム「あおもり親学プログラム」を作成することとし、平成24年度は、「乳幼児・小学生編」を、平成25年度は「中・高校生編」を、平成26年は「支援者編」を作成した。また、プログラムの進行役となる「あおもり家庭教育アドバイザー」を養成しており、市町村教育委員会やPTA等の希望により研修会等へ派遣している。(第4-1-1図)

【家庭教育アドバイザー登録者数：82名（平成27年12月現在）】

第4-1-1図



家庭教育アドバイザー派遣の実施及び家庭教育研修会参加者数

年度	アドバイザー派遣依頼数	アドバイザー派遣人数	家庭教育研修会参加者(PTA)数
25	2件	4名	46名
26	18件	28名	437名
27	20件	42名	547名

(平成28年1月現在)

資料：生涯学習課

##### (2) 家庭教育支援普及定着研修会

社会全体で家庭教育を支援するため、家庭教育支援に関わる人たちが一堂に会し、家庭教育の今日的な課題等について学習するとともに、市町村及び家庭教育支援者等のネットワークを広げる。

### (3) 家庭教育支援チーム

家庭教育支援チームは、地域の学校や公民館などを活動拠点に、子育てサポーターや民生委員、保健師等様々な地域の人や専門家が関わりながら、子育てや家庭教育に関する相談に乗ったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりしている。時には、学校や地域、教育委員会などの行政機関や福祉関係機関と連携しながら、子育てや家庭教育をサポートしている。

【登録チーム（平成27年3月現在）】

- ・今別町家庭教育支援チーム
- ・鱒ヶ沢町家庭教育支援チーム「鱒ヶ沢町子育てサポートセンター」
- ・青森市家庭教育支援チーム「青森市家庭教育サポーター連絡会」
- ・横浜町家庭教育支援チーム「おひさまルーム」
- ・八戸市城北家庭教育支援チーム
- ・つがる市家庭教育支援チーム「つがる絆プロジェクト」

## 2 家庭や地域との連携による学校づくりの推進

本県の学校教育においては、子どもたちが社会の中で自立した人間として成長できるよう、「確かな学力の向上」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」を重要な教育課題としており、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな幼児児童生徒の育成が重要である。

本県では、これまでも、子どもたちが社会の中で自立した人間として成長できるよう、自ら学び自ら考える力などの確かな学力や、他人と協調し他人を思いやる心などの豊かな人間性、困難を乗り越えていくたくましい心と健康や体力など、生きる力を育む教育の推進に取り組んできている。

急速な変化を遂げる社会の中においては、一人ひとりが自立的に生きることが求められていることから、今後も、生きる力を育む教育の更なる推進を図るとともに、向上心や学ぶ意欲の源となる夢や希望を抱かせる教育の展開が求められている。

そのためには、幼児期から小・中・高等学校までの12年間を見通した学校教育の推進と、学校・家庭・地域の連携により社会全体で子どもたちを育てることが重要である。教育は人づくりという視点に立って、一人ひとりの子どもの未来を見据え、学校運営に創意工夫をこらし、学校、家庭、地域の「横」の連携と、小・中・高等学校における発達段階を考慮した「縦」の連携を大切にしながら、計画的、組織的、継続的に取り組む必要がある。

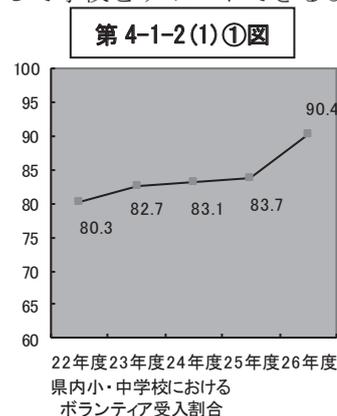
### (1) 家庭・地域と一体となった学校の活性化

#### ア 地域の多様な人財の参画による教育支援の充実

学校が多様な要請にこたえつつ、特色ある教育を推進していくためには、教育の様々な分野において、地域の多様な人財の参画による教育支援の取組を積極的に進めることが有効である。

県教育委員会は、平成23年度から国庫補助事業を活用し、市町村が授業の補助、読み聞かせや環境整備、登下校の見守りなどについて、地域住民がボランティアとして学校をサポートできるよう「学校支援センター」の設置に取り組み、学校支援コーディネーターが中心となって、地域住民など豊かな社会体験を持つ外部の人財などを活用し、学校・家庭・地域の連携による様々な取組が行われるよう支援している。

平成26（2014）年度に県内小中学校でボランティアを受け入れている割合は90.4%となっている。（第4-1-2(1)①図）。平成27年度には新たに、域内の全ての子供たちの土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技能を持つ人財・企業などの協力により、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する取組を支援し、教育支援体制の構築を図っている。こうし



た取組を通じて、学校と地域の連携・協力が強化され、開かれた学校づくりの促進が期待される。

イ 地域とともにある学校づくりと学校評価

学校評価は、子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組である。「学校評価ガイドライン」では、学校評価の実施手法を次の三つの形態に整理している。

(ア) 各学校の教職員が行う評価【自己評価】

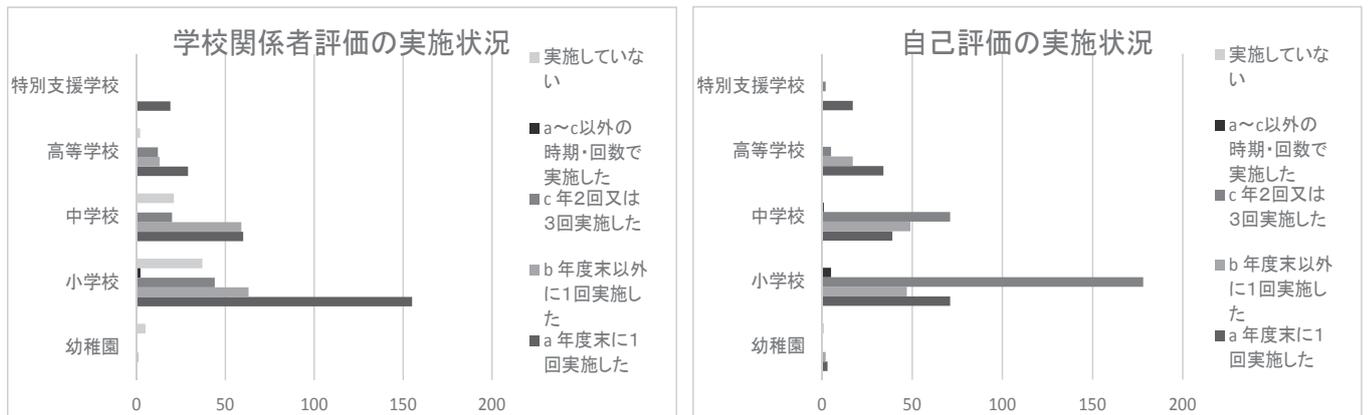
(イ) 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価【学校関係者評価】

(ウ) 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価【第三者評価】

地域とともにある学校づくりを進めていく上で、学校関係者評価は、学校の現状と課題について学校と保護者・地域住民等の共通理解や信頼関係を深め、相互の信頼関係や連携・協働を促すコミュニケーション・ツールとして、また、教育活動その他の学校運営の改善を目的とした学校と保護者や地域住民との「協働の場」として活用されることが期待されるものである。

本県における自己評価及び学校関係者評価の実施状況は、第4-1-2(1)図のとおりである。なお、第三者評価については、県内ではほとんど実施されていない。

第4-1-2(1)図 平成26年度間学校評価等実施状況調査



資料：文部科学省「平成26年度間学校評価等実施状況調査」

(2) 教育・相談の体制や機能の充実

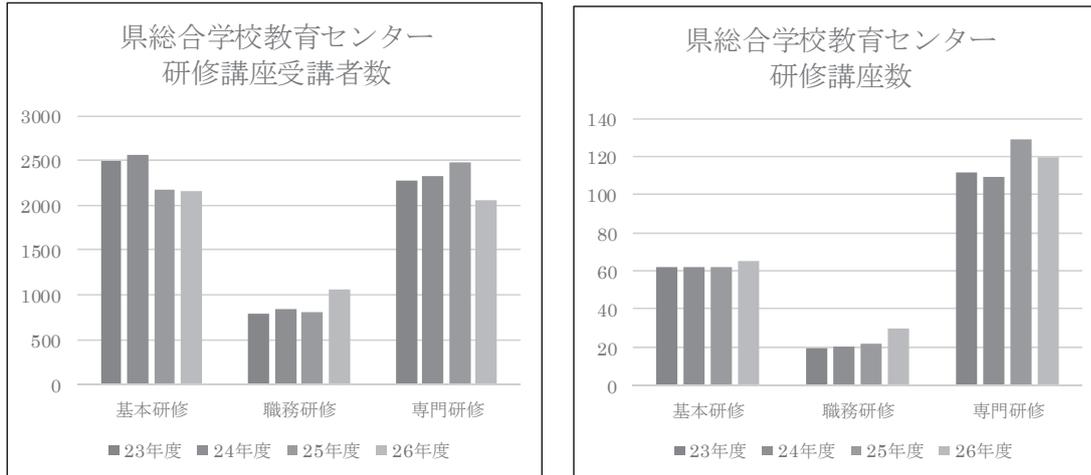
ア 教員の資質能力の向上

県教育委員会は、複雑化・多様化している学校現場の諸課題に適切に対応できる実践的指導力のある教員を育成するため、以下のとおり、教員養成・研修などの充実を図っている。

- ・ 基本研修【初任者研修、フォローアップ研修（2年次）、教職経験5年研修、10年経験者研修】
- ・ 職務研修【職務研修Ⅰ（新任時）、職務研修Ⅱ（随時）】
- ・ 専門研修【教科研修、教科外研修】
- ・ 特別研修
- ・ 指導改善研修
- ・ 派遣研修

本県における基本研修、職務研修、専門研修の実施状況は、第4-1-2(2)図のとおりである。

第4-1-2(2)図 平成23～26年度間 研修講座の状況



※県総合学校教育センター調

イ 学校における相談体制の充実

(第2部第3章第2節1 「いじめ、不登校、暴力行為への対策・支援」を参照)

3 地域の教育力向上のための取組の推進

(1) 放課後の居場所づくりの推進

○ 放課後子ども総合プラン

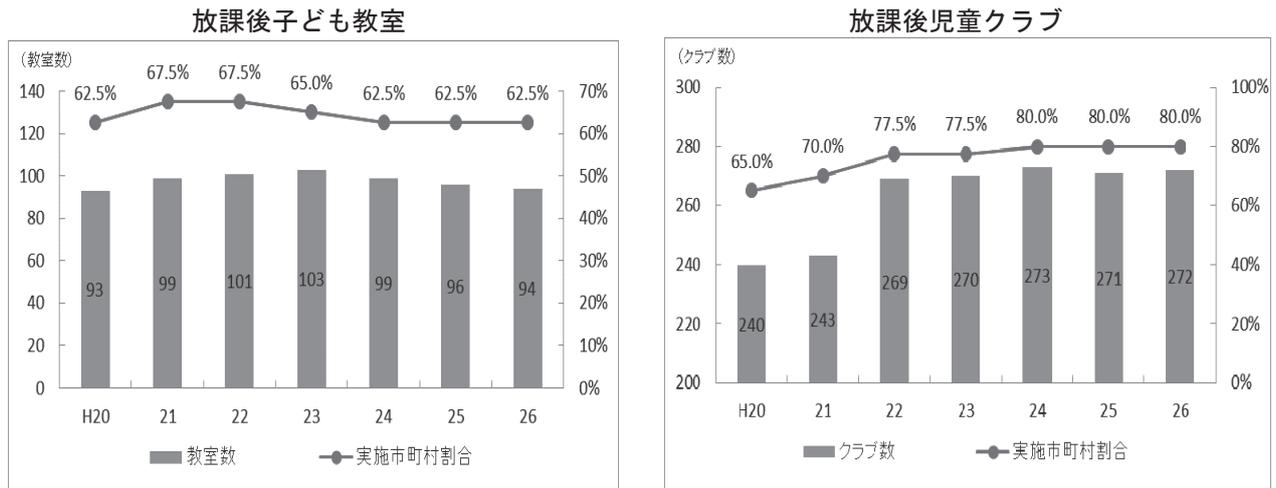
共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人財を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的にあるいは連携して実施する「放課後子ども総合プラン」を策定し推進している。

県では、「放課後子ども教室推進事業」を教育庁生涯学習課、「放課後児童健全育成事業」を健康福祉部こどもみらい課がそれぞれ所管し、市町村の取組を支援している。また、両課が連携して放課後対策の総合的な在り方について検討する推進委員会を設置するとともに、放課後子ども教室関係者と放課後児童クラブ関係者を対象とした指導員等研修を実施し、同プランを推進している。

全ての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などの機会を提供する「放課後子ども教室」は、平成27年12月現在、25市町村で126教室(中核市の青森市39教室を含む。)が行われている。共働き家庭など保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後などにおいて、学校の余裕教室や児童館などを利用して遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」は、平成27年5月現在、33市町村で301か所(中核市の青森市45クラブを含む。)で実施され、12,552人の児童が登録されている。(第4-1-3(1)図)

「放課後児童クラブ」については、平成27年4月から、対象となる児童の年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とするとともに、職員の資格、職員数等の具体的な基準を定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)や「放課後児童クラブ運営に関する指針」(平成27年3月)に基づき、児童の生活の場としての質の向上を図っている。

第4-1-3(1)図 「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の開設状況（中核市含む）



資料：生涯学習課

(2) 地域の教育力向上に向けた人材の育成

ア あおもりで「生きる・働く」を学ぶキャリア教育実践事業

子どもたちの自己肯定感を高め、将来の夢や希望に向け積極的に行動するよう促すため、地域産業による教育支援活動の促進、校種間の連携及び地域との連携を融合した実践研究等に取り組み、学校・地域・家庭におけるキャリア教育の一層の充実を目指している。

本事業では、地域の特色を生かしたキャリア教育実践の充実のために、出前授業、職場体験活動など地域産業による学校への教育支援活動の仲介等を行う教育支援活動推進員の発掘及びコーディネーターとしてのスキルアップを図る取組を県内各地区で実施している。（第4-1-3(2)①表）

第4-1-3(2)①表 教育支援活動推進員数一覧(平成27年3月末現在)

地区	東青	西北	中南	上北	下北	三八	合計
人数	13名	4名	3名	1名	9名	3名	33名

資料：生涯学習課

イ 子どもの読書活動推進事業

平成26年度に策定した「青森県子ども読書活動推進計画（第三次）」に基づき、読書に親しみ自主的に読書活動をする子どもたちを育てるため、家庭・地域・学校が連携して、子どもが読書に親しむ機会の充実、環境の整備・充実、理解と関心の普及啓発を進める取組を展開している。

本事業では、平成27年度から「親子ふれあい読書アドバイザー」の新規養成及び読み聞かせ実践者のスキルアップを図るための研修会を、県内6地区の地区読書団体連合会等への事業委託により実施している。（第4-1-3(2)②表）

第4-1-3(2)②表

地区	開催日	会場	事業委託先	参加者
中南	H27.10.2	平川市文化センター	津軽地区読書推進運動連絡会	30名
下北	H27.10.15	むつ市脇野沢公民館	むつ下北地区読書団体連絡協議会	11名
西北	H27.10.17	中泊町総合文化センター	西北五つがる読書推進連絡会	36名
東青	H27.10.24	蓬田村ふるさと総合センター	東青地区読書団体連絡協議会	27名
上北	H27.11.7	十和田市民図書館	十和田市読書団体連絡協議会	24名
三八	H27.12.1	八戸市総合福祉会館	八戸市読書団体連合会	61名

資料：生涯学習課

※親子ふれあい読書アドバイザー登録者数 415名（平成28年度1月現在）

また、子どもの読書習慣の形成と豊かな心の育成を図る機運を高めるため、一般県民、市町村図書館関係職員、教職員を対象に子どもの読書活動推進大会を県内2か所で開催した。(第4-1-3(2)③表)

第4-1-3(2)③表

地区	開催日	会場	内容	参加者
三八	27. 9. 26	八戸市立小中野公民館	講演「子どもに楽しい読書体験を！」 講師：作家 高橋 弘希 氏	86名
西北	27. 10. 10	つがる市生涯学習交流センター 松の館	パネルディスカッション 「子どもの読書活動推進のために」	82名

資料：生涯学習課

ウ 地域の豊かな社会資源を活用した土曜学習推進事業

(第2部第2章第2節2(2)「体験活動・ボランティア活動の推進」に再掲)

エ 学校と地域の協働実践セミナー

(第2部第4章第2節1(3)「青少年のための施設の整備「青森県総合社会教育センター」に掲載)

オ 市町村の社会教育活性化支援事業

市町村の社会教育主事の資質向上とその専門性を生かした社会教育の活性化のため、生涯学習課と教育事務所が連携し、個別課題の検討会や研修会を開催するものである。

本事業では、市町村域を超えた地域人財のネットワーク化を図るために、行政関係者、地域活動実践者などが集まって地域人財ネットワーク形成会議を行っている。

- ・東青地区 H27. 12. 10 青森県総合社会教育センター
- ・下北地区 H27. 12. 15 むつ合同庁舎
- ・三八地区 H28. 1. 12 八戸合同庁舎
- ・西北地区 H28. 1. 13 五所川原合同庁舎
- ・中南地区 H28. 1. 20 平川市生涯学習センター
- ・上北地区 H28. 1. 27 七戸中央公民館

カ アクティブシニアによる地域の未来応援事業

人口減少下における地域コミュニティの持続と活性化のため、社会参加活動に積極的に取り組むシニア世代及びその前段階にあるプレシニア世代を「アクティブシニア」と称し、アクティブシニアの持つ知識、技術、経験を学校支援、家庭教育支援、子どもの地域活動支援などに生かすモデル事業を実施するとともに、アクティブシニアの掘り起こしを図るフォーラムや講座等に取り組んでいる。(第4-1-3(2)

④)

第4-1-3(2)④表：平成27年度地域の未来応援実践モデル事業実施団体

地区	団体名(所在地)	事業名
東青	Team/910(青森市)	郷土文化教育推進事業(ねぶた教育編)
	特定非営利活動法人 日本の農業を考える会(青森市)	シニアもジュニアもみんなで体験!「持続可能な農業」
	西中冬の防災キャンプ実行委員会(青森市)	西中 冬の防災キャンプ
	ネットワークA・L(青森市)	「すくすく育て!」プロジェクト
	「港町町会グラウンドゴルフ愛好会」発足準備委員会(青森市)	グラウンドゴルフの普及による町民の世代間交流の促進と健康増進に係る取組

中南	おはなしりんごっこ（黒石市）	じい〜じ・ばあ〜ばの子ども時代にタイムスリップ
	北地区自主防災組織（黒石市）	『地域で学ぶ防災』防災意識を向上させよう！プロジェクト
	大鰐町子ども団体連絡協議会（大鰐町）	「みんなでつながろう、わにっこ子育てプロジェクト」
西北	特定非営利活動法人 子どもネットワーク・すてっぷ（五所川原市）	プロに学ぼう！地域の食材とおいしい料理
	特定非営利活動法人 つがる夢庭志仙会（つがる市）	エコリン学校プロジェクト
上北	ちーむ野open（野辺地町）	「後世に伝えよう！！ 野辺地の文化 ” 祭り日”」
下北	むつ市生活介護サポーター連絡協議会	キッズクラブ結成による、次代の担い手育成プロジェクト

資料：生涯学習課

## 第2節 県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりの推進

本県の未来を担う青少年の健全育成に関わる民間活動の中核として、青少年の社会参加の促進・地域社会の環境浄化運動の促進・青少年の非行防止活動など、県民運動を実施している「青少年育成青森県民会議」と「協働」し、県民一人ひとりが地域の住民としての自覚や愛着に基づいた自主的、自発的な特色ある青少年健全育成運動への取組を促進している。

### 1 地域の人財育成と活動支援の充実

#### (1) 青少年育成県民運動の推進

##### ア 青少年育成青森県民会議

青少年育成青森県民会議とは、県民全ての願いである、青少年の心身ともに健やかな成長を実現するため、国や県の施策に呼応して、青少年育成関係機関・団体等の支援と協力を得ながら、青少年育成県民運動を推進している民間団体である。（事務局 青少年・男女共同参画課内）

##### (ア) 結成の経緯

昭和40年に、中央青少年問題協議会の青少年非行対策特別委員会で青少年の非行防止と健全育成を進めるために強力な国民運動の推進の必要性が政府に意見具申されるなど、青少年健全育成の一大国民運動の展開の必要性が叫ばれるようになり、昭和41年5月、国民運動の推進母体として青少年育成国民会議が結成された。

本県でも、それと時をほぼ同じくして、国や県の青少年に対する施策と呼応して健全育成のために県民総ぐるみで取り組むことを目的に、昭和41年11月28日、青少年育成青森県民会議が結成されたものである。（※青少年育成国民会議は平成21年に解散。）

##### (イ) 組織（平成28年1月末現在）

- ・会長1名、副会長8名、監事2名、委員16名
- ・青少年専門指導員2名
- ・会員（個人 387名、団体 84団体、40市町村）
- ・参与（環境生活部長、環境生活部次長）
- ・賛助会員（個人9名、団体 56団体）
- ・事務局10名 事務局長（青少年・男女共同参画課長）

事務局次長（青少年・男女共同参画課 青少年グループマネージャー）  
事務局員 8名（うち1名は専任の県民会議主事）

(ウ) 平成27年度事業

**重点目標1 健全な家庭づくり**

- ① 「家庭の日」の普及・啓発……「家庭の日」に関する作品募集
- ・ 対象…小・中学生、一般
  - ・ 部門…図画・ポスター、家族への手紙
  - ・ 募集期間…6月～8月
  - ・ 賞 …最優秀賞、優秀賞、ファミリー賞
  - ・ 展示…県内大型店舗等で入賞作品や啓発用展示パネル等を展示
  - ・ 利用…入賞作品は、カレンダー、リーフレットなどで活用

**重点目標2 人と人とのつながり、命を大切にすることを育む環境づくり推進活動**

- ① あいさつ運動の推進
- ・ 「笑顔広がれ！ 明るい町づくり」あいさつ・声かけ運動の推進
  - ・ 「人と人、心と心をつなげ合うあいさつ運動」の提唱
- ② 命を大切にすることを育む県民運動の推進
- ・ 家庭・学校・地域社会が一体となって命の大切さを訴え、次代を担う子どもたちの命を大切にすることを育む県民運動の広報・啓発（情報啓発誌・機関誌への掲載）
  - ・ 県が行う関連事業への協力
- 〔 命を大切にすることを育む県民運動推進会議・フォーラム開催事業 〕  
〔 命を大切にすることを育む絆プロジェクト事業 〕

**重点目標3 青少年の自立と社会参加活動**

- ① 青少年の社会参加活動促進……「第37回青森県少年の主張大会」開催
- ・ 期日…平成27年9月24日（木）
  - ・ 場所…平川市文化センター
  - ・ 対象…中学生、青少年育成関係団体等の関係者、PTA関係者、青少年教育関係者等
  - ・ 収録…報告書「青い雲」

**重点目標4 青少年の非行防止とよい環境づくり**

- ① 情報啓発誌「青い樹」の作成及び配布……「青い樹」第20号及び特別号の配布活動
- ・ 内 容…青少年育成に関する情報など
  - ・ 配布先…中学生のいる家庭、育成関係者、企業など
  - ・ 地域の育成関係者等と連携し、学校・家庭等に配布し、意識啓発を行う。
  - ・ 関係機関等への配布をとおして、青少年の健全育成に必要な社会環境の形成をアピールするとともに、地域社会における多様な活動への参加をお願いする。
- ② 非行・事故防止運動への協力
- ・ 未成年者を酒・たばこ・薬物等から守る運動への協力
  - ・ 非行防止サポートチーム「JUMP チーム」活動への協力
  - ・ 青少年の非行・被害防止全国強調月間等への参加協力
- ③ 有害図書から青少年を守り、良書の普及を推進……機関誌への紹介記事掲載
- ・ 青森県青少年健全育成条例に基づいて推奨された良書の普及を推進する

**重点目標5 県民運動推進体制の整備**

- ① 総会、各種会議の開催
- ・ 総 会…平成27年6月9日（火）アピオあおもり
  - ・ 監 査…平成27年4月28日（火）県庁北棟2階A会議室
  - ・ 委員会…年3回開催（6月、9月、3月）

- ② 青少年育成研究大会（ワークショップ・研究大会）
  - ・ 期 日…ワークショップ：平成27年7月23日（木）、研究大会：同年10月23日（金）
  - ・ 会 場…ワークショップ：青森県総合社会教育センター  
研究大会：八戸市公民館
  - ・ 内 容（研究大会）
    - 「未来へ！～伝えよう あなたの思い～」をテーマに開催
    - (ア) 「家庭の日」入賞者表彰
    - (イ) ワorkshop～発見！地域のすごい「人・もの・仕事」～実施報告
    - (ウ) トークセッション  
「大人の本気」  
兄/オブジェ作家・木村勝一×弟/小説家・木村友祐
- ③ 青少年育成市町村民会議等への協力及び設置促進
  - ・ 育成集会、研修会への講師・助言者の派遣及び紹介
  - ・ 地域活動への協力
  - ・ 啓発資料の提供等
  - ・ 未設置市町村への設置要請
- ④ 他都道府県民会議との連携
- ⑤ 青少年育成推進指導員の研修…青少年育成研究大会の開催、プレ事業としてワークショップ開催
- ⑥ 表彰…青少年育成青森県民会議表彰要綱に基づくもの、県・国が実施する表彰への推薦
- ⑦ 広報・啓発活動
  - ・ 諸資料の作成
  - ・ 機関誌「青少年 あおもり」
  - ・ 啓発誌「青い樹」
  - ・ 少年の主張大会報告書「青い雲」
  - ・ 子ども・若者育成支援強調月間用リーフレット・諸資料の整理
  - ・ ホームページの整備
- ⑧ 正会員、賛助会員の加入促進…あらゆる機会を捉え加入促進に努め、パンフレット、リーフレットや情報誌、様々なマスメディアにより広報を行う。

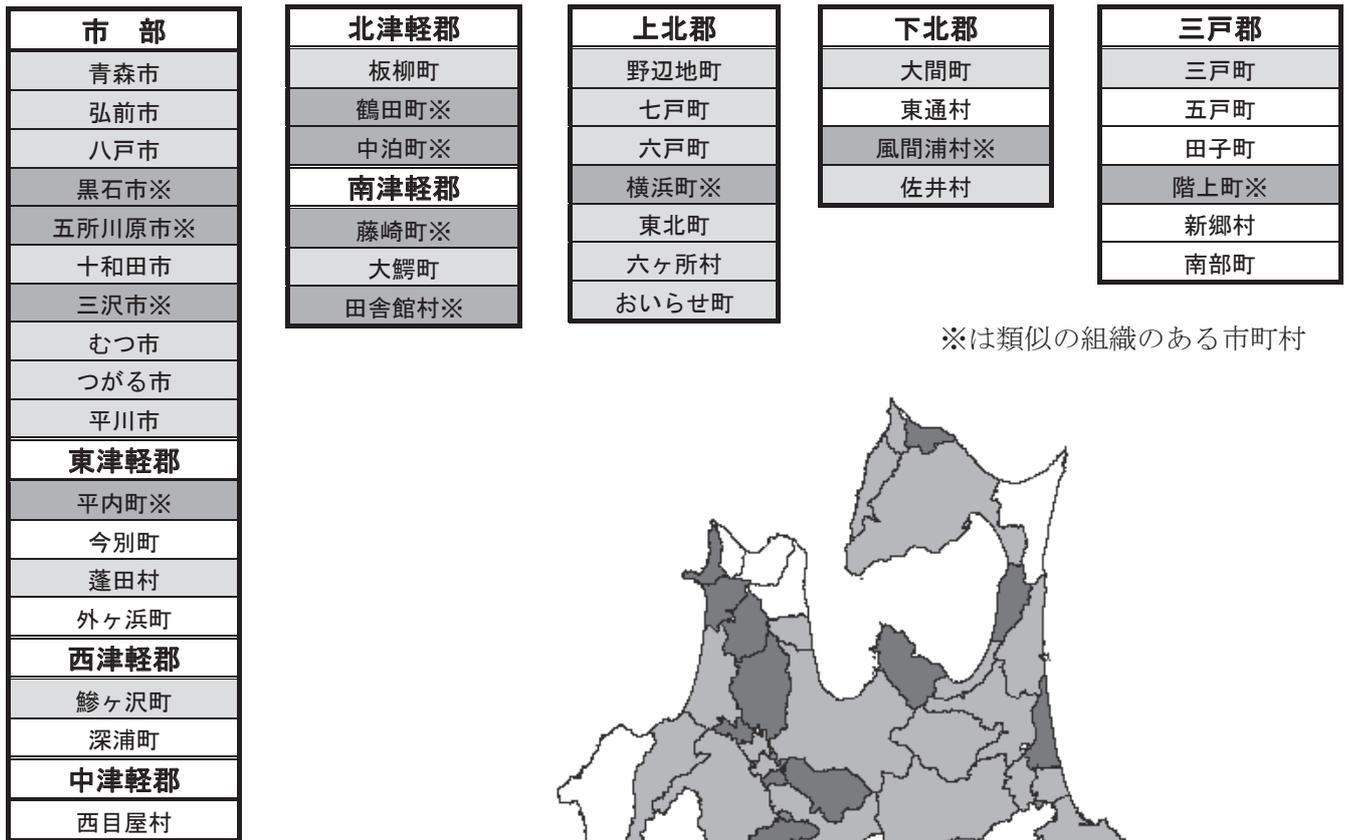
#### イ 青少年育成市町村民会議

青少年育成活動を地域社会に十分に浸透させ、より効果的に展開するため、地域住民が進んで参加できるような総合的組織として、全県的に市町村民会議を結成し、青少年育成青森県民会議等と連携しながら、健全育成運動を推進していくことが望まれる。

平成27年4月1日現在の市町村民会議設置状況は、**第4-2-1図**のとおりである。

第4-2-1図 市町村民会議設置状況

既設置（市町村民会議 20 類似の組織 11）



(2) 「家庭の日」の促進

ア 「家庭の日」の制定

人が生まれ、育てられる最も基礎的な生活の場である家庭は、子どもにとって安心して成長していける場であり、夫婦・親子が愛情と信頼の絆で結ばれ、社会を形成する基礎的な単位である。

「家庭の日」は、県民がそれぞれの地域において、家庭単位で過ごす日として定められており、ぬくもりある家庭づくりを促進し、青少年の健全育成を目的としている。

青少年育成青森県民会議では、昭和41年の発足とともに「家庭の日運動」を青少年育成県民運動の重要な柱として推進してきた。

県においても、平成11年9月に「青森県家庭の日及びノー行事日を定める要綱」を制定し、毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、家庭づくりについて家庭内で考え、話し合い、楽しみ合い、協力し合う日としている。また、毎年5月を「家庭の日」普及強化月間とし、その第3日曜日を「ノー行事日」としており、県及び公共団体等が原則として行事を開催しないこととしている。

イ 「家庭の日」の具体的なねらい

「家庭の日」を周知するにあたって、具体的には次のようなことを啓発している。

- ・ 家族みんなで話し合おう  
家族全員が集まり楽しく話し合いを持つ、毎月の「家庭の日」の計画を立てる、など。
- ・ 家族みんなで楽しみ合おう  
家族全員が集まったら楽しく過ごす、笑顔あふれる時間を共有する、など。
- ・ 家族みんなで協力し合おう  
家族みんなで家事を分担してやってみる、など。



第2講座：自分や仲間の良さを知る講座	
27.7.25(土) つがる市	講義「地域や学校における真のリーダーとは」 講師 つがる市社会教育委員長 葛西 貢造
27.7.26(日) 板柳町	演習①「人間関係づくりプログラムⅡ」 ②「活動体験（第3講座）に向けて」 講師 県総合社会教育センター職員
第3講座：地域で実践活動を体験し、仲間と実践する企画を考える講座	
27.8.11(火) ～8.12(水) つがる市・五所 川原市(合同)	地域活動体験 ①企業組合でる・そ〜れ 講師 企業組合でる・そ〜れ 代表 澁谷 尚子 理事 辻 悦子 ②特定非営利活動法人津軽半島観光アテンド推進協議会 講師 特定非営利活動法人津軽半島観光アテンド推進協議会 代表理事 小枝 美知子 ③立佞武多の館 講師 立佞武多の館 マネージャー 石川 マミ子 ④認定こども保育園 さかえ 講師 認定こども保育園 さかえ 主任保育士 奈良 ルミ子 ⑤農家民宿 須恵器の里 清久 講師 家民宿 須恵器の里 清久 代表 斉藤 久子 講義「りんごの里板柳 まるかじりウォークについて」 講師 板柳町教育委員会生涯学習課 係長 工藤 保仁 演習①「活動体験で気づいたこと」 ②「私たちができる実践活動を考える」 ③「実践活動を企画・運営するために必要なこと」 講師 県総合社会教育センター職員
第4講座：地域実践活動を企画する講座	
27.8.22(土) つがる市	講義「我がまちの良いところ:津軽富士見湖でのイベントをとおして」 講師 つるた街プロジェクト 代表 岡 詩子
27.8.30(日) 板柳町	演習「ふるさとで実践活動を行うためのポイント」 講師 つるた街プロジェクト 代表 岡 詩子
第5講座：地域実践活動を準備する講座	
27.9.19(土) つがる市	演習①「実践活動の準備」
27.9.20(日) 板柳町	②「実践活動のシミュレーション」 講師 つるた街プロジェクト 代表 岡 詩子
第6講座：地域実践活動を実行する講座	
27.10.11(日) 板柳町(合同)	実践活動「りんごの里板柳 まるかじりウォーク」 講師 企業組合でる・そ〜れ 理事 辻 悦子 つるた街プロジェクト 代表 岡 詩子 県総合社会教育センター職員
第7講座：これまでの実践活動を振り返り、どのように活かすかを考える講座	
27.11.7(土) つがる市(合同)	演習①「りんごの里板柳 まるかじりウォークの実践活動発表」 講師 企業組合でる・そ〜れ 理事 辻 悦子 つるた街プロジェクト 代表 岡 詩子 ②「本講座で得たこと」 ③「若者の社会貢献を考える」 講師 県総合社会教育センター職員

b 高大連携キャリアサポート推進事業

高校生が自らの夢の実現に向かって主体的に行動するように、所定の研修を修了した大学生からの働きかけにより、高校生のやる気や意欲を引き出し、チャレンジする心を育むためのワークショップを計画的に実施している。

【平成27年11月30日現在の実績】

- (a) <会議等の開催>
  - ・ 実施校担当者会議（5月20日）
  - ・ 大学生会議（5月10日、7月19日）
  - ・ 関係者研修会（平成28年2月19日）
- (b) <大学生対象研修会の開催>
  - ・ 基本研修（計7回）延べ受講者数：168名
  - ・ ワークショップ演習（計7回）延べ受講者数：161名
  - ・ 合同リハーサル（計10回）延べ参加者数：461名
  - ・ 応用研修（計2回）受講者数：22名
- (c) <ワークショップ「キャリアサポ」の実施>
  - ・ 実施高等学校数 21校（全24校予定）
  - ・ 延べ参加高校生数 3,174名
  - ・ 延べ参加大学生数 1,093名

c 高校生スキルアッププログラム推進事業

高校生の知識や経験の幅を広げるとともに、社会の変化に柔軟に対応し逞しく生きるための様々なスキルの向上を図ることを目的として、学校外における学習への積極的な取組みを推進するため、学校外学習の機会に関する情報の収集と提供、高校生スキルアップ認定証の交付及び研修会を開催している。

【平成27年11月30日現在の実績】

- (a) 研修会
  - ・ 期 日：平成28年2月19日（金）
  - ・ 会 場：青森県総合社会教育センター
  - ・ 参加者：高校生スキルアッププログラム担当教員
  - ・ 内 容：講義・演習  
 演題 「高大接続とアクティブ・ラーニング  
 ―グループワークから高校生のスキルアップを考える―」  
 講師 青森大学 社会学部 教授 船木 昭夫

(b) 参加学校数等

地区	参加学校数	参加生徒数	認定証交付者数
東青	6校	480名	8名
西北	1校	10名	0名
中南	2校	6名	0名
上北	4校	163名	0名
下北	1校	564名	24名
三八	5校	749名	15名
合計	19校	1,972名	47名

d あおもり県民カレッジ運營業務

県民の学習ニーズが多様化・高度化する中、興味・関心の高いテーマについて体系的・継続的に学習し、その学習成果が社会から適切に評価され、学習成果を生かして社会参加できることを目的として、県民の生涯学習を総合的に支援している。（指定管理者による実施）

【平成27年11月30日現在の実績】

- (a) 県民カレッジ学生総数 755人（累積 19,351人）
  - ・教養学習コース 217人（累積 15,454人）
  - ・子どもカレッジコース 538人（累積 3,897人）
- (b) 県民カレッジ卒業・認定者数 331人（累積 5,374人）
- (c) 連携機関数 19機関（累積 646機関）

e 学校と地域の協働実践セミナー

学校と地域が一体となって子どもたちを育てるために、学校と地域の協働を推進する人材及び子どもたちの育成に関わる活動実践者を養成することを目的とし、子どもと関わる地域活動実践者、地域住民、教職員などを対象に講義、演習を実施している。

【平成27年11月30日現在の実績】

(a) 研修会

地区	開催日	会場	参加人数	主な内容
東青	27. 6. 24(水)	県総合社会教育センター	22名	【講義】「地域と密着した教育活動への取組」 講師 特定非営利活動法人はちのへ未来ネット代表理事 八戸市立小中野小学校 学校支援コーディネーター 平間 恵美
西北	27. 7. 15(水)	板柳町多目的ホール あふる	23名	【講義】「地域で支える子どもの育ち」 講師 五所川原市立栄小学校前校長 近藤 徹
中南	27. 9. 10(木)	黒石市産業会館	23名	【講義】「子どもと共にある地域づくり」 講師 弘前大学教育学部 講師 松本 大
上北	27. 10. 22(木)	十和田市東公民館	26名	【講義】「地域で支える子どもの育ち」 講師 青森市立橋本小学校前校長 長尾 慶子
三八	27. 10. 28(水)	八戸市総合福祉会館	26名	【講義】「地域で支える子どもの育ち」 講師 青森市立橋本小学校前校長 長尾 慶子

(b) 公開講演・情報交換会

- ・ 開催日：平成27年7月29日(水)
- ・ 会場：県総合社会教育センター
- ・ 参加人数：37名
- ・ 内容：「地域と学校はパートナー」 ～これからの地域と学校のあり方～  
講師 宮城教育大学教育復興支援センター 副センター長 特任教授 野澤 令照

f 家庭教育支援コンテンツ制作事業

家庭教育の重要性を訴えるとともに、子育てに関わる人々の抱える不安や悩みを軽減することを目的とした学習教材（動画）を制作し、学習機会と情報の提供を行っている。

【平成 27 年 11 月 30 日現在の実績】

- (a) 学習教材（一般家庭向け）（5 分）
  - ・心を育むお手伝い ～世代間交流・シニア世代～
  - ・DV（児童虐待）～わたしは母親失格？～
  - ・我が子が不登校になった
  - ・育児不安によるストレス、育児によるうつ症状を回避するために
- (b) 学習教材（家庭教育支援者向け）（15 分）
  - ・青森県の家庭教育支援者育成への取組

g 家庭教育相談事業（すこやかほっとライン）

就学前児童から高校生までの子育て・孫育て中の親と家族からの家庭教育に関する相談

【平成 27 年 11 月 30 日現在の実績】

- (a) 電話相談 週 2 回 火・木曜日（祝日・年末年始を除く。）
- (b) メール相談（24 時間受付）、面談（予約制）
  - 家庭教育支援員 5 名
  - 相談件数：16 件

h 絆でつながる家庭教育支援セミナー

家庭教育支援に関わる人々の輪を広げることを目的として、地域の絆の中での家庭教育支援につながる講座の企画・運営等の実践を通して、地域に密着した家庭教育支援者育成講座を実施している。

【平成 27 年 11 月 30 日現在の実績】

- (a) 各市町村開催講座
  - ・ 場 所：県内 4 市町村
 

〔	西北地区：板柳町、中泊町	〕
	中南地区：黒石市、田舎館村	
  - ・ 参加者：受講者数 47 名 実践活動参加者数 272 名
    - ① 家庭教育支援基礎講座（家庭教育の現状と課題等）
    - ② プログラムづくり講座（事例発表から学ぶ）
    - ③ プログラムづくり講座（組み立て）
    - ④ プログラムづくり講座（組み立て）
    - ⑤ プログラム実践
    - ⑥ スキルアップ講座（実践の振り返り等）

回	開催日		内 容
	西北地区		
	板柳町会場	中泊町会場	
1	27.5.22(金)	27.5.26(火)	講義「家庭教育支援基礎講座～地域ぐるみの子育て・子育て支援について考える～」 講師 弘前大学生涯学習教育研究センター 講師 深作 拓郎 演習「地域の子育ての現状について考える」 講師 県総合社会教育センター職員
2	27. 6. 3(水)	27. 6.10(水)	事例発表「地域の絆を深める家庭教育支援活動」 発表者 子育てサークル mama sun Angels 代表 工藤 美穂 演習「絆づくりプロジェクト」～地域ご受け入れられるプログラムづくり企画編～ 講師 県総合社会教育センター職員

3	27. 6.17(水)	27. 6.24(水)	演習「絆づくりプロジェクト」～地域ご受け入れられるプログラムづくり組み立て編～ 講師 県総合社会教育センター職員
4	27. 7. 8(水)	27. 7.22(水)	演習「絆づくりプロジェクト」～地域ご受け入れられるプログラムづくり組み立て編～ 講師 県総合社会教育センター職員
5	27. 7.11(土)		活動実践 ようこそ本の世界へ ～扉を開けてページをめくろう～ 講師 青森県立青森南高等学校 教諭 八木橋 奈央 板柳町おはなし広場 代表 赤石 彩子
		27. 7.25(土)	活動実践 ミケル イカリン ミケルJr. とダンシング♪ 中泊クイズもあるよ 講師 りんごの里スポーツクラブ クラブマネージャー 高杉 牧子
6	27. 7.30(木)	27. 8. 5(水)	演習「プログラム実践を終えて」 講師 県総合社会教育センター職員 講義「地域が求める家庭教育支援の実際」～地域の絆の中で活躍する支援者～ 講師 NPO 法人子どもネットワーク・すてっぷ 副代表理事 野呂 美奈子
回	開催日		内 容
	中南地区		
	黒石市会場	田舎館村会場	
1	27. 8.26(水)	27. 9. 2(水)	講義「家庭教育支援基礎講座」～地元発！我ら子育て応援団～ 講師 青森中央学院大学 看護学部 准教授 高橋 佳子 演習「地域の子育ての現状について考える」 講師 県総合社会教育センター職員
2	27. 9.9(水)	27. 9.17(木)	事例発表「地域の絆を深める家庭教育支援活動」 発表者 大鰐赤ちゃん子育てサークル むこっこクラブ代表 阿保 香月 演習「絆づくりプロジェクト」～地域ご受け入れられるプログラムづくり企画編～ 講師 県総合社会教育センター職員
3	27. 9.25(金)	27. 9.30(水)	演習「絆づくりプロジェクト」～地域ご受け入れられるプログラムづくり組み立て編～ 講師 県総合社会教育センター職員
4	27.10.14(水)	27.10.28(水)	演習「絆づくりプロジェクト」～地域ご受け入れられるプログラムづくり組み立て編～ 講師 県総合社会教育センター職員
5	27.10.18(日)		活動実践 スポーツでつながろう家族でGO！ 講師 黒石市消防署、黒石市体育指導員
		27.10.31(土)	活動実践 ～親子で“足かた”作るべし～ 講師 田舎館村埋蔵文化財センター田舎館村博物館職員
6	27.11. 5(木)	27.11.11(水)	演習「プログラム実践を終えて」～感想をシェアし活動の振り返りをする～ 講師 県総合社会教育センター職員 講義「地域が求める家庭教育支援の実際」～地域の絆の中で活躍する支援者～ 講師 NPO 法人弘前子どもコミュニティ・ぴーぷる 代表理事 清野 真由美

(b) 共通スキルアップ講座（4市町村合同）

- ・ 開催日：平成27年11月17日(火)
- ・ 場 所：県総合社会教育センター
- ・ 参加者：116名

① 公開講演会

「今、求められている家庭教育支援とは～地元だからこそできる支援～」

講師 白梅学園大学 学長 東京大学 名誉教授 汐見 稔幸

② 情報交換会

「みんなで子育て親育ちを考えよう～自分たちの活動を地元で充実、発展させるために～」

講師 県総合社会教育センター職員

イ 青少年教育施設

青少年に、自然の中での集団による共同生活等を経験する機会を提供する施設として、少年自然の家、青年の家が整備されている。

県では、少年自然の家を、昭和46年、五所川原市に県立梵珠少年自然の家、51年に八戸市に県立種差少年自然の家、55年にむつ市(旧下北郡大畑町)に県立下北少年自然の家を相次いで開設した。

この他に、上北地方教育・福祉事務組合が昭和47年に公立小川原湖青年の家を東北町(旧上北郡上北町)に設立している。

これらの施設では、施設が自ら企画・実施する主催事業及び学校・各種青少年団体等の計画に基づいて実施する受入事業が行われており、その自然環境を生かした自然体験活動やレクリエーションのほか、各種研修が行われている。

また、県立少年自然の家では県内各地において身近な自然を利用した自然体験活動が促進されるように、平成19年度より学校・各種青少年団体等への出前講座を実施している。

近年、子どもたちの「生きる力」を育むため、自然体験・生活体験が重視される中であって、青少年教育施設の役割はますます増大している。

本県における少年自然の家、青年の家の施設状況及び年間延利用者数については以下の表のとおりである。

第4-2-2表 少年自然の家、青年の家施設状況

名称	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	収容人員 (人)	野 外 施 設
県立梵珠少年自然の家	6,514	2,187	160	野営場、営火場、梵珠山登山コース、各種活動プログラムコース
県立種差少年自然の家	65,977	3,488	200	野営場、営火場、自然観察コース、オリエンテーリングコース
むつ市下北自然の家	122,432	3,740	193	野営場、営火場、野外炊事場、野外食卓、登山・ハイキングコース、スキーコース、トレッキングコース、冒険の森アスレチック
公立小川原湖青年の家	70,444	4,396	200	野営場、営火場、多目的グラウンド、ウォークラリー、サイクリングロード

資料：生涯学習課

第4-2-3表 少年自然の家、青年の家年間延利用者数

(単位：人)

区分	年度	H22	H23	H24	H25	H26
県立梵珠少年自然の家		19,375	20,065	19,765	18,656	17,578
県立種差少年自然の家		24,536	29,693	28,840	30,858	32,827
むつ市下北自然の家		12,109	11,472	9,237	9,742	8,661
公立小川原湖青年の家		23,185	20,935	20,706	19,595	18,721

(注) 県立下北少年自然の家は平成20年度からむつ市へ移管しむつ市下北自然の家となった。

資料：生涯学習課

#### ウ 公民館

公民館は、地域における青少年の自主グループの育成や学習・レクリエーションの機会と場を提供するなど青少年の地域活動の拠点となっている。このため、県は地域住民と一体となった公民館活動の推進や、その指導體制の充実について指導助言に努めている。

本県の公民館は、平成27年4月1日現在、県内39市町村に設置されており、その総数は280館である。これを本館、分館別にみると本館167館（中央館41館、地区館126館）、分館113館となっている。

青少年の多様な学習要求への対応や、余暇の健全な活用に資する新たなプログラムの開発、各施設間の連携・協力、学習情報の提供などが積極的に行われることが望まれる。

#### エ 図書館

図書館は、青少年が自らすすんで学習するための資料や情報を収集・保存し、提供する役割を持っている。

県立図書館を含めた県内の公立図書館は、平成27年4月1日現在で、独立館が24館、分館が11館、分室が1室設置され、類似施設として、市町村公民館図書室及び教育委員会図書コーナーが29か所設置されている。

これら施設では、青少年の健全育成を図る上からも、青少年に関する資料の充実やおはなし会の開催、学校への配本など様々な取組みが行われている。

また、県立図書館と市町村立図書館等をオンラインで結ぶ「青森県図書館情報ネットワークシステム」による相互貸借等のサービスも活用されている。

第4-2-4表 県内の図書館（平成27年4月1日現在）

区分	施設名			
独立館 (24)	青森県立図書館	三沢市立図書館	板柳町民図書館	東北町立図書館
	青森市民図書館	むつ市立図書館	中泊町図書館	六ヶ所村民図書館
	弘前市立弘前図書館	平川市平賀図書館	野辺地町立図書館	おいらせ町立図書館
	八戸市立図書館	平川市尾上図書館	七戸中央図書館	三戸町立図書館
	五所川原市立図書館	平内町立図書館	六戸町立図書館	五戸町図書館
	十和田市民図書館	藤崎町図書館大夢	横浜町民図書館	田子町立図書館
分館 (11)	弘前市立岩木図書館	伊藤忠吉記念図書館	むつ市立図書館大畑分館	六ヶ所村民図書館泊地区 ふれあいセンター
	八戸市図書情報センター	五所川原市立図書館市浦分館	むつ市立図書館脇野沢分館	
	八戸市立南郷図書館	むつ市立図書館川内分館	六ヶ所村民図書館中央公民館分館	六ヶ所村民図書館千歳平地区公民館分館
分室(1)	東北町立図書館乙供分室			
公民館等 (29)	スポカルイン黒石図書コーナー	今別町立中央公民館	西目屋村中央公民館	大間町立公民館
	黒石ほるぷ子ども館	蓬田村ふるさと総合センター	大鰐町中央公民館	風間浦村中央公民館
	つがる市生涯学習交流センター「松の館」	外ヶ浜町中央公民館	田舎館村中央公民館図書室	佐井村中央公民館
	つがる市森田公民館	外ヶ浜町平館教育事務所	鶴田町公民館	南部町立中央公民館
	つがる市稲垣公民館	外ヶ浜町三厩公民館	東通村教育委員会	南部町立福地公民館
	つがる市牛瀧公民館	日本海拠点館あじがさわ	名川中学校図書室1階	階上道仏公民館
	深浦町岩崎社会文化会館	「太宰の宿」ふかうら文学館	ハートフルプラザ・はしかみ	新郷村役場山村開発センター（新郷村教育委員会）
	北通り総合文化センター「ウイング」			

資料：生涯学習課

オ 勤労青少年ホーム

平成27年4月1日現在、県内に11か所の勤労青少年ホームが設置され、青少年が参加するレクリエーション、クラブ活動、その他余暇活動を行うための施設として利用されている。

第4-2-5表 勤労青少年ホーム所在地

(平成27年4月1日現在)

名称	所在地	TEL
八戸市勤労青少年ホーム	八戸市沼館2丁目13の20	(0178)22-8612
青森市	青森市松原1丁目6の3	(017)735-1649
弘前市	弘前市大字五十石町7	(0172)34-4361
むつ市	むつ市大湊上町3の12	(0175)24-2410
三沢市	三沢市幸町1丁目7の5	(0176)53-5714
十和田市	十和田市西三番町2の12	(0176)23-6708
黒石市	黒石市大字内町24の1	(0172)53-1612
三戸町	三戸郡三戸町大字川守田字関根4の1	(0179)22-0173
大間町	下北郡大間町大字大間字大間平41の7	(0175)37-4346
野辺地町	上北郡野辺地町字中道20の1	(0175)64-9657
平内町	東津軽郡平内町大字小湊字小湊79の3	(017)755-3945

資料：労政・能力開発課

カ 児童厚生施設

児童厚生施設は、広く一般児童のため健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするためのものであり、児童憲章にいう「児童はよい環境の中で育てられる」という精神を具現化したものである。

(ア) 小型児童館・児童センター

小型児童館は、小地域を対象として児童の集団的及び個別的指導を行うとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図るなど児童健全育成に関する総合的な機能を果たす拠点として設置されているものであり、平成27年4月1日現在67館（休止中含む。）となっている

る。

また、児童の体力低下、運動ぎらい等が問題となっていることから、従来の小型児童館に体力増進機能を加えた児童センターの整備を図ってきており、平成27年4月1日現在28館となっている。

第4-2-6表 市郡別児童館・児童センター設置状況

(平成27年4月1日現在)

市 部		郡 部	
区分	設置数 (か所)	区分	設置数 (か所)
青森市	17 (1)	東津軽郡	1
弘前市	26 (9)	西津軽郡	0
八戸市	15 (9)	中津軽郡	0
黒石市	6 (2)	南津軽郡	2
五所川原市	0	北津軽郡	0
十和田市	0	下北郡	0
三沢市	9 (4)	上北郡	9 (3)
むつ市	3	三戸郡	4
つがる市	1		
平川市	2		
計	79 (25)	計	16 (3)
県 計			95 (28)

※ ( ) 内は、児童センターの再掲

資料：こどもみらい課

第4-2-7表 児童館・児童センターの利用状況 (1日あたり)

区 分	9年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		
	人員 (人)	割合 (%)											
学童	任意利用	809	21.5	282	7.6	246	6.7	217	5.8	298	7.6	406	10.3
	集団利用	2,167	57.7	3,179	85.5	3,219	87.4	3,293	88.7	3,432	87.8	3,350	85.0
	計	2,976	79.2	3,461	93.1	3,465	94.0	3,510	94.6	3,730	95.4	3,756	95.3
幼児	任意利用	180	4.8	92	2.5	102	2.8	103	2.8	95	2.4	104	2.6
	集団利用	602	16.0	164	4.4	118	3.2	99	2.7	83	2.1	82	2.1
	計	782	20.8	256	6.9	220	6.0	202	5.4	178	4.6	186	4.7
合 計	3,758	100.0	3,717	100.0	3,685	100.0	3,712	100.0	3,908	100.0	3,942	100.0	

資料：こどもみらい課

(イ) 児童遊園

児童遊園は、広場、遊具など児童の創意、工夫を生かすことができる設備を有し、児童の自主性、社会性及び創造性を高めるよう遊びの指導を行う施設である。

第4-2-8表 児童福祉法による児童遊園整備状況 (平成27年4月1日現在)

(単位:か所)

区 分	公 立	私 立	計
整 備 数	54	1	55

資料：こどもみらい課

## 2 男女がともに子どもを育てる環境づくりの推進

女性も男性も互いにその人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化や経済活動のグローバル化など、社会経済情勢の急激な変化に対応していくうえで重要な課題となっている。

人間の意識や価値観は、幼児期から家庭・学校・地域社会の中で形成される。人権意識や男女平等感を育てるために、教育の果たす役割は非常に重要であることから、個々の適性や能力を尊重する意識を醸成するため、「男女共同参画に関する教育・学習の機会の充実」を「第3次あおもり男女共同参画プラン21(計画期間平成24～28年度)」(県の男女共同参画推進に関する基本計画)の重点目標の一つに掲げて取り組んでいる。

### (1) 高校生等を対象とした啓発パンフレットの作成・配布(平成19年度～)

高校生等を対象とした男女共同参画の意識啓発パンフレット「職場・家庭・地域における男女共同参画の実現」を作成し県内の高校生等に配布している。

### (2) ハートフルセミナーの開催(平成20年度～)

女性の人権軽視が背景にあるとされるDV(ドメスティック・バイオレンス)の被害者にも加害者にもならない良好なコミュニケーションのあり方について学んでもらうため、県内中学校でセミナーを開催している。

## 第3節 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化の推進

### 1 社会環境浄化対策の推進

#### (1) 青少年健全育成条例制定の趣旨及び経緯

青森県青少年健全育成条例(以下この節において「条例」という。)は、明日の青森県を担う青少年の健全育成を図ることを目的に、昭和54年12月24日に公布(昭和55年4月1日施行)された。本条例の趣旨は、県民総ぐるみの運動を基調とした青少年の健全育成の推進と関係業界の良識ある判断と自粛によって、その目的を達成しようとするものであり、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応した改正(計9回)を重ねながら現在に至っている。

#### (2) 青少年健全育成審議会

##### ア 設置

昭和55年4月19日、青森県附属機関に関する条例に基づき、青森県青少年健全育成審議会を、知事の附属機関として設置した。

平成18年4月19日、青少年問題協議会(委員24名)と青少年健全育成審議会(委員20名)を統合し、新たに青森県青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)を設置した。また、青森県青少年健全育成条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、図書类等部会を置いて審議会を運営することとした。

平成26年8月1日、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項を調査審議するため、新たにいじめ調査部会を設置した。

審議会では、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議し、図書类等部会では、有害図書類の指定、条例第25条の規定に基づく優良書籍等の推奨、条例第26条の規定に基づく青少年育成関係者等の表彰について、知事の諮問を受け、調査審議及び答申を行っている。また、いじめ調査部会では、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項について必要に応じて調査審議している。

##### イ 組織構成

審議会の委員は、学識経験者、関係業界、青少年育成団体の関係者等24名(任期2年)で構成されており、その状況は第4-3-1表のとおりである。

第4-3-1表 青少年健全育成審議会委員構成表

(平成28年1月現在)

委員数	学識経験者	関係業界	青年団体	学校関係	青少年育成者	公募
24名	6名	3名	3名	4名	6名	2名

資料：青少年・男女共同参画課

(3) 有害図書類の指定状況

条例第12条の規定に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類を審議会の答申を受けて有害指定しており、その状況は第4-3-2表のとおりである。

第4-3-2表 有害図書類の指定状況

区分	年度	H22	H23	H24	H25	H26
総数(冊)		23	21	21	24	23
月刊誌		13	13	7	6	9
単行本		-	-	-	-	-
コミック誌		10	8	14	18	14
ビデオテープ		-	-	-	-	-

資料：青少年・男女共同参画課

(4) 優良書籍、映画及び団体の行う活動の推奨状況

条例第25条の規定に基づき、青少年の健全な育成に特に有益であると認められる書籍、映画及び団体の行う活動を審議会の答申を受けて推奨しており、その状況は第4-3-3表のとおりである。

第4-3-3表 優良書籍、映画及び団体の推奨

区分	年度	H22	H23	H24	H25	H26
優良書籍(冊)		8	5	4	2	3
優良映画(本)		-	1	-	1	-
優良団体		1	-	-	-	-

(注) 団体の推奨規定は平成8年に新設

資料：青少年・男女共同参画課

(5) 条例に基づく表彰状況

条例第26条の規定に基づき、青少年の健全な育成のために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの又は青少年、青少年団体でその活動等が他の模範となると認められるものに対して知事表彰を行っており、その状況は第4-3-4表のとおりである。

第4-3-4表 条例に基づく表彰状況

区分	年度	H22	H23	H24	H25	H26
個人		8	5	4	6	9
団体		-	-	1	1	1

資料：青少年・男女共同参画課

(6) 立入調査員の配置及び調査実施状況

条例の遵守状況について調査と指導を行うために、立入調査員を8人(青少年・男女共同参画課)を配置し、県内において立入調査を実施している。

また県では毎年、立入調査員などによる社会環境浄化一斉調査を行っており、平成27年3月末現在での把握数は、有害図書類等収納自動販売機75、有害図書類取扱書籍販売店96、有害図書類等取扱スーパー等571、有害ビデオ及びDVD取扱店等100、有害コンピュータソフト販売店52、個室カラオケ営業店50となっている。

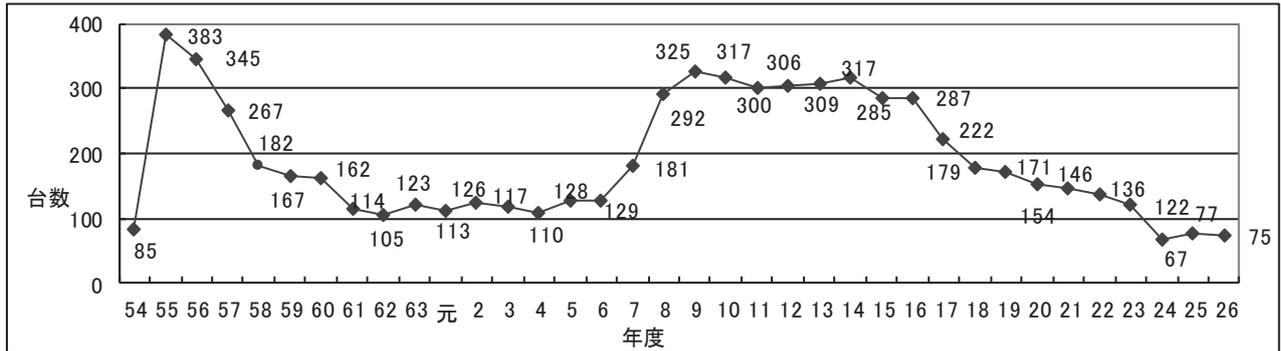
(7) 有害図書類収納自動販売機の設置状況

本県における有害図書類収納自動販売機の設置台数は、昭和56年11月以降、年々減少の傾向にあったが、平成6年から増加傾向を示したことから、平成8年の条例改正により、自動販売機等による販売等の状況を把握し、条例の効果的な施行と行政指導が行えるよう、業者に自動販売機等による販売の届出を義務付けている。

平成16年度以降から減少に転じているが、今後も設置業者などに対する条例の遵守に関する行政指導を行っていく。

本県における昭和54年以降の有害図書類収納自動販売機の設置台数の推移は、第4-3-5図のとおりである。

第4-3-5図 有害図書類収納自動販売機設置台数の推移



資料：青少年・男女共同参画課

(8) インターネット等をめぐる問題対策の推進

ア 青森県青少年健全育成条例に基づくインターネット利用環境の整備

インターネット上のアダルトサイト等を介したトラブルが増加していることから、有害情報から青少年を保護することを目的に、条例を平成18年10月に改正（規定の新設）し、平成19年4月1日から施行した。

保護者や事業者等は、青少年がトラブルに遭わないようフィルタリングソフトの活用や情報提供などに努めなければならないこととされている。

※条例第21条の2の内容

- 保護者や学校の関係者等の青少年の育成に携わる者は、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。
- インターネットカフェや公共施設等でインターネットを入場者に利用させる者は、フィルタリングソフトの活用等の適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧等させないように努めなければならない。
- パソコンや携帯電話等の販売業者やプロバイダ等のインターネット事業者は、有害情報を青少年に閲覧等させないようにするため、フィルタリングソフトの活用等の必要な情報を提供するように努めなければならない。

イ 合同サポートチーム（STEPS）の活動について

青森県教育庁及び青森県警察本部は、少年非行等に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフによる合同サポートチーム（STEPS）を結成し、学校・団体等の要望に応じた数名を派遣し、少年非行防止、犯罪被害防止等の取組を支援している。

平成26年度中における携帯電話やパソコンを利用したインターネット関連の派遣が31件あり、県内の児童生徒や教職員、保護者を対象とした犯罪被害防止に向けた研修会等へ赴き、県内において発生している現状等を説明するとともに、加害者、被害者にならないために心掛けるべき点やトラブルに巻き込まれた際における対応法等について、分かりやすく講話を行っている。

## ウ インターネットに関する情報の監視について

携帯端末が関係するいじめや生徒指導上の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、ネット通報窓口専用サイトを開設するとともに、平成22年度からインターネット上の児童生徒が関係する情報の監視を実施している。インターネットの監視については、ソーシャルネットワーキングサービスの普及に対応し、平成26年度からソーシャルメディア等監視員を配置し、児童生徒に関係する不適切な情報があった場合は、速やかに学校及び関係機関と連携を図り情報の削除や学校への指導の支援に努めている。

## 2 子ども・若者の被害防止・保護活動の推進

## (1) 子どもへの虐待防止対策

県では、子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育、発達を損ない、心身に深刻な影響を及ぼすことから、早期に発見できるネットワークの構築を図るとともに、気軽に相談できる体制をつくり、虐待の防止を図るため、広報・啓発や関係する職員への研修など各種事業を実施している。

## (2) 子ども110番の家設置

「子ども110番の家(車)」とは、子どもたちが「声かけ」、「つきまとい」など何らかの犯罪に遭った、又は巻き込まれそうになって助けを求めてきたときに、子どもたちを安全に保護し、警察や学校等に連絡するなどして、子どもたちの安全を守っていくボランティア活動である。

各地域では、一般家庭や商店、事業所等の協力を得て、「子ども110番の家(車)」の設置促進を図り、子どもの安全対策を強化している。

第4-3-6表 子ども110番の家(車)設置状況 (平成27年12月末現在)

区分	設置状況
子ども110番の家	14,850戸
子ども110番の車	8,048台

資料:警察本部生活安全企画課

## (3) 薬物乱用防止対策の推進

インターネットや携帯電話の普及等により、県内においても青少年への薬物汚染の広がりが懸念されており、青少年の薬物情勢は依然として予断を許さない状況にある。

県及び県教育委員会では、青少年による薬物乱用を防止するために、次のような薬物乱用対策に取り組んでいる。

## ア 青森県薬物乱用対策推進本部

当本部は、県内の関係行政機関(矯正、警察、行政機関等)及び関係団体(医業、薬業団体等)の長などで構成されており、当本部にて策定している青森県薬物乱用防止対策実施要綱に基づき、これらの関係機関・団体が連携しながら、県内における対策を総合的かつ効果的に推進している。

県としては、この要綱に基づき、地域における啓発、広報媒体・運動による啓発等を行っている。

## イ 青森県薬物乱用防止指導員

覚醒剤、大麻、シンナー等の薬物乱用防止を目的として、地域に密着した啓発活動の強力な推進及び講演等での指導・相談活動を行うため、薬剤師、保護司、民生委員など約360名を青森県薬物乱用防止指導員として委嘱している。

また、各保健所単位で指導員地区協議会が設置されており、協議会毎に「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や麻薬覚醒剤乱用防止運動期間中に街頭キャンペーンの実施、各種会合における啓発など各指導員の職能等を活かした活動を展開している。

ウ 不正大麻けし撲滅運動

大麻による検挙者数は、近年は全国的に減少傾向であるが、依然として20歳代以下の若年層の構成比率が全体の約2分の1を占めている。

県では、県内に数多く自生している大麻による乱用を防止するため、自生大麻の除去作業を実施している。

併せて、あへんの原料となるけしが栽培されていないかについて、保健所あへん監視員による巡回が実施されており、不正栽培が確認された場合は警告書を交付し除去させている。

また、悪質事例に対しては、麻薬取締員による取締りを実施している。

第5-4-2表 不正大麻・けし除去状況

(単位:本)

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
大麻除去本数	148,585	189,036	74,843	482,971	410,312	288,329	77,357
けし除去本数	9,204	2,846	3,100	6,721	22,210	24,615	8,460

資料：医療薬務課

エ 薬物乱用防止教室の開催

県教育委員会では、心身の健全な発達や健康の保持増進の観点から、児童生徒の発達の段階に応じ、健康を害する行為をしないという態度等を身につけることが重要であることから、各学校に対して、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」を踏まえ、薬物乱用による心身の影響、依存症、社会への影響などについて理解するとともに、適切な意思決定と行動選択ができる資質や能力を育成するための薬物乱用防止教室を開催するよう指導している。

また、若年層の大麻や覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用が大きな問題となっていることから、教職員等への薬物に対する正しい知識の普及啓発や指導力の向上を図るため、薬物乱用防止教育研修会を開催するなど、薬物乱用防止教育の充実を図っている。

(4) 性教育に関する施策（教育庁）

県教育委員会では、性に関する科学的知識と人間関係の築き方などを包括して「性に関する教育」としてとらえ、指導力の向上や家庭教育との連携を図るために教職員・保護者・地域保健関係者等を対象とした「性に関するセミナー」や「性に関する教育指導者研修会」を開催している。また、高校生の性（エイズ）に関する教育のさらなる充実を図るため、平成4年度から、県内6地区別各1校の県立高等学校に学校医として産婦人科医を配置し、生徒・教職員及び保護者に対し性に関する指導や、悩みについて指導助言、講演会等を実施している。

# 第3部

## 本県の子ども・若者関連事業の概要

(青森県子ども・若者育成支援推進計画における基本目標・重点目標ごとに掲載)



**【基本目標1】 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援**

**重点目標1 基本的能力である「知・徳・体」を育成します**

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H27予算額(千円)	平成27年度の主な事業内容	課名
「夢のカタチ」形成事業 【重点目標2に再掲】		継続	4,656	・高校生が明確な職業意識を持つきっかけとするため、県内の先輩社会人を講師とする「先輩から後輩への夢相伝講座」を県内の高等学校で開催する。(実施校6校) ・県内中学生を対象に、広い視野と高い志、ふるさとへの愛着と誇りを持った創造力豊かな子供たちを育てるためのサマーセミナー「未来ひらめき創造塾」を開催する。 ・全国の高校生を対象に、世界に通用する人財の育成を目指すサマースクール「日本の次世代リーダー養成塾」に本県の高校生を派遣する。	地域活力振興課
統計理解で次代を担う世代育成事業		継続	1,515	主に児童生徒を対象とし、統計グラフコンクールやその統計指導者向けセミナーなどを開催することにより、統計の重要性を理解するとともに、統計の基礎的能力を身につけた人材を育成する。	統計分析課
青少年行政基礎調査事業 【重点目標2に再掲】		継続	266	本県の青少年の現状と課題を明らかにするとともに、関係行政機関における青少年に関する諸施策を取りまとめ、青少年白書を作成する。	青少年・男女共同参画課
命を大切にすることを育む県民運動推進会議・フォーラム開催事業		継続	2,024	推進フォーラムの開催及び情報誌の作成・配付等を引き続き行うとともに、声かけリーダーの認定及び地域における声かけ活動を継続的に推進していく。	青少年・男女共同参画課
命を大切にすることを育む絆プロジェクト事業 【重点目標9、10に再掲】		継続	7,994	子どもたちと地域社会との関係づくりを引き続き推進するため、地域における交流体験の創出や、あいさつ・声かけキャンペーン等を実施するとともに、子どもたちの自己肯定感を育むため、未来への前向きな思いをテーマとしたメッセージを募集し、優秀作品を掲載したカレンダーを作成・配付する。	青少年・男女共同参画課
保育所発！子ども元気スリムプラン事業		継続	8,881	肥満防止保育プログラムや個別支援計画を引き続き実施するとともに、取組の成果等についての全体報告会及び報告書の作成、配布により、幼稚園等にも取組の周知を図る。	こどもみらい課
あおもり「健やか力」検定事業		継続	6,525	引き続き、県内全小学5年生及び全中学2年生に対して、家族とともに「健やか力」を身に付けてもらうテキストを配布するとともに、希望する学校においてあおもり「健やか力」検定を実施する。	がん・生活習慣病対策課
次代へつなげるあおもり食育県民運動充実事業		継続	6,052	県民が食育の意義や必要性を理解・実践していくため、全県挙げて実施してきた「いただきます！あおもり食育県民運動」を、より一層充実・強化するため、青森県食育推進会議の運営、地域食育ネットワーク協議会の運営、青森県食育指導者養成研修会の開催のほか、「あおもり食育検定」運営業務や県内で食育に取り組む団体・市町村等への支援を行う。	食の安全・安心推進課
あおもり食育サポーター活動推進事業		継続	6,468	第2次青森県食育計画の目標達成に向け、あおもり食育サポーターを活用したライフステージに応じたきめ細やかな食育活動を推進するとともに地域の多様な要請にこたえるため、あおもり食育サポーターの資質向上や活動体制の強化を図る。	食の安全・安心推進課
青森りんご食育パワーアップ推進事業	重点	継続	2,955	県外における青森りんご食育活動の実践モデル地区(2地区)を新たに設定するほか、引き続き知事によるアップルスクール(2回)や県内学校関係者に対する研修会(1回)を開催し、県内外における青森りんご食育活動の更なるレベルアップを図る。	りんご果樹課
「わんどの木育」普及推進事業		継続	3,393	幼年期から木に親しみ、木の良さや利用の意義を知ってもらうことを目的に、街中木育広場の開催や木育インストラクターによるモデル幼稚園での木育プログラムを実践する。	林政課 (中南地域県民局地域農林水産部)
下北地域づくり人財育成等事業	重点	継続	2,004	平成26年度同様とし、地域づくりを維持・発展させるために若い世代の人財の発掘・育成、連携体制の構築、人財育成の気運醸成を図る必要があり、地域づくり人財の発掘・育成・ネットワーク化を行う。	地域連携部

※H27予算額は当初予算額

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H27予算額(千円)	平成27年度の主な事業内容	課名
語学指導を行う外国青年招致事業		継続	19,755	クレアから提示される負担金額見直しの予定がないことから、現在の29名の任用を維持し、県立高等学校及び特別支援学校への訪問指導等とおして、引き続き本県の英語教育の充実を図る。	学校教育課
学習状況調査		継続	4,207	本県の児童生徒の学力向上に資するよう学習指導の改善を図り、学力の維持向上に取り組むため、県内公立小・中学校の児童生徒を対象に学習状況調査を実施する。	学校教育課
進学力を高める高校支援事業		継続	6,089	大学進学率の更なる向上を図るため、高校生の学力向上と教員の指導力向上等を図るための、各学校における特色ある取り組みを実施する。また、校内研修や授業改善について、研修や研究を行う。	学校教育課
主体的に学ぶ力を育む学力向上推進事業	重点	新規	26,933	児童生徒が主体的に学ぶ力(課題を解決していく力)を身に付けられるよう、研究指定校による実践研究を行うとともに、学力向上アドバイザー会議や学力向上フォーラムを開催し、授業改善ハンドブック・家庭学習啓発リーフレットを作成・配布する。	学校教育課
探究型学習によるたくましい高校生育成事業	重点	新規	17,696	探究型学習研究協議会の設置、指定校による研究、生徒の成果発表会開催、問題発見・解決能力育成合宿の実施により、本県高校生が自ら課題を探し解決できる人財に育成する。	学校教育課
あおもりっ子育みプラン21		継続	749,591	小学校1～3年生及び中学校1年生を対象とした1学級33人の少人数学級編制などを小学校4年生まで拡大して実施し、これに要する教職員の増配置を行う。	教職員課
子ども健康促進事業	重点	継続	15,445	本県の肥満傾向児出現率を低下させるため、小学校において児童の運動量の確保と運動の習慣化に向けた取組を推進するとともに、あおもり型給食の開発・普及や児童生徒の適正な栄養管理指導のための実践研究、親子健康キャンプ等を実施する。	生涯学習課 スポーツ健康課
いきいき青森っ子健康づくり事業		継続	2,290	健康教育実践研究校9校を設置し、本県における健康教育のあり方、進め方を協議するとともに健康課題解決のための具体的な指導内容、指導方法について研究する。	スポーツ健康課
栄養教諭・学校栄養職員研修事業(新規採用研修・経験者研修、中堅教職員指導実践力向上研修)		継続	1,980	経験年数に応じて研修会を開催し、学校栄養職員としての資質向上を図る。	スポーツ健康課
学校安全教室指導者研修会		継続	246	各学校において、実践的な安全教育・安全管理等を推進することができるよう、教職員等を対象とした研修会を開催する。	スポーツ健康課
学校保健課題解決支援事業		新規	747	27年度からは「学校保健課題解決支援事業」「性に関する教育普及推進事業」を合わせて「学校保健総合支援事業」となる。 27年度当初747千円。 児童生徒の健康課題解決のための研修会等を実施するとともに、学校における適切な適切な性に関する教育の実践のための取組を支援する。	スポーツ健康課
性に関するセミナー		継続	320	研修会を開催し、性に関する教育を担当する指導者の資質向上を図る。	スポーツ健康課
体力向上推進事業		継続	410	本県児童生徒の体力を向上させるとともに、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの実現に資することができるよう、児童生徒が自ら進んで運動できる環境づくりを支援するため、教員の実践的な指導法の研修会等を実施する。	スポーツ健康課
薬物乱用防止教室推進事業		継続	257	各学校において、実践的な薬物乱用防止教育を推進することができるよう、教職員等を対象とした研修会を開催する。	スポーツ健康課
交通安全プロモーション事業		継続	120	・交通安全教育の指導体制づくり(高校生の交通安全教育の啓発を図るため、交通安全教材を配布し、指導体制づくりの強化) ・交通安全推進指定校の指定(児童生徒等の交通安全行動の定着化を図るため、学校を中心とする地域全体の交通安全意識啓発)	スポーツ健康課
地域の絆による犯罪抑止対策推進事業 【重点目標7に再掲】		継続	1,867	(地域安全活動活性化事業) 大学生防犯ボランティアを対象とした地域交流会及びスキルアップ等の研修会を開催し、地域のボランティア活動の活性化を引き続き推進する。	生活安全企画課

**重点目標2 社会的・職業的自立に必要な能力を育成します**

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H27予算額(千円)	平成27年度の主な事業内容	課名
キャリア・職業教育の推進事業(特色教育支援経費補助)		継続	4,200	キャリア・職業教育の推進のため、資格取得の支援や多様な職業体験に要する経費に対し、補助金を交付する。	総務学事課
教育の国際化事業(特色教育支援経費補助)		継続	4,200	教育の国際化を図るため、英語教育の強化や国際交流の推進に係る取組に要する経費に対し、補助金を交付した。	総務学事課
「夢のカタチ」形成事業 【重点目標1に再掲】		継続	4,656	・高校生が明確な職業意識を持つきっかけとするため、県内の先輩社会人を講師とする「先輩から後輩への夢相伝講座」を県内の高等学校で開催する。(実施校6校) ・県内中学生を対象に、広い視野と高い志、ふるさとへの愛着と誇りを持った創造力豊かな子供たちを育てるためのサマーセミナー「未来ひらめき創造塾」を開催する。 ・全国の高校生を対象に、世界に通用する人財の育成を目指すサマースクール「日本の次世代リーダー養成塾」に本県の高校生を派遣する。	地域活力振興課
IT政策推進費 (ユビキタス出前授業～ユビキタス?君なら何する??～)		継続	917	ユビキタスネットワーク社会への理解を深めるため、小学生を対象とした最先端のユビキタス技術を体験してもらう出前授業を開催する。	情報システム課
いつでも安心「情報力」強化推進事業	重点	継続	5,068	災害発生等の緊急時における県民のICT利活用に関する知識の向上を図るため、情報で地域を支える人財育成や緊急時の情報利活用の普及促進を行う。	情報システム課
オープンデータ利活用人材育成	重点	新規	1,828	オープンデータを活用した高校生対象のアプリ開発講座や一般県民対象のワークショップを開催する。	情報システム課
青い森鉄道が運ぶ沿線魅力戦略事業 (将来の青い森鉄道ユーザーへの動機付け)	重点	新規	1,994	小中学校対象の青い森鉄道職場体験ツアーの実施(2回)や沿線高等学校を対象としたワークショップを実施し、青い森鉄道の将来ユーザーのマイレール意識向上を図る。	青い森鉄道対策室
ファッション産地あおもり推進事業(全国高等学校ファッションデザイン選手権大会(ファッション甲子園))		継続	14,051	第15回全国高等学校ファッションデザイン選手権大会の開催を支援するとともに、ファッション産地化に向けた県内人材獲得や販路開拓の取組が民間主導で展開されるよう支援する。	県民生活文化課
芸術文化出前教室開催事業		継続	857	県民文化祭に参加する15分野の芸術文化団体を学校、児童館等に派遣し、出前教室を開催する。	県民生活文化課
青森県民文化祭開催事業		継続	9,360	芸術文化活動の発表と鑑賞の場として、三八地域において青森県民文化祭を開催する。	県民生活文化課
芸術文化でひらくあおもり未来づくり事業	重点	継続	5,521	メディア芸術(主に「映像芸術」)の制作活動支援等を行うとともに、公立文化施設職員などを対象とした研修会を開催する。	県民生活文化課
青少年行政基礎調査事業 【重点目標1に再掲】		継続	266	本県の青少年の現状と課題を明らかにするとともに、関係行政機関における青少年に関する諸施策を取りまとめ、青少年白書を作成する。	青少年・男女共同参画課
環境出前講座実施事業 【重点目標9に再掲】		継続	1,692	小学校を対象に、地域の人財とNPO法人との協働による環境出前講座を実施する。	環境政策課
大学等との連携による環境教育推進事業 【重点目標9に再掲】	重点	新規	5,164	これからの環境教育や環境保全活動を担う若者(大学生)を継続的に育成するための仕組みづくりの構築に向けた調査・研究を県内大学に委託して行う。 また、NPOなどの各主体の協働による環境教育などの取組を促進するため、フォーラム及びワークショップや親子を対象とした環境スクールを開催する。	環境政策課

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H27予算額(千円)	平成27年度主な事業内容	課名
北東北三県新環境教育教材作成配布事業 【重点目標9に再掲】		継続	1,334	平成26年度に三県共同で作成した環境教材を県内全小学校へ印刷・配布する。 また、現場の教師が新教材を積極的に各教科授業で取り扱うことができるよう、活用例を示す。	環境政策課
環境活動推進事業 【重点目標9に再掲】		継続	205	地域の子どもの自主的な環境活動の取組である「こどもエコクラブ」の活動支援としてサポーター・コーディネーター研修会を開催する。また、環境情報の提供としてメールマガジンの発行を行う。	環境政策課
宝湖「小川原湖」流域対象事業	重点	新規	9,859	親子環境学習会(水生生物を指標とした河川水質調査、小川原湖での地引き網体験、国の水質浄化施設の見学等)を開催し、小川原湖の水環境改善の必要性について啓発する。	環境保全課
地域医療志向医師の早期育成・県内定着促進事業		継続	19,308	医師を目指す県内の中・高校生向け啓発事業、医学生への修学資金貸付などにより、医学部医学科合格者の増加に取り組む。	医療業務課
ものづくりインターンシップ	重点	継続	2,298	県内の高校生等を対象に、地域企業の製造現場において、生産改善手法による企業実習を行う。	地域産業課
あおもりのものづくり企業探究ツアー	重点	継続	2,004	元のものづくり企業を小中学生が訪問し、見学・体験実習や企業の取組取材等を行う「企業探究ツアー」を実施する。	地域産業課
未来の起業家育成事業	重点	継続	4,614	創業・起業を目指す意欲のある人材を育成するため、小中学生向けにビジネスの基本から実際の販売までを行うキッズベンチャースクールを開設するとともに、中学生向けに起業家による講演等を実施する。また、大学生と地元企業との連携による新商品・新サービス展開を支援する。	地域産業課
創造性豊かな産業人材育成事業		継続	5,825	子どもの豊かな科学的発想や創造性を育み、科学や発明、創意工夫に意欲的に取り組める環境づくりを進め、将来の産業人材育成を図るための事業を実施する。 ・子どもの創造性を育成する地域団体に対して活動費を助成 ・科学の夢の絵画や工作物を募集し、展示・表彰を実施 ・サイエンス体験と科学工作教室・競技大会を実施	新産業創造課
みんなで育む子どもの創造する科学推進事業	重点	継続	2,814	地域ぐるみで持続的な子どもの創造性育成活動に取り組める環境づくりを進めるため、人材バンクの整備、指導人材の育成及び活動資金の確保などに向けた推進体制の検討・整備を実施する。	新産業創造課
若年者人材確保・定着促進支援事業		継続	39,685	若年者の県内就職及び職場定着を促進するため、県外の大学生等を対象とした企業情報の発信機能を強化するとともに、高校生等を対象とした就労意識形成セミナーの開催等を実施する。	労政・能力開発課
ジョブカフェあおもり推進・運営事業 【重点目標3, 4に再掲】		継続	91,838	若年者の就職促進及び人材育成を図るため、「ジョブカフェあおもり(青森県若年者就職支援センター)」を運営し、若年者等に対し、職業に関する情報提供、キャリアカウンセリング、各種セミナー等の総合的な支援サービスを提供する。	労政・能力開発課
離職者等再就職訓練事業		継続	712,600	一般求職者を対象とした職業訓練の一つとして、フリーター等の若者や子育て終了後の女性等、これまで職業能力形成機会に恵まれなかった者に実践的な職業能力を付与し、早期安定就労を支援するため、民間教育訓練機関等における座学と企業実習を一体的に組み合わせた職業訓練を実施する。	労政・能力開発課
訓練校事業		継続	49,114	県立職業能力開発校において、高卒者等が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得するための職業訓練を実施する。	労政・能力開発課
協業型新時代ITビジネス推進事業費	重点	新規	2,344	IT企業への就職促進を図るためのスクールキャラバン及び人材育成のためのセミナーの開催。	新産業創造課
未来ものづくり人材確保・育成事業		新規	2,141	技術者育成段階で更に技能水準を高め、より技能レベルの高い人材を社会に供給していくため、技能競技全国大会への参加支援やものづくりへの理解促進活動により、若年者の技能向上、社会全体の技能尊重気運の醸成を図る。	労政・能力開発課

事業名	重点 事業	新規・継 続・廃止	H27予算 額 (千円)	平成27年度の主な事業内容	課名
地域と企業がつながる森・里・海づくり推進事業	重点	継続	4,607	・県の働きかけにより企業の参加を促すとともに、NPOに委託するモデル活動などの事例を積み上げながらネットワークの形成を図る。また、地域の活動の活性化と継続性を高めるため、次代の活動を担う子供達と対象とした啓発活動も展開する。	農林水産政策課
農山漁村女性起業チャレンジ支援事業		継続	3,834	・農山漁村の若手女性起業を育成するため、技術習得のためのインターンシップや、商品づくりや販売・経営管理のセミナー、若手女性と起業家との情報交換会を開催する。また、起業の開始や発展のための新たなチャレンジを支援する	農林水産政策課
「かみきた畑美人」美・食・楽クローズアップ事業	重点	新規	2,036	・若手農業女性を女性の視点で「美」や「食」と「農業」を組み合わせ楽しく参加しやすい講座へ誘導し、ネットワーク化を図ると共に上北地域の農業、農産物を広く楽しく県内外へPRする。	農林水産政策課(上北地域県民局地域農林水産部)
青年就農給付金事業(準備型・経営開始型)		継続	707,625	青年の就業意欲の喚起と就業後の定着を図ることを目的に、就業前の研修期間(2年以内)及び経営が不安定な就業直後(5年以内)の所得を確保するための給付金(最大150万円/年)を給付する。	構造政策課
フレッシュファーマーズ定着促進事業 【重点目標10に再掲】		継続	3,076	・新規就農者や青年農業者を対象とした専門研修や集合研修により、資質向上を支援する。 ・農業法人等への雇用就業の受入体制を整備する。 ・農村青少年クラブの活動支援及びリーダー育成活動を実施する。	構造政策課
新規就農促進事業		継続	6,222	・新規就農ガイドブックの作成、配布やHPによる新規就農支援のPR活動を実施する。 ・関係機関と連携した新規就農相談及び各種就業支援を実施する。 ・新規就農者が作成する「青年等就業計画」の作成を支援する。 ・農業法人等を就職先として斡旋し、雇用形態での就業促進する。	構造政策課
働きたくなる建設業発信事業		継続	2,582	地域に必要な産業としての理解を深め、やりがいや魅力を感じて就職する人材の掘り起こしを目的として、小学生・中学生・高校生を対象とした、建設現場見学会・土木技術をテーマとした公開講座・若手入職者との意見交換会を実施する。	監理課
特別支援学校就職促進事業 【重点目標5に再掲】		継続	1,051	生徒の主体的な職業意識を育成するとともに、生徒と事業所等との相互理解を促進する。	学校教育課
グローバルな志の育成事業	重点	継続	9,661	国際社会において各分野を牽引する人材の育成を図るため、グローバルな志を育成するとともに、県内及び韓国で集中的な体験型英語学習プログラムの実践研究を行う。	学校教育課
未来創出りんごプロジェクト事業	重点	継続	5,529	高校生のチャレンジ精神の育成と農業による地域の活性化を図るため、県立柏木農業高校の各学科が連携し、りんごを用いた商品開発や県産品のPR活動及びりんご剪定枝の効率的な利用法等の研究・開発を行う。	学校教育課
高校生の就職総合支援プロジェクト事業		継続	47,224	高校生の就職支援を強力に推進するため、生徒の就職に有利となる資格取得に向けた研修等を実施するとともに、生徒の職業・企業理解を図るための企業訪問を実施する。	学校教育課
医師を志す高校生支援事業		継続	22,334	医学部医学科への入学者の増加を図るため、県内3つの拠点校が中心となり、医学科進学を目指す高校生の実力養成と教員の指導力向上等を図るための学習プログラム等を実施する。	学校教育課
楽しんで磨く英語力ポリッシュアップ事業	重点	新規	6,542	グローバル化に対応する人材を育成するよう、小・中学校の英語担当教員の指導力向上のための中核教員研修及び生徒の意欲向上を図るためのイングリッシュ・キャンプを実施するとともに、中学生の語彙力を含む基礎的・基本的な英語力向上のための実践事例集を作成・配布する。	学校教育課

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H27予算額 (千円)	平成27年度主な事業内容	課名
夢や志の実現を目指す「特別支援学校技能検定」開発事業 【重点目標5に再掲】	重点	新規	18,314	地域の企業等との連携・協働により「夢や志」をもち、チャレンジする心を育むための青森県版「特別支援学校技能検定」を開発するなど、特別支援学校におけるキャリア教育及び職業教育の充実を図る。	学校教育課
高校生スキルアッププログラム推進事業		継続	285	高校生の知識や経験の幅を広げるとともに、社会の変化に柔軟に対応し逞しく生きるための様々なスキルの向上を図ることを目的とし、学校外における学習への積極的な取組を推進する。	総合社会教育センター
高大連携キャリアサポート推進事業 【重点目標10に再掲】		継続	917	高校生の主体性や意欲を引き出すとともに、チャレンジする心を育むことを目的として、ナナメの関係である大学生によるワークショップを計画的に実施する。	総合社会教育センター
子どもの読書活動推進事業		継続	2,432	平成26年度に策定した「青森県子ども読書活動推進計画（第三次）」に基づき、家庭・地域・学校が連携して、子どもが読書に親しむ機会の充実、環境の整備・充実、理解と関心の普及啓発を進めるため、広報活動、研修会、読み聞かせ実践者の育成及び学校でのボランティア活動を進める取組等を実施する。	生涯学習課
あおもりで「生きる・働く」を学ぶキャリア教育実践事業 【重点目標9に再掲】	重点	継続	4,665	子どもの自己肯定感を高め、将来の夢や希望に向けて積極的な行動を促すため、校種間の連携及び地域との連携を融合した実践研究、地域産業による教育支援活動の促進等に取り組み、学校・地域・家庭におけるキャリア教育の一層の充実を図る。	生涯学習課
青少年教育施設主催事業		継続	2,880	参加者相互のふれあいを深めながら、自然について学ぶとともに、自然に親しむ態度や豊かな心を育むために、受入事業、各種主催事業及び自然体験活動支援事業の充実を図り、多様な体験機会を提供する。	生涯学習課

**【基本目標Ⅱ】 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援**

**重点目標3 ニート・フリーターに対する支援の充実を図ります**

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H27予算額(千円)	平成27年度の主な事業内容	課名
ジョブカフェあおもり推進・運営事業 【重点目標2, 4に再掲】		継続	91,838	若年者の就職促進及び人材育成を図るため、「ジョブカフェあおもり(青森県若年者就職支援センター)」を運営し、若年者等に対し、職業に関する情報提供、キャリアカウンセリング、各種セミナー等の総合的な支援サービスを提供する。	労政・能力開発課
地域に根差した子ども・若者支援活動拡大事業 【重点目標4,6,8,9,10に再掲】	重点	新規	4,694	ニート、ひきこもり、発達障害、不登校などの困難を有する子ども・若者支援の充実のため、支援に取り組む民間団体の拡大を目的として、支援活動ガイドラインを作成するとともに、団体育成研修を実施する。また、困難を有する子ども・若者支援に係る県民理解の促進等を図るため、県民フォーラム及び公開講座を開催する。	青少年・男女共同参画課

**重点目標4 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応の充実を図ります**

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H27予算額(千円)	平成27年度の主な事業内容	課名
教育相談体制の整備事業(特色教育支援経費補助)		継続	10,200	教育相談体制を整備するため、いじめ防止に係る校内研修会や生徒等へのカウンセリングに要する経費に対し、補助金を交付する。	総務学事課
地域に根差した子ども・若者支援活動拡大事業 【重点目標3,6,8,9,10に再掲】	重点	新規	4,694	ニート、ひきこもり、発達障害、不登校などの困難を有する子ども・若者支援の充実のため、支援に取り組む民間団体の拡大を目的として、支援活動ガイドラインを作成するとともに、団体育成研修を実施する。また、困難を有する子ども・若者支援に係る県民理解の促進等を図るため、県民フォーラム及び公開講座を開催する。	青少年・男女共同参画課
ジョブカフェあおもり推進・運営事業 【重点目標2, 3に再掲】		継続	91,838	若年者の就職促進及び人材育成を図るため、「ジョブカフェあおもり(青森県若年者就職支援センター)」を運営し、若年者等に対し、職業に関する情報提供、キャリアカウンセリング、各種セミナー等の総合的な支援サービスを提供する。	労政・能力開発課
スクールカウンセラー配置事業 【重点目標5, 6, 7に再掲】		継続	61,460	いじめや不登校等の問題への対応のため、臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを中学校53校に配置するとともに、学区内の小学校57校及び近隣の中学校51校に派遣する。	学校教育課
24時間電話相談事業 【重点目標6に再掲】		継続	8,020	いじめ等に悩む子どもや保護者等から24時間体制で電話相談を受け付けるための体制を整備し、いじめ問題の早期対応・早期解決を図っている。	学校教育課
いじめ対策事業		継続	993	本県はいじめ問題に係る現状と課題について共通理解を図るための会議を各教育事務所ごとに開催し、いじめ問題への対応について、一層の強化・充実を図るため、相談電話、相談機関の周知のためのポスターを作成し、配布する。	学校教育課
いじめ防止対策推進事業	重点	継続	17,551	いじめ防止体制の強化に向けたネットワークの構築及び連携強化を図るため、協議会の設置やスクールソーシャルワーカーを18名配置する。また、県内はいじめのない学校づくりの取組事例集等を全ての学校へ配布するとともに、ソーシャルメディア等監視員を配置する。	学校教育課
いじめ防止対策学校実践研究事業		継続	6,555	研究指定校において、各地区ごとに全小・中学校の教員及び高校の教員を対象に、いじめのない学校づくりに向けた実践研究の成果を発表し、県内へ普及する。	学校教育課
いじめ防止対策学校支援事業		継続	759	平成27年度は、82校の配置予定である。	学校教育課
ハートケアアドバイザー配置事業		継続	2,970	いじめ、不登校などの問題に適切に対応するため、電話相談、来所相談や学校等の訪問により教職員、児童生徒や保護者に対して助言を行うハートケアアドバイザーを配置する。	学校教育課
いじめ根絶キャンペーン推進事業		継続	3,188	いじめ問題への理解と認識を深めるため、中学生、高校生及び一般の応募作品を原作としたテレビCMの制作・放映等を通じて、いじめ根絶に向けた県民意識の高揚を図る。	生涯学習課
若者の社会参加促進事業 【重点目標6, 8に再掲】		新規	534	困難を有する若者の社会参加を促進するため、困難を有する若者のニーズに関する調査を行うとともに、若者の社会参加について考えるセミナーを実施する。また、社会教育施設を拠点とした若者と地域とのつながりを形成する取組を支援する。	生涯学習課

## 重点目標5 障害のある子ども・若者への支援の充実を図ります

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H27予算額 (千円)	平成27年度の主な事業内容	課名
私立幼稚園特別支援教育費補助		継続	58,408	心身障害児の就園を促し、障害に応じた適切な教育を早期に実施するため、学校法人が行う心身障害児教育に要する経費に対し、補助金を交付する。	総務学事課
自立支援医療(育成医療)負担金		継続	11,558	身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療(育成医療)の給付を行い、早期治療によって障害の除去及び軽減に努め、またはこれに加えて育成医療に要する費用であり、平成25年度から市町村に権限移譲され、県は経費の1/4を負担する。	こどもみらい課
発達障害者支援センター運営事業		継続	22,097	対象児者及びその家族等に対する相談支援、療育支援、就労支援及び関係機関職員への研修、関係機関・県民に対する普及啓発活動を継続的に推進していく。	障害福祉課
発達障害者支援体制促進事業		継続	5,490	発達障害児者支援の中核となる職員のスキルアップ、包括的個別支援計画を作成するコーディネーターの養成、発達障害児者の実態調査、家族サポート応援事業を実施する。	障害福祉課
特別支援学校就職促進事業 【重点目標2に再掲】		継続	1,051	生徒の主体的な職業意識を育成するとともに、生徒と事業所等との相互理解を促進する。	学校教育課
夢や志の実現を目指す「特別支援学校技能検定」開発事業 【重点目標2に再掲】	重点	新規	18,314	地域の企業等との連携・協働により「夢や志」をもち、チャレンジする心を育むための青森県版「特別支援学校技能検定」を開発するなど、特別支援学校におけるキャリア教育及び職業教育の充実を図る。	学校教育課
スクールカウンセラー配置事業 【重点目標4, 6, 7に再掲】		継続	61,460	いじめや不登校等の問題への対応のため、臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを中学校53校に配置するとともに、学区内の小学校57校及び近隣の中学校51校に派遣する。	学校教育課

## 重点目標6 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H27予算額 (千円)	平成27年度の主な事業内容	課名
地域に根差した子ども・若者支援活動拡大事業 【重点目標3,4,8,9,10に再掲】	重点	新規	4,694	ニート、ひきこもり、発達障害、不登校などの困難を有する子ども・若者支援の充実のため、支援に取り組む民間団体の拡大を目的として、支援活動ガイドラインを作成するとともに、団体育成研修を実施する。また、困難を有する子ども・若者支援に係る県民理解の促進等を図るため、県民フォーラム及び公開講座を開催する。	青少年・男女共同参画課
精神保健福祉センター特定相談(思春期及びひきこもりに関する相談指導)		継続	1,438	引き続き思春期及び青年期の相談診療及び家族の支援を行う。また、思春期問題研修を開催する予定である。	障害福祉課
スクールカウンセラー配置事業 【重点目標4, 5, 7に再掲】		継続	61,460	いじめや不登校等の問題への対応のため、臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを中学校53校に配置するとともに、学区内の小学校57校及び近隣の中学校51校に派遣する。	学校教育課
24時間電話相談事業 【重点目標4に再掲】		継続	8,020	いじめ等に悩む子どもや保護者等から24時間体制で電話相談を受け付けるための体制を整備し、いじめ問題の早期対応・早期解決を図っている。	学校教育課
若者の社会参加促進事業 【重点目標4, 8に再掲】		新規	534	困難を有する若者の社会参加を促進するため、困難を有する若者のニーズに関する調査を行うとともに、若者の社会参加について考えるセミナーを実施する。また、社会教育施設を拠点とした若者と地域とのつながりを形成する取組を支援する。	生涯学習課

## 重点目標7 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実を図ります

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H27予算額(千円)	平成27年度主な事業内容	課名
安全・安心な地域ネットワーク構築推進事業	重点	新規	3,967	安全・安心な地域ネットワークの構築を推進するため、地域ネットワーク研修会(1回)及び地域担当職員育成のため研修会(4市×1回)を開催し、地域担当職員による地域ネットワークの構築・協働活動の実施の支援(4地区)を行うとともに、安全・安心な地域ネットワーク推進セミナー(1回)を開催する。	県民生活文化課
青少年健全育成推進事業費 【重点目標11に再掲】		継続	1,111	青少年の健全育成をより一層推進するため、少年補導センターの活動促進、有益な書籍・映画等の推奨、貢献のあった個人及び団体の表彰等を実施する。	青少年・男女共同参画課
薬物乱用防止啓発促進事業		継続	1,276	中学生・高校生等の若い世代に対して、薬物乱用の恐ろしさを認識してもらうため薬物乱用防止教室等を開催し、薬物乱用防止普及啓発を推進する。	医療薬務課
スクールカウンセラー配置事業 【重点目標4, 5, 6に再掲】		継続	61,460	いじめや不登校等の問題への対応のため、臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを中学校53校に配置するとともに、学区内の小学校57校及び近隣の中学校51校に派遣する。	学校教育課
少年の規範意識ホップ・ステップ・ジャンプ事業 【重点目標11に再掲】		新規	5,723	非行少年の減少を図るため、低年齢層の規範意識の向上、少年非行防止JUMPチームの連携強化、研修会の開催により、各学校地域社会における規範意識高揚を図る。	少年課
地域の絆による犯罪抑止対策推進事業 【重点目標1に再掲】		継続	1,867	(地域安全活動活性化事業) 大学生防犯ボランティアを対象とした地域交流会及びスキルアップ等の研修会を開催し、地域のボランティア活動の活性化を引き続き推進する。	生活安全企画課

## 重点目標8 困難を有する子ども・若者やその家族を総合的に支援します

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H27予算額(千円)	平成27年度主な事業内容	課名
子ども・若者育成支援推進事業費		継続	302	引き続き、「青森県子ども・若者支援ネットワーク協議会」を開催し、子ども・若者支援を進める上での連携上の課題や効果的な連携方策について継続的に検討を進めていく。	青少年・男女共同参画課
地域に根差した子ども・若者支援活動拡大事業 【重点目標3,4,6,9,10に再掲】	重点	新規	4,694	ニート、ひきこもり、発達障害、不登校などの困難を有する子ども・若者支援の充実のため、支援に取り組む民間団体の拡大を目的として、支援活動ガイドラインを作成するとともに、団体育成研修を実施する。また、困難を有する子ども・若者支援に係る県民理解の促進等を図るため、県民フォーラム及び公開講座を開催する。	青少年・男女共同参画課
こどもサポートゼミ開催事業	重点	新規	9,278	生活困窮世帯、ひとり親家庭の小学校4年生から中学校3年生の児童を対象にした学習講習会を県内4地域で開催するとともに、関係機関による学習支援連絡会議を開催する。	こどもみらい課
若者の社会参加促進事業 【重点目標4, 6に再掲】		新規	534	困難を有する若者の社会参加を促進するため、困難を有する若者のニーズに関する調査を行うとともに、若者の社会参加について考えるセミナーを実施する。また、社会教育施設を拠点とした若者と地域とのつながりを形成する取組を支援する。	生涯学習課

**【基本目標Ⅲ】 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり**

**重点目標9 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上を推進します**

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H27予算額(千円)	平成27年度の主な事業内容	課名
幼稚園の子育て支援活動事業(特色教育支援経費補助)		継続	50,840	幼稚園の施設又は教育機能を広く開放することを積極的に推進するため、地域の子どもたちを対象とした遊びの場の提供や保護者に対する教育相談事業に要する経費に対し、補助金を交付する。	総務学事課
交通安全視聴覚教材貸出事業		継続	270	引き続き交通安全啓発DVD等の整備及び貸出を行う。	県民生活文化課
命を大切にすることを育む絆プロジェクト事業 【重点目標1, 10に再掲】		継続	7,994	子どもたちと地域社会との関係づくりを引き続き推進するため、地域における交流体験の創出や、あいさつ・声かけキャンペーン等を実施するとともに、子どもたちの自己肯定感を育むため、未来への前向きな思いをテーマとしたメッセージを募集し、優秀作品を掲載したカレンダーを作成・配付する。	青少年・男女共同参画課
地域に根差した子ども・若者支援活動拡大事業 【重点目標3,4,6,8,10に再掲】	重点	新規	4,694	ニート、ひきこもり、発達障害、不登校などの困難を有する子ども・若者支援の充実のため、支援に取り組む民間団体の拡大を目的として、支援活動ガイドラインを作成するとともに、団体育成研修を実施する。また、困難を有する子ども・若者支援に係る県民理解の促進等を図るため、県民フォーラム及び公開講座を開催する。	青少年・男女共同参画課
環境出前講座実施事業 【重点目標2に再掲】		継続	1,692	小学校を対象に、地域の人材とNPO法人との協働による環境出前講座を実施する。	環境政策課
大学等との連携による環境教育推進事業 【重点目標2に再掲】	重点	新規	5,164	これからの環境教育や環境保全活動を担う若者(大学生)を継続的に育成するための仕組みづくりの構築に向けた調査・研究を県内大学に委託して行う。 また、NPOなどの各主体の協働による環境教育などの取組を促進するため、フォーラム及びワークショップや親子を対象とした環境スクールを開催する。	環境政策課
北東北三県新環境教育教材作成配布事業 【重点目標2に再掲】		継続	1,334	平成26年度に三県共同で作成した環境教材を県内全小学校へ印刷・配布する。 また、現場の教師が新教材を積極的に各教科授業で取り扱うことができるよう、活用例を示す。	環境政策課
環境活動推進事業 【重点目標2に再掲】		継続	205	地域の子どもたちの自主的な環境活動の取組である「こどもエコクラブ」の活動支援としてサポーター・コーディネーター研修会を開催する。また、環境情報の提供としてメールマガジンの発行を行う。	環境政策課
放課後子どもプラン推進事業担当者連絡会議 【重点目標10に再掲】		継続	—	放課後子どもプランの推進に係る市町村担当者連絡会議を開催する。	(こどもみらい課) 生涯学習課
学校評議員配置事業		継続	3,183	県立学校長が、保護者や地域住民等の代表者で構成される学校評議員から、学校運営に関する意見を聴取すること等により、家庭や地域と連携しながら特色ある教育活動を展開する。	教職員課
あおもりで「生きる・働く」を学ぶキャリア教育実践事業 【重点目標2に再掲】	重点	継続	4,665	子どもの自己肯定感を高め、将来の夢や希望に向けて積極的な行動を促すため、校種間の連携及び地域との連携を融合した実践研究、地域産業による教育支援活動の促進等に取り組み、学校・地域・家庭におけるキャリア教育の一層の充実を図る。	生涯学習課
放課後子ども総合プラン(放課後子ども教室推進事業) 【重点目標10に再掲】		継続	51,852	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を支援する。	生涯学習課

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H27予算額(千円)	平成27年度主な事業内容	課名
家庭教育支援推進事業		継続	1,155	家庭教育支援を推進するため、今日的な課題に対応する学習プログラムの作成や当該プログラムの進行役(あおり家庭教育アドバイザー)の養成・派遣とフォローアップ研修等を行う。	生涯学習課
県立学校開放事業		継続	637	県民の生涯学習の推進と開かれた学校づくりの促進を目的とし、県立学校の有する専門性の高い教育機能を、地域住民の学習・スポーツ活動の場として開放する。	生涯学習課
絆でつながる家庭教育支援セミナー		継続	886	家庭教育支援に関わる人々の輪を広げるため、地域の絆の中での家庭教育支援につながる講座の企画・運営等の実践を通して、地域に密着した家庭教育支援者を育成するためのセミナーを、各市町村に出向いて行う。また、関係市町村において家庭教育支援活動が定着し、さらに発展させるため、総まとめ研修会を開催し、情報交換や交流も行き、更なる資質向上を図る。	総合社会教育センター
家庭教育支援コンテンツ事業		継続	3,618	家庭教育の重要性を訴えるとともに、子育てに関わる人々の抱える不安や悩みを軽減することを目的とした学習教材(動画)を制作し、学習機会と情報の提供を行う。	総合社会教育センター
家庭教育相談事業		継続	410	子育てホットラインの周知を行い、子育て中の親や家族の悩みを軽減するため、引き続き相談事業を進めていく。	総合社会教育センター

### 重点目標10 県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりを推進します

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H27予算額(千円)	平成27年度主な事業内容	課名
命を大切に心育む絆プロジェクト事業 【重点目標1, 9に再掲】		継続	7,994	子どもたちと地域社会との関係づくりを引き続き推進するため、地域における交流体験の創出や、あいさつ・声かけキャンペーン等を実施するとともに、子どもたちの自己肯定感を育むため、未来への前向きな思いをテーマとしたメッセージを募集し、優秀作品を掲載したカレンダーを作成・配付する。	青少年・男女共同参画課
地域に根差した子ども・若者支援活動拡大事業 【重点目標3,4,6,8,9に再掲】	重点	新規	4,694	ニート、ひきこもり、発達障害、不登校などの困難を有する子ども・若者支援の充実のため、支援に取り組む民間団体の拡大を目的として、支援活動ガイドラインを作成するとともに、団体育成研修を実施する。また、困難を有する子ども・若者支援に係る県民理解の促進等を図るため、県民フォーラム及び公開講座を開催する。	青少年・男女共同参画課
青少年健全育成推進員の設置		継続	4,548	青少年健全育成推進員の活動促進に向けて、引き続き県内6地区において推進員研修会を開催する。	青少年・男女共同参画課
青少年育成県民運動推進事業費補助		継続	3,531	青少年育成青森県民会議が展開する青少年育成推進運動に対して、補助金の交付等による支援を引き続き実施する。	青少年・男女共同参画課
あおり女性の活躍ステップアップ事業	重点	新規	6,557	「あおり輝く女性ネットワーク推進委員会(仮称)」を設置し、ネットワークの構築等に関する意見をもらいながら、女性の活躍について情報発信していくとともに、若手女性社員との座談会、女性管理職・リーダーの交流会を開催し、女性自らがアクションを起こすことを促す。また、将来の管理職・リーダーを目指す若手女性のマインドアップのためのセミナー等を開催する。さらに、ワークライフバランスの推進に向けて、企業トップ対象のセミナーを開催する。	青少年・男女共同参画課
放課後子どもプラン推進事業担当者連絡会議 【重点目標9に再掲】		継続	-	放課後子どもプランの推進に係る市町村担当者連絡会議を開催する。	(こどもみらい課) 生涯学習課
子ども・子育て支援事業支援計画推進事業費		継続	1,083	広報等を活用した「のびのびあおり子育てプラン」の周知を図るとともに、「青森県子ども・子育て支援推進会議」と「青森県子ども・子育て支援推進本部」とで連携を図りながら、計画の実施状況の把握・点検及び公表等を含め計画の推進を図る。	こどもみらい課

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H27予算額 (千円)	平成27年度の実施内容	課名
青森県子ども家庭支援センター事業		継続	26,680	社会全体で子育てを支援するため、相談事業や意識啓発のための各種イベント等を行う。(青森県子ども家庭支援センター指定管理業務)	こどもみらい課
地域子育て支援拠点関係者研修		継続	(指定管理業務)	地域における子育て支援拠点の基盤づくりの強化を図るため、関係者の資質向上のための研修及び連携強化のための情報交換を実施する。(青森県子ども家庭支援センター指定管理業務)	こどもみらい課
子育て団体活動支援事業		継続	—	子育てサークルや子育て支援団体が、子育てに関わる学習会等を行う際に講師を派遣する。(「青森県子ども家庭支援センター事業費」に予算計上)	こどもみらい課
放課後子どもプラン推進事業 (放課後児童健全育成事業)		継続	646,622	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	こどもみらい課
地域子育て支援事業		継続	315,072	家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するために、市町村子ども子育て支援事業計画に従って子育て支援事業を実施する。	こどもみらい課
あおもり子育て応援わくわく店事業		継続	(指定管理業務)	地域・社会全体で子育てを支え合う環境づくりを推進するため、店舗等が提供する子育て世帯等に対する優待制度をさらなる普及を目指して、広報活動等積極的に行う。【青森県子ども家庭支援センター指定管理業務】	こどもみらい課
保育料軽減事業費補助		継続	95,182	保育所等に入所する第3子以降の3歳児未満の保育料の軽減に対する経費の補助を行う。	こどもみらい課
病児・病後児保育対策事業費補助		継続	102,521	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業を実施する。(地域子ども子育て支援事業費補助)	こどもみらい課
延長保育促進事業費補助		継続	301,290	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。(地域子ども子育て支援事業費補助)	こどもみらい課
あおもり出会い・結婚応援事業		継続	14,591	結婚・出産・子育てに対し前向きになれるよう、社会全体で応援する気運を醸成するため、ポジティブキャンペーンを実施する。また、結婚を希望する者に対して、出会いの場となるイベントの情報を提供する。	こどもみらい課
三ツ星保育支援センター運営事業	重点	新規	21,151	保育所等としての活用を希望する物件を公募し保育事業者とのマッチングを行うとともに、保育士の質を高めるための研修の実施及び保育人財バンクの設置を行う。また、潜在保育士の就職・活用支援、勤務する保育士の相談支援を行う。	こどもみらい課
病児・病後児保育促進支援事業	重点	新規	15,178	県内における病児保育体制の構築を図るため、病児保育事業の実施マニュアルを作成する。県内1区域をモデル地域に指定し、6保育所において病児保育支援員を配置し、一時的に預かったり小児科医等と連携を図る等の事業を実施する。	こどもみらい課
育児・介護休業者生活安定資金融資制度		継続	2,017	育児・介護休業制度の導入及び利用を促進し、県内労働者の仕事と家庭の両立を支援するため、育児休業又は介護休業を取得した場合の生活安定に必要な資金を融資する。	労政・能力開発課

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H27予算額(千円)	平成27年度の主な事業内容	課名
フレッシュファーマーズ定着促進事業 【重点目標2に再掲】		継続	3,076	・新規就農者や青年農業者を対象とした専門研修や集合研修により、資質向上を支援する。 ・農業法人等への雇用就農の受入体制を整備する。 ・農村青少年クラブの活動支援及びリーダー育成活動を実施する。	構造政策課
指導農業者活動推進事業		継続	910	自ら農業及び集団活動に積極的に取り組み、将来とも地域農業の推進者となり得る模範的な農業青年を青森県青年農業者として認定する。 (地域農業の指導者である農業経営士の認定と青年農業者認定を一体事業で実施)	構造政策課
若手農業トップランナーチャレンジ事業	重点	継続	2,929	・若手農業トップランナー塾を開講(塾生の公募、経営力向上セミナー等の開催)し、ネットワーク活動を強化(異業種との交流会の開催、展示商談会への出展、営農大学校及び青年農業者、農業経営士との連携)する。	構造政策課
高大連携キャリアサポート推進事業 【重点目標2に再掲】		継続	917	高校生の主体性や意欲を引き出すとともに、チャレンジする心を育むことを目的として、ナメの関係である大学生によるワークショップを計画的に実施する。	総合社会教育センター
放課後子ども総合プラン (放課後子ども教室推進事業) 【重点目標9に再掲】		継続	51,852	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を支援する。	生涯学習課

### 重点目標11 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H27予算額(千円)	平成27年度の主な事業内容	課名
消費者教育事業(消費生活センター委託事業)		継続	1,306	市町村、社会福祉協議会、学校、消費者グループ等からの依頼により、講師として消費生活相談員等を派遣し、消費生活に関する講座を開催する。	県民生活文化課
学校における消費者教育推進事業 H26 消費者行政活性化事業 H27 消費者行政推進事業		継続	722	学校における消費者教育を推進するため、大学・高等学校においてモデル授業を実施するとともに、教員・消費生活アドバイザー等による検討委員会モデル授業の有効性等についての検討を行う。また、教員等を対象としたセミナーを開催する。	県民生活文化課
青少年健全育成推進事業費 【重点目標7に再掲】		継続	1,111	青少年の健全育成をより一層推進するため、少年補導センターの活動促進、有益な書籍・映画等の推奨、貢献のあった個人及び団体の表彰等を実施する。	青少年・男女共同参画課
青少年健全育成審議会運営事業		継続	973	・引き続き、青森県子ども・若者育成支援推進計画の進行管理等を目的として審議会を開催する。 ・図書类等部会を4回開催し、有害図書類等の指定、優良書籍の推奨及び青少年健全育成者等の表彰に係る審議を行う。	青少年・男女共同参画課
図書类等点検・立入調査事業		継続	1,277	青少年を巡る社会環境の浄化を推進するため、同条例の遵守状況について、継続的に立入調査等を実施していく。	青少年・男女共同参画課
麻薬・向精神薬等監視指導事業		継続	856	医療用麻薬・向精神薬・覚醒剤原料等の取扱いの適正を期するため、麻薬等取扱施設に対する立入検査及び麻薬・覚醒剤原料等の廃棄立会いを実施する。	医療薬務課

事業名	重点枠事業	新規・継続・廃止	H27予算額(千円)	平成27年度の主な事業内容	課名
子ども人権啓発事業		継続	1,455	子ども一人一人が尊重され、その権利を保障される必要性を県民に広く啓発するため、県内主要路線バスにバステッカードによる広告掲出を行うほか、県内の小学校の新入学児童を対象に子どもの権利擁護・虐待防止啓発を目的としたホットラインカードを配布する。	こどもみらい課
子ども虐待防止対策事業		継続	583	子どもに関わる関係者への研修会、児童虐待をはじめ要保護児童の対策等についての協議・検討等を行い、児童虐待防止に取り組む機運の醸成を図るとともに、県レベルのネットワークの構築、援助方策を協議する。	こどもみらい課
児童福祉施設整備費補助事業		継続	21,200	児童厚生施設(児童センター)の改築のための施設整備に要する経費の補助を行う。	こどもみらい課
児童虐待対応力アップ事業		継続	5,667	要保護児童の早期発見・早期対応のため、①市町村要保護児童対策地域協議会のためのケースマネジメント研修、②子どもに関わる関係職員のためのリスクアセスメント研修を実施するとともに、③被措置児童等虐待防止対策研修を実施し、被措置児童等虐待の再発を防止し、入所児童の処遇向上を図る。	こどもみらい課
児童福祉施設入所児童等自立能力強化事業費補助		継続	3,800	児童養護施設入所児童及び里親委託児童に係る就職のための資格取得経費、大学等進学に要する経費の補助を行う。	こどもみらい課
カウンセリング強化事業		継続	699	児童虐待を行う保護者には、自身の被虐待体験等による心の問題を抱えている場合が多いため、精神科医の協力を得て、保護者等へのカウンセリングを効果的に行う。	こどもみらい課
里親支援機関事業		継続	4,368	社会的養護において、より家庭的な環境で愛着関係形成を図ることができる里親委託を推進するため、里親制度の普及啓発、里親研修、里親に対する相談・援助など、里親支援を総合的に実施する。	こどもみらい課
DV被害者等総合支援事業		継続	6,426	DV被害者の支援・保護等に当たるDV相談支援センターを運営するとともに、配偶者からの暴力被害者の電話相談等に24時間体制で対応するためのDVホットラインを女性相談所に設置する。	こどもみらい課
DV防止広報事業		継続	934	県が策定した「第3次青森県DV防止・被害者支援計画」に基づき、DV防止について県民への普及啓発を図る。	こどもみらい課
ハートフル・コミュニケーション推進事業		継続	827	中学生を対象にしたDV予防啓発セミナー開催のほか、地域・学校関係者等のDVに対する正しい理解の普及啓発を図る。	こどもみらい課
少年の規範意識ホップ・ステップ・ジャンプ事業 【重点目標7に再掲】	重点	新規	5,723	非行少年の減少を図るため、低年齢層の規範意識の向上、少年非行防止JUMPチームの連携強化、研修会の開催により、各学校地域社会における規範意識高揚を図る。	少年課
子どもと女性のセーフティ対策事業 子供・女性を性犯罪等から守るための対策事業		継続	3,020	・安全講習会、スキルアップ研修会を継続して開催し、子ども見守り活動の浸透を図る。 ・県警メールマガジン「青い森のセーフティネット」の活用や子ども対象防犯リーフレット等を作成、配布することで、積極的な情報発信活動を推進する。	生活安全企画課

# 参 考



## 青森県青少年健全育成条例

昭和 54 年 12 月 24 日青森県条例第 34 号  
改正 昭和 59 年 12 月 22 日条例第 49 号  
改正 平成 4 年 3 月 25 日条例第 19 号  
改正 平成 8 年 10 月 16 日条例第 39 号  
改正 平成 10 年 12 月 24 日条例第 60 号  
改正 平成 11 年 10 月 18 日条例第 48 号  
改正 平成 11 年 12 月 24 日条例第 59 号  
改正 平成 14 年 3 月 27 日条例第 48 号  
改正 平成 18 年 10 月 16 日条例第 85 号  
改正 平成 20 年 10 月 17 日条例第 59 号

### 目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 施策（第 6 条—第 10 条）
- 第 3 章 社会環境の浄化（第 11 条—第 21 条の 2）
- 第 4 章 行為の規制等（第 22 条—第 24 条）
- 第 5 章 推奨等（第 25 条—第 27 条）
- 第 6 章 雑則（第 28 条—第 29 条）
- 第 7 章 罰則（第 30 条—第 33 条）
- 附則

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この条例は、青少年の健全な育成に関する県及び県民の責務を明らかにし、青少年の健全な育成に関する施策の大綱を定めるとともに、青少年を取り巻く社会環境の浄化及び青少年の健全な育成を阻害する行為の規制等について必要な事項を定めることにより、青少年の健全な育成に資することを目的とする。

（平 11 条例 59・一部改正）

##### （適用上の注意）

第 2 条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用すべきであつて、いやしくも、これを濫用し、自由と権利を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

##### （県の責務）

第 3 条 県は、青少年の健全な育成を図るための総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第 4 条 削除（平 11 条例 59）

##### （県民の責務）

第5条 県民は、青少年の健全な育成を助長する社会環境の形成に努めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会環境から青少年を保護するように努めなければならない。

- 2 保護者（親権を行う者、後見人その他の者で青少年を現に監護するものをいう。以下同じ。）は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを強く自覚し、あたたかい環境の中で青少年を監護教育するように努めなければならない。
- 3 家庭を構成する者は、互いに協力し、健全な家庭づくりを進めることによつて、青少年を健全に育成するように努めなければならない。
- 4 学校の関係者その他の青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、その職務又は活動を通じて、互いに協力し、青少年を健全に育成するように努めなければならない。
- 5 近隣住民は、互いに協力し、青少年を健全に育成するように努めなければならない。

## 第2章 施策

### （施策の基本）

第6条 青少年の健全な育成を図るための県の施策の策定及びその実施は、県民の自主的な活動を援助し、促進することを基本として、積極的かつ効果的になされなければならない。

### （重点施策）

第7条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項を内容とする施策を重点的に推進するものとする。

- （1） 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の助長
- （2） 青少年の健全な育成に関する活動の指導者の養成
- （3） 青少年の健全な育成を図るための施設の整備及びその利用の促進
- （4） 青少年を取り巻く社会環境の浄化活動及び青少年非行防止活動の促進
- （5） 健全な家庭づくりの促進

### （推進体制の整備）

第8条 知事は、青少年の健全な育成を図るための施策の推進体制の整備に努めなければならない。

### （援助）

第9条 県は、青少年の健全な育成を図るため必要があるときは、市町村、青少年を健全に育成することを目的とする団体、青少年を取り巻く社会環境の浄化のため営業に関して自主規制に努める者の団体等に対し、助成その他の援助の措置を講ずるものとする。

### （調査等）

第10条 知事は、青少年の健全な育成を図るため、青少年を取り巻く社会環境及び青少年の実態を調査してその結果を県民に公開するとともに、関係機関に対して必要な情報を提供しなければならない。

## 第3章 社会環境の浄化

### （定義）

第11条 この章以下（第5章を除く。）において「青少年」とは、18歳未満の者（婚姻した者を除く。）をいう。

2 この章並びに第 28 条の 2 第 1 項及び第 2 項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書類 書籍その他の出版物、文書、絵画、写真、映写用フィルム及び映像又は音声記録されているテープ、音盤、ビデオディスク、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の物品で機器を使用して当該映像又は音声を再生するもの
- (2) 特定がん具類 性に関するがん具及びこれに類する物品（図書類を除く。）
- (3) 危険器具 刃物その他の人に危害を加える器具として使用することができる物
- (4) 興行 映画、演劇、演芸及び見せ物
- (5) 広告物 常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの、公衆に頒布されるちらし並びにこれらに類するもの
- (6) 利用カード類 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 2 条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型電話異性紹介営業」という。）又は同条第 10 項に規定する無店舗型電話異性紹介営業（以下「無店舗型電話異性紹介営業」という。）に関して提供される役務に応ずる対価を得る目的で発行される文書その他の物品

3 この章において「青少年立入禁止場所」とは、法第 2 条第 1 項に規定する風俗営業（以下「風俗営業」という。）、同条第 6 項に規定する店舗型風俗特殊営業（以下「店舗型風俗特殊営業」という。）及び店舗型電話異性紹介営業に係る営業所（同条第 1 項第 8 号の営業に係る営業所を除く。）並びに法第 31 条の 2 第 1 項第 7 号に規定する受付所をいう。

（平 4 条例 19・平 8 条例 39・平 10 条例 60・平 14 条例 48・平 18 条例 85・平 20 条例 59・一部改正）

（指定）

第 12 条 知事は、図書類、興行及び広告物でその内容が次の各号のいずれかに該当するものを指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
- (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの

2 知事は、特定がん具類でその形状、構造又は機能が前項第 1 号に該当するもの及び危険器具でその形状、構造又は機能が同項第 2 号に該当するものを指定することができる。

3 前 2 項の指定は、告示で行わなければならない。

4 知事は、第 1 項又は第 2 項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、青森県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。ただし、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

5 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで第 1 項又は第 2 項の規定による指定をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

6 前 3 項の規定は、第 1 項又は第 2 項の規定による指定の取消しについて準用する。

7 何人も、知事に対し、図書類、興行、広告物、特定がん具類又は危険器具について、第 1 項又は第 2 項の規定による指定又はその取消しをするよう申し出ることができる。

（平 4 条例 19・平 8 条例 39・平 20 条例 59・一部改正）

(図書類)

第 13 条 次に掲げる図書類は、前条第 1 項の規定により指定された図書類とみなす。

- (1) 書籍その他の出版物であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）が総ページの 3 分の 1 以上を占めるもの
- (2) 映像又は音声記録されているテープ、ビデオディスク、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の物品で機器を使用して当該映像又は音声を再生するものであつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写した場面で規則で定めるものが総場面の 3 分の 1 以上を占め、又はその描写の時間が合わせて 3 分を超えるもの
- 2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、前条第 1 項の規定により指定された図書類又は前項の規定により指定された図書類とみなされる図書類（以下「指定図書類等」という。）を青少年に販売し、貸し付け、見せ、読ませ、聞かせ、又は交換によつて入手させてはならない。
- 3 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等以外の図書類でその内容が次の各号のいずれかに該当するものを青少年に販売し、貸し付け、見せ、読ませ、聞かせ、又は交換によつて入手させないように努めなければならない。
  - (1) 青少年の性的感情を刺激し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
  - (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの
- 4 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等を陳列するときは、他の図書類と区分して屋内の容易に見通すことができる一定の場所に置くとともに、客の見やすい場所に青少年の購入又は借受けを禁止する旨の掲示をするように努めなければならない。
- 5 待合室、集会所その他の施設を管理する者は、当該施設において指定図書類等以外の図書類でその内容が第 3 項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

(平 4 条例 19・平 8 条例 39・一部改正)

(特定がん具類)

第 13 条の 2 次に掲げる特定がん具類は、第 12 条第 2 項の規定により指定された特定がん具類とみなす。

- (1) 下着の形状をしたがん具
- (2) 使用済みの下着（使用済みと誤認されるものを含む。）
- (3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品で規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
- 2 特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、第 12 条第 2 項の規定により指定された特定がん具類又は前項の規定により指定された特定がん具類とみなされる特定がん具類（以下「指定特定がん具類等」という。）を青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させてはならない。
- 3 特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、指定特定がん具類等以外の特定がん具類でその形状、構造又は機能が前条第 3 項第 1 号に該当するものを青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させないように努めなければならない。
- 4 主として特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、客の見やすい場所に青少年の立入りを禁止する旨の掲示をするとともに、その営業場所に青少年を客として立ち入らせないように努めなければならない。

(平 8 条例 39・追加)

(自動販売機等への指定図書類等の収納禁止等)

第 13 条の 3 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等又は指定特定がん具類等を自動販売機等に収納してはならない。

- 2 自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又は特定がん具類について第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による指定があつたときは、当該指定のあつた図書類又は特定がん具類を直ちに撤去しなければならない。
- 3 知事は、指定図書類等又は指定特定がん具類等が自動販売機等に収納されているときは、当該自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者に対し、当該指定図書類等又は指定特定がん具類等の撤去を命ずることができる。
- 4 前 3 項の規定は、青少年立入禁止場所に設置され、かつ、青少年が指定図書類等又は指定特定がん具類等を手に入れないように管理されている自動販売機等については、適用しない。
- 5 自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者は、指定図書類等以外の図書類でその内容が第 13 条第 3 項各号のいずれかに該当するもの又は指定特定がん具類等以外の特定がん具類でその形状、構造若しくは機能が同項第 1 号に該当するものを自動販売機等に収納しないように努めなければならない。

(平 8 条例 39・追加)

(自動販売機等による図書類等の販売等の届出)

第 13 条の 4 図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしようとするものは、自動販売機等ごとに、販売又は貸付けを開始する日の 10 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - (2) 自動販売機等を管理する者の氏名及び住所
  - (3) 自動販売機等の設置場所並びにその場所を提供する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - (4) 自動販売機等の型式及び製造番号
  - (5) 販売又は貸付けを開始する年月日
  - (6) その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち規則で定める事項に変更があつたときは、その日から 20 日以内に、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
  - 3 第 1 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る販売又は貸付けを廃止したときは、その日から 10 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
  - 4 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者は、第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項を当該届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に表示しなければならない。

(平 8 条例 39・追加)

(危険器具)

第 13 条の 5 危険器具の販売又は貸付けを業とする者は、第 12 条第 2 項の規定により指定された危険器具(以下「指定危険器具」という。)を青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させてはな

らない。

- 2 危険器具の販売又は貸付けを業とする者は、指定危険器具以外の危険器具でその形状、構造又は機能が第13条第3項第2号に該当するものを青少年に販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させないように努めなければならない。

(平20条例59・追加)

(興行)

第14条 興行を行う者は、第12条第1項の規定により指定された興行（以下「指定興行」という。）を青少年に見せ、又は聞かせてはならない。

- 2 興行を行う者は、指定興行以外の興行でその内容が第13条第3項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、又は聞かせないように努めなければならない。

(平4条例19・平8条例39・一部改正)

(広告物)

第15条 広告主又は広告物の管理者は、第12条第1項の規定により指定された広告物（以下「指定広告物」という。）を、青少年の目に触れる場所に掲出し、若しくは表示し、又は青少年に頒布してはならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反して指定広告物を掲出し、又は表示している広告主又は広告物の管理者に対し、当該指定広告物の撤去その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 広告主又は広告物の管理者は、指定広告物以外の広告物でその内容が第13条第3項各号のいずれかに該当するものを、青少年の目に触れる場所に掲出し、若しくは表示し、又は青少年に頒布しないように努めなければならない。

(平4条例19・平8条例39・一部改正)

(利用カード類の販売等の禁止)

第15条の2 何人も、青少年に対し、利用カード類を販売し、貸し付け、贈与し、又は交換によつて入手させてはならない。

- 2 何人も、青少年に対し、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業に関して提供される役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報を教えてはならない。

(平8条例39・追加、平14条例48・旧第15条の4繰上・一部改正)

(自動販売機への利用カード類の収納禁止)

第15条の3 利用カード類の販売を業とする者は、利用カード類を自動販売機に収納してはならない。

- 2 前項の規定は、青少年立入禁止場所に設置され、かつ、青少年が利用カード類を入手できないように管理されている自動販売機については、適用しない。

(平8条例39・追加、平14条例48・旧第15条の5繰上)

(自動販売機による利用カード類の販売の届出)

第15条の4 利用カード類の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしようとするものは、自動販売機ごとに、販売を開始する日の10日前までに、公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - (2) 自動販売機を管理する者の氏名及び住所
  - (3) 自動販売機の設置場所並びにその場所を提供する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - (4) 自動販売機の型式及び製造番号
  - (5) 販売を開始する年月日
  - (6) その他公安委員会規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち公安委員会規則で定める事項に変更があつたときは、その日から 20 日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その内容を公安委員会に届け出なければならない。
- 3 第 1 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る販売を廃止したときは、その日から 10 日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。
- (平 8 条例 39・追加、平 14 条例 48・旧第 15 条の 6 繰上・一部改正)

(店舗型電話異性紹介営業等に係る広告物の掲出等の制限)

- 第 15 条の 5 何人も、店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称若しくは所在地若しくは電話番号若しくは無店舗型電話異性紹介営業に係る呼称、事務所の所在地若しくは電話番号又は利用カード類を販売する場所（以下「店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称等」という。）に係る広告物（公衆に頒布されるちらし及びこれに類するものを除く。以下この項において同じ。）を掲出し、又は表示してはならない。ただし、青少年立入禁止場所に掲出され、又は表示される広告物（青少年の目に触れるおそれがないと認められるものに限る。）については、この限りでない。
- 2 何人も、青少年に対し、店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称等に係る広告物（公衆に頒布されるちらし及びこれに類するものに限る。）を頒布してはならない。
  - 3 何人も、店舗型電話異性紹介営業に係る営業所の名称等を記載した文書その他の物品を公衆電話機の周囲 2メートル以内の場所に置いてはならない。
  - 4 警察官は、前 3 項の規定に違反して広告物又は文書その他の物品を掲出し、表示し、頒布し、又は置いている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。
- (平 8 条例 39・追加、平 14 条例 48・旧第 15 条の 7 繰上・一部改正)

(深夜個室カラオケ営業)

- 第 15 条の 6 個室カラオケ営業（個室を設け、当該個室において客に専用機器により再生される伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる営業をいう。以下同じ。）を営む者は、深夜（午後 11 時から翌日の日の出の時までをいう。以下同じ。）において、保護者が同伴する場合を除き、その営業場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。
- (平 18 条例 85・追加)

(古物商等)

- 第 15 条の 7 古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）第 2 条第 3 項に規定する古物商又は質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）第 1 条第 2 項に規定する質屋は、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合その他正当な理由がある場合を除き、青少年から古物（古物営業法第 2 条第 1 項に規定する

古物をいう。以下同じ。) を買い受け、若しくは古物の売却の委託を受け、又は物品(有価証券を含む。) を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。

(平 18 条例 85・追加)

(遊技機営業)

第 16 条 遊技機を設けて客に遊技をさせる営業を営む者は、遊技機の構造及び当該遊技機による遊技の方法からみて、当該遊技機による遊技が青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、かつ、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるときは、青少年に当該遊技機による遊技をさせないように努めなければならない。

2 遊技機を設けて客に遊技をさせる営業を営む者は、青少年にその営業場所において遊技機による遊技のため金銭の濫費をさせないように努めなければならない。

(昭 59 条例 49・一部改正)

(旅館業等)

第 17 条 旅館業(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定する旅館業をいう。)又は設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者は、これらの営業に係る施設が青少年の怠学、怠業又は不純異性交遊の場として利用される等青少年の不健全なたまり場とならないように努めなければならない。

(昭 59 条例 49・一部改正)

(異性同伴施設)

第 18 条 主として異性を同伴する客に宿泊又は休憩をさせる営業で当該営業に係る施設又は設備が規則で定める要件を満たすものを営む者は、客の見やすい場所に青少年の立入りを禁止する旨の掲示をするとともに、その営業場所に青少年を客として立ち入らせないように努めなければならない。

(平 8 条例 39・一部改正)

(深夜興行等)

第 19 条 興行を行う者又は設備を設けて客に遊技若しくはスポーツをさせる営業(個室カラオケ営業を除く。)を営む者は、深夜において、正当な理由がある場合を除き、その営業場所に青少年を客として立ち入らせないように努めなければならない。

(昭 59 条例 49・平 18 条例 85・一部改正)

(適用除外)

第 20 条 第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 13 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項、第 14 条、第 16 条又は第 17 条の規定は、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業又は設備を設けて客に飲食をさせる営業(風俗営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。)を営む者が法第 22 条第 5 号(法第 32 条第 3 項において準用する場合を含む。)又は第 28 条第 12 項第 4 号の規定に違反する行為に引き続いてその営業場所において行う青少年に対する指定図書類等の販売等の行為については、適用しない。

2 第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 13 条の 2 第 2 項から第 4 項まで、第 15 条、第 15 条の 6、第 18 条又は前条の規定は、風俗営業、法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者が行う法第 16 条、第 22 条第 5 号(法第 32 条第 3 項において準用する場合を含む。)、

第 28 条第 5 項若しくは第 8 項（これらの規定を法第 31 条の 3 第 1 項、第 31 条の 8 第 1 項、第 31 条の 13 第 1 項及び第 31 条の 18 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 10 項（法第 31 条の 13 第 1 項において準用する場合を含む。）若しくは第 12 項第 4 号又は第 31 条の 3 第 3 項第 2 号の規定に違反する行為については、適用しない。

（昭 59 条例 49・追加、平 4 条例 19・旧第 19 条の 2 繰下、平 8 条例 39・平 10 条例 60・平 14 条例 48・平 18 条例 85・一部改正）

（自主規制）

第 21 条 第 13 条第 3 項から第 5 項まで、第 13 条の 2 第 3 項及び第 4 項、第 13 条の 3 第 5 項、第 13 条の 5 第 2 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 3 項並びに第 16 条から第 19 条までの規定（以下「自主規制に関する規定」という。）に従って自主規制に努める者は、当該自主規制に当たって互いに協力するように努めなければならない。

2 前項に規定する者の団体は、自主規制についての具体策を定め、その内容を構成員に周知徹底させるとともに、知事に報告するように努めなければならない。

3 知事は、自主規制に関する規定に従った自主規制に努めていない者及びその団体に対し、自主規制に努めるよう要請することができる。

（平 4 条例 19・平 8 条例 39・平 20 条例 59・一部改正）

（インターネットの利用環境の整備）

第 21 条の 2 保護者及び学校の関係者その他の青少年の育成に携わる関係者は、有害情報（インターネットの利用によつて得られる情報でその内容が第 13 条第 3 項各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、有害情報の受信を制限する機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

3 インターネットを利用することができる端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 2 条第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないようにするため必要な情報を提供するように努めなければならない。

（平 18 条例 85・追加）

#### 第 4 章 行為の規制等

（淫行又はわいせつ行為の禁止）

第 22 条 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を教え、又は見せてはならない。

（場所の提供又は周旋の禁止）

第 23 条 何人も、青少年が次に掲げる行為をすることを知つてこれらの行為が行われる場所を提供し、又は周旋してはならない。

（1）淫行又はわいせつ行為

- (2) 大麻の使用
- (3) 催眠、鎮痛又は鎮咳の作用を有する医薬品をみだりに使用すること。
- (4) 飲酒又は喫煙

(深夜外出)

第 24 条 保護者は、深夜において、みだりに青少年を外出させないように努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

(平 18 条例 85・一部改正)

## 第 5 章 推奨等

(推奨)

第 25 条 知事は、書籍、映画、演劇、団体の行う活動等でその内容が青少年の健全な育成にとって特に有益であると認められるものを、審議会の意見を聴いた上、推奨することができる。

(平 8 条例 39・一部改正)

(表彰)

第 26 条 知事は、次に掲げるものを、審議会の意見を聴いた上、表彰することができる。

- (1) 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの
- (2) 青少年又はその団体がその行動又は活動が他の模範になると認められるもの

(推奨等の申出)

第 27 条 何人も、知事に対し、第 25 条の規定による推奨又は前条の規定による表彰を行うよう申し出ることができる。

## 第 6 章 雑則

(保護)

第 28 条 何人も、青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれがある事実を発見したときは、保護者、関係機関等に通報する等青少年を保護するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(報告及び立入調査)

第 28 条の 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、報告若しくは資料の提出をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは営業所若しくは図書類若しくは特定がん具類に係る自動販売機等が存する土地若しくは建物に立ち入り、関係者に質問させることができる。

- (1) 図書類、特定がん具類又は危険器具の販売又は貸付けを業とする者
- (2) 興行を行う者
- (3) 広告主又は広告物の管理者
- (4) 個室カラオケ営業を営む者
- (5) 第 15 条の 7 に規定する古物商又は質屋

- 2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード類の販売を業とする者に対し、報告若

しくは資料の提出をさせ、又は警察職員に、利用カード類の販売を業とする者の事務所若しくは営業所若しくは利用カード類に係る自動販売機が存する土地若しくは建物に立ち入り、関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入調査をする職員又は警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平4条例19・追加、平8条例39・平14条例48・平18条例85・平20条例59・一部改正)

(施行事項)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。

(平8条例39・一部改正)

## 第7章 罰則

第30条 第22条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第22条第2項又は第23条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第13条第2項、第13条の2第2項、第13条の3第1項、第13条の5第1項、第15条の2、第15条の3第1項又は第15条の6の規定に違反した者

(2) 第13条の4第1項又は第15条の4第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第15条の5第4項の規定による命令に違反した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第13条の3第3項又は第15条第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第13条の4第2項若しくは第3項又は第15条の4第2項若しくは第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第13条の4第4項、第14条第1項、第15条の7又は第24条第2項の規定に違反した者

(4) 第15条第1項の規定に違反して指定広告物を青少年に頒布した者

(5) 第28条の2第1項若しくは第2項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくはこれらの規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(平4条例19・平8条例39・平14条例48・平18条例85・平20条例59・一部改正)

第31条 前条第1項及び第2項に規定する者は、青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることができない。ただし、青少年の年齢を知らないことについて過失がないときは、この限りでない。

(平4条例19・平8条例39・平14条例48・一部改正)

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第30条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑又は科料刑を科する。

(平8条例39・平14条例48・一部改正)

第 33 条 第 30 条又は前条の規定は、第 30 条の違反行為があつた時に青少年であつた者については、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。  
(青森県附属機関に関する条例の一部改正)
- 2 青森県附属機関に関する条例（昭和 36 年 1 月青森県条例第 14 号）の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略  
(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員の給与に関する条例（昭和 27 年 9 月青森県条例第 39 号）の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略  
(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 4 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 27 年 9 月青森県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和 59 年条例第 49 号）

この条例は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（平成 4 年条例第 19 号）

この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 39 号）

- 1 この条例は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の青森県青少年健全育成条例第 13 条第 5 項の規定によりなされた指定図書類の撤去の命令は、改正後の青森県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第 13 条の 3 第 3 項の規定によりなされた指定図書類等の撤去の命令とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正後の条例第 11 条第 2 項第 1 号に規定する図書類（以下「図書類」という。）又は同項第 2 号に規定する特定がん具類（以下「特定がん具類」という。）の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機又は自動貸出機による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしているものは、改正後の条例第 13 条の 4 第 1 項に規定する図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機等による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしようとするものとみなして、同項（同項に係る罰則を含む。）の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の 10 日前までに」とあるのは「平成 9 年 1 月 31 日までに」と、「次に」とあるのは「第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に」とする。
- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から 10 日を経過する日までに図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者で自動販売機又は自動貸出機による図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けをしようとするものに関する改正後の条例第 13 条の 4 第 1 項の規定の適用については、同項中「販売又は貸付けを開始する日の 10 日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 5 この条例の施行の際現に改正後の条例第 11 条第 2 項第 5 号に規定するテレホンクラブ等営業（以下「テレホンクラブ等営業」という。）を営んでいる者は、改正後の条例第 15 条の 2 第 1 項に規定するテレホンクラ

- ブ等営業を営もうとする者とみなして、同項（同項に係る罰則を含む。）の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の 10 日前までに」とあるのは「平成 9 年 1 月 31 日までに」と、「次に」とあるのは「第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号に」とする。
- 6 前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による届出をした者で改正後の条例第 15 条の 3 第 1 項に規定する区域内でテレホンクラブ等営業を営んでいるものの当該テレホンクラブ等営業については、施行日から 2 年を経過する日までの間は、同項の規定は、適用しない。
- 7 施行日から 10 日を経過する日までにテレホンクラブ等営業を営もうとする者に関する改正後の条例第 15 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「営業を開始する日の 10 日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 8 この条例の施行の際現に改正後の条例第 11 条第 2 項第 6 号に規定する利用カード類（以下「利用カード類」という。）の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしているものは、改正後の条例第 15 条の 6 第 1 項に規定する利用カード類の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしようとするものとみなして、同項（同項に係る罰則を含む。）の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の 10 日前までに」とあるのは「平成 9 年 1 月 31 日までに」と、「次に」とあるのは「第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に」とする。
- 9 前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第 15 条の 6 第 1 項の規定による届出に係る自動販売機については、施行日から 3 月を経過する日までの間は、改正後の条例第 15 条の 5 第 1 項の規定は、適用しない。
- 10 施行日から 10 日を経過する日までに利用カード類の販売を業とする者で自動販売機による利用カード類の販売をしようとするものに関する改正後の条例第 15 条の 6 第 1 項の規定の適用については、同項中「販売を開始する日の 10 日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。
- 11 この条例の施行の際現に掲出され、又は表示されている改正後の条例第 15 条の 7 第 1 項に規定するテレホンクラブ等営業所の名称等に係る広告物については、施行日から 3 月を経過する日までの間は、同項の規定は、適用しない。

附 則（平成 10 年条例第 60 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 48 号）

この条例は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成 11 年 11 月 1 日）

附 則（平成 11 年条例第 59 号）抄

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 48 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 85 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 3 項の改正規定及び第 20 条の改正規定（「第 15 条の下に「第 15 条の 6」を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 59 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。







## 青森県子ども・若者白書

平成 28 年 3 月発行

編集発行 青森県環境生活部  
青少年・男女共同参画課  
青森市長島一丁目 1 番 1 号  
T E L 017-734-9226  
F A X 017-734-8050  
E-mail seishonen@pref.aomori.lg.jp